

平成 27 年

## 第 4 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 27 年 9 月 8 日

閉 会 平成 27 年 9 月 18 日

大 津 町 議 会

## 平成 27 年第 4 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 8 日	火	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明 議案質疑、委員会付託	
9 月 9 日	水	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 10 日	木	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 11 日	金	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 12 日	土		休会	議案等検討	
9 月 13 日	日		休会	議案等検討	
9 月 14 日	月	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 15 日	火		休会	議案等整理	
9 月 16 日	水	午前 10 時	本会議	一般質問	
9 月 17 日	木	午前 10 時	本会議	一般質問	
9 月 18 日	金	午前 10 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	本会議終了後 全員協議会
会 期				11 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議会行事報告
- 資金不足比率報告書
- 健全化判断比率報告書
- 平成26年度決算カード
- 平成26年度大津町普通会計決算状況調
- 平成26年度大津町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書
- 平成26年度公営企業会計経営健全化審査意見書
- 平成26年度財政健全化審査意見書
- 平成26年度大津町工業用水道事業会計決算審査意見書
- 平成27年度大津町一般会計・特別会計補正予算の概要
- 平成27年度財政援助団体に関する監査報告書
- 平成27年6月例月出納検査の結果について
- 平成27年7月例月出納検査の結果について
- 平成27年8月例月出納検査の結果について

# 平成 27 年第 4 回大津町議会定例会会議録

平成 27 年第 4 回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第 1 日)

平成 27 年 9 月 8 日(火曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
出席議員	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行		
	書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 中 野 正 継	
	副 町 長 徳 永 保 則	総 務 部 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 羽 熊 幸 治	
	総 務 部 長 田 中 令 児	総 務 部 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 白 石 浩 範	
	住 民 福 祉 部 長 杉 水 辰 則	総 務 部 課 長 補 佐 兼 財 政 係 長 白 石 浩 範	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	教 育 課 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 松 永 高 春	
	併任工業用水道課長		
	総 務 部 次 長 兼 課 長 徳 永 太	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 徳	
	総 務 部 総 務 課 長 本 郷 邦 之	代 表 監 査 委 員 大 久 保 純 一	

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第48号	大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
議案第49号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第50号	大津町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第51号	大津町外四ヶ市町村共有財産の処分について
議案第52号	平成27年度大津町一般会計補正予算（第4号）について
議案第53号	平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第54号	平成27年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）について
議案第55号	平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
議案第56号	平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第57号	平成27年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
議案第58号	平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
認定第1号	平成26年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	平成26年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第3号	平成26年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号	平成26年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号	平成26年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号	平成26年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号	平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第8号	平成26年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成27年第4回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成27年 6月8日 陳 情 第 号	労働法制の規制強化と安定雇用の 確立を求める意見書の提出に關する 陳情	熊本中央区神水1-30-7 熊本県労連 道州制阻止キャラバン熊本県 実行委員会 実行委員長 中原 誠	配布のみ
平成27年 6月8日 陳 情 第 号	「集团的自衛権」行使を具体化する 「安全保障法案」に反対することを求 める陳情書	熊本中央区神水1-30-7 熊本県労連 道州制阻止キャラバン熊本県 実行委員会 実行委員長 中原 誠	配布のみ
平成27年 7月1日 陳 情 第 号	津田桂伸議員に關する陳情	白川漁業協同組合理事 菊池郡菊陽町原水840-17 吉永清昭 熊本市東区龍田弓削1-19- 12 志水 力 熊本市東区石原3-9-40 西島武繼 熊本市東区吉原273-3 宮本和隆	配布のみ
平成27年 8月14日 陳 情 第 号	津田桂伸議員に關する陳情	白川漁業協同組合理事 菊池郡菊陽町原水840-17 吉永清昭 熊本市東区龍田弓削1-19- 12 志水 力 熊本市東区石原3-9-40 西島武繼	配布のみ
平成27年 8月18日 陳 情 第 号	外国人の扶養控除制度の見直しを 求める意見書の採択を求める陳情	福岡県行橋市今井3713-1 小坪 慎也	配布のみ
平成27年 8月24日 陳 情 第 号	「地震学の間違いの調査を熊本大学 学長に依頼して地震学の間違いを 公にする」に關する陳情	埼玉県さいたま市南区内谷7 -7-25 田内 雄司	配布のみ

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 7 年 9 月 8 日 (火) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議会運営委員会所管事務調査報告について
- 日程第 5 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について
- 日程第 6 議案第 4 8 号 大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 9 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 8 議案第 5 0 号 大津町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5 1 号 大津町外四ヶ市町村共有財産の処分について
- 日程第 1 0 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度大津町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 1 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1  
号) について
- 日程第 1 2 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受  
託特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 3 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 2  
号) について
- 日程第 1 4 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)  
について
- 日程第 1 5 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 1  
号) について
- 日程第 1 6 議案第 5 8 号 平成 2 7 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第  
1 号) について
- 日程第 1 7 認定第 1 号 平成 2 6 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 2 号 平成 2 6 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 1 9 認定第 3 号 平成 2 6 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受  
託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 4 号 平成 2 6 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 2 1 認定第 5 号 平成 2 6 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第 2 2 認定第 6 号 平成 2 6 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の  
認定について

日程第 2 3 認定第 7 号 平成 2 6 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
の認定について

日程第 2 4 認定第 8 号 平成 2 6 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決  
算の認定について

一括上程、提案理由の説明

日程第 2 5 議案質疑

議案第 4 8 号 質 疑

議案第 4 9 号 質 疑

議案第 5 0 号 質 疑

議案第 5 1 号 質 疑

議案第 5 2 号 質 疑

議案第 5 3 号から議案第 5 5 号まで 一括質疑

議案第 5 6 号から議案第 5 8 号まで 一括質疑

認定第 1 号 質 疑

認定第 2 号 質 疑

認定第 3 号から認定第 8 号まで 一括質疑

日程第 2 6 委員会付託

議案第 4 8 号から議案第 5 8 号まで

認定第 1 号から認定第 8 号まで

午前 9 時 5 9 分 開会

開議

○議 長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成 2 7 年第 4 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定によって、3 番佐藤真二君、4 番松田純子さんを指名します。

#### 日程第 2 会期の決定

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告します。

当委員会は、8月28日午前10時から委員会A室において、議会運営委員また大塚議長に出席を願い、平成27年度第4回大津町議会定例会について審議しました。

まず、町長提出議案の19件について執行部より大筋の説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議をいたしました。また、議事日程、会期の日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。認定第1号、平成26年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号、平成26年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの8件の決算関係については、本日の会議で町長の提出理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することになりました。

一般質問については9名ですが、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から9番までの順になることになりましたが、委員会については定例会決算認定があります。4日間行うことになりました。

したがって、会期日程については議席に配付のとおりです。本日から9月18日までの11日間としました。一般質問については本日9月8日午前9時からA室において、再度審議を行いました。山本重光君が辞職されましたので、山本重光君の一般質問が削除されたことにより、一般質問者が8名となりますので、一般質問の1日目は通常通告者の1番から4番まで、2日目が5番から8番までの順で行うことになりました。また最終日に人事案件、契約案件が追加提案される予定です。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から9月18日までの11日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの11日間に決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をします。

去る9月4日、山本重光議員から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日許可いたしましたので報告いたします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

#### 日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4 議会運営委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会運営委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） ただいまから議会運営委員会の所管事務調査報告をいたします。当委員会は7月7日、8日に議会運営委員、執行部、事務局で福岡県古賀市と筑前町の2カ所を研修いたしました。

まず、古賀市では、議会運営全般と議会活性化の取り組みについて研修しました。古賀市は福岡市に接近し、市内に三つのJR駅があり、国道や九州自動車道、古賀インターチェンジなどがあり、交通アクセスに恵まれた市であります。人口が約5万8千人、合併もせずに単独で平成9年10月1日に市制に移行しています。一般当初予算が約200億となっております。議員定数は19名で女性議員が5名おられます。常任委員会は3委員会に、議会運営委員会、平成26年に開催されました特別委員会として、予算審査、決算審査、補正予算審査、議会編集があります。閉会中の活動については各常任委員会で、閉会中の所管事務調査としてその委員会の所管事務全般を付託されており、閉会中に必ず所管事務調査年4回、1回につき1日から2日を実施し、次回定例会に委員長が報告されています。議会改革については、古賀市は2013年、日本経済新聞の調査で、全国で46位、前回の341位から大躍進されています。また2014年度早稲田大学マニフェスト研究が発表した地方議会の改革度ランキングでは全国で32位とのことでした。これは議会基本条例やインターネット議会が評価されたそうです。インターネット中継については、全員協議会において、一年間の議論の結果、2012年6月議会から実施されております。2014年3月からは特別予算委員会も中継の対象となっております。議会基本条例については、議会基本条例特別委員会で2年間に及ぶ議論の結果賛成多数で可決されました。その後、基本条例準備会で8カ月間の議論の末、2014年3月に議会運営委員会が会議規則改正案を提出し、全員賛成で可決されています。議会活性化に向けた取り組みとして次の点が挙げられています。一つ目が議会ホームページを利用し、情報発信の取り組みとして委員会報告の全文掲載、議会トップクラスでスピーディーな短信情報の発信。二つ目が議会改正規則案に伴う審議と採決改善の取り組みとして、補正予算の特別委員会に付託し、慎重審議、質疑・討論の通告導入により、活性化と効率化、押しボタン式表決システムの導入、賛成反対の人数の確定です。三つ目が基本条例施行に伴う議会報告会、自由討論の取り組みとして平成14年7月に3中学校区で初の議会報告会を開催し、総務委員会、決算委員会において自由討議が実施されます。さらに請願審査の委員会では提出者の意見を直接聞く予算決算特別委員会のインターネット中継の拡大。政策推進会議の成果として、災害対応要領、災害時行動マニュアルを作成しています。議会報告会については、3日間で約100名の参加者がありました。今年から内容を変更し、議会からの報告等、市民との意見交換を実施したいとのことでした。古賀市議会の活性化についてはいろいろ取り組んでおられます。1997年の市制施行を契機に改革に着手され、2011年5月新体制発足により、議会基本条例制

定に向けた取り組みがなされ、さらに制定後の取り組みなどは条例化でその環境が整備されています。大津町議会においても個々に取り組んできていますが参考とすべき事項があると思います。

次に、筑前町であります。議会運営全般と議会活性化の取り組みについて研修しました。平成17年3月に旧三輪町と旧夜須町が合併し筑前町となりました。総面積は約67平方キロメートルで、福岡市まで約30キロ圏内にあります。人口は約2万9千人の町です。議員は16名、事務局は3名、うち1人は監査事務を兼務しています。議会運営委員会は副議長と各常任委員長の4名で形成されています。議長はオブザーバーとして参加されております。議会活性化委員会で議会改革全般、議会報告会、各種団体との意見交換会等の開催を検討されています。定例会以外の月に定例協議会が開催され、執行部からの報告、各委員長、議員からの報告と協議、一部事務組合からの報告、自由討議がなされています。自由討議した結果として、平成23年から議会報告会の実施、平成20年3月定例会で費用弁償の廃止、条例の改正、平成26年1月に議員定数報酬についての現状維持との決定がなされています。議会改革については、筑前町では2014年度早稲田大学マニフェスト研究が発表した地方議会の改革が、ランキングでは全国で65位、住民参加では18位とのことでした。住民参加について評価された点として、一つ目が定例会、委員会、全てにおいて無条件公開、資料も全て提供されている。二つ目が議会報告会、意見交換会を積極的に行っている。三つ目が各会において意見等を「議会だより」に公開している。四つ目が定例会で視力補助等のバリアフリー対策を行っている。五つ目がアンケート民意調査結果を公開しているとのことでした。議会報告会について、平成23年は6カ所だけ開催され、178名の参加がありました。しかし、平成26年度は1カ所で開催され、84名とのことでした。参加者は年々少なくなり、固定化が見られるとのことでした。また、町内各団体との意見交換の開催については、区長会、老人クラブ、商工会、シルバー人材、農業委員会、男女が輝くまちづくりを考える会、魅力あるまちづくりの女性の会などの意見交換がなされています。大津町においても、各常任委員会で各団体との意見交換が行われていますが、住民の意見を聞き、開かれた議会を目指す上で、積極的に取り組むべきだと思ったところです。

以上で、議会運営委員会の調査報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで議会運営委員長報告を終わります。

#### 日程第5 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5 議会広報編集特別委員会所管事務調査報告についてを議題とします。議会広報編集特別委員長から所管事務調査報告の申し出がっておりますので、この際これを許します。

議会広報編集特別委員長手嶋靖隆君。

○議会広報編集特別委員長（手嶋靖隆君） おはようございます。大津町議会の広報編集特別委員会の行政調査の報告を行いたいと思います。

まず、7月の27日に恒例の広報委員研修を福岡県の糟屋郡の須恵町役場において、行政調査を行

いましたので、要約してご報告いたします。今回の視察、研修の先の選定につきましては、先般送られました第29回町村議会広報全国コンクールにおいて、「須恵町議会だより」189号が奨励賞を受賞されまして、41都道府県234町村から応募があった広報誌の中から選考されたもので、福岡県町村では8年ぶりに入賞したということでございます。特に表紙の写真はシリーズとして未来を担う子どもたちと題し、須恵町の子ども姿を焦点においてバランスのとれた構図が評価されたものだと思います。広報委員全員出席にて歓迎を受けまして、三角議長の挨拶をいただき、本町より来町の挨拶ののち、両町の委員の自己紹介を行い、議会広報全般についての委員長より説明を本町との相違点を検索しながら、質疑意見交換を行いました。議会広報発刊の概要につきましては、発刊したのが昭和40年5月でした。議会広報の名称は三度変更されております。最初は「議会ニュース」、次に「須恵町」、三番目に「須恵町議会だより」ということで変更されてまいっております。発刊状況は、発刊回数は定例会ごとに年4回発行。発行部数は7千500部です。仕様につきましては、規格A4番で、質はコート紙、6ページから20ページでございます。色はフルカラーということでした。ページにつきましては27年度の予算額が137万7千円ということでございます。18ページで、1頁大体41円の経費がかかるということございまして、枚数ごとに3円アップということになっております。配布の方法につきましては、各行政の連絡員宅に配付しまして、町報と同時に配付しているということです。町内施設掲示については郵送しているということでした。広報委員会については、名称は議会広報特別委員会、委員は各常任委員から2名ということで、この場合、二つの委員会でしたので4名の構成でした。発行責任者は議長、委員の任期は4年間です。委員会の開催回数は、1回発行で大体4ないし5回ということでした。議会広報の編集については、文章表現、文体は基本的には敬体文。それから内容が必要に応じては常体文を使用しているということでした。掲載内容につきましては、表紙シリーズを「未来を担う子どもたち」ということでの表現で人物構造でなされております。トップ記事としては定例会の主要議案、それから委員会のレポート、常任委員会の審議内容と視察・研修等の報告等です。シリーズの記事、「まちのリーダーさん」とか各種団体のサークルの紹介、施設等の訪問、わが町の宝物、それから議会用語集、4コマの漫画「みえる未来ちゃん」ということで、これは須恵町の出身のイラストレーターに依頼しているということでありました。一般質問につきましては、通告書ごと掲載し、議員氏名の顔写真を掲載、質問数にかかわらず1人1ページということございまして、顔写真は本会議の中で撮影したものを載せるということございまして、質問の要旨の提出は質問議員が提出した原稿どおりに掲載する。反訳原稿をもって事務局長が答弁を要約するということでした。それから議長通信、これは定例会でのコメントということで議長の活動報告。それから追跡記事、これは一般質問のその後の経過についてを掲載していくということです。編集後記等の掲載内容になっておりました。委員と議会事務局との分担ですけれども、委員担当は委員会レポート、住民登場記事ですね。それから編集後記、議長通信、事務局担当が上記の以外の原稿、それから写真撮影、印刷、業者との打ち合わせ、修正変更の指示、合同で行うものが全体のレイアウト、それから見出しの選定、写真の設定、写真のキャプション、住民登場の記事の取材・校正ということに分担されておりました。編集につきましては、特に心掛けているということは、写真を大きくですね、

これは週刊誌あたり用いるような方法で行っているということでした。見出し・写真で内容がすぐに判明するというやり方でございます。見出しを的確に設定する、それから外来語のわかりにくい語句などについては用語解説を掲載していく、できるだけ余白を適度にとるということを心掛けているということでした。その他、PDF形式のホームページに掲載しているということです。以上のような議会広報の全般について、委員長より説明を受け、同時に両町の広報誌を比較しながら意見交換を行い、相互の評価・改善を見出すことができ、いかに見てもらう紙面づくりが大事かということを感じました。特に、今回の研修で広報編集の在り方、感じたことは、「議会だより」において総合的に事業、写真紹介が実際化され、わかりやすい枠組みとなっていると。各意見の賛成、反対、討論においてもその都度簡潔に掲載されている。また、施設等の工事施行については、その概要、事業者の財務内容等を明記し、写真と並列し一目で概要が把握できる構成となっております。一般質問の欄では、「ここが聞きたい」ということで大きなタイトルで上部に答弁の町長の姿勢写真、それから下のほうに質問者の上半身の写真を用いて、4段枠組みで、文字の間隔があり、見やすい簡潔な質疑応答の紙面ができており、立体感を感じました。最後に、記念すべき創刊50周年記念編集に当たり、表面写真の掲載選考に私たち委員も選考にかたってほしいという要望でございましたので、一緒に選考を行いましたことが深く感銘いたしましたわけでございます。詳細について、基本的な手法については省略をいたします。

次に、7月の23日2日目の研修地、福岡新宮町の研修を行いました、これも選定につきましては、大津町の類似団体はないかなと探しておりましたが、人口が3万人ということでございまして、世帯が1万1千500人、それから予算関係も133億円ということでございまして、本町に似たような研修地であるということで選定したわけでございます。当町では、北崎議長ほか議員6名、中野議会事務局長も同席いただきまして、両委員の紹介、議長挨拶の議会広報編集全般について、松井委員長から説明を受けました。「新宮町だより」編集方針については発刊の趣旨として本会議の審議内容の一般質問、それから委員会報告という三つがですね、大きな視点になりまして、議員が主体となって編集の発行を行っているということでした。編集体制につきましては、議会広報編集委員6名、各常任委員会から2名選出されております。発行責任者は議長。委員長、副委員長は互選ということでした。発行、平成10年5月、年に4回発行を行っているということです。発行は町広報と同じように閉会后翌日の25日以内に行っているということでした。印刷所は社会福祉法人に発注をお願いしていると。配布は全所帯、町内、各企業に配布しているということです。規格は表紙「新宮町議会だより」ということで、用紙はA4判で裏面カラーでございまして、中が2色刷りでございました。ページ数は18から22ページということで、平均21ページということでございます。行数が32行で11字詰めの6段組みで作っておりますが、字体数にしますと352字で行うということでございます。印刷部数は1万1千900部ということでした。予算としましては、印刷製本が255万4千円、それからパソコンの維持費が2台で48万6千円、視察研修費が39万7千円、費用弁償35万円、ということで、トータルで377万円でございます。それから基本事項の心得としては、やはり読みやすい見やすい住民に親しまれる「議会だより」を目指していると。議会情報を正確に早く伝える。

行政チェック機能として、役割を認識し、結果だけではなく、決まるまでの経過等も載せている。長文を避け、難しい専門用語はなるべく使っていないと。新聞の切り抜き等、記事利用する場合には、挿絵等も含めて、著作権の許可が必要となるので慎重に取り扱っているということでした。それから、事前に質疑申し出をしておりましたが、これを紹介しますと、まず、広報編集を進める中で、議会内部の委員会等で申し合わせ事項はないかということ聞いたわけですが、回答は、本会議審議内容の一般質問と委員会報告、議員の視点で議員が主体となり編集し、基本事項を順守しながら、編集発行に努めていますということでした。請願陳情と意見発議等についての討論の掲載はどうなっているかということでしたが、回答で決まりはないが賛成反対、双方ともある場合は掲載しているということです。内容等については委員会で協議をして行うということでした。それから3番に表紙、記事、写真について、誰がどのように用意されているのかということでしたが、回答は、事務局の女子職員がおりまして、こども達の写真掲載確認、学校、団体等の許可を取りながら、その他の施設等の同時に現場をとっているということでした。ほかに、特殊事業の内容について誰がどのように決めるのかということですが、これは議会終了後、委員会内部で検討して決めているということです。5番に広報編集にあたりどのようなことに傾注して取り組んでいるのかということでしたが、議会としては議会情報誌として読んでもらう紙面づくりが大事であると。住民に親しまれる、見てもらうことが前提として、内容にそういった箇条書きの比較的読みやすい住民の目線でわかりやすい紙面づくりに努めていますということでした。最後に今回の広報編集委員会の研修に当たりまして、感想も、改善点を、よその広報委員会の研修の中で見出すことができ、本町の広報活動の大きな違いを思いました。また、相互の「議会だより」の交換をしながら、第三者の目線で長所と短所と注意点を出示していただきまして、質疑・意見交換をできたことが有意義であったと思えました。今後見やすい議会情報を提供できるように、一丸となって改善すべき事項を列記をし、一つ一つできることから取り組んでいきたいと思っておりますので、議員各位のご指導ご協力を切にお願い申し上げ、今後の広報づくりにまい進していきたく思います。

以上を申しまして、特別広報編集委員会の研修報告といたします。終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） これを議会広報編集特別委員長報告を終わります。

#### 日程第6 議案第48号から日程第24 認定第8号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第6 議案第48号 大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、日程第24 認定第8号 平成26年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの19件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます前に、先の台風15号におきます被害をお受けられた皆様にお見舞いを申し上げます。また、ボランティア活動等に取り組まれた皆さん、心よりお礼を申し上げます。

います。そして、予備費を使いながら災害復旧に努めておりますことをご報告を申し上げたいと思います。

提案理由の説明をさせていただきます。

議案第48号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第49号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、臨時及び非常勤職員の給与を定めることに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第50号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、通知カード及び個人番号のカードの再交付手数料を規定し、また、字図等の写しの交付に係る手数料を規定することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第48号から議案第50号の3議案につきましては、条例の一部改正でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第51号、大津町外四ヶ市町村共有財産の処分についてですが、湯舟川砂防ダム建設用地として、共有財産を熊本県に売却するものです。

議案第51号は、公有財産の処分ですので、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第52号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億6千565万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ131億7千165万2千円とするものです。

歳入では、町税1億1千600万円、地方交付税1億3千646万5千円、使用料及び手数料4万1千円、国庫支出金1千464万4千円、県支出金1億8千657万1千円、繰越金4億4千698万3千円をそれぞれ増額し、繰入金3億2千901万8千円、諸収入3万4千円、町債1億599万3千円をそれぞれ減額するものです。

歳出では、総務費3億844万1千円、民生費1億2千751万6千円、衛生費2万4千円、農林水産業費1千81万3千円、消防費41万4千円、教育費542万7千円、災害復旧費732万6千円、予備費2千368万4千円をそれぞれ増額し、土木費1千798万6千円を減額するものです。

次に、議案第53号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8千920万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ35億8千193万6千円とするものです。

歳入では、国庫支出金95万7千円、県支出金6万9千円、前期高齢者交付金5千845万5千円、繰越金9千972万8千円をそれぞれ増額し、繰入金7千万円を減額するものです。

歳出では、総務費6万9千円、後期高齢者支援金等61万9千円、保健事業費95万8千円、諸支

出金2千887万4千円、予備費5千871万4千円をそれぞれ増額し、前期高齢者納付金等2万5千円を減額するものです。

次に、議案第54号、平成27年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ965万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千689万3千円とするものです。

歳入では、財産収入965万2千円を増額し、予備費965万2千円を増額するものです。

次に、議案第55号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千447万6千円とするものです。

歳入では、繰越金1千798万6千円を増額し、繰入金1千798万6千円を減額するものです。

歳出では、事業費80万円を増額し、予備費80万円を減額するものです。

次に、議案第56号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7千40万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億4千993万2千円とするものです。

歳入では、国庫支出金57万4千円、支払基金交付金574万5千円、県支出金224万5千円、繰越金6千183万9千円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、諸支出金2千610万円、予備費4千430万3千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第57号、平成27年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千93万7千円とするものです。

歳入では、繰越金1万1千円を増額し、繰入金1万1千円を減額するものです。

次に、議案第58号、平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ109万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7千101万9千円とするものです。

歳入では、繰越金が108万5千円、諸収入1万1千円をそれぞれ増額し、歳出では、諸支出金1万1千円、予備費108万5千円をそれぞれ増額するものです。

議案第52号から議案第58号までの7議案につきましては、平成27年度一般会計及び特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

続きまして、認定第1号から認定第8号までの案件は、平成26年度一般会計、特別会計及び事業会計に係る歳入歳出決算の認定についてでございますが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会で、ご審議いただくこととなっております。

一般会計では、歳入総額144億2千620万円、歳出総額138億3千39万8千円、翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費4千881万9千円を差し引きまして、実質収支額5億4千698万3千円となっております。

大津町国民健康保険特別会計ほか各特別会計におきましては、歳入総額72億6千347万2千円、歳出総額69億7千753万円でございます。

また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額9千611万8千円、支出済額7千432万9千円となっております。

決算の認定につきましては、認定第1号から認定第8号までは、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

また、監査委員の監査意見書、決算資料及び主要な施策の成果を配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の平成26年度の決算状況について簡単にご説明を申し上げます。

まずは歳入でございます。大津町の収入の31.6%は、町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。

町税総額は、45億6千500万円で、昨年より0.9%増、4千200万円の増額となっております。

内訳は、個人町民税は2.9%の増、3千800万円の増額となっております。

法人町民税は15.7%増、6千700万円の増額、固定資産税は2.1%減、5千万円の減額となっております。

また、自主財源は、歳入合計の49.9%、72億1千万円で、前年度比19.1%増となっております。要因としては、繰越金が20.7%減となったものの、公共施設整備基金や庁舎建設基金への積み立てを行うため、財政調整基金から8億円の取り崩しを行ったことが大きな影響し、繰入金が前年度に比べ、13億2千700万円の大幅な増額となっております。

依存財源は、前年度比6%の増額で、4億1千100万円の増額で、要因としては、国庫支出金が12.8%の減額となっているものの、地方債が学校教育施設整備事業分の増額により10.1%の増、普通交付税の基準財政需要額の増などにより、17.6%の増額となったことが影響しております。

次に、歳出でございますが、総務費は、財政調整基金積立金が7億6千700万円の増額などにより、43.7%の増、民生費は、保育所緊急整備事業の1億7千200万円の増、臨時福祉給付金6千900万円、各種繰出金の増額などが影響し、全体では13.4%、5億1千600万円の増となっております。

教育費は、大津北中学校の増築工事などにより29.3%、4億500万円の増となっております。

義務的経費は、年々増加傾向にあります。全体では59億800万円、5.3%の増となっております。

町債の残高につきましては、平成26年度末で131億6千300万円、前年度比5億5千800万円の増額となっております。これは、地方の財源不足を補うための起債である臨時財政対策債の急激な膨らみが影響しています。

基金につきましては、平成26年度末の総額は51億3千400万円で、前年度比2億3千200万円の増額となっております。

財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく指標につきましても国が示す早期健全化基準を超えるものではありませんが、今後ともさらなる健全財政の運営に努めなければならないと考えています。

以上、簡単でございますが、町の財政状況の説明とともに、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決ご認定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、各会計の決算認定以外の議案につきましては、所管部長及び次長より詳細説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

11時から再開いたします。

午前10時49分 休憩

△

午前11時01分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） おはようございます。

議案第48号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、説明をいたします。

議案集の1ページから4ページ、説明資料集は1ページから7ページになります。

説明資料集の1ページで説明をさせていただきます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法にもとづきまして、全ての国民に個人番号が付番されることになりました。この個人番号は個人情報に該当し、大津町個人情報保護条例の規定が適用されることとなります。個人番号は不正な利用等が行われぬよう厳格に取り扱う必要があり、番号法は個人番号をその内容に含む特定個人情報及び情報提供等記録についてより厳格な保護措置を講ずることとしており、地方公共団体に対し、番号法の規定の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずることを求めています。これを受けまして、特定個人情報等の取り扱い及び利用について条例の改正を行うものです。具体的には第3章の次に、第3章の2、特定個人情報に関する特則として10の条文を追加しております。下から5行目に条例改正内容について、①が第48条の2、定義関係ですが、番号法で新たに定義された特定個人情報や情報提供等記録等の用語について、同様に条例で規定するものです。特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報、そして情報提供等記録は情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関の間でやりとりされたかに係る記録と規定されております。

2ページをお願いいたします。②第48条の3、利用の制限ですが、特定個人情報の目的外利用は番号法に規定されている場合に限り認められているため、人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り認めるとしてあります。なお、情報提供等記録については目的外利用が認められていないため、禁止するとしてあります。③第48条の4、提供の制限ですが、これも番号法第19条の各号に該当する場合の

み提供できるとされておりますので、条例においても同様に規定するものです。個人番号関係事務の処理に必要な限度で提供を行う場合や、生命、身体、財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り認めるものです。④第48条の5、任意代理人による開示請求、第48条の7、任意代理人による訂正請求、第48条の10、利用停止請求の事由等については、番号法では本人参加の権利をより一層保護するため特定個人情報及び情報提供等記録について本人及び法定代理人に加え、任意代理人に対しても開示請求等を認めていることから、条例においても同様に規定するものです。⑤第48条の6、第48条の8は事案の移送ですが、特定個人情報の開示、訂正請求の移送は認められますが、情報提供等記録については他の実施機関で開示等の決定をすべき場合が想定されず、番号法では移送に関する手続きを適用除外としていることから、条例においても同様に規定するものです。

3ページをお願いいたします。⑥第48条の9、訂正決定にもとづく訂正の実施をした場合における通知先ですが、情報提供等記録は情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録、保管されるものですので、訂正した場合はこれらのものに通知しなければならないこととされており、条例で規定するものです。⑦第48条の10、利用停止請求の事由等ですが、番号法では特定個人情報について一般の利用停止請求事由に加え、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、同様に条例でも規定するものです。アからカまでの6つの違反を規定しております。⑧第48条の11、適用除外として、他の法令等により、同一の方法での開示が認められている場合は、当該法令等により開示することとされておりすけれども、マイポータルによる情報開示のほうがより利便性が高い場合も想定されるため、他の法令等により同一の方法の開示が定められている場合でも、番号法に基づくマイポータルを通じた開示を可能とするものです。4ページ目からが新旧対照表ですけれども、今まで説明しました10の条文を第3章の次に第3章の2、特定個人情報に関する特則として追加をしております。

議案集の4ページをお願いいたします。附則で、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日、平成27年10月5日から施行するとしております。

続きまして、議案第49号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案集の5ページ、6ページ、説明資料集は8ページと9ページをお願いいたします。

説明資料集の8ページで説明をさせていただきます。改正理由といたしまして、大津町では、臨時及び非常勤の職員の報酬及び賃金等につきましては、要綱にもとづき支給をしておりましたが、地方自治法第203条の2第4項の規定で報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされており、今回条例を改正し、これを規定するものです。今後の支給根拠といたしましては、非常勤職員及び臨時職員ともに大津町一般職の職員の給与に関する条例に定め、詳細はそれぞれの要綱に委任したいと考えております。

次のページをお願いいたします。第20条、臨時又は非常勤職員の給与。臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び短時間勤務職員を除く。）の給与又は報酬については、他の一般職の職

員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が別に定めるとしております。

議案集の6ページをお願いいたします。附則で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第50号、大津町手数料条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。議案集は7ページと10ページ。説明資料集は12ページをお願いいたします。なお、議案集の8ページの第1条と第2条はマイナンバー法施行に伴う改正でございますので、後ほど住民福祉部長が説明をいたします。

説明資料集の12ページをお願いいたします。別表、第2条関係、区分7その他、手数料を徴収する事項の(4)道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定に基づく臨時運行許可申請手数料の次に、(5)字図等の写し交付手数料、1枚につき300円を追加するものです。現在、字図等の写しは1枚300円の金額で、税関係コピー代として雑入で受け入れをしております。当初は手数料として300円を徴収しておりましたけれども、平成12年度に情報公開条例に基づく公開文書のコピー代と同額の20円に改定し、手数料からは除外をいたしております。その後、平成16年度に近隣市町村との均衡を図るため、300円に改定を行っておりますが、金額につきましてはコピー代の実費額ではなく、人件費や物件費などの必要経費を含んだ手数料相当額となっております。大変遅くなり申し訳ございませんけれども、今回改めて税関係コピー代ではなく、字図等の写し交付手数料として条例の改正をお願いするものです。

議案集の10ページをお願いいたします。附則で、第3条の規定は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長(大塚龍一郎君) 住民福祉部長杉水辰則君。

○住民福祉部長(杉水辰則君) おはようございます。議案第50号、大津町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案集の7ページ、説明資料集は10ページ、11ページをお願いいたします。今回の改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定、いわゆる番号法の施行に伴い交付をされます通知カード、個人番号カードの再交付手数料を徴収するため、条例の一部を改正しようとするものです。個人番号は27年10月5日時点で、住民基本台帳に記載されている住民に対し、番号が指定され、それ以降に通知番号が送付されます。個人番号カードは申請された方に1月から交付をされますが、初回の交付につきましては、国が費用を負担するため無料になりますが、カードを紛失したり破損した場合の再交付につきましては、国の補助はなく、再交付手数料相当額を町が負担し、地方公共団体情報システム機構へ支払わなければならないことから受益者負担の考え方により、再交付手数料を徴収するものです。

議案集の8ページをお願いします。第1条としまして、別表中2、住民基本台帳(7)住民基本台帳カードの再交付手数料の次に、(8)通知カードの再交付手数料(通知カードの追記欄の余白がなくなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)の項目を加え

るものです。手数料額は1件につき500円としており、この額は総務省の示す基準額で、それぞれ  
の原資、ICカードの購入原価等を考慮し、町が地方公共団体情報システム機構に支払わなければなら  
ない手数料と同額としております。

第2条としまして、9ページをお願いいたします。別表中2、住民基本台帳、(6)住民基本台帳  
カードの交付手数料、(7)住民基本台帳カードの再交付手数料の2項目を削り、第1条で加えまし  
た(8)を(6)とし、その次に(7)としまして、個人番号の再交付手数料の項目を加えるもので  
す。手数料額は1件につき800円としており、この金額も先ほどご説明しました総務省が示した基  
準額と同額となっております。住民基本台帳カードにつきましては、既に持っている方で個人番号カ  
ードを申請する方は返納しなければなりませんし、個人番号カードを取得しない方は住基カードを有  
効期限まで使えますが、有効期限がきましたら再交付はできず、新たに個人番号カードを取得しな  
ければならなくなり、住基カードの交付、再交付ともできなくなりますので、住基カードに関する手  
料の2項目は削除するものです。

10ページをお願いいたします。施行日につきましては、附則で、この条例中第1条の規定は平成  
27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第53号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につい  
てご説明いたします。補正予算書のほうをお願いします。

補正予算書の1ページ、補正予算の概要は9ページをお願いいたします。

今回の補正の主なものは、平成26年度の歳入歳出の額の確定に伴う繰越金及び同様給付費負担金  
の額の確定に伴う償還金でございます。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8  
千920万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億8千193万6千円とす  
るものです。

歳出からご説明いたします。予算書の11ページをお願いいたします。款1、項1、目1一般管理  
費、節13委託料6万9千円につきましては、平成30年度から保険者が県に移行するため、国民健  
康保険税システムを改修するための業務委託料です。款2、項1、目1一般被保険者療養給付費から、  
12ページをお願いいたします。款2、項2、目3一般被保険者高額介護合算療養費までは、平成2  
7年度前期高齢者交付金が確定したことにより、財源を組み替えしたものです。款3、項1、目1後  
期高齢者支援金61万9千円の増額及び13ページをお願いいたします。款4、項1、目1前期高齢  
者納付金2万5千円の増額については、それぞれの支援金及び納付金の額の確定により補正したも  
のです。款8、項1、目1特定健康診査等事業費95万8千円については、国の助成を活用し、保健指  
導を強化するため臨時職員を雇用するものです。款11、項1、目3償還金の2千887万4千円の  
増額補正は、平成26年度療養給付費負担金などの額の確定に伴い、国・県への返還金を計上したも  
のです。

14ページをお願いいたします。款12予備費で財源の調整を行っております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。款3、項2、目1財政調整交付金、節2特別調整交付金9

5万7千円は、保険事業に伴う賃金の補助金です。款4、項2、目2健康福祉補助金、節1健康福祉補助金6万9千円は、県に保険者が移行することに伴うシステム改修に対する補助金です。款6、項1、目1前期高齢者交付金、節1現年度分は前期高齢者交付金の交付決定により、5千845万5千円の増額補正を計上しております。

10ページをお願いいたします。款9、項1、目1一般会計繰入金、節5その他の繰入金につきましては、法定外繰入金を7千万円減額するものです。款10、項1、目2その他繰越金は、平成26年度国民健康保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うものでございます。

続きまして、議案第56号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。介護保険特別会計補正予算のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は11ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千40万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4千993万2千円とするものです。今回の補正の主なものは、平成26年度の歳入歳出の額の確定に伴う繰越金及び介護給付負担金等の額の決定に伴うものと補助事業の関係で認知症サポーター養成講座等の包括的支援事業費と地域ケア会議等の2事業費とも同額で組み替えを行うものです。

歳出から説明をいたします。

10ページをお願いいたします。款3、項1、目2包括的支援事業費及び目3任意事業費につきましては、ただいま申し上げましたように、補助事業の関係で組み替えを行うもので、事業の内容の変更はございません。

11ページをお願いいたします。款5、項1、目1第1号被保険者保険料還付金は、平成26年度分の介護保険料払戻金です。款5、項1、目2償還金は、平成26年度介護給付費国庫等負担金や交付金、補助金の額の確定に伴い返還するものです。

12ページをお願いいたします。款5、項2、目1一般会計繰出金は、平成26年度介護給付費や事務費等の確定に伴い、町負担分給付費と事務費精算分を一般会計へ繰り出すものです。款6、項1、目1予備費で財源調整を行っております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。予算書の8ページをお願いいたします。款3、項2、目2地域支援事業交付金から、9ページをお願いいたします。款5、項2、目1地域支援事業交付金については、それぞれ平成26年度介護給付費、事業費等の確定に伴う補正でございます。款8、項1、目1繰越金は、平成26年度介護保険特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うものです。

続きまして、議案第58号、平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。補正予算書をお願いいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は13ページをお願いいたします。今回の補正の主なものは、平成26年度の歳入歳出の決算額の確定に伴うものです。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7千101万9千円とするものです。

歳入からご説明いたします。予算書の7ページをお願いいたします。款5、項1、目1繰越金は、平成26年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の額の確定に伴うものです。款6、項2、目1保険料還付金は、後期高齢者医療広域連合からの過年度還付に伴うものです。

歳出についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。款4、項1、目1保険料還付金、節23償還金、利子及び割引料については、過年度分の保険料を還付するものです。款5予備費で財源調整を行っております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

ただいまの説明の中で、一部説明が間違っていたのがございましたので、修正させていただきたいと思っております。国民健康保険特別会計補正予算の13ページでございます。款4、項1、目1の部分でございます。この中で2万5千円増額というふうに説明申し上げましたけども、2万5千円の減額ということで修正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） おはようございます。議案第51号、大津町外四ケ市町村共有財産の処分についてをご説明いたします。

議案集の11ページをお願いします。今回の議案は大津町が代表して、大津町外四ケ市町村共有名義の用地を、湯舟側砂防ダム建設工事に伴う用地として熊本県と契約するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の12ページをお願いいたします。1で土地の所在地、面積、金額等のご説明を申し上げます。所在地は熊本県菊池市旭志麓字岳河原2935番28、2935番29、2935番36の3筆でございます。地目は保安林。単価は平方メートル当たり420円です。面積はそれぞれ1万9千187.88平方メートル、3千725.09平方メートル、72.61平方メートル、合計2万2千985.58平方メートルでございます。2で売払いの方法は契約でございます。3、売払いの価格は965万3千942円です。4で、契約の相手方は、熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1、国土交通省所管法定受託者、熊本県、代表者熊本県知事蒲嶋郁夫様でございます。

説明資料の13ページをお願いします。熊本県広域本部長より、今回の件に係る協力依頼文書でございます。

14ページから16ページは用地補償概算額、契約書案の写しでございます。

17ページをお願いします。今回の湯舟側砂防堰の計画平面図でございます。右端の道路は大規模林道菊池人吉線です。作業用道路延長430メートルをコンクリート舗装し、砂防ダムが建設されるもので、用地売却面積が2万2千985.58平方メートルとなります。

19ページから22ページは、外四ケ市町村の契約締結同意書です。以上、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第54号、平成27年度大津町外四ケ市町村共有財産処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。別冊をお願いします。

別冊補正予算書の1ページをお願いします。補正予算の概要は10ページになります。第1条で、

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ965万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千689万3千円とするものでございます。今回の補正は、今述べました議案第51号によるところの補正でございます。

歳入からご説明申し上げます。説明書の7ページをお願いします。款2、項1、目1財産収入965万2千円は、大津町外四ヶ市町村共有の土地を熊本県と大津町が代表して契約することによる売払い収入でございます。

続きまして、歳出をお願いします。8ページをお願いいたします。款2、項1、目1予備費として、965万2千円を計上いたしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） おはようございます。それでは、議案第52号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。補正予算書によりご説明申し上げます。なお、別冊の補正予算の概要もご参照よろしく申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の予算の総額に4億6千565万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億7千165万2千円とするものです。第2条で、債務負担行為の変更を、第3条で、地方債の変更を記載のとおりとしております。今回の補正は、歳入面では交付税の算定基準に基づき決定されました普通交付税と臨時財政対策債の補正、国・県の事業採択に伴うもの、また平成26年の決算による繰越金の補正が主なものでございます。また、歳出面では繰越額の確定等に伴う財政調整基金の積み立て、国・県の事業採択に伴う事業費の補正、各施設の修繕などが主なものでございます。

予算書の8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為の変更です。戸籍総合システム関連の債務負担行為の補正でありまして、限度額は同額で期間を変更するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。第3表、地方債の補正です。今回の補正は、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴う1億599万3千円の減額で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、まず、歳出からご説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。款2、項1、目5財産管理費、節13需用費の修繕料100万円は、庁舎エアコンや公用車などの修繕料です。目6企画費、節13委託料250万円と節19負担金、補助及び交付金400万円はいずれも地方創生の先行型上乘せ事業として交付金を活用しまして実施するもので、委託料は町内全域の空き家の調査業務委託費として、また補助金は地方創生次世代チャレンジプロジェクト事業としまして、県立大学、翔陽高校などと連携しまして、二つの実行委員会、特産品を活用した商品開発と観光事業、空き家リノベーション事業をつくりまして実施する事業に補助をするものでございます。目7電子計算費、節13委託料1千415万3千円は、マイナンバー制度を適正に運用するために役場の通信環境の構築整備を業務委託するものでございます。目8交通安全対策費、節15工事請負費236万9千円は、町道灰塚陣内線での交通死亡事故を受け、路側帯を広く確保し、事故防止を図るための区画白線の引き直しの工事費でございます。

20ページをお願いします。目13、財政調整等基金費、節25積立金2億8千万円は、前年度繰越金の2分の1以上を積み立てるもので、平成28年3月末の財政調整基金の残高は23億2千556万円を見込んでおります。款2、項3、目1戸籍住民基本台帳費、節3職員手当等から、次の21ページになりますけども、節18備品購入費までの295万9千円は番号法、マイナンバー制度施行に伴う補正でございます。款3、項1、目1、社会福祉総務費、節28は7千万円の減額は国民健康保険特別会計に対する繰出金を減額するものでございます。それから、次に、目2障害者福祉、節20扶助費のうち、自立支援医療給付事業の952万5千円は生活保護被保護者の新規申請の増加によるものでございます。

22ページをお願いいたします。目4老人福祉、節19負担金補助及び交付金は第6期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域密着型特別養護老人ホームを1カ所、認知症高齢者グループホームを1カ所の建設整備のためと、それから施設を開設する準備のための補助金でありまして、その下の社会福祉施設整備補助金500万円につきましては町交付規則に基づく補助金でございます。

23ページをお願いいたします。款3、項2、目1児童福祉総務費、節7の賃金、152万4千円は、要保護児童対策の増加に伴い、精神保健福祉士の賃金を補正するものです。節19放課後児童健全育成事業補助金513万6千円は、障害児受入強化推進事業の追加に伴う補助金です。

24ページをお願いします。款6、項1、目3農業振興費、節19、17のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金921万7千円は、農事組合法人に田植え機1台とトラクター1台の導入費の補助として計上しております。

25ページをお願いします。款8、項3、目3公共下水道費、節28の繰出金の1千798万6千円の減額は、下水道特別会計の前年度繰越の確定に伴うものでございます。

26ページをお願いいたします。款10、項2、目1学校管理費、節11の需用費、修繕料231万7千円は、大津南小学校などの施設修繕費として計上しております。

27ページをお願いいたします。款10、項5、目4文化振興費で、昨年度まで国指定重要文化財の公開に関しましては地元行政区をお願いしていましたが、今回守ろう会が結成されましたので、節13の委託料で公開支援等業務を委託するものでございます。

28ページをお願いいたします。款10、項6、目2体育施設費、節11の需用費、修繕料100万7千円は運動公園内の弓道場等の修繕予算を計上しております。款11、項1、目1農業用施設災害復旧費、節19の負担金は平成27年度県営災害復旧事業負担金の732万6千円は、白川の下井手堰護床災害復旧事業に係る地元負担金でございます。款13、項1、目1の予備費で財源調整をしております。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。款1、項2、目1固定資産税の1億1千600万円は償却資産の実績増加に伴う増額補正です。款10、項1、目1地方交付税1億3千646万5千円の増額は普通交付税の額の決定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。款14、項1、目1民生費国庫負担金、節4の障害者医療費国庫

負担金の476万2千円は厚生医療給付事業に伴う国庫負担金です。款14、項2、目1民生費国庫補助金、節1の児童福祉補助金、子ども・子育て支援交付金の171万2千円は、放課後児童健全育成事業の変更に伴う補助金です。目5総務費国庫補助金、節1の総務費補助金の地方創生事業の先行型上乗せ交付金として570万円を受け入れるものでございます。

15ページをお願いします。款15、項1、目2から、次の16ページ、目7の教育費県補助金までは、それぞれの事業に伴う補助金でございます。款18、項1、目1介護保険特別会計繰入金は、26年度給付費事務費等の精算によるものでございます。

17ページをお願いします。款18、項2、目4財政調整基金繰入金は、6月と8月の補正で財源不足のため財政調整基金から繰り入れる予定だったものを今回減額するものでございます。款19繰越金は26年度の繰越金です。

18ページをお願いいたします。款21、項1、目1の総務債は先に地方債の補正で説明したとおりでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さん、おはようございます。

議案第55号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

別冊の補正予算書をお願いいたします。また、補正予算の概要は10ページになります。

今回の補正は前年度事業の確定に伴います繰越金と一般会計繰入金の補正及び事業の組み換え等が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千447万6千円とするものでございます。補正予算に関する予算書7ページの歳入から説明いたします。

7ページをお願いします。款4、項1、目1一般会計繰入金は前年事業の確定により減額するものでございます。同じく繰越金は減額するものでございます。

次に、8ページの歳出をお願いいたします。款1、項1、目1総務管理費のうち、節8報償費の受益者負担金納期前払報奨金につきましては、早期に支払われる世帯が数多く6月2日予定で25世帯分を予定して補正をするものでございます。

続きまして、款2、項1、目1元金でございますけども、金額の増減はございませんが、一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴い、財源を組み替えるものでございます。款3、項1、目1予備費で報奨金相当額分を減額するものでございます。以上が、公共下水道でございます。

続きまして、議案第57号、平成27年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書をお願いいたします。また補正予算の概要は12ページになります。今回の補正は前年度の事業の確定に伴い、一般会計繰入金と繰越金の補正が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千93万7千円とするものでございます。補正予算に関する説明書は7ページの歳入からご説明申し上げます。款3、項1、目1一般会計繰入金は、前年度事業の確定により減額するものでございます。款4、項1、目1繰越金につきましては、前年度事業の確定に伴い増額するものでございます。

続きまして、8ページの歳出をご説明いたします。款2、項1、目1元金は、金額の増減はございませんが、一般会計繰入金及び繰越金の補正に伴い財源を組み替えるものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（大塚龍一郎君）** 次に、決算認定について監査委員から審査意見書が町長に提出されていますので、その説明を求めます。

代表監査委員大久保純一君。

**○代表監査委員（大久保純一君）** 皆さん、こんにちは。お昼にだいぶ近くなりましたが、すこし時間をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、さっそくですけれども決算審査の報告をさせていただきます。一般会計、特別会計並びに工業用水道事業会計と地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく五つの健全化判断比率についての審査結果をご報告いたします。お手元の一般会計、特別会計の審査意見書をお開きいただきたいと思います。

7月17日付で審査に付されました平成26年度決算に係る審査は、1ページに記載しておりますとおり手続き等により実施したところですが、5番目、審査方法に記載している八つの項目を中心に、通常の手続きにしたがって慎重に進めたところでもあります。総括的な結論につきましては、3ページの冒頭で述べておりますけれども、審査に付された決算書はそれぞれ地方自治法施行規則に定める様式に基づき作成されており、計数は審査を行った範囲内では正確であると認定しました。昨年度、改善を依頼しました財産に関する調書、これは決算書では一般の248、249ページになると思います。規則に準じたものとなっており、計数に関しても新たに整備された財産台帳と照合するなど努力をしていただきました。決算年度中、増減高に大きな数字が出ておりますけれども、これはそのためであり、年度中の実際の異動そのままではありませんけれども、実態を反映したものになったと捉えております。担当者の方ご苦労様でした。予算の執行につきましても実質収支は黒字であり概ね良好ということが出来ますが、個別的には若干の問題点もありました。また、基金に関してはその運用に問題点はなく、積み立てられた金額についても意見書18ページから示しているとおり前年度より2億3千220万円あまり増額しており、良好な数値と言えます。なお、基金の運用については極端な低金利時代が続いておりますので、現在の定期預金による方法に加え、ここ数年異動が少ない基金につきましては元本の保証された他の方法によることの検討についてもお話をしたところでもあります。

さて、これから内容に入ります。各数値についてはできるかぎり決算書そのままに沿ったものとしております。総合政策課が作成されております資料による普通会計によります場合は、その旨お知らせいたします。平成26年度一般会計決算額は歳入144億2千620万円、歳出138億3千3

9万8千円で、前年度に比べ、歳入で15億5千310万3千円、率にして12.1%、歳出では14億5千416万8千円、11.7%、それぞれの増となっております。本町始まって以来の大規模な決算となっております。これには歳入における繰入金の大幅な増額、歳出における基金への積み立てが大きく影響しておりますが、実質的な伸びはよく見ますと歳出のほうが大きいようです。工業用水道事業会計を除いた連結決算で、歳入歳出ともに200億円を超えるものとなっております、人口増や行政需要の増大により大型化する傾向にあるようです。実質収支は前年度より約1億900万円多い5億4千698万3千円の黒字となり、審査意見書の22ページに書かれておりますが、実質収支比率は7.9%に跳ね上がっております。やや収支の差が大きかったと言えるのではないかと思います。

3ページ、半分から下のほうからです。歳入において、町政運営の要となります町税は、歳入総額の31.6%を占め、財政規模の拡大により、率こそ低下をしておりますけれども、金額では前年度比4千177万2千円、0.9%の増となっております。個人町民税のほか、あまり期待をしておりませんでした法人町民税も業績にばらつきがあるということですが伸びております。一方で、固定資産税は前年度比マイナスの結果となりました。企業の償却資産の減少が影響しているものと考えられます。そのほか、軽自動車税やたばこ税、入湯税は多少の増減はあるもののほぼ前年度並みを確保しています。徴収率も95.11%で、前年度比0.36%の伸び、徴収担当者の努力があつたことかと思えます。

5ページです。分担金負担金のうち、実に86.1%を占めますのが児童福祉負担金、いわゆる保育園の保育料であります。徴収率は現年度におきましては、かろうじて99%台を保ちましたけれども、過年度分を含めた全体では98%ちょうどでありまして、年々わずかずつであります但低下しております。幼児・児童の増加や保育需要の高まりなどにより調定額が年々増加する中、本当に少ない職員での対応は大変でありましようけれども、徴収が極端に困難になります過年度分を増やさないと対策を担当者にはお願いをしたところですが。なお、これとは別に、同じ民生費負担金に老人福祉負担金があります。養護老人ホーム入所にかかる本人の一部負担金ですがけれども、ご本人が高齢のため亡くなられて、そのために不納欠損額や収入未済額を計上しております。計数は本当に少ないものですがけれども、ここに至るまでの経過など十分に検証するとともに現年度分の徴収に努めてほしいと思えます。

6ページです。6ページからの使用料及び手数料では、この収入の過半を占めますのが町営住宅の住宅使用料です。本年度も前年度までの経過を引き継ぐ形で高い徴収率を堅持できたことは、担当者の頑張りの結果だと思えます。ただこの住宅使用料の徴収に関しまして、関東地方のある自治体において発生しました痛ましい事件を受け、国から出されました通知分が今後職員の心理に微妙な影響を及ぼしはしないかと心配をしております。これまで積み重ねてきた努力が無にならないよう、住民との対話を重視して徴収に当たっていただきたいと思えます。前出の保育料同様、現年度に収入未済額を出さないという取り組みをお願いしたところでもあります。

歳入についての最後は諸収入です。7ページと8ページになります。諸収入には税の延滞金、加算金や最低現金の預金利子のほか、民法が適用されます貸付金、そして弁償金、どの項目にも当てはま

らない本当にいわゆる雑入というのが含まれております。この中では例年のことですが、貸付金のうち災害援護資金貸付元利収入と住宅新築資金等貸付収入について述べております。ここでの共通点と言いますのは、まず借受人が次第に高齢化されていること。2番目、年度中の返済残額に対して、非常に少額であるということであり、特に、災害援護資金貸付につきましては、平成26年度中の返済が全くなかったということは少し問題となるころだと思っております。前年度は6千円の返済がっており、少額であろうとも毎年度確実に返してもらう努力とともに、これらの件は長期間にわたり継続しますので、異動等による事務引き継ぎ等が重要になってくると思われ、債権放棄という最悪の事態を避けるため、最大限の努力をお願いしたいと思います。厳しい財政運営が続く中、財源確保は重要な課題です。時効による債権消滅を極力防ぐため、各債権がもっております性格を十分に認識の上、徴収に当たることが欠かせないものと考えます。

続いて、9ページに移ります。9ページから10ページにかけては、不納欠損額、収入未済額について述べております。不納欠損額は一般会計で3千354万2千489円。それから特別会計全体で、3千298万2千862円であります。特別会計の多さがちょっと目立っております。本年度一般会計で不納欠損を出していますのは、この表にあります町税と、それから民生費負担金においてであります。町税で、町民税で1千585万7千966円、固定資産税で1千688万1千723円、軽自動車税で77万5千800円が計上されております。また、前年度不納欠損を出しました老人福祉負担金、先ほど申しました養護老人ホームの一部負担金ですが、本年度も前年度の延長分というような形で2万7千円が計上されております。町税では前年度比238万2千773円の増、本年度不納欠損を出しておりません。児童福祉負担金や住宅使用料等、老人福祉負担金では減となっておりますので、トータルでは175万5千813円の増となっております。町民税あたりの増加の一つの要因としては、平成20年の9月に起きたリーマンショックにより、大量の方が退職をされております。その方々の分が5年を経過した本年度に多く含まれていることが挙げられると思っております。一方、特別会計全体でも一般会計に迫る3千298万2千826円が計上されておまして、そのうちの91.6%を国民健康保険税が占めています。国保税以外では介護保険料で276万6千355円、後期高齢者医療保険料で1万2千500円が計上されており、保険料の徴収がちょっと難しいのかなという感じがいたします。国保税で大きく増加した要因は、先に町税でご説明したものとほぼ同様の内容だと思っております。国保税の徴収が困難を極めていることを如実に表す結果となっております。

10ページ、表6をご覧くださいと思います。ここに掲げます収入未済額はここ数年減少傾向にあります。大きな数値を残している年度もありますけれども、これは翌年度に繰り越される国庫補助金等が含まれているためです。本年度にもその分が含まれておまして、これを除きました実質収入未済額は一般会計で2億4千827万6千47円。特別会計全体で2億829万3千380円となります。このうち一般会計では町税が約81%を、特別会計全体では国保税が約83%を占めております。なお、このお金は一般会計では児童福祉負担金を中心とした分担金負担金で541万6千647円、住宅使用料を主として、使用料手数料で1千373万8千400円、諸収入では、貸付金元利収入で2千802万3千114円、合計で4千717万8千161円を、特別会計全体では、国保の

諸収入で130万9千872円、公共下水道で2千269万7千620円、介護保険で834万1千560円、農業集落排水事業で348万6千890円、後期高齢者医療での94万660円を計上し、合計で3千677万6千602円となっています。毎年度、収入未済を残すという費目は限られておりますけれども、本年度は災害復旧負担金に農業災害復旧費負担金が計上されています。先ほど申しましたように収入未済額は減少傾向にあるとは言え、将来的には不納欠損に結びつくものであります。債権管理には細心の注意をお願いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時03分 休憩

△

午後0時59分 再開

○代表監査委員（大久保純一君） それでは、午前中に引き続きまして、歳出のほうから入りたいと思います。意見書は11ページからになります。

続きまして、歳出に入ります。11ページをお開きいただきたいと思います。本年度も例年どおり主な費目につきましては、性質別ということで述べています。この歳出の数値については、総合政策課作成の資料によっております。ご了承いただきたいと思います。各費目は前年度比全て増となっておりますが、構成比については分母である歳出が大幅に増加しているため少々の増額では低下をしております。そんな中であって、扶助費が前年度と同率というのは突出していると言えます。伸びが止まらないことを率直に表しているところと理解をしているところです。

まず、11ページの人件費ですけれども、人件費では職員給与の伸びは給与カットが終了したにもかかわらずわずかであり、退職金も減少していることから増加の要因は非常勤職員の増にあると言えます。職員数にせまる数の非常勤職員がおられますけれども、本年度は特に教育費においてその増加が顕著だったように思います。

12ページの物件費では、本年度の伸びの要因は委託料における社会保障税番号制度、先ほど条例改正等の説明があった分ですけれども、いわゆるマイナンバー制度のシステム整備費の発生や学童保育3施設の補助金から指定管理への移行等によるものですが、今後一層の伸びが心配される費目です。光熱水費や委託料など財産の管理に欠かせないものが多く含まれており、注意深く見守る必要があります。

13ページからの扶助費は伸びが一向に止まりません。本年度の伸びの主な要因は、障害者福祉サービス費、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の増額等です。国の施策の影響を顕著に受けられている費目であり、事業が多くなりやすいという事情はありますけれども、現在の事業の評価を十分に行うとともに、スクラップアンドビルド、廃止も含めた事業の精選も重要だと思います。議会、行政、住民が十分話し合える場をつくることも望まれます。

14ページの補助費等では、学童保育3施設が委託料へ移行したにもかかわらず、前年度比1億円を超える増加となっています。これは緊急整備の私立保育園の施設補助費が主な要因です。当該保育園を現地調査等、別の日に訪問させていただきましたけれども、子どもたちへの配慮が十分に行き届

いた立派な施設でありました。一方、補助費等に含まれる菊池広域連合や菊池環境保全組合など一部事務組合の負担金は現在のところは減少傾向にあります。しかし、菊池環境保全組合負担金は平成33年度稼働予定の新環境工場関係の費用が27年度から増額見込みで今後の動きを特に注視していく必要があります。

15ページからの繰出金についても、前年度比6.6%、9千560万9千円の増となっています。主な繰出先は特別会計ですけれども、本年度は特に国民健康保険特別会計への繰り出しが増加しています。歳入が十分でない中、医療費の高騰による給付の増加が要因であると言えます。

17ページからは財政全般について述べていますが、まず、基金についてです。

18ページをお開きください。本年度財政調整基金11億3千万円を取り崩し、全額ではありませんけれども、将来の施設整備に充てるため公共施設整備基金に6億円。調査建設基金に2億円など総額で15億7千200万円を超える積み立てが行われ、年度末の総額は一般会計で50億9千500万円、土地開発基金の土地の部分を含めると51億3千400万円となっています。町の貯金として、目的基金はその用途を制限されますが、財政調整基金は制限がなく緊急時や財源不足に対応できるものです。財政状況には大変厳しいものがありますが、その中でも基金に適正な額を維持していくことが町政運営には欠かせないものです。計画的な積み立てが行われていると捉えております。

19ページからの公債費については、本年度は金額、比率ともに低下をしておりますが、比率自体は常に10%を超えていることが気になります。ただ、地方債残高が前年度比約5億5千800万円増加し、約131億6千300万円になったことがより気になります。特別会計分を含めると193億円を超えており、普通会計分について言えば、交付税措置される臨時財政対策債が62億300万円、率にして47.1%を占めると言われていますけれども、借金に変わりはありません。後世代に重い負担を残さないためにも地方債の計画的な発行が一層望まれます。

22ページをお開きください。ここではいくつかの指標を掲げております。指標にばかり目を向けていますと、本質を見失うというおそれもありますけれども、23ページにあります③の財政力指数をご覧くださいと思います。単年度ではついに0.7を割り込んでしまいました。3カ年平均指数とともに平成21年度以降右がりで低下を続けており、今後の動きがとても心配です。類似自治体と比べればまだまだ非常に優秀な数値ではありますが、いわゆるリーマンショック以降下がりを続けているという現象は今後の財政運営に一つの示唆を与えているのではないかと考えています。

次は、24ページになりますけれども、これは全体にかかるものとして最後にご報告させていただきます。

特別会計へ移ります。25ページからになります。工業用水道事業を除く6つの特別会計は、29ページの共有財産特別会計を除き、厳しい財政運営が続いていますが、その中でも国民健康保険特別会計が相当に厳しい状況となっています。歳入が上向かない中、歳出は増加の一途をたどっており、例年一般会計からの繰入金に頼るという状況であることは皆様方ご承知のことと思います。被保険者の増加よりも、1人当たりの医療費の伸びが大きく財政圧迫の要因となっています。行政としては地

味な対策ではありますけれども、病気にかからない健康な体づくり、そのための定期的な健康診断の受診を積極的にすすめるなど予防的事業の充実を継続的に図っていく必要があるのではないのでしょうか。

29ページの天津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計は、総合政策課が作られています決算の資料、普通会計という統計上の一般会計と同列に捉えられており、まず赤字にはならない構造となっております。本年度大きな収入があつていまして、分収林の伐採、その立木売却による収入で、次の植林用苗を購入する原資となるものであります。

30ページ、公共下水道特別会計にいきます。公共下水道特別会計では、下水道事業の特性で初期投資が大きくなるため、減少しているとは言え企業債残高が大きな課題だと言えます。公債費が歳出全体の45.9%を占め、財政硬直化の要因となっております。繰入金に頼る体質は続いており、交付税措置される分があるとは言え、独立採算を目指すべき本会計においては大きな課題と言えます。多大な投資を必要とする本事業ですけれども、国の補助も大幅に削減されるということも聞いておまして、将来の事業計画について県との協議が始まるということです。下水道事業は後述します、後から申し上げます農業集落排水事業とともに企業的経営感覚が必要だということを昨年度申しました。これまでこの意識がやや希薄だったのかなという感じがします。本年度も関係機関との協議等に時間を費やし、多額の事業繰越が行われており事業推進の難しさがうかがえるところです。決算は黒字となっておりますが、黒字幅は減少気味であります。

次は、介護保険になりますけれども、公共下水道と関係があるということで、先に農業集落排水事業についてご説明をしたいと思っております。36ページをお開きください。本事業は下水道事業の補完的業務として主に周辺区域を対象とした事業と言えますけれども、計画区域の事業は全て終了しましたので会計規模は縮小しています。歳出は施設の維持管理費と公債費が主であり、公債費は歳出全体の約73%を占めています。未接続の所帯が相当あると聞いておりますし、またこの農業集落排水事業の対象区域は人口減少の区域とも重なり、今後の経営状況が非常に気になります。

前に戻ります。介護保険に移ります。33ページをお開きください。平成12年度に発足した本会計も国民健康保険同様、年々財政規模は大きくなっています。高齢化の進行とともに介護認定者数もわずかずつではありますけれども増加をしております。今後もこの傾向は続くものと思われま。したがってますます、介護を必要としない、介護を必要とする時期を遅らせるといった予防介護の施策が重要となってくると考えます。介護保険料は国民健康保険税に比べ、比較的高い徴収率を誇っています。特別徴収の順位第一ということが大きな要因だと考えております。3年ごとの保険料の見直しや事業の自治体への移譲など課題は山積しております。本会計の決算も黒字ですけれども、その幅は公共下水道と同様、減少中です。

39ページ、後期高齢者医療特別会計も高齢者の増加に伴いまして、規模を大きくしています。保険料の徴収は例年99%の半ばと高い水準を保っていますけれども、少ない額にしる不納欠損額や収入未済額を計上しており、対象者の増加とともに未納対策はより重要となってくるものと考えます。

一応、ここで一般会計、特別会計終わります。別つづりとなっております工業用水道事業会計の

ほうへ進みたいと思います。

決算審査意見書の1ページをお開けいただきたいと思います。本会計はご存じのとおり企業会計を採用しているものですが、一般会計、特別会計の決算審査とは別の日に7月9日に実施しております。審査の方法はそこに書いており、審査の結果としては財務諸表とその他の書類は中央公営企業法の関係法令に準拠し作られており、各計数とも審査を実施しました範囲内においては正確であると判断をしたところです。予算の執行についても概ね良好であったと認定しました。この工業用水道事業、地方公営企業法が制定以来初めてという改正がありまして、本年度平成26年度4月から同法が全面的に適用された関係上、例年に比べまして数値に大きな動きがあります。財政規模は一気に1億円以上縮小していますが、これは今回の改正で廃止された資産償却に係るみなし償却制度を任意に採用していた結果であり、減価償却分が増加したため資産の減少が大きくなったものです。一般社会の経済状況はなかなか明るさが見えてきませんが、この工業用水道事業の経営は順調で、流動資産である現金も増えており、企業活動が活発になっているのではと思わせます。今後の課題といたしましては、審査意見、一番最後になりますけれども、述べておりますように、給水事情が逼迫した状況にあり、経済回復の度合いによっては一度見送ったことのある第4水源地確保が大きな問題となってくるのではということです。事業規模も小さく、しかし工業団地の企業にとっては欠かすことのできないものであります。慎重な判断をお願いしたところです。

それでは、もとの報告書24ページに戻っていただきたいと思います。ここに指摘事項という形で2点述べておりますけれども、指摘というよりむしろこうしたほうがいい、改善を求めるものです。まず1、歳入の確保と歳出の抑制について。これはよく言われていることですが、歳入の根幹をなします町税は本年度については若干の伸びがみられるものの、平成20年度以降の伸び悩みは解消できておらず、今後よほどの経済回復がないかぎり大きな伸びは期待できません。特に企業業績に左右されることの多い本町においてはなおさらのことです。したがって、債権管理を一層強化し、地道に徴収努力を重ねていくことがますます重要になってきます。一方、歳出は伸び悩む歳入に比べ、増大する行政需要を背景に拡大を続けています。そのことは基礎的財政収支、プライマリー・バランスの悪化や財政力指数の低下に表れているのではないかと考えています。国内人口は既に減少期に入っており、その中で本町は人口が増加している県内では数少ない自治体の一つではありますが、歳出がそのまま拡大し続けることへの懸念は消えません。事業は一度採用するとなかなか廃止ということは難しくなります。したがって採用時の慎重な検討や、採用後の評価が重要になってくると思います。やや評価不足ではないかという状況もみられる現状ですが、十分な事業評価を行い、次のステップへと進むことが不可欠であり、このことが歳出の抑制につながるものと考えています。2、内部統制と財政規律について。このことについても昨年度申し上げたところです。まだ状況的にはそんなに変化はありません。審査した範囲内ですが、件数は少なくなり前年度のように将来に禍根を残すというほどのものではありませんけれども、公務員の基本たる法令遵守やそれに伴う規則・要綱違反等が目につきます。法令より内部規定である要綱を重視したり、法にそぐわないと思える事例や内部規定である要綱さえ守られていない例が散見されたことは残念なことです。このような事例が出

ということとは内部統制の甘さにもその原因があるのではないかと考えます。ちょっと大きさにすぎるかもしれませんが、初心に戻っていただき採用時に署名した宣誓書の文言に思いをはせるということも必要ではないかと思えます。地方自治法の趣旨にそった行財政運営を切に望むものであります。この二つの例のほかにも前年度は予算の流用と予備費の充用や、入札の現状、財産管理について述べましたのでこのことについて本年度の状況を簡単に述べてみます。予算の流用、予備費の充用につきましては決算書を見ていただくとおわかりのように前年度と比べますと極端に減少しております。少し萎縮をされたかにも見えますけれども、本来の姿に戻ったと言うべきではないでしょうか。昨年度我々が申したのは、するなということではなく、慎重に検討された結果であれば我々としては異論をはさむ余地はないということであったと、ご理解をいただきたいと思えます。入札についてはあいかわらず落札率の高止まりは続いています。財産管理については昨年度お願いした様式に関しましては大きく改善のあとが見られましたけれども、既存の公有財産の管理は予算の関係もあるんですが、今一步の感があると思えます。最後に、今年度も例年同様現地調査というのを行いました。当日7月21日はあいにくの天候で、特に午後からは本降りの雨となり十分な調査とはならなかったことが非常に残念でした。ただこの中にもいくつかの疑問点がありましたので簡潔に申し上げます。まず、大津北中学校の増築関係から。先行して工事を実施されました既存校舎の渡り廊下と、それで接続します新築校舎の渡り廊下との間に相当の高低差があるにもかかわらず、何の対策も取られていませんでした。雨天時には通行不能というお話を聞きました。何かが欠けていると思えます。また都市計画道路、駅前楽善線の工事も本年度で無事終了したところです。18億円の巨費と7、8年、正確には7年ぐらいでしょうか、の年月を費やして建設されましたこの道路は車の通行はスムーズになり、交通の流れ自体も随分と変化しています。ただ第2工区の井手上から水源町への接続道路、ここは実際は25年度の工事だったんですけれども、たまたま近くを見ましたのでこういう話になりますが、入口間のいわゆる路面舗装の粗さと、2カ年度で整備された歩道灯の機種に違いがあるということが非常に残念でした。なお、本道路は完成後、水に悩まされているようです。既に、のり面の改修が行われたり歩道の陥没等も見られ、今後の少し心配です。これで決算に関する報告を終わり、次に財政健全化法に基づく健全化判断比率について申し上げます。

2枚の意見書をお出しいただきたいと思えます。まず、1枚目、財政健全化審査意見書では、健全化判断比率は前年度同様大変良好な数値を残しています。1の実質赤字比率、2の連結実質赤字比率はこれは赤字になっている会計がありませんので数値が出てまいりません。それから3番目の実質公債費比率は前年度から比べますと0.8ポイント改善をしております。4番目の将来負担比率については0.7ポイント悪化をしておりますが、これは特に問題となるものではありません。多くの自治体からうらやましいと言われるような数値を残せた要因としては、充当可能財源、この将来負担比率に対するですね、充当可能財源たる基金の充実にあると思えます。当局の計画的な積み立てによるもので、将来を見据えた措置だと理解しています。ただ昨年も申しましたけれども、一時的な現象とならないよう今後も慎重な財政運営をお願いしたいと思えます。

もう1枚の企業会計に係る健全化法第22条に基づく公営企業の資金不足比率でありますけれども、

この資金不足比率も、対象となる三つの会計、工業用水道、公共下水道、農業集落排水の三つの会計に資金不足はありませんので数値は表示されません。非常に良好な結果が残っています。

今、本町は歳入が伸び悩む中、歳出を抑えながら住民福祉の向上をどうやって果たすか、財政運営は大変厳しい舵取りを求められているときだと思っています。地方自治の原点に戻り、真摯に課題と向き合い、解決していただきたいと思います。

先の台風15号は平成11年以来、16年ぶりの大型台風でした。相当の被害が出ているようです。被害にあわれた方々へお見舞いを申し上げますとともに早期の復旧をお祈りし、長くなり申し訳ありませんでしたけれども、報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 先ほどご説明申し上げました議案第51号、大津町外四ヶ市町村共有財産の処分についてでございますが、議案集の12ページお願いします。4の契約の相手方で、住所につきましては、説明資料の16ページの契約書案では、住所の表示がありませんので、議案集12ページの4の住所につきましては、住所の削除の訂正をお願いします。以上、よろしくをお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） これで、提案理由の説明は終わりました。

## 日程第25 議案質疑

○議長（大塚龍一郎君） 日程第25 議案質疑を行います。

まず、議案第48号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第51号について質疑いたします。

この51号につきましては、経済建設委員会所管であろうかと思いますが、この内容の中ですね、うちの所管とは別の部分、この算出の仕方、おそらくうちの所管とは別問題と思われるので質疑いたします。

51号を見てもみますれば、3カ所の保安林を売り払うということで出ております。実際、電卓で計算しましたところ、この合計金額が1円違います。これはこの1カ所1カ所をまず計算して小数点以

下を切り捨てた結果だと思えます。ですから、総面積に対して単価をかけますれば1円違ってきます。そして、またこれと関連いたします54号に至りましては1千円違ってきます。ということです。ですから、この件につきましてはおそらくシステムの問題だろうと思えますが、1千円違う。1円と1千円、千倍ですけども、1千円違うということは町に入ってくるのが1千円低くなるんですね。そういう形で54号は上がってきているという形ですので、この51号に示された数字と54号、これはシステムの問題かもしれませんが、こういったところはですね、システムの問題として片づけられはしないと思えます。明確にここは計算上出すべきではないでしょうか。質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 永田議員の質疑にお答えします。説明資料の14ページにありますように、用地補償概算額通知書という熊本県からの通知がありまして、その中でそれぞれの筆について端数を切り捨てた額が今回の売買価格ということでなっております。それと、補正予算の1千円につきましては、当初座取りの1千円がありますので、その分をみて1千円の差が、当初の座取りの1千円という部分で金額の差が出ているかと思えます。システムじゃありません。以上、よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第52号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 52号について質疑いたします。まず1点目は、19ページの修繕料ですね。財産管理費、款2、項1、目5の修繕費のこの100万円ですね。この内訳について、再度この中を詳しくお聞きしたいと思います。そして、また修繕料、もう一つありますけれども、28ページの款10、項6、目2体育施設費ですね。こちらの修繕料も100万ほど出ております。この質疑のですね、様子といえますれば、気をつけてきちんと管理なり何なりしとけば出らなくて済んだ修繕料ではないかなという危惧からでありますので、内容をお聞きいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 目2の財産管理費の修繕料100万をお願いしておりますけれども、当初修繕料につきましては、車検時の車の修繕料を計上をいたしておりました。車検をした時に車検手数料は当然、手数料なんですけれども、それに伴いまして修繕をする必要がある分について計上をいたしております。また庁舎についてもある程度修繕が必要なのが出てくるのではないかとということで計上させていただいておりましたけれども、電話回線の修理また公用車の修理等に非常にお金がかかってまいりまして、この後、車検が先ほど言いましたとおり、車検時の修理がどうしても出てくるということで今回ちょっと大きな補正になりましたけれども、100万円の補正をお願いしたところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員の質疑にお答えしたいと思います。28ページの10の6の2の

体育施設費100万7千円の修繕料でございます。一つはですね、運動公園の急な消火補給槽の修理と、排水管の水漏れの修理でございます。これは18万円ほどでございます。大きいのは弓道場ですね、戸の修理でございます。戸の上の部分がですね、老朽化もありますけど、ちょっと破損いたしておりまして、そのアルミサッシの部分の修理するものでございます。枠の部分がですね、ちょっと傷んでおりまして、修理が必要ということで今回するものでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。最初の車の件ですね。公用車、車検をしまして、それはもちろん諸経費かかるのは無論のことですけれども、修繕となりますれば、どなたかが例えば壁に当てたとかですね、逆に構造的な問題で、例えば足回りとかレフとかエンジンとかそういったものがやられたって、もう内容変わってくると思うんですよ。これだけの歳出を見てもみますれば、公用車は もちろん保険にかかっておりますんで、そういった高額なものについてはこういうふうにならないために保険をかけてあると思われるんですが、その点についてお聞きしたいと思います。

それと折戸ですかね。あそこ枠の部分がいけないということですが、これってあそこの施設はですね、そんなに古いようには思われないんですよ。ですから、本来ならばきちんと使っていけば、例えば10年、20年、30年ともつようなアルミと言われたんで、アルミというのは200年ぐらいせんと腐食せんらしいですね。ですから、構造的な設計自体で間違っていたのか、それとも何らかをですね、ガツンと当てて壊してしまったのか。そういったものでですね、例えばその責任の所在、例えばそういった作り方が悪かった、例えば経年劣化でやっぱダメになるんだよというのとはですね、いろいろ考え方が違うと思うんですよ。例えば、先ほどの決算で指摘されましたよね、本当に必要なものかどうかというものと、きちんと計画を立ててやれば10年もつものが20年、30年ともつじゃないかというような、ここが知恵の部分だと思いますんで、こういったものがですね、そんなに早く経年劣化で済まされるものなのか、それともそれ自体の設計なり何なりが悪かったのか、この部分について再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 再質問にお答えをしたいと思います。まず、庁舎関係の修理が電話の回線とかエアコン関係で今まで100万ほど修理代で出しております。それと車検時の修繕と言いましたけれども、部品の交換とかそういうので今までに18台車検をしておりますけれども、総額で約60万ほど部品の交換等にかかっております。今後また車検等が発生してきますし、庁舎のちょっと修理、修繕等も必要になってくるということで今回100万円をお願いしたところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長松永高春君。

○教育部長（松永高春君） 永田議員がおっしゃるようですね、構造的なものもあるかもしれませんが、上のほうでございますので使う中ですね、ちょっとゆがんだ分もあるかもしれません。原因はよくわかりませんが、今回現地の調査も入っておりますのでその辺も含めてですね、原因の追及をしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 補正予算の関係で総合政策課が担当しています、19ページにあります委託料と負担金の補助金関係ですけども、今回国の地方創生先行型の交付金を活用して実施をすると。空き家関係につきまして動いていただくということで非常にありがたいことだと思いますけども、委託の内容、状況、スケジュール等がどうなっていくのかということと、実行委員会を立ち上げて補助金を出すと。その活動が今補助金についてはついでですけども、今年度の事業内容がどのような形で動かして、次年度以降も含めてこの実行委員会が続いていくのかが1点です。

もう1点は地方創生特産品を活用したということで、先ほどは翔陽高校あたりとタイアップをするというようなお話ですが、これも補助金で実行委員会をつくって出すというようなことですけども、今まで地域活性化社会交付金事業を使って商工会あたりとお願いして3年間300万の事業の活性化事業をやってきたと思います。その中でもこの観光やこういう地産地消いろんな形があったと思いますが、その辺との関連、どういった形でうまく連携をしていくのかというようなことでどういう構想でやっていかれるのかということ、これも単年度で終わるのか、長期にわたるのか、その辺のスケジュールあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） 桐原議員のご質疑にお答えします。まず、地方創生ですけども、国が進めてる地方創生につきましては地方で仕事を作りですね、人口減少を食い止めるというのが根本的にございます。本来総合戦略を作りまして、それに基づいてですね、事業をやっていくのが筋というか本来なんですけども、先行型と申しましてプレミアム商品券とか海外販路活動実行委員会とか、既に平成26年度繰越の事業としてですね、先行型で実施しております。今回の実行委員会につきましては、6月にですね、まちづくりワークショップを行いまして、町内外から100人を超える方々が集まっていただきました。そのワークショップの中でですね、大津のイメージというか、大津はどういうとこだということいろいろ話をしまして、通過するだけの町じゃないかなということがありまして、唐芋が有名ですので唐芋を使った特産品あたりをですね、考えてはどうかと。それから空き家が多い、空き家と申しましょうか、空き商店街が多ございますので、その辺を人が来て経済的によくなりますね、その辺を考えられないだろうかということで、ワークショップの中で積極的にやってみたいと。特産品の開発と空き家についてのイノベーションですけども、やってみたいという方々を中心にですね、実行委員会をつくりたいというふうに思っている次第でございます。一応、国に申請は3年を目途に実施する予定でございます。当初2年だったんですけども、国のほうから3年のほうがいいんじゃないのということで指摘がありましたので、3年を目途に考えております。まず、空き家ですけども、空き家、空き店舗につきまして調査を実施しまして、利活用するためのスキームを整えまして、関東、関西や県内の都市などに向けて、例えば農業体験などのショートステイプログラムとかですね、それらの体験を通じて従来の移住につなげたり、それから町中につきましては空き店舗をイノベーションして活用して商店街の活性化を図るということを考えています。また、これらですね、プロセスを経験することによりまして、今後町を支えていく人材育成も行うことを

目的としている次第でございます。今年度は空き家につきましては、先進事例を学んだりですね、スキームを参考にしてイノベーションのスキームを整備します。次年度以降ですけれども、空き家店舗の調査進捗状況に合わせまして、貸し借りの意向調査を入れるとかですね。その辺を考えていきたいというふうに思っている次第でございます。

それから、もう一つの特産品につきましては、町の特産品、唐芋ですけど、を使った新商品をですね、開発して町内の店舗で売り出すことで新たに町内に立ち寄る場所を増やしたりですね、消費拡大につながることで好循環をつくと。それから、先ほども申しましたけども、商品開発を基点にツールとしまして、地域住民が地域を見直し、地域づくりに主体的にかかわる機運を醸成してですね、今後町を支えていく人材育成を行うことを目的としております。先ほどの委員会、今回もそうですけども、県立大学とそれから翔陽高校とタイアップしてやりたいというふうに思っております。特産品の次年度以降の方向性ですけれども、新商品や地元特産品によるマルシェの開催とか、別途開催する空き家イノベーション事業との連携によってですね、店舗の新規出店等を促進させて、さらなる賑わいの創出、経済効果につなげたいというふうに思っている次第でございます。それから、商工会とかそのような関係でございますけども、以前もされておりますラッピング等もできてるぐらいですね、一応お話しはしてます、商工会のほうですね。実行委員会の中でですね、今回公募をしてます。一緒にしませんかということで、公募をかけたりにしながら、公平性を担保しながらですね、やっていきたいと。農協さんとか商工会とも打ち合わせをしながら、連携しながら進めたいというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 各種かなりいろんな計画がなされていますけど、先ほど申しましたように国の事業あたり使って活性化の補助金あたりも使って300万で3年間ほどやってるという実績もあります。そういうコミュニケーションをしっかりとってですね、やっていかないと今までやってきた方々のことも十分踏まえた上でやるべきではないかと。

それと人材育成ということで、もう1点お聞きしたいんですけど、5人から10人は町内の方を募集するという考え方でよろしいんですか。今言いました10人から15人で立ち上げるというのが一つと、同じく5人から10人で立ち上げていくという、それともそれぞれありますけども、その辺の分は公募と言うことは町内の方なのか、それとも町外の方なのか。その辺も含めてどういった形でやられていくのか。3年間は先ほど補助金等で町の財源は少しついてますので、一般財源もつけてということでしょうけど、一応3年間確約でやっていくということとスピードあたりがどういった形、先ほど空き家につきましてもですね、非常に調査をすると、調査委託はさっき言いましたように総合戦略で職業の関係もあるということですけども、その辺の調査委託の先についてはどういった考え方でされるのかをお尋ねしたいと思いますけどよろしいですか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） 桐原議員のご質疑にお答えします。まず、人数ですけども、実行委員会の。10人から15名程度予定してます。公募につきましては今ですね、広報等でホ

ームページでしてるところで、主に町内の方をお願いしたいというふうに思っております。

それから、空き家に関しましては3年先はちょっとあれなんですけども、将来ですね、自治体によっては改装費用とかですね、その辺も見たりですね、ありますのでその辺を研究しながら今年度につきましては勉強しながら、先進地を研修しながら考えていきたいというふうに思っている次第でございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 質疑いたします。同じ項目になるんですけども、19ページの企画費のところ、補助資料のところ2ページですね。今ほどご説明があった、ちょっと補足いただきたいところがございます、まず空き家のほうに関しまして、町のかかわり方というのを少し補足していただき、基本的に実行委員会のほうにやってもらうということなんですけど、そこで町のほうはどういった役割果たしていくかというところ。

もう一つ、3年後の将来像のところなんですけども、やはりある程度の方向性はつけていかないといけないと思うんですね。私が伺いたいのはその担い手のところなんです。実行委員会の方が一旦もしかして辞めてしまいますと、人材育成という話もあったんですけども、そこ確証はない話なので。例えばですね、自治体によっては地域おこし協力隊とかの人をはめて、その方が将来的にはそれを生業として食べていけるような形にもっていったりだとか。あるいは不動産業のほうとやりとりをして、経済システムのほうに乗っけていくだとか、そういったある程度方向性等もあったほうが良いと思っております。現状の考え、検討中のところもあると思うんですけども教えていただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） 金田議員の質疑にお答えします。空き家についてですけども、次年度以降ですね、空き家の利活用の先進事例を学びまして、リノベーションスキームを整備をしたいというふうに考えております。空き家とか空き店舗の進捗状況も合わせながらですね、空き家につきましては貸す人がありますので、貸す人の意向調査等もですね、その中に入れていきたいというふうに思っております。役場のかかわり方ですけども、どこまでするかとはあるんですけども、先進事例によってはですね、役場が中に入ってですね、貸し借りをやってるところございますので、その辺を参考にしながら、もしそういうのができればですね、そういうふうにやっていきたいというふうに思っている次第です。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 現状、将来像についてはまだだいぶ柔らかい部分が多いようでしたので、ぜひそのあたりを早めに決めて動いていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第53号から議案第55まで、3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号から議案第58までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 認定第1号の平成26年度の一般会計決算について質疑を行います。まず、第1点目は、決算全体についてであります。昨年の決算委員会で会計監査のほうからかなり厳しい指摘がございました。その中で総務委員会でも認定に当たって意見を付して、認定が承認されたところだと思いますが、昨年の9月議会の議事録を改めて読みなおしたところでありまして、意見の中で決算に当たっての予算の流用、あるいは予備費からの充用、それから今回の決算の中でもかなり多額の不用額がかなり発生しております。100万円を超えるのもたしかあったかと思えますけれど、こうした多額ですね、流用、充用、不用額については一覧表にして経過と理由を説明できるようにする必要がありますというように意見を付したはずであります。資料の中にはそういった一覧表は見当たりませんので、どういう昨年度決算の意見に対してどういう対処をとったのかということが1点。

それから決算の中の具体的項目についてお尋ねをいたします。財政が厳しいという中の運営ということで監査委員さんのほうからもかなり厳しいご指摘がございましたが、ちょっと具体的に私、エレベーターの保守点検委託をちょっと洗い出してみたいところでありまして。委託料は各課にわたって相当計上がなされているわけですけど、例えばこの大津町役場本庁舎のエレベーターですね。委託料が庁舎エレベーターは前回55万7千円かかったと。オークスプラザが49万2千円。図書館にエレベーターがあるというのは最近気がついたんですけど、使ったことない。図書館に何でエレベーターがあったかな。図書館が49万2千円のエレベーター。それから生涯学習センターのエレベーターは1階と2階の上がり下がりだけで、やっぱり55万7千円の本庁舎と同じ管理委託費が支出をされています。そこでお尋ねをしますが、たしか小中学校も含めて10基のエレベーターが設置されているかと思えますが、この委託料をですね、多分入札かなんかでやってと思えますけど、縦割り行政で各課で入札をしているのか。調べたところエレベーターの総括的な委託、何か故障があったら全部向こうが部品かなんか交換するという委託と、故障があった場合、部品を取り換えて実費をいただくという個別的委託と2通りあるようですけど、これどちらのほうで委託がなされて、総括か個別かどちらが何て言うんかね、経費的に安上がりかと、効果的かということが検討されているのかということをお尋ねをしたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） 荒木議員のご質疑のうち、決算についてでございますけれども、予備費の充用、予算の流用につきましてはですね、一覧表を作ってますので、今度の委員会で

お示しをしたいというふうに思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） エレベーターの保守点検につきましては、現在のところ一括して委託をしております。それをそれぞれの予算項目で分けているというふうな状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 昨年の決算委員会の指摘どおりで一覧表は作成されていると。それはもう大変結構なことなんですけど、決算書と同時に本来我々議会は自分たちの委員会だけ目を配ればいいというもんじゃありませんので、全委員に決算書と同時に配付をするべきではないですかと。実際まだ見てないですから、あるのかないのかわからなかったということで、そこはちょっと配慮を願いたいと思います。それからエレベーター、先ほど言いました庁内10基のエレベーター、全部10本を一括して入札委託をしているのかということなんです。それから、総括的な委託か個別的な委託かですね。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） ちょっと手元に資料を持っておりませんので、はっきり理由はわからないんですけども、10基中のメーカーが違うエレベーターについては個別にやっているかもしれません。それから、包括的と個別的と保守点検でございますので点検する部分についてはもう全部を一括して入札を行っております。そういう中で部品交換が必要であるとかそういうのが出てくれば、またそれはそれで予算立てをして支払うという形になるかと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 各種委託料は各課にまたがって、相当な金額になっているかと思っております。個別の委託については、各委員会で審議がなされるかと思っておりますけど、とりわけこうしたエレベーターの保守点検等は、二つのエレベーターを一括して入札かけるよりも10本いっぺんで入札かければうんと安くなる可能性があるかと思っております。ちなみに決算額を見ましたら、10基で613万円の委託料が支出をされておりますが、今年度の予算とちょっと比べてみましたら、去年が、26年が613万の決算に対して予算額は約760万で、125%、25%増しで予算が組まれておりました。予算は多めに見積もるということはわかっておりますが、25%も上積みをする必要があるのかということですね。613万で、25年と26年度は17万ほどしか差が、保守点検委託は委託費用はほとんど変わっておりません。予算は25%アップで計上なされているということで、もし縦割りでやってるんで無駄があるということであればもっとこうした経費をですね、削減する可能性があるのではないかとということで指摘をして、各委員会でご議論をいただきたいと思っております。一覧表はすぐにでも配れる状態ですか。配れる状態ね。状態であればいいです。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 質疑いたします。決算全体を俯瞰した質疑になります。内容が三つの観点からなるんですけども、先ほど同僚議員のほうからもありましたけども、昨年の決算ではかなりいろい

る厳しいご意見、監査委員からも議員のほうからも上がっておりました。今回の決算を見ると流用とか充用の数値的にはかなり少なくなってきて、監査委員さんからのご意見も依然として厳しいものの昨年よりは穏やかになったのかなと思っております。ただあいかわらず厳しいご意見並んでおりまして、そういった中で伺いたいのは3点で、1点目が具体的にどのような取り組みを行いまして、どのような改善が出たという町としての認識なのかというのが1点目。

2点目として、文言としては様々な面で内部統制の欠如や財政規律の軽視、財務に対する職員の意識の低下が現れているのではないかと危惧するなどの言葉や指摘が昨年に引き続き並んでいましたが、文面どおりであるとするならばどういった点が依然として課題であると捉えているか。

三つ目なんですけども、その現状の課題があるのであれば、それを踏まえて今後どのような対策をとっていく計画予定であるのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） 金田議員のご質疑にお答えします。まず、具体的にですね、昨年の指摘を受けてどのようにしたかですけども、26年の1月にですね、内部統制の職員研修を実施しております。それから、昨年6月になりまして、会計課のほうより全職員に伝票の作り方についてのですね、周知をしているところです。それから、7月にですね、大津町コンプライアンス行動指針を策定をしております。職員行動規範と申しますか。7月11日にですね、全職員に通知をしているところでございます。10月になりまして、財務会計及び財務諸表に関する注意事項と、チェックリストまではいきませんが、こういうときはこうする、こういうときはこうするというのを作りまして、それを全職員に通知をしているところでございます。全体的にですね、改善されてるところもございまして認識しておりますが、まだまだ決算審査の指摘事項ありますので、よく分析してですね、今後もの確な財政規律に努めたいと思います。

課題につきましてはですね、伝票をきる仕事がですね、多い課と、事業課なんかになりますと1カ月何枚しかきらないとかですね、そういうところもありまして、なかなか浸透しないというか、そういうのもありますので、その辺もちょっと考えたいというふうに思っているところです。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質疑いたします。今ほどのご説明ですと、どちらかという教育とか研修等による職員意識の向上を行ったというふうに受け止めたんですが、監査委員さんのほうからのお言葉、例えば状況的に大きな変化はないというお言葉も中にはございまして、もちろん改善した点も多数あるとは思いますが、そういった点も踏まえまして、仕組み自体の見直しというところも今後考えていく必要があると思うんですけども、その点について今現状のお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼総合政策課長（徳永 太君） 金田議員の再質疑にお答えします。仕組みにつきましてはですけども、基本的には財務規則を元にしてですね、実行してはいますけど、その辺で財務規則をちょっと変えてませんので、現状に合うような感じでですね、ちょっと検討してみたいというふうに思っ

おります。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 質疑ではないんですけども、財務規則だけではなく、どちらかというオペレーション、例えばダブルチェックとか誰がチェックするとかそういう流れのところについての仕組みの構築がこういう、例えばミスだとかあるいは一職員の判断とかをはじいていくだけの一つの手法であると思うので、もちろんあまりものをダブルチェックだとかチェックリストかませすぎると処理時間とかトレードオフのとも出てくるのは難しいところもあると思うんですけど、そういったところも含めて今後ぜひ検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 決算書の156ページの中ほどにございます、中ほどじゃないな。もう少し上ですね。すみません。農産振興対策事業の補助金291万1千円と158ページの畜産振興対策事業補助金523万円。それから122ページ、ちょっと飛びます。すみません。122ページの団体活動助成金295万円。それから160ページですね。すみません。飛んでばかりで申し訳ありません。160ページの土地改良区助成金333万円。これについてですね、質疑いたしたいと思います。

けっこう大きな金額の補助金でして、それぞれの団体の活動に対して補助がなされているものだと思いますが、これについては財政援助団体に関する監査報告書、こちらのほうを見ますとですね、単純に言葉で言ってしまうとちょっと不適切な部分がありますねということが書かれております。今年だけのことかなと思って、私の手元には一昨年の分からしかございませんので、確認しますと3年間続いているというような状況になっています。中でもですね、給与諸手当の規定の順守が求められるということは、多分決められた給料より多く払われてるか、あるいは抑えられてるかというようなことで、これも非常に問題の大きなことであるかなと思うんですけども、そうした指摘が3年間続いているということなんです。そうした中でこの補助金の支出そのものがどうしても必要なものであるとすれば、この状況をどのように改善していかれるつもりであるのか、所管のほうの考え方というのをお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 佐藤議員の質疑にお答えします。まず、156ページの農産振興対策事業の291万1千円についてですが、これにつきましてはJA菊池、大津中央支所、それぞれの各かんしょとか人参とかいろんな部会がありますけれども、環境対策とかそういう部分で各部会が取り込まれる流通対策とか環境対策とか疫病対策、唐芋のウイルスフリーなどに対する助成とかそういう、また消費拡大のPRとかそういう部分について地産地消の推進とか、また農業用ハイプラスチックの処理に対する助成とかそういう形でですね、約291万1千円の中の270万円をJA大津中央支所の各生産者部会に対して助成しております。

あとの21万1千円については大津町の農業の担い手であります認定農業者対策協議会の助成という形で、会員が134人、会費が2千円いただいて、町がこれに対して別枠で21万1千円助成して

いるところでございます。

それと、畜産業費の畜産振興対策事業の523万円につきましては、畜産の振興に対してJA菊池及び熊本県の畜産農業協同組合の大津中央支所に対して、各農家がですね、優良な素牛や種豚の導入、また環境対策という形で熊本県畜産農業協同組合にこのうちの277万円、JA菊池の地域農業協同組合に乳牛とか肉用牛、豚の導入補助に対して優良素牛の導入補助という形で181万円、それと、南阿蘇が錦野地区が管轄でございまして、それに対して家畜導入や畜産環境に対して36万円、瀬田立野牧野農業協同組合にこのうちから18万円、合計のこの決算にあります523万円を助成しているところでございます。この中に給与とかそういうのは入っておりません。給与とかそういうものについてこの二つについて助成されているところはありません。

○3番（佐藤真二君） 質問の趣旨としてはですね、給与っていうのはたしかにこの土地改良区のところに対して補填がなされています。他に、いろんな指摘がなされていますが、これに対してどのような対応をされますかということ聞いています。

○経済部長（大塚義郎君） 大津土地改良組合の補助金の助成につきましては。

○3番（佐藤真二君） 所管の部分をお答えいただいているんだと思うんですけども、所管の部分については、例えば今年度の見ますと、ちょっと質問ですからちょっと立って読み上げていいですか。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） ちょっと読み上げますね。この分については監査を行った範囲内においては概ね適正に実施されていた。ただ過去には補助金支給の公正性に疑問が残る事案も見られたところである。所管課の監督の適正化を期待する。なお、本年度も書類の差し替えや追加資料の提出を求めざるを得ない事案も出てきており、今後の適切な取り扱いを改めて指導したということで、所管課の監督の適正化を期待するということが書かれておまして、そこはどうされますかということをお尋ねしてるといことです。

○経済部長（大塚義郎君） それにつきましては各それぞれに補助金申請書及び実績報告書等がちゃんとなされますので、その中身については担当課でチェックをしております。特に、今ご指摘の大津土地改良区に関しましては、元々運営費補助という形で職員の給与の助成という形でやっておりますので、そのような規定はあると考えています。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 124ページの補助金の団体活動助成295万円、この部分について説明させていただきます。この補助金につきましては部落解放同盟大津支部への団体補助でございます。解放同盟大津支部におきましては部落差別解消のためにいろんな啓発活動に取り組んでおられます。人権のまちづくりを初め、職員又は教職員のケア等にも取り組んでいただいているところでございますけれども、その内容としましては各種大会への活動費とか旅費、また講演会等も行っておられますのでそういう講演会の謝金、事務的な経費等に支出をされております。ただ、監査報告の中で4点ほどご指摘をいただいて、改善があんまり見られないというのもご指摘を受けているところでございますので、この部分については改善が必要だと考えておりますので、今年度以降早急にですね、改善の

ほうには取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） まず、団体活動のほうについてちょっと早急につて言われますけれども、3年間同様の指摘が続いているわけで、それを早急につて言われるところがよくピンと来ないというかです、ぜひ適正化のほうをです、事情としては解放同盟さんのほうの役員の方の高齢化というような事情も聞いているのは聞いておりますので、そうした事情を踏まえたところで、例えば会計部分に関してはちょっと委託するとかです、いろんな方法もあるかと思しますので、そういった点をご検討いただければなと思うところであります。

それから、JAさんのことと土地改良区さんのことなんですけれども、内容としてです、そもそもこれを見られているのかどうかさえちょっとよくわからない混乱したお話で、私さっき読み上げたところっていうのはJAさんの分なんです。それに対しておっしゃったのが、土地改良区さんのことでおっしゃられて、ちょっとああと聞きながら聞いてたところなんですけれども、この二つきちんと区分したところなんです、それぞれの改善点というのは改めてお話しいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 佐藤議員の再質疑に答えます。多分12ページの2ですかね、過去には補助金の需給の公正性に疑問が残る事案が見られたところであるということかと思はれますけども、たしかに25年度の監査ですかね、その際に補助金の重複事案があったということはあります。ただ、その部分については補助金の返還をいただいているというところがございます。そのほかにも努めてここは過去にはということを書いてあるかと思はれますので、その辺の教訓を生かしながらです、今後他の団体を指導していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 今の部分でちょっとまだ足りないかなと思うところはございますけれども、あとは委員会の中での適切なご審議をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、認定第2号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 認定第2号、国民健康保険特別会計について質疑いたします。決算の監査委員からの審査意見書が一番わかりやすいと思いますが、この意見書の中でです、不納欠損っていうことで、毎年毎年、国保税の不納欠損額が出てきておると。26年度は3千万からの不納欠損があるということで、元々特別会計の原則は独立採算でありますので、またこの国保というのがけっこうやっかいで高齢者のほうに入れたり出したりとかです、一般会計のほうからとか、窓口になったりとかして非常に読みづらいところがあるのはたしかであります、やっぱり厳格にです、こういった特別会計を独立採算を求めていきたいと思うんです。例えば、この不納欠損になりうる未納の問題

ですけれども、この未納におきましても様々な性質があると思うんですよ。例えば、ご本人が死亡された場合とかは徴収不能になって、不納欠損に至るかもしれません。しかしながら、ご本人はご健康でたまたま所得が平成26年度が落ち込んでいたと。平成25年度まではかなりの収入を得ていたのについていう形で前年度からのそういった算出方法でもってきますので、いろんなケースがあると考えられます。ですから、このですね、不納欠損にならないような事前の、未納者に対する性質によって、対応というのも変わるべきだと思います。この3千万の不納欠損の中身というのはいろんな状況が考えられると思うんですよ。そういったところを精査していただけても不納欠損は若干減っていくのではないかなと。あとは時間的なもので、不納欠損ができるんで会計処理をしてしまったということ。またテクニク的にはですね、私もこの不納欠損を出したくないんでいろいろ考えてみますれば、その不納欠損になりえる性質をもっている、それこそですね、不納欠損でどうせゼロになるならば逆に町がお金を貸して、それで税金を納めていただくということにしますれば、貸付金として残ってきますんでゼロにはならないと。諸収入のほうの貸付金になってくるかなと。いろんなテクニクが考えられると思うんですよ。そういったことをして特別会計を独立採算にきちんともっていくということはできないのかですね。そういった未納に対する対応の仕方っていうものは知恵の出し方ではいろんな対応の仕方があるのではないかなとということです。この点について質疑いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） ここでの不納欠損について少し説明をさせていただきます。当然、不納欠損というのはもう税額がなくなっていくということですので、極力そういう事態にならないように徴収等については取り組んでいるところがございますけれども、現在、不納欠損になる前に一応執行停止という形で取り組みをさせていただいております。通常5年たてば時効で消滅をしますもので、その前にきちんとした内容等を調べるということで、滞納処分をするそういう財産がないとか、そのほかにも財産等が不明また生活が非常に困窮している。そういう状況等を確認いたしまして、どうしてもそういう財産がない、生活が困窮している、そういうのに該当すれば執行停止になり、その後不納欠損という形にしております。ただこれがあまり簡単にいきますと、やはり徴収のモラルハザードを起しますので、そういう部分についてはきちんと財産調査をいたしまして、差押えをするべきところは差押えをする。そういうふうに取り組んでいるところがございますけれども、しかし国民健康保険税については、永田議員おっしゃるとおり、非常に多額の金額が不納欠損処理というふうにもなっているのも事実でございますので、そういう部分では徴収のほうできちんと調査をいたしまして、少しでも徴収ができるような体制は今後も十分とっていききたいというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。未納の性質の中には生活の困窮ということを挙げられましたけれども、たしかに非常に危惧するところではありますが、その方がですね、執行停止になる前に先ほど性質ということを行いましたけれども、そのご本人の可能性というものをですね、伸ばすことによって、そういった生活が安定されて、納税が可能になると。ここは非常にポイントだと思うんですよ。私はこの点についてですね、今回もちょっと一般質問とかも上げてますけれども、ここはで

すね、今からの自治体のポイントなんですね、重要な。ですから、昨今のいろんな情報の中で生活保護がどんどん増えているという実情がありますよね。ということは生活保護を受けて、我々のまた税金がそちらのほうに出ていくというふうではなくて、やはりその人たちがいろんな状況があるかもしれないけれども、そういった手立てを加勢をすることによってですね、いろんなものが改善して社会生活の中にまた飛び込んでいただくと。そして日本国民としてですね、きちんと納税をして国を立ててもらい、自治体を立ててもらいというのが本質ではないかなというところですよ。一般質問みたいになってしまいますけれども。実は人間というものは一度しかない人生ですから、可能性がまだ残っておられると思うんです。ですから、そういったところと、ただ単にもう5年経ったから時効だよというようなものっていうのはあまりにも温かみがないというか、冷たい感じがするんですね。そういったことをすることによって、例えば健康に従事してもらって、こういった国保の支出をそういったものもあると思うんですけれども、そういったですね、何て言うかな。連携みたいなものは結局こういったものにつながってくると思うんですけれども、毎年毎年同じことをですね、やっていったっておそらく改善はしないと思います。ですから、そういった議論みたいなもの、例えば国保税の料金、税の改定するときなんかにもいろんな意見が出ると思うんですよ。そういった意見というものは何も出ないんでしょうか。再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 今の永田議員からご指摘がありましたとおり、今まさに生活保護関係についても、ただ単純に生活が苦しくなったから生活保護ではなく、生活困窮ということで就労支援をしたりとか、いろんなことに取り組みなさいということで国のほうも市町村のほうに指導をしております。そういう中でおっしゃいますとおり、税は税のみでその家族をみるのではなく、やはり就労支援また介護のほうから高齢者の問題を抱えてないか。そういうのを全てやっぱり横の連携をとって、家庭をみてやると。その家庭が、おっしゃいますとおり安定していけば、当然税も払っていただけますし、そのほかのことにも寄与するというふうに考えておりますので、そういうご指摘をいただいた点については今後十分考えていく必要があるというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、認定第3号から認定第8号までの6件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑終わります。

## 日程第26 委員会付託

○議長（大塚龍一郎君） 日程第26 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第48号から議案第58号まで、認定第1号から認定第8号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時37分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成27年第4回大津町議会定例会会議録

平成27年第4回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)																										
平成27年9月16日(水曜日)																										
出席議員	1番 金田 英樹      2番 豊瀬 和久      3番 佐藤 真二 4番 松田 純子      5番 桐原 則雄      7番 本田 省生 8番 府内 隆博      9番 吉永 弘則      10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光      12番 手嶋 靖隆      13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦      16番 大塚 龍一郎																									
欠席議員																										
職務のため出席した事務局職員	局長 豊住 浩行 書記 佐藤 佳子																									
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">町 長 家入 勲</td> <td style="width: 33%;">兼 会計管理課長 中野 正継</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>副町長 徳永 保則</td> <td>兼 総合政策課長 羽熊 幸治</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部長 田中 令児</td> <td>兼 総務課長 白石 浩範</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民福祉部長 杉水 辰則</td> <td>兼 総務課長 齊藤 公拓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経済部長 大塚 義郎</td> <td>兼 教育課長 松永 高春</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木部長 大塚 敏弘</td> <td>兼 教育課長 坂田 勝徳</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兼 徳永 太</td> <td>兼 農業委員会事務局長 本郷 邦之</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兼 徳永 太</td> <td>兼 選挙管理委員会書記 本郷 邦之</td> <td></td> </tr> </table>		町 長 家入 勲	兼 会計管理課長 中野 正継		副町長 徳永 保則	兼 総合政策課長 羽熊 幸治		総務部長 田中 令児	兼 総務課長 白石 浩範		住民福祉部長 杉水 辰則	兼 総務課長 齊藤 公拓		経済部長 大塚 義郎	兼 教育課長 松永 高春		土木部長 大塚 敏弘	兼 教育課長 坂田 勝徳		兼 徳永 太	兼 農業委員会事務局長 本郷 邦之		兼 徳永 太	兼 選挙管理委員会書記 本郷 邦之	
町 長 家入 勲	兼 会計管理課長 中野 正継																									
副町長 徳永 保則	兼 総合政策課長 羽熊 幸治																									
総務部長 田中 令児	兼 総務課長 白石 浩範																									
住民福祉部長 杉水 辰則	兼 総務課長 齊藤 公拓																									
経済部長 大塚 義郎	兼 教育課長 松永 高春																									
土木部長 大塚 敏弘	兼 教育課長 坂田 勝徳																									
兼 徳永 太	兼 農業委員会事務局長 本郷 邦之																									
兼 徳永 太	兼 選挙管理委員会書記 本郷 邦之																									

## 一 般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君 p 64～ p 74

1. 若者をはじめとする有権者の投票率向上の取り組みについて
  - (1) 期日前投票所の増設と啓発運動について
2. ICTを活用した災害時の安否確認及び緊急連絡体制について
  - (1) 現在の災害時の安否確認及び緊急連絡体制はどのようになっているのか。
  - (2) 携帯電話やメールが使えないときの情報共有の体制を強化するためにもインターネットを利用した災害時の安否緊急連絡システムを構築すべきではないか。
3. 防災行動計画「タイムライン」について
  - (1) 被害の最小化を図るために災害対応のスケジュール表を作成し、災害時に「誰が」「いつまでに」「何をするか」を明確にすべきではないか。

1 5 番 荒 木 俊 彦 君 p 75～ p 85

1. 立野ダム建設より河川改修を
  - (1) 九州北部豪雨以来、町内白川河川の復旧費用、改修費用はどれだけか。  
これからのダム建設費予算額はいくらか。  
ダムによる洪水調節流量はどれだけか。  
ダムの放流口が詰まった場合、大惨事が予想される。絶対つまらないという客観的検証はあるか。
2. 給食費の公会計化が必要ではないか
  - (1) 給食費の口座引き落としの改善と問題点  
会計の流れと問題点はないか。特に教職員の負担はどうか。  
食材仕入れの流れ、特に地産地消推進で問題はないか。(コメの価格など)  
給食費の審議、決定、同費用徴収及び会計は、運営委員会で承認されるようだが、情報公開されているか。  
問題点を整理して、改善するためにも公会計化が必要ではないか。
3. 給食センター建設計画
  - (1) 給食センター建設計画の状況と複数建設が望ましいのではないか。

5 番 桐 原 則 雄 君 p 86～ p 100

## 1. 地産地消の取り組みについて

(1) 地産地消について、町、町民、生産者、事業所とともに充実させ、地産地消条例を整備して、推進しないかと25年に質問した経緯がある。熊本県も、21年に地産地消条例を制定し、27年4月には、地下水と土を育む農業推進条例も制定し、農林業の推進を更に強化しようとしており、町も一緒に、地産地消等の取組みを更にスピードアップして強化する必要がある。

- ① 地産地消に関するその後の取り組み状況はどうなっているのか。
- ② 地産地消に関するコンテスト等を開催し、生産物等のPRや流通対策を強化しないか。
- ③ 観光協会と連携して実施中の朝市に、朝ごはんマルシェ等を同時開催し、町内外に向けて町の魅力や「おもてなし」による観光PR、農畜産物、加工品などの流通や販売対策を強化しないか。

## 2. 部活動と社会教育の連携強化について

(1) 熊本県教育委員会は、小学校運動部活動の社会体育へ移行の基本指針を作成し、市町村に、地域の実態に合わせた対応や指導及び支援をするなど、学校部活動環境も変化している。

町のスポーツ関係団体は、様々な活動やイベントなど自主的に町をリードする充実した団体であり、今回を契機に、更なる連携強化を進め、子どもの健全育成やスポーツ文化活動を推進する必要がある。

- ① 学校部活動の現状を整理し、今後の社会教育との連携についてどのように進めるのか。
- ② スポーツ文化団体等の連携強化と指導者支援などを更に充実し、スポーツや文化環境の整備を進めないか。
- ③ スポーツ文化活動を更に強化するために、基金を設置して推進する考えはないか。

## 3 番 佐 藤 真 二 君 p 100～p 111

### 1. 2学期制の今後について。

2学期制の導入（H17）から10年が経過した。

- (1) 2学期制導入により目指した成果は得られたか。  
検証の結果は。
- (2) 3学期制に戻る自治体・学校も増えてきている。  
大津町での検討は。

2. 公共施設等総合管理計画について。

公共施設等総合管理計画が策定された。

- (1) 現在予定されている施設建設・改修計画との整合性は。
- (2) 類型施設別の計画の検討、記載内容は十分か。
- (3) 町民への説明はどうするか。

13番 永田和彦君 p117～p128

1. 公共施設等総合管理計画について

- (1) 今までが、いかに杜撰な管理だったのかが明らかにされた。

大きな問題の第一は、役場という体質の問題と議会の責任である。

この管理計画の調査で、町民がいかに高い税金を納めてきたかが分り、またこの計画の達成は不可能と察せられるのである。

町民が株主の会社なら役員総入れ替えは必至である。

町長の任期でどこまで達成できるのか。

2. まちづくり基本条例の更新について

- (1) 誰もが知っていて効果的な対策が無い少子高齢化、労働力不足、増え続ける社会保障費といった日本の構造的な問題。歳入よりも歳出が多ければ国も地方自治体も破たんするのは当たり前で、町が国や県をあてにした行政運営も崩壊する。

情報化社会の発展で個人主義や自己責任論が強まり、病気やケガをした場合、お金がなければ医療や介護を受けられない弱者切り捨ての社会が強まってきている気がする。

町は医療や介護に対する施策の改善に全力を挙げなければならない。

まちづくり基本条例「町民の責務」に健康維持を明記し、理解と協力を求められなければならない。

11番 坂本典光君 p128～p136

1. 「広報おおづ」の縮小版発行

- (1) 毎月発行される「広報おおづ」は町の歴史を知るうえで貴重な史料である。西岡町長のとき昭和25年の発刊から昭和63年12月号までを1、2、3巻からなる3冊の縮小版が発刊された。その続きとして昭和64年1月号から最新号までを4巻、5巻・・・・・・として発刊すべきである。「広報おおづ」は町のホームページから、ある一定の期間まではさかのぼって検索できるようになっているが、一定期間まとまった巻にした方が見やすいし歴史資料としての価値が高い。

2. 生活道路、水路の側溝などの要望書または口頭による要望は担当課で適切に処理されているのか。

(1) 各地区で生活道路の老朽化とそれに付随する側溝の改修が、要望書あるいは口頭での要望として担当課に上がってきたと思うが適切に処理されているか。

- ① 間違いなく担当課で検討したか。
- ② すぐ着手すべきもの、順番をつけて着手すべきもの。着手の必要がないもの、の区分をしたか。
- ③ 要望したところに理由をつけて回答したか。
- ④ 検討したか、してないかを含めてその内容が情報公開できる体制になっているか。
- ⑤ 担当者が代わる時、引き継ぎはされているか。
- ⑥ 引き継ぎ書は情報公開できる体制になっているか。

3. 大津町出身 全日本バレーボール「古賀紗理那」選手を応援しよう

(1) 古賀選手は大津小、大津中、から信愛女学院高校へ進み、木村沙織の後を継ぐ将来の全日本エースと言われてきたが、19歳にしてそれが現実のものになりつつある。先日テレビ中継されたワールドカップバレーボール女子ではエースアタッカーとして活躍し、国民を釘づけにした。

東京オリンピックでの活躍が期待されている。地元の町が真っ先に応援の声をあげるべきである。

- ① 「広報おおづ」で特集を組もうではないか。
- ② 大津町のホームページに応援コーナーを設けてはどうか。

4. 大阪市教育委員会がまとめた「いじめ対策基本方針」について町教育委員会はどう思うか。

(1) 大阪市教育委員会は「いじめを受けた可能性があれば確認前でも被害者として扱い、事実を隠蔽した教職員について懲戒処分を含む厳正な対処、また犯罪行為はすべて警察に通報する」とする「いじめ対策基本方針」をまとめた。

4 番 松 田 純 子 さん p 136～p 147

1. 平成27年度大津町地域防災計画と運用の状況について

(1) 近年、大きな被害もなく、平穏に経過しているが、平穏に経過しているときこそ、防災計画は準備され、組織や町民に周知し、その時に備えるものであると考える。

先日（8月25日）台風15号が襲来した。大津町では人的被害はなかったが、

樹木の倒壊、停電といった被害があった。今回の台風襲来により、計画が問題なく運用されたか。又、計画に不備はないかなどの検証について質問する。

① 各家庭への周知・徹底について

27年度の計画において、「水防計画書」に示す警戒区域ごとを地域の防災マップに明記し訓練を実施する。非常用糧食の備蓄に関し、家庭内備蓄は3日分としているが、一般町民に対し、どのように周知しているか。又、要配慮者への対応等の具体的な計画はどうか。

② 自主防災組織の現状と今後の計画

自主防災組織立ち上げ100%を目指すためには、防災指導員等の活用をどの様にしているのか。又、現状はどうなっているのか。

③ 避難行動要支援者、要援護者の把握と支援状況について

要支援者リストの作成状況と今回の台風15号襲来における支援は、円滑に実行できたか。

④ 民間団体活用について

災害時には、民間団体の協力を得ることが必要になるが、活用方法の活動内容で①成年男子はおもに罹災者救出等の応急措置、②成年女子は作業に従事している者に対する炊き出しに従事する。また、活動範囲も活動期間も男女において差異がある。男女共同参画社会構築の途次、配慮があつてしかるべきではないか。

2. 18歳選挙権に対する今後の対策について

(1) 平成27年6月17日、選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が参議院本会議で可決成立した。来年夏の参議院選挙から適応され、18、19歳の約240万人が新たに有権者となる。同法は、1年間の周知期間の後に行われる国政選挙から適応される。そこで、18歳19歳の有権者への周知についての大津町の取り組みを問う。

① 総務省より今秋、副教材の配布や模擬投票の実施が予定されているようだが、大津町としての取り組みは考えられているのか。

② 選挙についての周知に関して、投票場所、不在者投票の場所や、やり方など内容について高校生の集団に対する場合や卒業後の対象者等にどの様にしているのか。

1 番 金 田 英 樹 君

p 147～ p 160

1. 鳥獣被害対策について

(1) 町内の野生鳥獣（猪・鹿等）が増加傾向にあり、農林水産業被害や対策費の増

加が深刻化・広域化している。

被害対策には、主に農地に入らせないための「侵入防止策」、固体管理のための「駆除」の2つのアプローチがある。侵入防止策として町は一部で広域ワイヤーの設置を行っているが、万全ではなく多くの農家は農地に電気柵を自助努力（一部補助あり）で設置している。一方で「駆除」策としては、主に猟友会員を鳥獣被害対策実施隊として委嘱し、狩猟環境を整えることで効果向上を図っている。

しかし、状況が悪化している点を踏まえれば更なる対策が求められる。全国的には人を襲ったり、自動車と衝突したりと人身被害に繋がる事例も少なからずあり、野生鳥獣対策は農家だけの問題に留まらず町民の安全・安心な生活にも関わってくる。

- ① 町内での被害状況・捕獲数とその推移、及び生息数の把握状況を問う（種別別）
- ② 町としての「侵入防止」「駆除」に向けたそれぞれの施策・取組みを問う
- ③ 「狩猟」は「駆除」のための数ある方策の一つである。よって、「駆除」について地域住民や農協、農業法人等と具体的な協議の場を持ち、ともに対策を考えることはできないか。例えば町単独・農家単独で囲い罠を設置・管理することは難しいが、協働によって地域に担い手を見出せば実施も可能である。
- ④ 「侵入防止策」について、広域なワイヤー設置個所の拡大や個体数増を踏まえた助成の見直しなどは出来ないか。
- ⑤ 加工による資源化に取り組んでいる自治体もあるが、今後の鳥獣対策における、町のスタンスおよびビジョンを問う。

## 2. 駅から役場周辺の活性化に向けた取組み

- (1) 駅前楽善線の開通、肥後大津駅の周辺整備、まちづくり交流センターやビジターセンターの新設など、駅から役場周辺にかけてハード面においては大きな変革がなされている。しかしながら、光の森等の大規模商業エリアの出現や担い手の高齢化等により、商店街には空き店舗も多く、今後はそれらのハードを生かすための「ソフト面」での施策が鍵を握っていると考ええる。

主体としては、商店の組合である繁栄会が果たす役割は大きいですが、担い手の減少もあり国等からの活性化に資する助成などがあってもマンパワー的に取組みが難しい側面もある。一方で本年は駅南口に新たな繁栄会が設立されており、具体的な活動はこれからであるが好機と言える。

- ① したがって、「地域おこし協力隊（報酬・活動費の計400万円は国費）」を新たに募集し、主に駅から役場周辺にかけてのエリア活性化を図ることは出来ないか。

② 具体的なプランのベースは次の通りであるが、繁栄会とも協議しつつ、有効性の検討から始める考えはないか。

**【地域おこし協力隊による街中イノベーション】**

- ・地域おこし協力隊3～5名ほどを募集
- ・駅～役場周辺の空き店舗を事務所として活用（賃料は活動費（年間200万円×隊員数）の一部から支出）
- ・繁栄会等と連携して事務局的作用を果たしながら集客イベントやチャレンジショップ等の独自企画を立案・実施
- ・町内全域での空き店舗対策や起業支援、既存事業主のサポート（助成金の利活用や講師を招いての研修会の主催等）
- ・隊員も当該活動を通して人脈・知識・スキルを高めながら町内での起業を目指す（起業に要する経費として国から最大100万円の助成あり）

日程第 1 諸般の報告

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 8 名ですので、本日が 1 番から 4 番まで、明日 1 7 日が 5 番から 8 番の順で行います。

日程第 2 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○2 番 (豊瀬和久君) 皆様おはようございます。傍聴席の皆様も朝早くからありがとうございます。

2 番議員、公明党の豊瀬和久でございます。よろしくお願ひ申し上げます。今年は台風の発生も例年より早く、その規模も大型になってきており、徐々に地球温暖化が進んでいる気がしています。今年に入り、合計 2 1 個の台風が発生していますが、そのうち 5 個の台風が日本列島に上陸をしました。5 個のうちの一つである台風 1 5 号が先月の 2 5 日、午前 6 時過ぎ荒尾市付近に上陸したとの発表があり、熊本県内への上陸は 1 6 年ぶりで、県内全域を暴風雨に巻き込み、多くの地域で多数の被害をもたらしました。また、今月に入ってから台風 1 8 号の影響による記録的大雨で鬼怒川の堤防が決壊するなど関東、東北の多くの地域に被害が出ました。停電・断水していた約 1 万 1 千世帯のうち、きのう現在、停電は約 6 千 3 0 0 世帯で解消をされましたが、約 7 千 4 0 0 世帯で給水再開の見通しが立っておらず、今も約 1 千 6 0 0 人の方が避難を余儀なくされています。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

それでは通告に従いまして、3 点質問をさせていただきます。1、若者をはじめとする有権者の投票率向上の取り組みについて。2、ICT を活用した災害時の安否確認及び緊急連絡体制について。3、防災行動計画「タイムライン」についての 3 点です。

まず、1 点目の若者をはじめとする有権者の投票率向上の取り組みについてお伺いをいたします。近年、若者をはじめとする有権者の投票率の低下傾向は、先進主要国共通の課題であります。日本の場合、2 0 歳代の投票率は、前回の衆議院選挙が 3 8 %、参議院選挙が 3 3 % でした。6 0 歳代の投票率をみると、衆議院選挙が 7 5 %、参議院選挙が 6 8 % で、両方とも 2 0 歳代の約 2 倍となっています。このような状況の中で、有権者、特に若い人たちが投票しやすい環境を一層整備し、投票率の

向上を図っていくことは重要な課題です。

来年の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げられ、本町でも約700名の若者が新たに有権者となられることも見据え、有権者一人一人に着目した、さらなる投票機会の創出や利便性の向上が求められます。

愛媛県松山市では、2013年7月の参議院選挙で全国ではじめて松山大学内に期日前投票所を設置し、全体の投票率が下がる中、20代前半の投票率を2.72ポイント上昇させる大きな成果をあげました。その後、選挙の啓発活動を行う学生を選挙コンシェルジュと認定し、選挙CMの作成、啓発物資の企画・配布、選挙広報をPRするための選挙カフェの設置など、投票率向上を目指す選挙と協力して積極的な運動を展開をしています。こうした先進事例を受け、本年の統一地方選挙では、低迷する若者の投票率アップを目指し、大学キャンパス内に期日前投票所を設置し、選挙の啓発活動を推進する動きが松山市を含め、12大学で見られました。そのほか、大学キャンパス内に限らず、広島県福山市では、交通の利便性に優れたショッピングセンター内の通路に期日前投票所を設置するなど、各自治体における積極的な取り組みが注目をされています。長野県松本市では、県内で最低の投票率であったこともあり、JR松本駅の東口と西口を結ぶ10通路に2009年の衆議院選挙から期日前投票所を設けており、通勤や買い物の途中に投票してもらい、投票率アップにつなげようと国政選挙と地方選挙で実施をしています。そのことが大手新聞社や全国放送で取り上げられるなどで、地元の新聞2紙も積極的に掲載し、費用をかけずに住民に周知されるとともに、新たな投票所の設置で住民の期待感や関心が高まるなどの効果が出ています。

総務省においても、今回の統一地方選挙で明るい選挙推進協会や若者選挙ネットワークと協力をして、特に低投票率にある若い世代を中心に投票を呼び掛ける啓発運動を全国各地で実施をしました。

また、昨年5月から投票環境の向上方策等に関する研究会を開催し、有権者が投票しやすい環境を整備するための具体的な方策等について検討を進め、本年3月に中間報告として公表しています。その報告書の中には、国政選挙、地方選挙を通じて投票率が低下傾向にある中、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていくことは引き続き重要な課題であり、投票環境における制約から有権者に有効な投票機会を提供できていない側面があるのであれば、少なくともそのような制約については、現在の技術的、制度的環境も踏まえ、できるだけ解消、改善し、有権者一人一人に着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきであるとした上で、期日前投票所の環境改善の現状と課題については、期日前投票は平成15年に、それまでの不在者投票に比べて手続きが簡素な投票制度として導入されたが、期日前投票者数の全投票者数に占める割合については、制度創設直後の国政選挙の平成16年の参議院議員通常選挙における12.37%から直近の平成26年の衆議院選挙における24.02%へとほぼ倍になっております。また、期日前投票の投票率についても7%から12.62%へと順当に伸びてきている。投票環境の向上を図る有効な選択肢として、柔軟性や機動性のある期日前投票をさらに効果的に活用することが求められている。期日前投票の投票率が順調に伸びてきている要因としては、不在者投票と比べて投票手続きが簡素であることに加え、さまざまな手続きについて厳格な規定をおいている公職選挙法の中であって、期日前投票制度

は、投票所設置の場所や時間帯の設定について自由度が高く、市町村の選挙管理委員会が地域の実情を踏まえ、有権者の利便性向上に最も効果が上がる形での運用がしやすいという要素があるためではないかと考えられる。有権者の中には、政治や選挙に関心があっても便利な場所に投票所が設置されていないために、結局投票に行かなかったという者も存在すると考えられるので、柔軟性や機動性のある期日前投票をさらに効果的に活用することができれば、そのような有権者に有効な投票機会を提供できる可能性がある。

従って、投票環境の向上を図る有効な選択肢として、期日前投票を最大限活用することが求められており、具体的方策として、商業施設などへの期日前投票所の設置及び期日前投票の投票時間の弾力的設定について検討を行ったとして、商業施設などへの期日前投票所の設置については、期日前投票所を多くの人が行き来する駅構内や商業施設などに設置したり、中山間地等において、一時的な投票場所を地区ごとに設置するなどにより、効果を上げている例が見られるが、これらは地域内の有権者の動向に着目して投票所の効果的な配置を行うものであり、選挙の公正確保に十分留意しつつ、取り組みをさらに広げていく必要がある。

また、期日前選挙の投票時間の弾力的設定については、地域を通じて最適な投票時間を定めるよう各期日前投票所の立地や利用状況等を踏まえ、それぞれの投票時間を弾力的に設定できるようにすることが適当、現行の開始時刻午前8時30分の繰り上げや、終了時刻午後8時の繰り下げに加え、期日前投票所が2カ所以上ある場合は、午前8時半から午後8時までの間、少なくともいずれか一つの期日前投票所を開いておくことを前提に、各期日前投票所の弾力的な時間設定を可能とすることが適当。さらにその可能性を追求することができないかとあります。この期日前投票所の設置に関しては、名簿対象、二重投票の防止方法などの問題から、役場との専用のネットワーク回線が必要であるとのことをよく言われますが、セキュリティの確保を維持しつつ、専用線よりも回線コストが低く抑えられるBBN回線を利用している例があるなど、通信事業者が提供する安全かつ比較的安価なネットワークサービスの利用可能性を踏まえ、より効果的なサービスを探っていく必要があると思います。

また、投票所スペースの安定的な確保については、各選挙に通じて安定的に設置場所を確保できるかというのですが、町が所有、管理するスペースであれば積極的に活用するべきですし、施設側のメリット・デメリットを考慮しつつ、施設側の理解が得られやすい場所を模索するなどの取り組みが考えられます。

松山大学内の期日前投票所では、専用のネットワーク回線がないため、選挙権の判定と二重投票の確認、投票用紙の交付指示を大学の投票所と選管とで携帯電話による音声通話で対応をされているようです。そのような方法で対応すれば、費用をかけて専用のネットワークをひかなくても期日前投票所を設置することはできます。

本町としても、このような点を踏まえた上で、昨年12月の衆議院選挙が51.59%、4月の県議選が48.04%と下がっている投票率を上げるための積極的な対策として、若者への啓発活動に取り組むとともに、町内の公共施設で専用のネットワークが構築されている生涯学習センター、子育て支援センター、人権啓発センター、図書館などでは、期日前投票所を設置するための環境は整って

います。期日前投票所であればシステムの変更にお金がかかることもありませんし、大津駅やジャスコにも投票所を設置をしようと思えばできないことではありません。その中でも、若い人が多く集まる大津図書館に来ないのならこちらからいくという考え方で期日前投票所を設置することにより、利便性の向上と住民の関心や期待感を高めるとともに、PR効果も高める必要があると思いますが、選挙管理委員会のご見解をお伺いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 選挙管理委員会書記長本郷邦之君。

○選挙管理委員会書記長（本郷邦之君） 皆様おはようございます。豊瀬議員の投票率向上の取り組みに関するご質問にお答え申し上げます。

豊瀬議員もおっしゃられましたように、近年の本町における投票率の現状といたしましては、平成25年度の参議院議員通常選挙で52.83%の投票率、それから平成26年度の衆議院議員総選挙では51.59%、さらに本年4月執行の熊本県議会議員一般選挙で48.04%ということで、低下傾向でございます。

年代別にみますと、4月の熊本県議会議員一般選挙で、20代が約24%、30代が約32%、40代が43%と。この3つの年代が投票率を下げている状況にあります。

全国的にみましても同様の状況が見受けられまして、国も「期日前投票所の投票時間の弾力的な設定」、それから「投票所における子ども同伴の解禁」など、新たな施策を検討されているところであります。

本町では、本年4月の県議選で投票区再編を行っております。小学校区単位を基本として投票区を整理いたしておきまして、各投票所から2キロ圏内に投票区全域が入るよう設定をいたしております。これまで投票所でありました錦野地区農業研修センターと瀬田地区生活改善センターを統合し、大津東小学校体育館を新たに投票所として開設し、バリアフリー化を行っております。また、町中心部の投票所では、役場とオークスの投票所が50メートル以内に近接していたため、その状況を改善し、さらに美咲野区内に新たな投票所を設けまして、各投票所における選挙人数の均衡を図ったところであります。また、これまで役場のロビーや4階大会議室で行ってございました期日前投票所については、町民交流施設オクスプラザで行うこととし、階段やエレベーターを使用することなく投票ができるよう投票環境の改善を図ってきたところでございます。

議員ご提案の期日前投票所の増設につきましては、県の選挙管理委員会から大学や商業施設など、人が集まる場所への設置検討を市町村選管に求める考え方が示されているところであります。荒尾市はすでに商業施設「荒尾シティーモール」に開設をされております。本町にも大型商業施設や商業施設以外にも、先ほど議員さんのほうからも言われました、町立の大津図書館など多くの人が利用されている公共施設がございます。期日前投票所設置による投票率アップの効果が見込める施設になりえるかと思われまして、そういった施設を利用した移動式の期日前投票所による手法を考えられますので、施設の状況を考慮し、二重投票の防止など十分な施策、それから職員の人的配置やコストなども総合的に検討し、移動式の期日前投票所の導入の可能性につきましては、選挙管理委員会でご相談させていただきたいと考えております。

また、大津町選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会における啓発運動に関する取り組みの現状といたしましては、まず広報活動として、町広報紙による事前の告知、さらに投票期間中の防災行政無線による告知、大型店舗における啓発活動、啓発用懸垂幕、看板の設置などを行っております。常時啓発としては、成人式で新有権者に向け啓発物品の配布、また学校におきましては、希望により投票箱及び記載台の貸与、選挙啓発の習字やポスター募集などを行っているところでございます。今後も引き続き、あらゆる機会を利用して啓発活動を行っていきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 16日の熊日新聞には、熊本市の選管は全区共通の期日前投票所を来年の春の知事選挙から設置へということで、もう既に決められて、熊日新聞に掲載もされてですね、これ見られた方がいたら、ああもうこういう投票所が全区で共通のができたのかということで、これPR効果にもつながっています。

先ほどいろいろ広報の話もされましたけれども、一番のやっぱり広報というか、住民の人たちに伝えやすいことは、先ほど言いましたように、検討されるということだったんですけども、新たな期日前投票所を積極的に設けていくということを早めにご伝えることによって、住民の人たちに期待感とか、そういう選挙に対する関心が持っていただくことに一番のつながると思いますし、話題性とか、そういうお金をかけずにこういう新聞に掲載されるなどのことによって啓発活動になると思います。検討されるということだったんですけども、熊本市では、来春の知事選からということだったんですけども、その検討の結果はいつごろそれを反映しようという計画で検討されるのかをもう一度質問をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 選挙管理委員会書記長本郷邦之君。

○選挙管理委員会書記長（本郷邦之君） 豊瀬議員さんの再質問にお答えいたします。

いつごろ検討するかというようなことでございますけれども、選挙管理委員会におきまして、来月10月に先ほど議員のほうからお話がありました、松山等ですね、いわゆる新しいやり方、いわゆる期日前投票所とか、今大学のコンシェルジュの話がございましたけれども、そちらですね、研修に行く予定になっております。その中で十分にその効果とかですね、あと費用面等につきましても検証させていただきまして、その結果を踏まえてですね、選挙管理委員会の中でしっかりと叩いて、導入に向けての準備をしたいということで考えているところでございます。

ただ選挙のやはり投票率を上げるためには、まず第一義的には有権者の方に政治に関心を持っていただくことが大事かと思えます。自分の1票によってよりよいまちづくりにつながるんだということを実感していただけるような、そういったまずは選挙に行ってくださいというようなことをですね、考え方を浸透させるべく広報等でですね、しっかりと周知をしていきたいと。また、大型店舗等が大津町にもございますけれども、その中で、例えば大きな啓発用の看板等をつくってですね、そこに買い物に来られた方が、ああ今大津町では、というか全国的にこういった選挙があっていると、すぐそばに役場があるので、その看板見られた方がですね、そうしたふうに、なら選挙に行ってみようかといった考え方をもっていただくようなそういった啓発の方法等もですね、あわせて問いながら

投票率向上に努めていきたいということで考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 今までずっとそういう啓発運動をする中で下がってきているわけですから、これ上がっているなら言いませんけども、下がっている中でそういう投票所環境の改善を、これしないということがないようにしていただかないと、また下がったときには、どれだけ啓発を今までしてきてもあがってないわけですから、そこを考えていただいてですね、きちっと期日前投票所を設けていただくような、町民が集まる場所に設けるようなことをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、2点目の質問に移らせていただきます。

I C Tを活用した災害時の安否確認及び緊急連絡体制についてお伺いをいたします。

まず、大規模災害が発生した場合の役場職員の皆様の安否確認及び緊急連絡体制はどのようになっているのでしょうか。東日本大震災では、大規模災害においては、メールや携帯電話が機能しない可能性が高いという問題を浮き彫りにしました。そこで、インターネットを駆使したリアルタイムな安否確認方法が必要とされています。大規模災害が発生したときに最初に行うべきことが、職員の安否確認です。被害の最小化や復旧のための手順はすべて人が実行することになります。事前に手順だけ決めていてもそれを遂行する人員の確保ができれば何もできません。役場の外にいる人員に連絡を取り、役場内の人員にも家族の安否を確認させてこそ冷静に留まって業務を遂行することが可能になります。備蓄の食料などの対応が必要になるのはそのあとで、安否確認自体が困難な作業になってはいけません。簡素にスムーズに行えることが必要です。誰かを救わなければならない職員もその家族も被災者になります。職場の仲間と、その安否情報の共有と同時に、真っ先に家族の安否確認を行うことが重要となります。家族の安否をおいても任務に遂行する義務があったとしても冷静さを欠いては、逆に危険が増大します。また、残された家族の不安も大きなものです。災害発生時にいち早く家族の安否を確認することで冷静に任務にあたることができます。

神奈川県湯河原町では、安否緊急連絡システムを導入して、町役場職員とその家族の緊急連絡、高齢者、幼児、障がい者の日常での緊急連絡、住民家族の災害時緊急連絡体制を構築されています。今やスマートフォンやタブレットパソコンは誰でも持っている時代になりました。

本町においても、準備防災への取り組みの一環として、大規模災害時に携帯電話やメールが使えないことを想定して、I C Tを活用したインターネット回線による安否確認と緊急連絡体制を構築すべきではないかと思います。今、ニュースで取り上げられております常総市でも、安否不明となっていた14人の方の無事の確認がとれたのは、6日目、きのう取れて、県や市の対応がごてごてにまわり厳しい批判の声があがっています。そのような点も踏まえて、町長のご見解をお聞かせいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の災害同期の安否確認及び緊急連絡体制についてお答えいたします。

その前に、先週北関東を襲いました豪雨により、被災されました皆様にお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧を願っております。同じ1級河川白川が還流しております大津町にとりまし

ても、危機管理体制をさらに強化していかななくてはならないと感じているところであります。

答弁に先立ちまして、大津町においての台風15号によって被害を受けられた皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、各地域において、ボランティア活動等で後片付けなどにご協力いただき、大変ありがとうございました。

さて、職員の災害時の安否確認及び緊急連絡体制についてですが、現在、職員災害時の初動マニュアルを整備中ですが、現況では、気象の警報などの状況に応じて職員の参集基準を定めて、12班を編成し、担当班は自主的に登庁して、災害の初動対応に当たることにしております。

また、大規模な地震が発生した場合、職員の安否が気になりではありますが、基本的には、職員が自ら自身の安否や登庁の可否について、上司に連絡するようにしております。この場合、電話や携帯電話等を想定しておりますが、議員ご指摘のとおり、大規模災害時は、各家庭の電話や携帯電話等の電話回線が使用できない場合もありますので、電話回線以外の「災害用伝言版サービス」や「災害用伝言ダイヤル」をはじめ、「災害用ブロードバンド伝言板」などの新たな連絡手段が必要になると思われますので、今後、研究させていただきたいと思っております。

なお、大規模な災害時には、職員も自分の家族の安否が気になるのは当然であります。公務員は全体の奉仕者であり、何より3万4千人の町民の身体、生命、財産を209人の職員が担っているのだという責任と気概を持って公務に当たってほしいと思っております。

とは申しましても、後顧の憂いなく、職員が業務を遂行できるように、インターネットなどを活用した安否確認システムなどを取り入れていくことを考えていきたいと思っております。

詳細については、担当部長のほうからご説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） おはようございます。現時点での町におきます緊急連絡体制について説明をいたします。

台風や大雨時に暴風警報や大雨洪水警報等が発令された場合には、災害警戒本部体制に基づきまして、平常時から1班12人体制の体系班を定めておりますので、班長を中心にその範囲が自主的に登庁するシステムをとっております。

また、地震発生の際の職員の参集基準は、震度4の第1警戒体制では、総務部長、総務課長、地域安全係長が登庁し、被害の状況によりましては、先ほど申しました待機班を参集させることにしております。震度5弱または5強の第2警戒体制では、大津町災害警戒本部体制の職員約100名がこれも自主的に登庁するようになっております。震度6弱以上では、災害対策本部体制を敷きますので、全職員が参集し、ただちに災害対策本部を設置し、災害対策に取り組むことになっております。

今までの反省事項では、待機班への周知はできているところですが、実際に気象の警報等が発令されてから参集まで1時間近くかかる職員も見受けられましたので、班員ごとのメール送信やスマートフォンの専用アプリを活用した連絡体制の整備も必要ではないかと考えておるところでございます。

大規模な地震が発生した場合には、まず職員自身の身の安全や家族を守るというのが基本だろう

と思います。そのためには、日ごろから家の耐震補強や家具の転倒防止、火災警報器の設置など、身の回りの防災に取り組み、通勤経路につきましてもどのような障害物があるのか。徒歩や自転車での登りをどのように行えるかなども想定しておく必要があると考えております。

また、勤務時間等に大地震が起きた場合、当然家族の安否が気になるところでございますけれども、これらも日ごろから家族の避難場所や連絡方法などを決めておくことも大事なことだと思います。そして、自分の住んでいる地域が地域のつながりやコミュニティが強く、自主防災組織などの活動が活発で災害時には、要援護者や弱者等の避難誘導や救助等が行える地域であれば高齢者や子どもを持つ職員にとっても安心につながるのではないかと考えております。そういう意味でも、職員には地域の中での活動や自主防災組織の活性化の支援などもお願いしているところです。

これらの取り組みを行いながら、災害時は携帯電話でのメールなどがつながりにくく、インターネット回線を利用すれば比較的つながるとのデータも示されておりますので、住民の皆さんの安否確認などへの利用も含めて、導入に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 例えば、導入をする場合には、また費用もかかりますけれども、今国のほうでは地方創生ということで、12月に向けて総合戦略というのを策定中ということですが、国のほうでもそういうICTの利用、利活用の促進というものに関しては、そのそれを総合戦略に盛り込むことによって交付金とか、そういう地方創生に関わるものがあるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりは、その総合戦略とかに盛り込んでICTの利活用をしていくということはいかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 総合戦略にこのICTを活用した安否確認等について、計画に織り込んでやっていけないかというご質問でございますけれども、今ちょっと考えておりますのは、スマートフォンを持っている職員については、ちょっと私がちょっと実際持ってないものですから、なかなかちょっと言いづらいんですけども、そういう形で無料のアプリがあるというふうな話も聞いておりますので、まずはそういうのを実験的にやってみて取り組んでみたいと考えております。総合戦略のほうに織り込むことができるかどうかにつきましては、今後その内容等について検討したいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 無料であるならば、その無料の部分をしていただいでですね、費用がかかるようであれば、そういう総合戦略で盛り込んでいただければいいんじゃないかと思っておりますので、積極的にそのあたりは計画の中に立てていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、次に、3点目の質問に移らせていただきます。

事前防災行動計画「タイムライン」についてお伺いをいたします。

県内全域を暴風雨に巻き込み、多くの地域で被害をもたらした台風15号、そして台風18号の影響による大雨で氾濫した鬼怒川からの濁流で堤防の決壊。一昨日は阿蘇も噴火をしました。そして、

昨年の広島市での集中豪雨による大変な土砂災害が発生してから1年が過ぎました。近年は異常な気象現象によって予測できない自然災害が発生し、国や県または市町村でもハード面、ソフト面からもあらゆる対策の強化が求められています。鬼怒川の堤防が決壊した茨城県常総市は、大きな被害が出た三坂町の8つの自治区のうち、2つの自治区には決壊の2時間あまり前に避難指示を出していましたが、残り6つの自治区には避難指示を出したのは、決壊した18分後のことだったそうです。なぜこのようなことになったのかを検証していくとのことですが、平成26年までに全国100水系の148市町村が洪水を対象とするタイムラインを策定して、避難勧告の発令のタイミングや手順の理解を深める実践をしていることを考えると、タイムラインを策定していなかったことが残念でなりません。

ご存知の方もおられると思いますが、数年前アメリカ大陸を襲った大型のハリケーンの際に、ニュージャージー州が迅速に対応できたことから注目をされるようになりました。ハリケーンの上陸が予想される時間をゼロ時間として、そこから遡って対策、対応を取り、対策を実施する時期と担当者をあらかじめ決めておくというものであります。ニュージャージー州のトムズリヴァー市では、4千棟が全半壊する被害が出ましたが、死者は出なかったとされています。事前防災行動計画、タイムラインは、台風が発生してから上陸するまでの数日間を使って事前に防災行動を開始し、被害の防止や発生後の早期復旧を図るアメリカ発祥の防災計画です。住民にとってわかりやすい災害対応のスケジュール法でもあります。ポイントは、行政に加え、鉄道事業者や福祉施設、警察、消防、気象庁といった多くの関係機関や何より住民が参加して計画をするということです。大規模台風で200年に1度の確率で発生する大雨被害を最小化することを目的に、いつ、誰が、何をするのかを事前に明確にし、各機関が互いに情報を共有し、運用を通して課題を探り、改善につなげていくものです。役場は、平時には住民サービスなどの仕事を公平・確実に実施するためにあると言われておりますが、そのままの体制では非常時に迅速な対応ができにくく、思わぬ災害への対応には混乱が生じるとも言われています。このタイムラインを策定し、災害に備える動きが自治体にも広がっています。また、住民がいつ、何を、どのようにすればいいのかがわかりやすく明確になります。

熊本県でもタイムラインを策定しており、その特徴としては、台風や大雨を想定した防災行動対応策をタイムラインとして整備をしたのは、都道府県レベルでは初めて、市町村、国などの防災関係機関、民間団体と幅広い49機関が策定に参加、熊本県独自の取り組みである予防的避難を組んでいます。国土交通省も大規模な災害による被害を最小化するために、インフラ整備等の予防策に加え、災害が発生することを前提とした対応、タイムラインに沿った対応を強化する必要があるとの考え方も打ち出しております。

三重県紀宝町が作成しているタイムラインについては、国も各自治体に策定の指針を提供していくということですので、本町でも町民の安全・安心を守る上からタイムラインの研究に取り組み、近隣市町村や関係機関、町内の防災士などの意見等も踏まえ、早期にタイムラインの策定に取り組むことを提案いたしますとともに、日本の台風による豪雨は、台風の中心地から外れた地域で降ることも多く、予想しづらい点もあります。住民が自分の住んでいる箇所を認識し、災害時に必要な行動がとれ

るよう、事前の心構えを徹底することも重要だと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の防災行動計画「タイムライン」についてお答えしたいと思います。

タイムラインは、台風による大規模災害など発生の前から予測できる災害に対して、地方自治体や政府、交通機関、企業、住民などが災害発生前から発生後まで、時間ごとにあらかじめ明確にしておく防災計画であり、災害を軽減するために大変有効な考えだと思います。いつ、誰が、どのように、何をするかを具体的に記述することで、実際に災害が発生しても慌てない、混乱したりすることなく、行動できるための指針となるものだと思います。

平成24年の九州北部豪雨災害では、災害対応が混乱し、避難の呼びかけが遅かったなどの反省を踏まえ、早め早めの避難や自主的な防災活動への対応に取り組んできました。特に台風につきましては、早めに避難所を設置し、防災無線で自主的な避難の呼びかけを行い、事前に職員の配置等も行っているところです。

今後は、各地域における避難場所等の具体的にとるべき防災行動や行動時刻、各機関との連携などを細部にわたって規定していきたいと思っております。そうする中に、住民の命を守る、さらに災害を最小化するためにも、集中豪雨災害などへの対応も考えていく必要があると思っております。

いずれいろいろな情報、国あるいは県関係等の情報もしっかりと密にしながら対応を考えていきたいというふうに思っております。

部長より、細部についてご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） タイムラインにつきましては、先ほど話があったおりましたけども、台風が発生してから上陸するまでの数日間を使って事前に防災行動を行い、被害の防止や発生後の早期復旧を実現する防災計画と言われております。

議員からお話がありましており、アメリカが発祥の地で、ハリケーンの襲来に対応するための仕組みとして考案されたと聞いております。

民間や行政でも取り組みが始まりまして、熊本県が全国で初めて今年4月の大規模風水害県版タイムラインを公表し、運用を開始をしております。遅れない、漏れない対応を基本に、3日前の災害予防期から1日半前の予防的避難、12時間前からの応急対策期として、避難勧告や避難指示、自衛隊への災害派遣要請、2日後の復旧復興まで時間に応じて各関係がとるべき行動が示されております。この熊本県版タイムラインを基本に、被害の発生が見通せるリスクについては事前の対応策を講じる。過去に甚大な被害が発生した箇所については、ある程度事前予測を行う。そして、避難勧告や指示の判断基準を含め、いつ、何を、誰がの3つの要素を合言葉にしまして、タイムラインによる早め早めの防災行動が減災につながり、住民の生命や財産を守ることができるようタイムラインの策定に向けて今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） 先日、防災士の方が参加をされた防災訓練に私も参加をさせていただきまして、

その中で、大津町には素晴らしい防災士の方がたくさんいらっしゃいまして、台風15号のときの話がされていました。耳が痛い話になるかと思いますが、その防災士の方々が話をされたことは、まず役場の台風に対する行動が遅い。高齢化社会に対応をしていない。災害ボランティアの活用がない。自主防災組織の活用もない。各機関との横の連携が取れていないなどの声その避難訓練の中であがっていました。ぜひこれ伝えてくださいということで、私も聞いてきたんですけども、いろんな計画は立てられていると思いますけれども、実際それが生きた計画にならないと、本当に大規模災害のときには被害が大きくなりかねませんので、しっかり取り組んでいただきたいのと、その計画というのは、もう立てるだけでは意味がないと思うんですよね。その住民の心の中にもう根差すような、生活に根差して、心の中にいきつくような計画を立てて、行政の指示が遅かったとか、いろんなテレビの中でも声が出てますけれども、自分の身は自分で守るとというのが、まず基本となると思いますので、そういうタイムラインというスケジュール表を立てて、それを住民の皆さんにきちっとやっぱり個々の中に根付くように朝起きて、顔を洗って歯磨くのと同じように、災害が起きたときにはきちっと避難の、自分の身を自分で守る対応ができるような対策を住民の皆様にも周知徹底もしていただきたいと思いますので、そこのところのご決意を聞かせていただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 現在、災害対策につきましては、町の地域防災計画に載せておりますけれども、まあ今後そのタイムラインにつきましては、この地域防災計画をよく見えるような、見える化して、当然町をはじめ、警察、消防機関、消防団、先ほどご意見をいただきました防災士、防災指導員の皆さん、すべて共通的な認識を、住民も含めて共通の認識をもって災害対応に当たっていくというのが大事だろうと思っておりますので、この点につきましては、住民の皆さんに広く周知を、当然やっていかななくてはなりませんので、現在、考えておりますのは、やはりそれぞれの地域で自主防災組織を、本当に活動が活発にされている地区もあれば、ほとんどそのされていないという地区もございますので、そういうその自主防災組織が活発化することによって、そこに住まわれている方々のそういう防災意識も高まっていくのではないかと考えておりますので、防災士の皆さんや防災指導員、そしてまた地区担当職員等も含めて、そういう自主防災組織を活発化することによって地域の皆さん方にまた周知をしていくと、そのように考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） それで計画を立てただけにならないようにですね、今ホームページに掲載していますとか、そういう話じゃなくて、もう本当に住民の一人一人の心の中に根付くような、そういうタイムラインスケジュール表を立てて、いざというときにきちっと対応できるような計画にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前10時47分 休憩

△

午前10時54分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。

先ほどの一般質問でもございましたように、東北宮城、また茨城、栃木県、大変な水害に遭われました皆さん方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の、いわゆる北関東の大水害におきましても、1級河川の堤防がかねてより崩落をするという危険性が指摘をされている中、それが間に合わなくてということであります。まさに災害列島で、私たちのこの日本ではそういったところに本来は予算を先行して使用するべきだと、改めて思ったところなんです。また、いわゆる鬼怒川が堤防決壊、氾濫いたしました。鬼怒川の上流は、いわゆる日光、ずっと山のほうに行きますと源流域が日光方面、こちらのほうには、いわゆるダムが数箇所ございます。これらのダムは大雨が予想される場合は、あらかじめダムの水位を、極端に言えば、ダムを空にしておいて、大雨が降った時にそのダムに雨をためて、下流に洪水が押し寄せないような調整機能がついております。

こうした関東での洪水を教訓に、私は、きょう立野ダム建設より白川の河川改修を急ぐべき、また強化をするべきということで質問させていただくところであります。

ご承知のとおり、白川の6.26大水害、大変な被害が出たわけですが、ちょうど私の生まれた昭和28年、1953年で、今から62年前の大水害でありました。この6.26大水害を受けて、それから30年後、今から32年前になりますが、立野ダムの建設計画が持ち上がり、当初予算がこの当時ですね、予算見積もりは約450億円で立野ダムを建設をするという計画がスタートしたわけですが、既に、この当初予算の450億円は既に予算を使い切っているところであります。そして現在、ことしに入りまして、ダムを建設するために白川の水を迂回をさせるということで、仮排水トンネルが着工されているところであります。

そこで、この立野ダム、一般のほとんどの人々はダムといいますと、例えば、近くで言えば竜門ダムですね、ダムの中に上流からの雨をためておく。あるいは、先ほど言いましたように、洪水調整をするために大雨の前にダムを空にしたり、あるいは大雨のときはダムに水をためたりという水位の調節機能が付いているのが一般的なダムだとほとんどの方が思われているかと思いますが、しかし、この立野ダムは、この一般ダムではない。一言で言えば、高さ90メートル、熊本県庁が高さ60メートルですから、それを30メートル上回る高さまでダム堤を築いて、一番底に穴を3つ開けて水を流すということで、早く言えば巨大な砂防ダムと言えほとんどの方が想像がつくのではなかろうかと思えます。つまり、立野ダムは、洪水を調節するゲートはないということです。聞くところによりますと、この立野ダム計画が持ち上がったとき、当時の地元では、いわゆる竜門ダムのように水をためて観光地にしたいと、あるいはそのそれで洪水が調節できるということで、一般的なダムの要望であったわけですが、一般的なダムは立野地域には建設が不可能であるという結論に至ったようであります。皆さんも長陽大橋あたりから黒川、白川の護岸を見ていただければおわかりかと思えますが、

立野溪谷の岩盤はもう非常にもろいと、いわゆる柱状切離ということで、岩に無数のひびが入っております。ですから、ここに一般のダムをつくってダム湖に水をためる。満水状態で約1千万トンと言われております。1千万トンでしかも深さが90メートルありますから、川底では気圧でいうと10気圧という大変な水圧がかかることになります。これが常時1千万トンの水がためられたとしたら、柱状切離のひびの中にいわゆる水がどんどんどん水圧によってしみ込んでいって、立野ダムの護岸は崩落をしてしまうと。建設省再度でもこれを認めざるをえなくて、一般的なダムを建設することは不可能であるという結論に至っているわけです。また、反対に、水をためる目的なのにためた水がどんどん地下に浸透してしまうと。まあそういう結果になっているわけでありまして。

そこで国土交通省、そして私に言わせれば、ダムを建設することによって巨大な利益を上げるゼネコンによって考え出されたのが、今回の穴あきダム建設計画であると思うわけです。穴あきダムは、普段はこれ国土交通省のホームページに出ておりますので、皆さんもぜひ見ていただきたいと思えます。立野ダムの洪水調節の、どういう働きをするかと、動画でシミュレーションが出ております。普段は白川の流れがダムの底の穴、5メートル角が3つありますが、長さが約90メートルございまして。巨大なトンネルですね。その中を水が下流に流れていくと。いざ九州北部豪雨のような大雨が降った場合、この立野ダムに上流からの濁流、まさに現在、阿蘇山が噴火しておりますが、まさに濁流ですね、濁った水が押し寄せてきて、この立野ダムに受け止めるわけです。そして、国交省のこのシミュレーションによりますと、大雨が降ったら立野ダムのこの堤防の高さまでばあーと水位が90メートル上がって、雨がやんだら一番のように、さあーと水が引いて、ああ洪水を止められたというシミュレーションになっているわけでありまして、このシミュレーションがいい加減というのは、ダムの90メートルの堤防があるわけですけど、これを超えるような雨は降らないというのが前提になっているわけです。ちなみに、九州北部豪雨のような大雨が降った場合、これ90メートル、約1千万立米であります。1時間で穴がなかったら、1時間で満水になってしまうと。それ以上雨が続いた場合は、このダムの堤防を水が乗り越えて、下流、我々の大津町に何百トンですかね、1秒間に数百トンの規模で、まさに滝のような津波のような洪水が押し寄せることは容易に想像できるわけでありまして、国交省はそんなことは想定をしていないと一貫して言っているわけです。

穴あきダムは、今日本全国の中では、島根県の益田川ダムが10年前に実物として完成されております。この益田川ダムの穴あきダムを参考にこの立野ダムが建設されようとしているわけですが、この10年間、この益田川ダムの上流では大雨が降っておりませんので、この穴あきダムの安全性、問題点の検証はなされておられません。それから、何よりも問題は、この唯一ある益田川ダム、穴あきダムと今回大津町と南阿蘇村につくられる立野ダムの比較のしようがないと言わなければなりません。そもそもダムの規模、容量が違うわけです。この益田川というのは2級河川です。ダムにためることができる水量は650万立米、立野ダムは1千万、約立野ダムのほうが2倍近い貯水量になっております。それから、ダムの堤防の高さですけど、益田川は48メートル、それに対して立野ダムは90メートルの高さまで堤防が築かれるということです。さらに、水をためる面積は、益田川は54ヘクタールに対して、立野ダムは36ヘクタールと、3分の2の面積です。なぜ益田川が参考にならない

かといいますと、そもそも2級河川であって、非常になだらかな川です。益田川のこのダムの上流にずっと上がっていきますと、上流の河川敷にサッカー場があるんです。高校総体がそこで開かれたと。あるいは高齢者のためのグラウンドゴルフ、パークゴルフ場が整備をされている。もし大雨が降った場合は、そこまで水没をするという想定でダムをつくられている。ところが、この立野ダムの上流というのは、皆さんご承知のように、川ではもうないですね。立野峡谷というのは、まあヨーロッパの国々から言わせると滝だと、ものすごい急で、しかもV字型の峡谷でありますから、さらに護岸が崩れやすい岩石と、そこに水圧がかかったら護岸が崩落をしてしまう。それから、立野ダムが一般のダムをつくることができなかつたもう一つの大きな理由がダムに水がたまつた場合、北向山原始林、国の天然記念物であります。北向山の原始林が水没をして、まあ水没をすれば、この天然記念物の原始林が枯れてしまうと、そういう環境上の制約もあつて、普通のダムはつくることのできないという理由になっているわけです。

私が一番心配をしておりますのは、立野ダムは巨大な砂防ダムであつて、下の川底にある穴、いわゆる放流孔と言いますが、この放流孔にあらゆるものが吸い込まれていって穴が詰まつた場合、放流口が閉塞をした場合、立野ダムは洪水を調節する機能は全く失つてしまうということです。貯水容量を超えた場合はですね、下流に毎秒数百トン、数百立米の洪水が押し寄せるということになります。

ちなみに、皆さん菊池市の竜門ダムはご存知だと思いますが、竜門ダムは、立野ダムの貯水量の4.2倍、4千200万立米、立野ダムの4倍以上の水をためることができます。立野ダムは、堤防が高い割には、ほとんど竜門ダムとほとんど堤防の高さは一緒です。それなのにためる水が少ないんですね。いわゆるV字型ですから、たまる水が竜門ダムなどに比べると4分の1しかない。つまり、洪水時にそれだけ早く、想定外の雨が降つた場合は、そして穴が詰まつた場合はまさに1時間でダムに水がたまつてしまう。そして、堤防を越水した場合は、ものすごい勢いでだと思います。先ほどダム底の水圧は10気圧だと言いましたが、普通の洪水でも、この放流口から出てくる水は多分ピストルの弾ぐらいのスピードだと思います。ですから、わざわざ下流に上流から洪水の水が穴を通つて出てきた場合、まさにピストルの弾のような水が出てきますので、その水を受け取るための副ダムをわざわざつくるんです。ここに水ががつんと当たつて、一気に流れないような仕組みになっているわけです。それほど水圧がかかり、また、水流による圧力もかかってくることになるわけです。

国交省の立野ダム、ホームページでぜひごらんをいただきたいと思いますが、そこで具体的にお尋ねをいたします。

先の九州北部豪雨、現在、町内の白川の河川護岸、着々と進められております。私の見る限りでは、北部豪雨で越水をしたところは護岸が整備されておりますので、北部豪雨クラスの水量であればまあ堤防を越えることはないのではないかと。そこで、白川河川のですね、洪水による復旧費用、それから、それとあわせた改修費用が発生していると思いますけど、熊本県がやっております改修ですので、費用はどれだけかかっているのか。また、護岸のですね、改修の進捗率についてお尋ねをいたします。

それから、2番目にこれからのダム建設予算は幾らかと。先ほど既に450億円ほどもう使い切つてしまつております。改めてダム建設予算は幾らであるかお尋ねをいたします。

裏を返せば、ダムをつくるより、河川の護岸をきちんと整備したほうが費用的にも安上がりではな  
かろうかと思うわけです。

3番目に、立野ダムがつくられることによって、洪水調節流量はどれだけか、お尋ねをします。ダ  
ムの洪水調節流量、それからもう一つは、阿蘇谷の黒川地域で大水害がありました。黒川地域では  
いわゆる遊水地、水を一時的にためる遊水地の整備が進んでおります、こちらでも洪水を調節するこ  
とができると言われております。

4番目に、これが一番の問題であります。ダムの放流孔が詰まった場合、大惨事が予想されます。  
これは別に専門家でなくても容易に想像できることであります。絶対この放流孔が詰まらないという  
客観的検証はあるのかと、この点についてお尋ねをいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の立野ダム関連のご質問でございますけれども、白川の洪水対策とし  
ましては、昭和28年6月の白川大洪水等を踏まえまして、白川水系河川整備基本方針が平成12年  
に策定されております。3つの策定でございます。今、議員おっしゃるように、上流の黒川に遊水  
地をつくる、そして、立野ダムをつくる、そして、白川河川整備を組み合わせる洪水への被害を防止  
し、軽減をしようとするものであります。

その中の立野ダムについてですが、立野ダムは、洪水調整専用ダムですので、その下流が恩恵を受  
けるわけですが、とりわけ大津町でのその効果が発揮できるものと伺っています。加えまして、九州  
北部豪雨では、流木での被害が顕著で、白川の農業用水取水口に大木が引っかかり大きな被害をも  
たらしまして、立野ダムでは、このような流木を止めますので、被害は大きく軽減されると考えら  
ます。

また、洪水調整池としては、九州北部豪雨のときに、仮に立野ダムが完成していた場合においては、  
大津町で約65センチ水位が低減効果があると国で試算されております。このようなことで、立野ダ  
ム下流の大津、菊陽、熊本市では、白川改修立野ダム協議会を設立して、国土交通省へお願いをして  
いるところであります。

次に、立野ダムの3つの穴あき、絶対詰まらないという科学的根拠はあるのかということですが、  
放流孔が流木や巨石によって塞がらないようにするための対策として、ダム上流に流木等の捕捉施設、  
あるいは放流孔にスクリーンを設置するように説明をされていますし、継続して施設の管理を適正に  
行っていくことになっております。

細部の説明については、担当部長のほうからご説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の一般質問にお答え申し上げます。

九州北部豪雨以来、大津町管内の白川の河川の復旧費用、改修費用はどれだけかということござ  
いますけれども、大津町管内の白川は熊本県の管理区域でございます。災害関連事業で上流の外牧工  
区と下流の上町工区に分けられ、護岸工、河道掘削で合計27億8千500万円、また、災害対策等  
緊急整備事業及び県の単独事業で、3工区におきまして、築堤工事と河道掘削で5億600万円、災

害復旧事業で錦野・岩坂の護岸工の8千200万円と聞いております。まだ若干時間がかかるかと思つとるところでございます。

次に、ダムの建設予算額でございますけれども、幾らかというご質問でございますので、総事業費は917億円、平成26年度末現在で約491億円を執行しており、事業費ベースで約54%の進捗でございます。平成27年度以降の残事業につきましては約426億円と聞いておるところでございます。

次に、ダムによる洪水調整流量はどれだけかということでございますけれども、立野ダムは、白川沿川の洪水被害を防ぐことを目的として洪水調節専用ダムでございます。先ほど町長が言われましたように、白川水系河川整備基本方針では、昭和28年6月洪水と同程度の洪水を安全に流すことを目指して、基準地点であります代継橋地点における基本高水のピーク量3千400立米を立野ダムにより400立米ほど洪水調整を行うということでございます。計画高水流量は3千立米に低減し、洪水被害の防止軽減を図るとされているところでございます。

また、ダムの放流孔が詰まった場合、大惨事が予想されるのではないかとということでございます。客観的検証はあるかということでございますけれども、立野ダムの放流孔は、大きさが、議員ご指摘のように、約5メートル×5メートルのものが現在の川の高さと同じ1カ所、それより高い位置に2カ所、計3カ所設置される計画でございます。この放流孔が流木や巨石等に塞がれないようにするための対策として、ダム上流に流木等捕捉施設、放流孔にスクリーンを設置する計画をされているところでございます。

なお、放流孔呑口部にスクリーンを設置することで、流木による閉塞が発生しないことは、模型実験により確認されているということを知っているところでございます。また、これまで洪水後調査によって5メートルを超えるような巨石が洪水により移動していないことが確認されていると伺っております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 一番の九州北部豪雨で大津町内、白川の改修ですね、多くみても35億円ほど総額ですね、特に護岸の工事が進められている。それに対して、ダムの建設予算、現在では、約426億円と言っておりますが、当初予算はもう既に使い切ってしまう。現在、426億円の予算がこれから膨れ上がっていくことは誰が考えても明らかであります。100歩譲って、これから500億円投資をすると、しかし、大津町であの北部豪雨の復旧のために使われたお金は35億円しかないんです。500億円のうち35億です。ちなみに、白川の小碩橋から下流は国土交通省が管轄をして直轄工事であります。既に国土交通省管内、小碩橋から下流は基本的に先般の九州北部豪雨程度の洪水があっても堤防を越水することはないと、国交省の資料でも明らかになっております。

それから、県のですね、河川整備方針ですね、先ほどお答えがありましたけど、阿蘇谷黒川遊水地で約100トン、それから、立野ダムによって200トン、これが多分正確な数字だと思います。先ほど3千400トン、代継橋での流量を3千400立米とおっしゃいましたが、これはこれからの数十

年先の目標であります。当面の目標は2千300トンです。そのうち300トンをダムと黒川の遊水地で調節をするということです。この2千300トンでも九州北部豪雨には十分耐えられると。しかも国交省が白川の河道流下能力を明らかにしましたので、これによりますと、代継橋付近で堤防、現在の堤防ですね、3千800立米まで流下能力があると。数十年先の3千400立米という目標に対して3千800立米は確保されていると言われております。これはもう国交省の資料ですから間違いはございません。つまり、今回、白川の河川工事、堤防工事が全部終了すれば、九州北部豪雨並みの大雨には、白川は越水をすることはあり得ないと、十分耐えられると。ダムがなくてもOKという検証結果になっているわけであります。

そこで、改めてお尋ねをしますが、4番のダムの放流孔が詰まった場合ですね、先ほど町長は、国交省が詰まらないと言っているから詰まらない。しかし、こういう説明ではですね、万が一、大惨事が起きた場合、一体誰が責任をとるのかと。国交省が言うたから安全だと思っとったら、想定外の雨が降ったら安全ではなかったと。今回の北関東の洪水もしかりであります。部長のお話の中で、国交省が水利模型をつくって実験をしたと言っておられますが、ご覧になられましたか。誰も見てないんですよ。私も見せてくれと言ったけど、見たことがない。どうも聞くところによりますと、流木の相当小さい模型ですよ。流木がですね、爪楊枝を使って流木を想定して実験をしたそうであります。とんでもないことですよ。模型をつくるのであれば、重さがございませぬ。それから、流木は枝もあります、葉っぱもあります。それから、阿蘇山、今回は噴火しておりますが、大量のヨナが洪水によって運ばれてきます。そんなことは全くどうも反映されていないらしい。町の部長がですね、この水利実験を見たことないということであれば、それこそちょっと問題ではないですかね。そんな見てもいないのに、安全だと言い切れるのかどうかですよ。

それから、国交省の答えの中では、5メートル以上の岩石は動かないと、馬鹿なことを言ってますよね。確かに、ダムの上流には5メートル以上の岩石があります。しかし、2メートルの岩が2個集まれば4メートルです。小さい岩ほど上流からの水圧によって、どんどん岩が、岩石が動いて穴が閉塞することは簡単にわかる。

先ほど益田川ダムの建設計画を私調べてみましたら、ダムが完成するまでにですね、その水を流す穴はですね、ステンレスのものすごい分厚い鉄板、鉄板とは言わんですかね、ステンレスの板を張って、岩石が当たっても絶対壊れないように穴をつくったそうです。ところが、流木とか岩石が詰まってしまう対策として、その穴の前にわざわざ鉄格子をつくったんです。それだったら穴の中をそんなに丈夫にする必要は全くなかったわけです。もう最後の苦肉の策で、その放流孔の入り口に鉄格子を付けた。それが国交省がいくスクリーンだと思いますが、こんなものつけたら余計放流孔が詰まってしまうことは明らかではないですか。

先般の台風に伴う水で白川の下井手の頭首工、護岸がどうも穴が開いて崩落をしておりました。小碩橋から下流の国土交通省の護岸はものすごい立派です、強度は抜群です。ところが、それから上流の立野ダムまでは熊本県の管理で、多分護岸の予算が半分ぐらいしかないんじゃないんですかね。ですから、全然丈夫じゃないんですよ。だからもう早速きたばっかりの堤防が陥没すると、護岸が陥

没をしている。そして、下井手の頭首工見に行きましたら、早速流木が5、6本つかえておりました。ですから、岩石は動かないということはありません。それから、流木が90メートルを底に放流孔があるわけですから、ものすごい勢いでそこに吸い込まれていくわけです。まして、国交省が水利実験をしたと言ってます。町長、どうなんですか、この水利実験をみたことがあるんですか。見たことがなければ、改めて水利実験をして、本当に大丈夫かどうかというのを確認をする責任があるのではないのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 実際の水利実験等については見ておりません。しかし、説明関係の書類において、書類上での説明、処理施設関連をこうつくりますとか、こう浮いてきたものをこう取り上げますとか、そういうような説明は十分受けております。もちろん、そのような説明の中で、今後いろいろ課題事項が出てくる問題については、やっぱり国も十分調査しながら研鑽し、今後町民の安全・安心に努めていかれるものと確信しております。もちろん、白川水系、この大津町の住民の皆さんについても、ダムは必要であるというような思いをしておりますとともに、白川河川改修については、今、国がやる直轄については、今下流のほうからだいぶ、8割近く終わってきておりますので、今後はその白川水系の予算関係が県が管理する上流地域に今後予算をつけていただくというようなことで県のほうも白川改修関係をしっかりとやっていかれるというふうに思っております。もちろん、そのほかに我々としては上井手・下井手関連等の危険箇所もこの地域にはたくさんございますので、その辺の上井手・下井手関係の工事関係等についても十分県のほうに要望をしておるところでもあります。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 絶対安全だと確信をしておりますが、どうして言えるんですか、その。少なくともですね、そういう実験をやったんだったら映像をとって見せるべきではないんですか。映像がないのでしょうか、それ確認する必要があると思います。

穴あきダムの最大の問題点は、この放流孔の閉塞にあるんです。もし放流孔が閉塞をした場合、甚大な被害が発生するという恐れがあるというのは、益田川のところでも指摘がなされているわけです。洪水調整制度で恩恵があるとおっしゃいましたが、それは普通の水であれば、もう既に護岸が整備されておりますか、ダムがなくても普通に流れていくんです。別に心配は要らないわけです。北部豪雨並み、あるいはそれ以上の大雨が降ったときがどうなるかというのが、このダムが本来の目的を發揮できるか、あるいは、甚大な被害を返ってダムによって引き起こしてしまうのか。このことが問われているのではないのでしょうか。

それから、小碩橋から下流は国の直轄ですから着々と進んでおります。しかし、その上流の熊本県管理のところは、先ほど言いましたように、予算も非常に少ない、ですから、それなりの工事しかできない。なぜかという、白川に対して整備方針は定められておりますが、具体的な整備計画がないからです。立野ダムを建設することを前提にして、中流域はこの程度の護岸で大丈夫だろうと、そういうことによって予算も絞られているわけです。しかも、整備計画そのものがないんですよ。私もだいぶ探しましたが、熊本県は中流域については、いまだに整備計画を作っていない。このことがは

つきりしているわけです。

最期にもう1回お尋ねをしますが、放流孔が絶対詰まらないと、私は最低その確信となるもの、確証たるなるものを町民に示すべきであると思いますが、それなしにダムが安全だということは、とても言えないことだと思いますけど、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 今の28年関連等の、水量関連等の水害につきましては、安全であるというような計算のもとでつくられておるようでございますけども、議員ご承知のとおり、関東東北地方のあの豪雨については、いつ、どのような状況になるかわからないというのが、もう国のほうもしっかりと反省しておるところであると思いますので、それに備えるような計画関係の見直しもあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ安全なダム、そういうものをつくってもらうようお願いをしたいと思っておりますし、もちろん、下流、白川下流については、今まで直轄でやってきておる、白川改修の予算でございますので、その下流が終わりましたので、今度は上流関係、河川の改修関係はまず下流からやっていくのが基本ということでございますので、今後については、県のほうに予算が付いてくるものと思っておりますので、これについてもそれぞれの自治体で今後の協議会のほうで、国のほう、県のほうにしっかりと要望をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 関東地方の大水害、いつ水害が起こるかわからないと、そうでありますならば、これからダムが完成するまでは約10年かかると言われております。その間に大洪水がきた場合、一体どうするのか。さらに、立野ダムではこれからあと500億円、税金が追加もあります。総額で少なくとも1千億円以上、1千億円のダムをつくると3割は熊本県民が負担をいたします。すと300億円は熊本県、県民1人当たり1万5千円の負担です。大津町が約3万4千人でございますので、約5億円、立野ダム建設のために税金をつぎ込む計算になるわけです。そういうお金があったら、まさに白川の護岸を、この前の雨で壊れるような堤防ではなくて、国土交通省並みの壊れない堤防を築くべきではなかろうかと思っております。

ついでにもう一言言っておきますが、昨年、阿蘇山は世界ジオパークに認定されました。いわゆる火山とか、地質学的に非常に貴重なところということで、ジオパークに認定されたわけではありますが、世界ジオパークは4年に1回見直しがなされます。既に、ジオパークは世界中でドイツやイギリス、スイス、そういった進んでいるだろうと思われるところでも、4カ所、ジオパークの認定が取り消されている状況です。立野駅東から見れば、いわゆる立野峡谷、北向山原始林、柱状切離、本当に素晴らしい景色であります。ここに巨大なコンクリートのダムをつくることは、世界の、また熊本の観光地であります阿蘇山のジオパーク認定の取り消しにつながりかねないということを申し上げたいと思っております。

それから、ダムができた場合、多分、砂防ダムですから、ダムの上流に莫大な量の土砂が堆積をする。これは会計検査員が指摘しておりますが、全国のダムの中で100カ所以上ダムの中に土砂が堆積をして、早急に対処しないと本来の目的を、ダムの目的が果たせないという指摘が会計検査員によ

って100カ所以上指摘がなされていることを述べておきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

給食費の公会計化が必要ではないかということでお尋ねをします。これは前教育長のところで1回質問をしておりますので、内容はおわかりだと思いますので、お答えを願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 荒木議員の給食費の公会計化が必要ではないかというご質問にお答えをいたします。

学校給食費の口座引き落としの件でございますけれども、以前は、小中学校の学校給食費の徴収は、PTAの役員さんなどが現金徴収、あるいは口座引き落としなどの方法で保護者から集金をされまして、それを各学校に納入されておりました。しかし、当時の集金方法では、集金途中や保管中の盗難、事故、不正行為等の懸念や、集金徴収事務を担当するPTAの役員さんや学校職員の負担が大きいなどの課題があることから、大津町学校給食センター運営委員会では、当時の集金方法から、全体を口座引き落としへ移行することで協議を進めてまいりました。

平成27年度から口座引き落としを専門業者に委託して、保護者の口座から学校給食費を引き落とす方法に移行したことで、PTAの役員さんの徴収業務がなくなり、集金途中や保管中の現金の紛失や事故などの心配がなくなりました。

現在の給食費の会計事務の流れですが、まず、給食センターで毎月分の引き落としデータを作成し、そして業者に依頼します。次に、口座引き落とし業者が保護者の通帳から引き落とし学校へ入金します。そして、その後、学校通帳から給食運営委員会通帳へ入金をされるという流れでございます。今年度5月からの口座引き落としを開始したことで、各学校で口座振替により多大な現金を扱うことなく学校の通帳に自動的に振り込まれています。

ただし、口座引き落としができなかった方は、未納を防ぐために学校へ現金持参をお願いしていますが、以前のような大金を扱うことはございません。

また、収納事務（特に台帳管理は）口座引落のシステム導入により明確化され、学校事務職員の心的苦勞や事務負担も軽減されております。

今後の課題として、引落としが出来ない方も出てきていますので、学校事務職員と連携を図り、他団体の事例を参考にしながら対策を考えてまいります。

次に、食材の仕入れについてですが、運営委員会と業者が4月に契約を結び仕入れを行っております。今年度の主な食材について、米は大津産くまさんのちから自主流通米で、10キログラム税別2千642円でございます。食肉については、町内3業者、野菜類は5業者から納品しています。地産地消では、米とからいもは大津産100%で、他の野菜についてもJAの生活課と連携を図りながら、JAを通して、とれたて市場に収められている農家さんから仕入れをいたしております。

教育委員会では、教育長、教育部長、給食センター所長、学校栄養職員2名、小、中学校長9名、幼稚園長2名、小、中、幼稚園PTA会長11名、保健所長、学識経験者として議会代表1名、合計29名に委員を委嘱し、運営委員会は年に2回、監査は年3回行い、必要がある場合は臨時に開くこ

とができます。また、毎月開催する給食委員会で、献立の反省と作成、各学校給食費の徴収に関する事項を協議しております。運営委員会では、目的達成するために給食物資の購入に関する事項や、給食費の審議、決定、同費用徴収及び会計に関する事項等の審議を行っております。審議後は、給食費の決定のお知らせや学校給食費収支状況報告書を全保護者に通知することで公開を行っております。

また、学校給食費の公会計化の件でございますけど、現在、学校給食費は保護者から口座引き落としを行い、学校ごとに集金され、学校給食センター運営委員会事務局の学校給食センターの職員が管理を行い、食材の支払い等の事務を行っております。また、給食費会計の予算、決算の承認や決定、会計監査の実施についても、学校給食センター運営委員会で行われております。

現在、大半の自治体では、学校給食費を私会計として自治体の会計とは別に取り扱われておりますが、学校給食費を町の歳入歳出予算に計上した場合、主な利点及び問題点は次のような点が挙げられます。

利点としては、保護者の個人情報保護されること。現金の取り扱いが減少し、金銭的事故が抑制され徴収に携わる人の負担が軽減をされます。

問題点としては、事務処理が複雑になる。決裁等に時間がかかり臨機応変の措置がとりにくい。給食費の決定等、複雑な手続きを必要とし弾力的に対処しにくい。学校では全体的な収支状況が把握しにくいなどの点が挙げられ、町としては、人的・物的なシステムの構築が必要となり、財政的な負担増と徴収率の低下なども心配されます。以上のようなことを総合的に考えまして、公会計につきましては、口座振替を開始したばかりですので、しばらく学校と連携しながら給食費の徴収を行い、給食費会計は学校給食センター運営委員会で行っていきたくと考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 給食費は、今までは私的会計、多分以前は校長の名義で口座をつくって、集めた現金をこう入金をしていた。大変な労力であったわけです。それが改善をされて、学校通帳に入金を、口座引き落としによって入金されてくると。しかしこれも多分校長の名義だろうかと思えます。それから、校長名義の口座からまたセンターのほうにまた手続きをせないかんということになるわけです。公会計の最大のメリットというか、目的は、教職員、まあ校長も含めて教職員の事務的な負担を軽減をし、本来の教育分野にですね、集中できるようにするというのが目的だと思うわけですが、先ほど、公会計は大半ではないと言われましたが、現在は、全国的には半分以上が公の会計に切り替わっていると私は聞いております。

それから、先ほどお米の値段をお聞きしました。10キロで2千642円、まあ税は含まないということですけど、私も30キロのお米を購入しておりますが、まあ30キロ換算で8千円ぐらいなんですかね。決して安くはないですね。私のところは9千円で買っておりますけど、大量にお米を購入するわけですから、地元の米を使うというのはもちろん大事ですけど、地元のJAと直接やってこうした食材、とりわけお米の値段を下げることもできたという事例もあるそうであります。そういう意味でですね、食材が幾らで仕入れられて、そういう詳しい内容は我々議会のところには一切情報が入ってまいりません。収支報告は出されていると言いますが、その収支報告のもとになったやつも我々は

点検することはできません。コンプライアンスを高めるという点からも、公の会計化が各地で進められております。福岡市、それから群馬県は全市町村が公会計に移行しているそうであります。まあ財政的なシステムが複雑であると言われておりますが、もう半分以上が移っておりますので、このシステムの開発費はたいしたお金は必要でない聞いております。教育長、検討なさるのかどうか、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 荒木議員の再質問にお答えをいたします。

お金の流れでございますけれども、現在は、先生方がですね、タッチするということはございません。保護者の口座から自動的に引き落としして、各学校の通帳に入って、それがまた自動的に運営委員会の口座へ動いていくということでございますので、その点では、以前に比べると非常に負担は軽減されてですね、子どもと向き合う時間の確保はなされているというふうに理解をいたしております。

また、お米の値段につきましてもですね、なかなか私もよくわかりませんが、このあたりはですね、JAともですね、いろいろセンター通じてですね、お話をしていきたいなどは考えております。

それから、最後の公会の件でございますけれども、先ほど申しあげましたように、運営委員会に学識経験者ということで、議会代表の1名の議員もお入りでございますので、その点を通じてですね、議会のほうにもお示しをしてみたいと、そのように考えております。公会計につきましても、既に導入されている自治体でございますので、そのあたりですね、メリット・デメリット、具体的にされてどうだったのかということは今後十分勉強させていただきまして、検討してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 時間がないので、最後の3問目はちょっと質問ができませんが、給食センターの建替え計画はこれから始まろうとしております。私は、町内1カ所のセンターをせめて複数、中学校単位で建設するべきではあると思います。また、給食センターは工業地域でないと建設されないと言われておりますが、特別な事情がある場合は、それ以外の地域でもセンター建設は可能であると聞いております。先ほど来からの災害対策面も含めてですね、ぜひ町内2カ所の給食センター建設に向けて尽力をいただきたいと思います。

終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前11時55分 休憩

△

午後 0時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 皆さんこんにちは。お昼は済みまして、1番目でございます。5番議員桐原則雄が通告に従い、地産地消の取り組みと、学校部活動と社会教育の連携強化、の2点について質問させていただきます。

まず最初に、関東東北水害の被害に遭われました被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。早急な復旧・復興が進むことを願っております。

また、大津町でも8月の下旬の台風15号に伴い被災された町民の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。町も大変な中、早急な対策や対応を進めていただき、ありがとうございました。まだまだ被害の爪痕は残っております。今後もさらなる被害関係の対応によりしくお願い申し上げます。

また、9月の14日に阿蘇山が爆発しました。町民の皆さんの生活への影響や農畜産物の被害など、発生するのではということで町民の皆さん、農家の皆さんも懸念をしているところでございます。

まず最初に、1点目の地産地消の取り組みについてでございますが、8月の先ほど言いました、台風15号の影響で農家の方が長い日数をかけ、管理し、丹精を込めて育ててきた作物が収穫を目の前に被害に遭い、収穫はもとより、販売することすらできず、廃棄せざるを得なく、収入の減少はもとより、愛情込めて大切に育ててきた作物が無駄になってしまうなど、改めて自然と戦う農林業の厳しさを痛切に感じたところでございます。

さて、熊本県は、平成21年に熊本地産地消推進県民条例を策定し、事業推進をしております。また、平成27年、本年4月には、地下水と土を育む農業推進条例も制定し、農林業の支援、地域の活性化を進めておられます。町も地域の元気づくりや農林業の活性化を進めるために地産地消等問題に取り組み。さらに強化をすべきと思います。今回の質問は、平成25年の9月の一般質問におきまして、地産地消の取り組みについて質問をさせていただきました。そのとき、町の生産者は安全で安心な農畜産物を安定し、生産し、供給する。消費者は生産者の取り組みを理解し、町内の生産物を優先的に購入すること。町内の事業者は、生産者や消費者と連携し、町内の生産物を優先的に取り扱うこと。また、町は町内の生産者、消費者、事業者と連携・協力し。それぞれの役割を明確にした、大津町独自の地産地消推進条例を制定しないか。そして、総合的な食の安全性や地域内循環の共通目標施策を定めた地産地消推進計画を策定して推進をしないか、など質問させていただきました。そして、地域の活性化につながるように、お互いの立場を理解し、地域とともに郷土を育み、農林業の持続的な発展と健康で豊かな町民生活を支援する取り組みとして質問させていただいたところです。それにあわせまして、事業推進のために今実施されているものや、今後取り組むものとして軽トラ市の充実、商店街や飲食店、事業所、従業員を巻き込んで町が認証した地産地消を取り扱う事業所や店舗の認証制度をつくらないか。販売戦略として、直販店の拡充、インターネット販売、オーナー制度の活用など、支援する取り組みはしないのか。また、その取り組みあたりを支援していく場合の対応として、地産地消推進ネットワーク会議など、関係者のさまざまな会議を実施したらどうかと、質問や提案をさせていただきました。町長はそのとき、生産者や事業者の役割が明確にされた熊本地産地消推進県民条例に基づき、関係者や生産者の皆さんと連携し、意見交換をしながら地産地消にしっかりと取り組むと答弁をなされました。

そこで1点目ですが、町の地産地消関係について、ホームページを見てみますと、地産地消の私の一品ということで、からいもやダイコン、ニンジン、牛乳や牛肉などをはじめとする10品目が生産者とともに紹介されています。また、からいもフェスティバルも平成元年から実施されていますが、もう27回目を今年で迎えようとしています。その中のからいも料理レシピにも優秀作品として151品目が掲載をされています。掲載はされていますが、活用や情報発信、取り組みなどが少しできていないような気はしております。また、県や地下水財団など、白川流域である大津町の豊富な地下水で育てられた地下水、水の恵み、ブランドとして米やニンジン、サトイモなど、消費拡大を推進しようと検討もされているところです。

このような中で、平成25年9月の一般質問のあとの町の取り組み状況、対応状況、そして、それを推進する体制などどのように進んできたのか、お尋ねをいたします。

2点目は、町外から多くの方が訪れ、飲食や宿泊をされています。町内外の皆さんにも地産地消について新しい発想や人材を生かした機会として取り組む必要があると考えます。そこで、この前会議等をされたと思いますけども、フィーチャーセクションですかね、いろんな人の意見を聞くというような取り組みをされております。その中でもいろんな項目が出されていました。町内の中学生や高校生、そして、町内の飲食店、ホテル業界など、プロの力や生産者、消費者の知恵を活用するなど、生産物をさらに知っていただくとともに、食材を生かした、先ほどからいも料理のコンテストはありますが、地産地消、そういう産品を使ったものをすべてを取り入れたりいろいろする部門ごとの料理コンテストなどを各部門ごとに開催してみてもどうでしょうか。そして、その作品あたりを活用した生産物の活用とPR、そして食育の推進、町内外に発信して、消費拡大や流通対策を強化する取り組みを考えていないか、お尋ねをしたいと思います。

3点目は、現在、町も支援をしながら実施されています観光協会主催の朝市ですが、私も毎回行っております。しかし、PR不足や魅力不足があるのか、お客様の数もあまり増える気配がありません。活気がないような状況もあるようにも見受けられます。町内や町外の皆さんに魅力あるイベントとして情報発信や取り組みが必要ではないかと感じているところでございます。

そこで、先進事例として、阿蘇市で実施されています阿蘇マルシェ、阿蘇の食と農業、自然を楽しむ朝市で、地元の生産物を軽トラで販売、阿蘇の大自然の景色を見ながら阿蘇の名店やホテルの料理人が阿蘇の素材で作ったおいしい料理を朝食べさせるということと一緒に朝市トラックあたりがなされています。非常に好評です。それにあわせて、阿蘇でしか味わえない特産品も購入できるなど、開始時間は7時からですが、もう朝6時前には長蛇の列となっております。盛況ぶりです。このような取り組みを先ほど申し上げた料理コンテストの作品や、また先ほど言いました、ホテルのプロ、町の町内のプロでもあるし、町外の方のプロの料理人の方の腕を借りてでも地産地消を楽しむ料理を提供するというようなことを進めてみてはどうかと思います。

今現在、生涯学習センターに中央公園からおられて舗装の駐車場で実施をされます。町外の人をあてこむという目標ではあったみたいですが、なかなかそういう状況には見えない状況もあります。

そこで、健康づくりの核となる場所として中央公園がいろんな形で活用されています。その中央公

園の芝生にテントを張ったりしながら阿蘇を望む、そして、おいしいいろんな朝ごはん、料理、そういうもの、先ほどコンテストで出たようなもの、また、プロの方が食べさせるような料理がメニューとして出てくる。それを楽しみながらインパクトのある新しい取り組みを開催してみてもどうかという提案でございます。

また、大津駅周辺もかなり整備をなされました。また、交流センターもでき、歴史資料館もできております。町内でいろんな施設が活用をしなければならないと思います。駅前広場や交流センターで気軽に楽しめる地産地消、カフェテラスの開催など、短期的なものを含めてですね、町内外に向けて町の魅力やおもてなしによる観光PR、また、農畜産物、加工品などの流通や販売対策を強化していくというような取り組みがないか、町長にお尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員の地産地消関連等についてのご質問でございますけれども、熊本県でも地産地消推進条例や地下水と土を育む農業推進事例を制定し、さまざまな施策により、地産地消を推進しております。大津町におきましても、ご承知のように、町の地産地消ということで、それぞれのところでいろんなイベントを行われております。もちろん、町はからいもフェスティバルで多くの町内外の皆さんにも、そしてまた、先日できあがりしました株式会社もやいネット真木の取り組み、あるいはネットワーク大津、あるいは白川大津を、そのような農業法人や株式会社でも地域の皆さんと町外の皆さんとのそれぞれの取り組みを計画されておるようでございますし、また、JR大津におきましての感謝祭、あるいは地域におきましてところの下中や引水関係等におきまして収穫祭や農業体験関係等でのふれあい関係をしっかりやられておるようでございますし、また、商工会や観光協会、あるいは道の駅でのそれぞれの販売関連等にもしっかりと取り組んでおられるようでございます。

議員のおっしゃれるように、6次産業への取り組みというようなことでは、翔陽高校にからいもジャムや離乳食関連等の商品の開発をお願いしておりますし、また、町内の商店の皆さんや企業のほうにおいても、大津町における特産品を生かした品物を開発しております。例えば、からいもや銅銭糖関連で商品をつくって道の駅で販売されております。道の駅においても紅という、紅あずまの紅を作ったお菓子、焼き菓子が1個165円ということで、大変おいしいものも売られておるし、あるいは、道の駅においては、からいもフェスティバルでの料理コンテスト関連等についての商品もメニュー化し、販売されておる。まして、現在においては、和牛、地元の和牛関連の食肉で二輪どんぶりというような名目でメニューをつくって、結構好評であると聞いております。そのような中におきまして、例えば、白川中流域の田んぼの学校協議会についても大きく土地改良区事務局となりまして、白川中流域の4土地改良区、大津、菊陽、熊本市と、大津町や熊本市の子どもたち、熊本学園大の学生たちと、田植えや稲刈りの体験をして、都市との交流や地下水涵養の水の恵み、ブランドの消費拡大を図っており、学園大での学生食堂や自然食レストランにも消費拡大に努めているところです。今年の稲刈りでは、岩戸の里でイノシシやシカ肉のバーベキューや水の恵みなどのもので大津町の地産地消をしっかりと満喫していただくような計画をしております。

さらに、本年は77年ぶりに天皇陛下にお米を献上する大津町献穀事業を実施しておりまして、御

田植祭や抜穂祭等では、引水地区の中学生たちも参加するなど、地域住民をあげて取り組まれております。この献穀事業を通して、さらに水の恵みのブランド米やPRを道の駅での販売等で生かしていきたいというふうに思っております。

また、議員ご質問の朝市の状況でございますけど、来場者については変動が大きく、天候によって左右されるというような状況でございますが、出店の確保に苦勞しているところでありまして、今後もっと食のPRを行う必要もあると思いますので、朝市、また夜の屋台村というような感じで、肥後大津駅周辺にて開催することなどでもその一つかと考えております。

今年の新たな取り組みとしては、肥後おおづ観光協会で、県の地方創生夢チャレンジ推進補助金を活用して、全国的な有名な料理人に手伝ってもらい、飲食店などに町の農産物を活用した地域グルメに取り組んでもらう予定でございます。

これまでの状況、関連等につきまして、担当部長のほうからご説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 桐原議員ご存知のとおり、現在、地元の野菜等を販売している店は、とれたて市場やイオンの大津店、大津の道の駅などがあります。大津の道の駅では、ご存知のとおり、矢護川の米の清流米や何件かの大津町農家の方々が野菜をおろして頑張っておられるようです。

また、学校給食では、大津産米が1週間に3度提供されております。地元産の野菜についてもニンジンやからいもなど対応できる分については、大津産が給食センターに納入されているところです。一昨年に引き続き、JA菊池大津甘藷部会では、日本郵便株式会社と連携して行った「ゆうパック」のカタログ販売により、県内の郵便局がすべて取り扱っておられ、平成26年度受注件数が5千164件、販売高が987万8千500円、数量が1万6千838キログラムの実績となっております。

JA菊池の総代会の資料によりますと、農産物市場「大津とれたて」では、1億1千428万、主に大津の農産物を利用した弁当などを販売しているほしだしハウスでは、2千457万円、大津イオンや菊陽のゆめタウンなどにありますJA菊池のインショップは、合計で3億5千976万円の販売実績となっているようです。そのほか、からいもフェスティバルやJAが主催するふれあい祭り、肥後大津朝市などでは、野菜や養豚農家の焼肉やフランクフルトソーセージ等の畜産組合による肥後の赤牛の串焼きの販売が行われ、好評を得ております。

議員もご存知のように、地産地消は、地域の食であり、我が家の食であり、地域の食と健康を守ることでありますので、一つ一つさまざまな手段や方法によって進めていく必要があると考えております。熊本県の地産地消の推進にかかる施策の報告の中では、93の施策が列挙してあり、その多くは既存の施策による地産地消の推進となっております。

大津町でのいくつかの例を申し上げますと、真木地区では、6月に熊本市民約400人が参加して、水田オーナー制度の田植が行われ、10月には稲刈りが行われます。また、8月には、ホテルキャッスルで熊本の地下水財団主催の、水の日記念シンポジウムが開催され、地下水を育む食材を使った料理に試食が行われ、大津の農産物も多く使用されております。大津小学校では、学童保育で県の里モンプロジェクト事業を活用した、親子で地産地消のカレーづくりが行われたことが今月の広報に載

っております。

朝市の現状ですが、最初は、平成25年度に大津町商工会が、美咲野の中央公園と大津町のビクターセンターの駐車場にて軽トラ朝市を開催し、平成26年度から肥後おおづ観光協会が9月、11月、2月と開催し、平成27年度は5月、7月に開催しています。これから9月、11月、1月、3月とあと4回の開催予定です。

開催の場所についても、最初は中央公園で行い、町内からの集客を見込んでおりましたが、2回目からは生涯学習センターの駐車場を活用し、町内外からの集客を見込んで行っております。

来場者についても250から570人と変動が大きく、出店についても15から20店舗と出店の確保に苦労しているところがございます。

朝市については、ある程度の出店が多くないと来場される方の期待に添えないと考えております。近隣で開催している朝市では、菊池市の「湯ったり菊池の軽トラ朝市」とし毎月第4日曜日の朝7時半から11時半まで、商店街一帯の800メートルを歩行者天国にし、近隣の市町村から軽トラ100台が並び、3千人以上のお客様が来場されている状況です。

肥後おおづ観光協会では、これから新たな取り組みとして、今年度、肥後おおづ観光協会で県の地方創生夢チャレンジ推進補助金を活用し、全国的に有名な料理人の「川越達也シェフに学ぶ 肥後おおづ特産品とグルメ事業」に町の素材を使い、飲食・食品事業関係者に地域のグルメやスイーツに取り組んでもらい、地産地消をPRいたします。

今後とも、地産地消の推進に肥後おおづ観光協会やいろんな団体と連携し、地域の特産物をPRする事業を開催していくことが重要であると考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、町長と部長のほうからお話がありました。地産地消の取り組み、各団体の取り組み、かなりさまざまな取り組みをされています。しかし、インパクトがですね、大津町のホームページなどを見ても、そういうのが全部載って1回見れば何もかもわかるとか、そういうページがあるわけでもないし、今言いました、お客様の動きをする場合でも、いろんなどころの分を見ておられますので、ぜひですね、一つはですね、そういう情報を発信する拠点としてホームページあたりがあるならば、地産地消なり、その辺のイベントを含めた大きなこう誰でも入って、ぱんて見てどういふのがあると、今いっぱい言われました。いっぱいされているということです。ただそれが住民の方や町内町外の方を含めてインパクトがあるようなPRや情報発信ができてない点の一つあるのではないかと。それも一つ、やり方としては考えるべきではないかというのが1点です。そういう取り組みがまずないのかというのが一つと。

もう一つは、今、現状、担当課も含めて、農政だけじゃく商工も含めていろんな担当課がありますが、職員の人数の制限等もございますので難しいでしょうけども、また最近ではですね、熊本空港を利用して台湾の高尾や、こんど熊本に香港も含めて海外戦略の、熊本県がそういう海外戦略、輸出戦略もするというような状況も出てきました。

そして、今地域おこし協力隊ということで3名雇われて、観光協会の事務局で1名と女性の方がも

う1人、1名、と、町内に1名とおられます。観光PRや地産地消、そういったイベントも含めてと、ばらばらに今おられる状況もございます。その辺を含めてみますと、先ほど言いました、町長が自信を持っておっしゃったいろんな取り組みを町はやっているんですが、それが一つの核となって対外、町外や町内の人にインパクトを与える宣伝や、そういうやり方ができていないというふうに思います。その辺を含めて、先ほどホームページあたりの活用やインパクトのある宣伝方法を一つ考えてほしいというのを提案をさせていただきます。できないかということをお願いしたい。

それともう一つは、縦横縦断で商工や農政、企画も今、今回地方創生の関係で動きがっております。ぜひですね、よその市町村でもですね、県でも、市町村でも新しい取り組みをする場合は、新しい組織や体制をつくって売り込んでいくということが非常に増えています。現状の職員の中で厳しさは私もわかりますけれども、ぜひですね、今後町が進める地産地消やブランド化、また観光PR、そして地域おこし協力、いろんな部分を含めた総合的に取り組むところの部分で地のりを生かした動きをするためには、現在の担当課の対応だけでは非常に難しい点があると思います。よければですね、新しい組織をつくってでも、さすが大津町と、情報をこういうことを発信すると、こういう取り組みをやっているんだというのをアピールできる体制づくり、そういうことが必要ではないかと思いますので、この2点について、まずはホームページあたりでその辺のイベントを全部集約して、一気に大津町で見れば何だというのがわかるようなシステムのページ作成あたりができないのかと、もう一つは、そういう新しい組織体制をつくって、新年度あたりから取り組むというようなことができないかという2点について、町長にお尋ねします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） PR関係等については、もう議員おっしゃるように、今の状況ではちょっと不足しておるなというのはいまもう確かでございます。そういう意味において、新しい組織でなく、現在、観光協会を今立ち上げてどんどんやらしていただいておりますので、この観光協会によってPR、あるいは連携をしっかり取りながら、大津町の地産地消に努めていただきたいというふうに思っておりますので、今後につきましても観光協会を活用していきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） もう1点、先ほどPRのページあたりを作成の部分、ホームページあたりの部分はまだお答えがなかったみたいです。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） PRという、また情報発信ということで、今回地域おこし協力隊の1名の方が全日空の広告関係の指針をなさっているというところもありますので、その辺の経験とか、そういう技術、ノウハウを持っていらっしゃる方ですので、そういう地域おこし協力隊の方々とも協力しながらそういう情報発信に努めていきたいというふうに思います。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、町長のほうから観光協会を中心というふうにお話がありましたが、観光協会も人数が多くない状況ではないかと、私は思います。ですから、職員の体制も含めてですね、総

合的に新しいセクションができれば一番私は、そういう縦横縦断できるような総合的に地方創生も含めてやるということであれば、そういうこういうものが非常に大切になってくると。大津町が6次産業にしる、今ある企業誘致関係でもなかなか企業も非常に難しい状況があると。町内における誘致という考え方の中に、農業やこの加工部門とか、そういうのが非常に大切になってくると思いますので、そういう取り組みを再度検討していただきたいというふうに要望させていただきます。

それとPRにつきましてはですね、今言いましたように、やっぱインパクト、ホームページでも大津町ぽんときたときに、インパクトがあるシステムがやっぱり、今プロを経験された方がきているということであれば、早急に立ち上げていただいでですね、やっぱりさっき町長がいっぱいおっしゃいました。やっていることはいっぱいあるんですよ。大津町はいろんなことやっているんですよ。ただそれがインパクトとして大津町がこれを売り出しているというのが見えないと、誰が見てもわかるというシステムをですね、やっぱり大変でしょうけども作り上げていただきたいということをお願い申し上げまして、1点目の質問を終わりにします。

次、2点目ですけども、2点目の質問は、学校部活動と社会教育の連携についてということでございます。今年の夏、暑さにも負けず、私も野球は好きですので高校野球を見たり、世界選手権の陸上を見たり、ワールドカップバレーを見たりというようなこと、多くの選手の活躍の姿を見て、熱く燃え、そして感動し、応援をしてきたところでございます。

最近のテレビや新聞、報道や町の広報、各地に張られた学校前の横断幕、多くのスポーツ活動や文化活動で町民の皆さん、小中学生を含めた若い世代が活躍が目立っているというふうに感じます。特に、中高生の活躍は最近目覚ましいものがあるのではないかとこのように思います。その中でも、若い世代ということで、中高年から成人までですけども、そういう形です。特に全国大会や世界大会で活躍して、大津町を元気であるというふうにアピールをしている姿に感動と勇気、そして感謝をしているところでもございます。特に今年の夏は、大津町育ちのニューヒーローが誕生をしました。オリンピックを目指し、世界陸上マラソンに出場するための予選として出られました。前田選手ですけども、文化ホール会場内に約450名の町民の皆さんや関係者が一体となって大画面を見ながら、一喜一憂しながら応援し、元気と勇気、そして感動をみんなで分かち合う光景に、スポーツがもたらす地域の元気づくりの素晴らしさを改めて感じたところでございます。このような応援企画を主催されました体育協会、クラブおおづ。婦人スポーツ連絡協議会、スポーツ推進委員会、4団体のすばらしさ。そして、それを支える町や教育委員会、この一体的な取り組みは、一致団結した取り組みは素晴らしいものであるというふうに敬意を表したいと思います。また、日本代表としてオリンピックを目指すバレーボールの古賀選手もその1人でございます。選手は新しい日本のエースともいえる活躍をテレビの前でやっていただきました。テレビの前で拍手、ため息、応援、力が入りました。非常に楽しい時間帯を夕方過ごせることもできました。その躍動して活躍する本人はもとより、家族や仲間、そして地域の方、町内の小中学校の部活動の先生や社会体育関係者などさまざまな皆さんが関わってきたからこそこれが成し遂げられたんじゃないかというふうに感じるころでもございます。その土台は、小さいころからスポーツに楽しみながら、楽しみを教えてください、そして成長にあわせて地

道に長く続けておられる指導者の皆さんの努力の成果でもあると感じるところでございます。残念ながら今回はオリンピック出場は獲得できませんでしたが、次回の大会で出場決定させるように努力をすると決意を新たにされているところだと思います。

なお、2人とも大津町出身であるということがあまり知られていなかったのが非常に残念です。どうしても高校の名前が出てきますので、大津というのがなかなか出てこなかったのが非常に残念でありますし、PRの必要性も感じたところでございます。

さて、学校の部活動は、生徒がスポーツや文化、科学を親しむことで自らの適正や興味、関心などをより深く追求し、責任感、連帯感の向上や充実、そして好ましい人間関係の形成など、貴重な機会であると考えます。そのような部活動環境が変わろうとしています。平成27年3月に熊本県教育委員会は、児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針を策定し、具体的な取り組みを開始をされました。主な方針として、小学校の運動部活動を地域の実態に応じた活動や体制に整備をする。環境が整った地域や学校、種目から各種協議団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、野外活動団体、オリエンテーション団体などが行う、学校の枠を超えたチーム編成、多様なニーズに応じたスポーツ活動、継続した指導が可能な社会体育へ平成31年に移行するというような方針が出されたところでございます。

次に、中学校や高校の部活動に関しましては、これまでどおり学校の運動部活動として実施をするが、指導者の派遣など社会体育との連携は十分に果たすべきというような指針も出ているようございます。

次に指導者の資質向上を図るため、指導に必要な知識や技能についての研修会や講習会の実施、指導者は科学的根拠に基づいた指導内容や指導方法及びスポーツ医学、科学の研究成果を積極的に習得し、事故防止や安全面に配慮した指導など実施することとされております。町の教育委員会では、社会体育への移行に向けた委員会の設置、社会体育の活動状況を把握するとともに、とり適切な活動支援や指導者支援などの取り組みを求められています。学校の部活動環境やスポーツ活動に向けた取り組みを大きく変化をしてくれている状況でございます。

そこで、青少年のスポーツや文化活動の育成などの取り組みの中で、先ほど述べましたように、町のスポーツ関係団体はさまざまな活動やイベントなどを自主的に町と協力して実施されています。町をリードする充実した団体でもあると思います。今回を契機に、さらに連携して、子どもの健全育成やスポーツ文化活動を充実させる必要があるのではないかと考えます。

そこで1点目は、熊本県の基本方針に基づき、町教育委員会も学校部活動に対する会議を開催し、検討されていると思いますが、学校部活動の現状はどうなっているのか。また、問題点や課題を整理し、町が目指す今後の社会教育との連携についてどのように進めていかれるのか、教育長にお尋ねします。

2点目に、町が目指すスポーツや文化を通じた日本一のまちづくりをさらに発展させるためにもスポーツ文化関係団体の充実が必要だと思います。大津で生まれ、育ち、地域を思い、愛する子どもたちを育てるためにスポーツや文化はかかせないものであると考えます。学校の関係者の指導者や社会

教育の指導者の皆さんの意見では、小さいときからスポーツや文化に携わり、楽しさ、仲間づくり、礼節、そして厳しさも身に付け、社会の一員として人間性の向上などとても大切なことであると言われております。そして、その子どもたちが成長し、地域社会を担う優秀な人材が育ち、指導者として後輩の指導や育成に頑張る後継者として町に返ってくる。そんな貢献することができるような一環した町内の循環サイクルが最も大切ではないかというふうにも言われております。

そこで、それこそ町が目指すスポーツや文化を通したまちづくりの特徴ではないかと思えます。今、役場の中でも職員さんがかなりいろんな指導関係に出ております。ボランティア活動に出られてます。これも非常に得すべきものではないか。それがそれぞれの地域のつながりにもなっているというふうに感じます。ぜひ関係者の縦横の連携を十分に生かしていただきたいと思えます。

そこで、町や教育委員会が中心となって、地域、学校、各種競技団体や指導者も含めて共通したスポーツの町独自の育成プログラムあたりを作成してですね、みんなで共通した支援をする体制を固める必要があるのではないかというふうに思います。また、学校や各団体の連携、指導者の育成強化のために総合的なネットワークの会議、学校も含めて、社会教育も含めて一緒に開催するなどの取り組みをしてはいかがか。そしてまた、指導者に必要な知識や技能をする、今もされておりますけども、さまざまな支援をするための研修会、講習会を町がどんどんやっていくというようなことで指導者のレベルを上げる。そういう支援策を具体的に取り組む考えはないのか、教育長にお尋ねします。

3点目は、オリンピックが、東京オリンピックが5年後に開催をされます。オリンピック出場を目指す選手、またスポーツ文化活動を通して素晴らしい社会人として町を担う人材を育成するために、さらに安定した財政的な支援も必要ではないかというふうに考えます。町には、過去に平成3年3月にスポーツの普及振興及び健康増進を推進するために、大津町スポーツ振興基金条例が制定されました。また、平成4年3月には、文化芸術の振興及び伝統芸能の保全、後継者の育成のために大津町文化芸術振興基金条例も制定され、その当時の3月の補正予算で各1億円ずつの基金が詰まれ、一般財源を活用して基金が詰まっていたと思います。そして、預金の利息が7%、8%高い時代でしたので、その運用益での活用だったかもしれませんが、そういう取り組みをされました。現在は廃止をされています。

そこで、今回、今言いましたように、町がスポーツを通したまちづくりや文化を通したまちづくりを進めるということであれば、人材育成は指導者育成を5年計画とか、短期の計画あたりをつくらるとときに、子どもたちも含めて充実させるために、計画的な基金の活用が必要ではないかというふうに感じます。財源は非常に厳しい状況があります。そういう基金を設置する考えはないのか。9月の補正予算で繰り越しといいますか、金額が4億数千万円あったと思います。2億何千万円が財調に積まれました。そういった財源的な問題のときの状況のときでもいいですので、そういう取り組みをしないのか。そして、財源確保として、スポーツを通したまちづくりをするならば、ふるさと納税の項目あたりにそういうスポーツのまちづくりを強化するというので、こういうのに使いたいというような取り組みをするというような事業推進を考えないか。こちらについては、町長にお尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 桐原議員の部活動と社会教育の連携強化についてのご質問にお答えをいたします。

町内の小学校運動部活動の現状でございますけれども、平成27年5月現在、7つの小学校に21の部活動があり、541人が加入をいたしております。部活動は4年生以上が加入できますので、約52%の児童が参加しているということになります。

しかし、学校以外で行われている活動に参加している児童もいますので、全体数は把握できておりません。

熊本県で実施している小学校運動部活動の取り組みは、全国的には類を見ない珍しい形態で、学校教育活動の一環として、先生方の指導のもと学校の実情に応じた方法で運営されてきました。

各小学校の実情として、児童が少なく団体種目ができない学校や、逆に児童が多いため活動がしにくい学校などがございます。

学校教育課では、学校の実態調査と意向調査を行い、その整理ができ次第、生涯学習課と連携し、小学校運動部活動の社会体育への移行がスムーズに行えるよう検討をいたしてまいります。熊本県が示している運動部活動におけるスポーツ活動の基本指針は、これから社会体育への移行を考えると、選択肢のある活動や指導者の確保などの解決にもつながり、学校としてはありがたい側面もあるかと思えます。

生涯学習課で把握している現状といたしましては、小学生の指導を行っているクラブおおづや体育協会加盟団体及びその他の団体にも所属しないで指導を行っているところなどもございます。これから文化活動も含めた町内の社会教育関係団体等の調査を行い、大津町ならではの小学校運動部活動の方法を検討していきたいと考えております。

子どもたちの受け皿となる組織や指導者の確保、活動時間や活動場所、その他多くの課題が山積していますので、じっくりと考え、一つずつ解決していかなければならないと考えます。

今後、小学校運動部活動と社会教育の連携強化を図るために、本年度中には学校関係者やPTA、スポーツ関係団体等を含め、学校教育課と生涯学習課の連携による検討委員会を立ち上げ、一歩でも前へ進めていきたいと考えております。

これまでどおり、大津町スポーツジュニア育成のキャッチフレーズ「大津の子どもたちは大津の指導者で育てる。」ということをおきながら取り組んでまいりたいと思えます。

続いて、近隣の状況でございますが、菊池管内2市1町の社会体育への移行進捗状況ですが、大津町と同様に、学校の実態がわからないながら、社会体育関係団体が受け皿となるか等を含めて方向性を探っているようでございます。

いずれも時間をかけながら検討委員会を立ち上げ、具体的に準備をすすめていくようでございます。

また、文科系部活動についてでございますが、小学校の文科系部活動は、現在、大津小学校器学部25人、美咲野小音楽部19人で活動をいたしております。今回の県の方針では、運動部活動となっており、社会教育分野への移行からは外れておりますが、今後は社会教育への移行も視野に入れる必

要があるかと思えます。

なお、議員ご質問の育成プログラム、また指導者養成等に関してでございますけれども、ご指摘のとおり、やはりきちっとした立派な指導者がですね、その確保といいますか、これがやはり子どもたちのスポーツに関する興味・関心、並びに運動能力の向上のためには欠かせないと思っておりますので、そのあたりもですね、指導者の確保に努めなければならないし、そのためのプログラムといいますか、これもやはりできる範囲内で行っていかなければならないと考えております。なかなか指導者もですね、さまざまな資格がございまして、全国的な資格になりますと、何年かにいっぱい更新というかですね、これがございます。それには数千円、あるいは数万円かかるというような団体もあるようございまして、それを受けないともう失効になるということで、そうなるともう指導者はどんどん先細りということになりますのでですね、そういうときに、やっぱり町独自でやはり講習会あたりも開きながらですね、町内限定の更新を行って、町内の子どもたちに指導はできますよという、そういった制度もですね、一つは参考になるのかなという思いもちょっといたしておるところでございます。こういうことも含めましてですね、今後やはりスポーツタウン大津ということで大きく総合体育館にも掲げてございますので、そういった意味でですね、スポーツ面での町の発展も大きな一つの鍵になるのではないかなと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員のスポーツ文化活動をさらに強化するための基金を設置して推進する考えはないかという質問についてお答えいたします。

町では、スポーツの振興という目標のもと、平成2年度にスポーツ振興基金として1億円の積み立てを行いました。平成10年に当初の目的の達成と基金利子運用益の減少に伴い、条例を廃止、基金全額の取り崩しを行っておるところです。議員もご承知のとおり、現在は低金利時代で基金による運用益を期待することはできない状況であります。また、リーマンショック以降、景気低迷による税収の減により、厳しい財政運営の中で新たな特別目的基金を設立し、事業を展開していくことは非常に厳しい状況であることはお察しいただけるとおもいます。

ただ、議員ご指摘のとおり、町のスポーツ文化関係団体はさまざまな活動やイベントに積極的に参加していただくなど、町のリーダー的な存在でもあり、大いに今後も期待しているところでもあります。

そういう意味で、青少年を、スポーツをはじめ、大津町のスポーツ文化振興につきましては、今まで同様できる限りの支援をしていきたいと考えているところです。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今の教育長のほうと町長のほうからお話がありましたように、まあ教育長のほうからはですね、育成プログラムあたりを検討してみようと、町内で、先ほどありました、大津の子どもは大津で育てると、やはりですね、それはやっぱり大切なことだと思います。そしてやっぱりみんなが元気よく住むために、そのためにやっぱり子どもたちも元気でなければならないし指導者も元気でなければなりません。指導者も先ほど言いました、ボランティアでやられております。ぜひです

ね、ある程度支援できるところは支援をしていただく体制をとっていただいて、今町長のほうからも基金はなかなか難しいと、私も現状利息運用が前7%、8%あったときは、1億で700万円から800万円、年間に運用益が出ています。確かにそれを活用してというような状況ではありますが、やはり町がスポーツタウンとして名を打つならば、やっぱり今回ぼーんて1億円ぐらい積んだぞとって、これを5年間で使って一生懸命やるよというぐらいの気合いがあったらどうだろうかという意味で、基金の活用ということでお話をさせていただきましたので、その辺は十分また検討していただくならと思います。

再度質問させていただきたいのは、今言いましたように、スポーツ振興には支援の強化とか、財源確保など、その活用の方法として一つこういうのはどうだろうかということで考えているのが、先ほどありましたように、地域の出身者の有名な選手あたりを活用してですね、PR活動や財源確保策あたりを考えていくとも一つの手ではないかというふうに考えます。東京の先進事例ではですね、東京の板橋区では、ロンドンオリンピックのボクシングの金メダリスト、村田選手、また、女子水泳メドレーリレーの銀メダリストの加藤選手をスポーツ大使という位置づけを区でされております。そして、その人たちの活動は、大使用のPR名刺、そこには板橋区のいろんな、今言いましたのは、宣伝でできるような内容が入ったり、また、区の魅力を国内外にそれで発信する。日常業務で名刺を出すときにちゃんと板橋区というのが見えると、こういうのをやっていますよとか、こういうとこやっていますよというのが情報発信ができると。また、スポーツ振興ということで、ホームページにもちゃんと載せて、大津町出身の何とかですよというのがあって、そういうふうなメッセージも書いてある。また、市のスポーツイベント、うちで言えばからいもフェスティバルとかいろんなイベントありますけど、そういうときにもその場合は、市のイベントに来ていただいて、そこで子どもたちとふれあったり、またPRをしたり、そして指導する、実技指導するというような取り組みあたりもされている部分がございます。また、市のスポーツ施策に対する意見を聞くということで、お話をさせていただいて、町がこういうスポーツ施策をやるんだけど、携わった選手としてどうなんですかということで、その意見を聞いた上で、また区のいうなら施策に対してどういうことをやっていった方がいいのかというのを、小さいところからずっと育ってきましたので、その辺でこういう支援がほしいとか、こういうことがしたいですよというアドバイスをいただくという協力をする取り組みをされているのが板橋区で、平成25年の7月ぐらいからスタートをしている。

また、大分市ではですね、プロ野球のソフトバンク、内川選手ですけども、この方が出身ですので、そのスポーツ振興と観光振興、または情報発信のために魅力発信ということで、市のイメージアップを努めるということでのスポーツ大使というのが作られています。これは費用は、謝礼はないと書いてあります。まあ本人さんのご承諾のせいかと思いますが、どうしても必要な場合は、市長が認めて費用を出すというような形になっております。

今までもですね、大津町では、世界一になられたエアロビックスの大村選手や太鼓日本一や世界一になった高見さん、町長も大好きでございますのでいろんなイベントに使われております。非常に強力的に参加をしていただいています。ただそういったやっぱりこう町がするという対象がそういうも

のにやっぱりはくをつけてやるのも一つの方法ではないかと私は思うわけです。今回、前田選手や古賀選手が町出身者として大きな人材として名乗りを上げたわけですから、早くしないと、よその熊本市やほかからですね、取られてしまっでは意味がないのではないかと。逆に、先行で大津町がスポーツ大使を任命すると。そして、PR作戦あたりに使っていくというようなことで、本人の承諾は確かに必要ですけど、そういう活用の仕方もあるんじゃないかなと、今回ちょっとつくづくこの質問を考えた中でですね、思いましたので、その辺を参考にさせていただけないかというのが一つでございます。

今言いましたように、子どもたち、何せ子どもたちのふれあいとか、イベントのような参加とか、団体の連携とか、そういうスポーツ施策に対する意見交換会とか、意見とか、聞くとか、そういう取り組みはほかにもそう極端に、まあ来られる部分でですね、こちらに帰ってこられたときとあうのかどうかはありますが、うまく話をしながら大使としての使い、そして指導者の方ともいろんなお話をするという機会が必要ではないかというふうに考えますけど、そういうスポーツ大使制度を導入しないかというのを1点お聞きしたい。

もう1点は、この機会にですね、今ありましたスポーツ大使制度をつくりながら、その方々を活用してですね、先ほど言いました、ふるさと納税あたりにスポーツ振興、私も応援していますというようなメッセージをいただいて、ふるさと納税では。スポーツへどうぞとか、誘導すると。すと先ほどの基金あたりの活用はなかなか町長が難しいということですので、財源確保としても活用することはどうかは本人さんがありますけど、そういう取り扱いの仕方もありますので、大村さんや高見さんも含め、今回出られる部分もありますし、今後出てこられるであろう、スポーツや文化のそういう有名な方々を町がうまく、町で育ったわけですから、地域貢献も含めて町でうまく活用する方法というのをとったらどうかという提案でございますけど、その辺について町長や教育長のお話を再度ご答弁申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 桐原議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま板橋区のスポーツ大使の件ございました。確かに、大津町をですね、活性化して元気づけ、そしてまた、子どもたちに夢を持たせるためにもですね、こういった活躍されている現役の皆さんとか、非常にインパクトが強いと思っております。ご指摘のとおり、陸上の前田選手、バレーボールの古賀選手は、もう国際的な活躍をいたしております。私もさまざまな会合で町外の方とお会いするときにはですね、2人とも大津出身ですよということを話すと、「え、本当ですか」と、「すごいですね」というお話をよくいただきます。そういった意味でですね、やはり大いにこの2人のネームバリューといいますか、こういうものを活用しながらですね、地域の活性化で大津町を揺らすということには一つの大きな手ではないかなと思っております。

さらに大津町にはですね、大先輩としてソウルとバルセロナのオリンピック、両オリンピックの日本代表でした宮崎選手がもう帰ってきていらっしゃいます。先日お会いいたしましたら、今また翔陽高校でですね、現役の高校生を指導していらっしゃいます。おかげで、今年は翔陽高校久しぶりでですね、2年生を中心にしたチームが全国大会に出場しました。来年が楽しみだなと思って、励ました

ところでございますけれども、そういった意味でですね、そういった諸先輩もいらっしゃいますのでですね、そのあたりお話ししながら少しでもですね、ご貢献いただければなと思っております。

前田選手も近々帰ってきて、報告があるような話も聞いております。できれば、ジョギングフェスティバルあたりでですね、前田選手が軽く一緒に走ってくれるだけでも、おそらくぱっと全国からですね、ファンが集まってくるのではないかなと、そんな期待もいたしております。なかなか現役の、しかも企業の所属でございますので、こちらからなかなかですね、お願いしても、向こうが主導権持っていていらっしゃいますので簡単にはいきませんが、話がつけばですね、さまざまな機会に現役の両選手をはじめ、宮崎選手、その他たくさんいらっしゃいますのでですね、ご協力いただければなと、そんな気はいたしております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員おっしゃるように、大津町の宝物は子どもであると。その宝物をしっかりと磨き上げるためには、やっぱりまずは家族の支援と、あるいは地域での応援、そしてまた、そこにはそれなりの立派な指導者が必要であるというのは、もう確かでございます、今大津町におきましても、クラブおおづの皆さん方が青少年のクラブ活動にも一生懸命力を入れておられます。もちろんそれとともに、高齢者の健康体操関連等にも力を入れて頑張っていていただいておりますので、そういうようなクラブ活動の関係についてもしっかりと支援をやっぱりやっていかなくちやならないというふうに思っております。先ほど教育長言われましたように、あまりにも有名な選手になりますと、その所属の財産になりますので、なかなか勝手にわれわれが使おうとしてもなかなかできないというような課題もあります。今回の前田選手の24日にエアポートでありますけど、これもまあ本人の意見も取り入れてもらった企業からの許可で大津で報告会をするというような計画をスポーツ4団体で計画されております。残念ながら関係者だけの報告会になっておりますけども、今後については、きつとりオのオリンピックにも参加できるチャンスがまだまだあるというようなことでございますので、そういうときには、再度また町民あげて一生懸命応援する。その支援の力が議員おっしゃるように、ふるさと納税として大津町のほうに少しでも返ってくれば幸せに存じなというふうに思っておりますけれども、そういう金でなく、有名な選手がどんどんと出ることによって、大津の子どもたちがそれに続いて育っていくことを願っておりますし、今後についても多くの指導者の皆さんの掘り起こしをしっかりとやりながらクラブおおづの活動にもしっかりと取り組みを支援していきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 先ほど言いました、スポーツ大使あたりもですね、設置要綱ですので、それ今町長がおっしゃたように、本人さんとの関連、企業さんとの関連がありますけども、こういう取り組みもちょっと話をですね、出すことできっかけがもしかしてできるかもしれません。宮崎さんも聞きました、帰ってこられて、翔陽高校は今年は強かった、全国に行くと、宮崎さんの指導のお蔭じゃないかなというのも聞いております。そういった形でですね、やっぱり地域で育って地域に来られた人

たちが、指導者がうまくやるということは大変だと想います。先ほど部活動の数も減少したり、それぞれのスポーツを楽しんだり、文化を楽しむ人たちの機会がですね、ばらつきが出てはいけないと思います。全体の町の子どもたちがいろんなところでそういうのに参加できるようなシステムをつくっていくというのも一つの方法であります。保護者も含めて、学校部活動がよわると、ほかのスポーツとの関係ありますが、いろんな形で格差も生まれてきます。状況があると思います。みんなが平等にいろんなことができるような取り組みをですね、町が子どもを育て、そしてそのスポーツを通した、また文化を通した、それまた学校とあわせてですね、教育委員会の中で、社会教育も学校教育ももったおられるわけですので、町も今町長がいろんな形で精いっぱい応援をしながらやるということですので、基金はなくても予算措置がそれぞれにされていくのであろうというふうに期待を申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後 1 時 5 7 分 休憩

△

午後 2 時 0 9 分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○3 番（佐藤真二君） こんにちは。通告に従いまして、佐藤真二が一般質問を行いたいと思います。早速中に入りたいと思います。本日は、質問は 2 点、2 学期制の今後について、と、公共施設等総合管理計画についての 2 点でございます。

まず、第一の質問、2 学期制の今後についてということでお尋ねしたいと思います。

2 学期制は、大津町では平成 1 7 年度に導入されました。当時、私の長男は大津小学校の 5 年生で、長女が 4 年生、私自身も P T A の副会長でございましたので、導入時はその真っ只中にいたということになります。2 学期制の導入にあたりましては、当時、保護者を対象とした説明会があり、2 学期制のメリットとして、授業時間を 2 4 時間程度増やすことができるとか、長い期間を対象とした評価を行うことで評価の信頼性が高まるとか、そういった説明があったところです。

また、ほかの地域の実施状況として、全国で約 2 割程度の小中学校で実施され、その割合は急速に増えると予想されているとも説明されました。当時、私を含め周囲の保護者はかなり戸惑いましたし、また、学校や先生方にも不安があったと聞いております。それでももう導入から 1 1 年が経ちまして、今の町の小中学生は、3 学期制地域からの転入者を除けばみんな 2 学期制の中で育ってきたということになります。

しかし、現在、全国的に 2 学期制から 3 学期制に戻すという動きが出てきております。文科省の調査では、2 学期制を採用する学校の割合は、中学校では平成 2 1 年の 2 3 % をピークに減少し、平成 2 5 年度の調査では 2 0 % まで減少してきております。小学校でも平成 2 3 年度の 2 1 . 9 % をピークとして、現在は 2 0 . 9 % とどちらも減少の局面に入ってきております。

ここでちょっと首を傾げられる方がおられるかと思いますが、説明会が

行われました平成16年の時点で、約2割程度が実施していて急速に増えると予想されていた2学期が平成25年度の時点で実施率が約2割そこそこはということかというふうに思われた方もおられるはずです。文科省のデータを確認いたしますと、平成16年、説明会のあった16年の時点では、小学校では9.4%、中学校では10.4%ということになっておりまして、約2割が実施しているとの説明は、ちょっと数字を盛っていたんだということがわかります。私も当時は、町の数字をあげた説明を疑うことなんかしない素直な性格でしたので、そのまま信じていたんですけども、実際にはそうではなかったというところです。

話を戻します。2学期から3学期制に戻した地域の教育委員会、学校や保護者の声としては、1つ目、年間で20から30時間増やせると期待したが、実際にはその半分以下だった。長い夏休みの前に通知表がなく、何を目標に勉強してよいか戸惑う生徒がいた。期末テストを終えて通知表をもらって夏休みに入るという3学期制のほうが気持ちの区切りになる。学習や運動に最も適した時期に秋休みを置くのはよくない。通知表が年に3回あったほうが努力目標が増えるなどの意見があったようです。このような2学期制のデメリットについては、当然、導入時点でも予想されていたことでして、町のホームページの2学期制の導入に関するQ&Aもそれに対応したものがあつた、対応策もきちんと示されているものもありました。しかし、実際にやってみてどうだったのか。当初期待した授業時数の確保、長い時間をかけた特色ある教育活動というのが展開できたのか。学習と評価のサイクル、通知表の回数が減るかわりに行うと言っていた相談活動や面談と言われるものがきちんと充実しているのか。保護者や生徒、学校教員はどう考えているのか。まあ生徒は今が普通と思っているかもしれませんが、あまり意見はないかもしれませんが、地域や学校の考え方というのはあると思います。このほかにもさまざまな観点があるかと思えますけれども、私にしてみればその学力が向上したとか、そういうことじゃなくて、あくまで今申しあげましたような、狙った成果というものがきちんと実施できたのかという意味です。

そこで質問が2項目です。

通告書ではですね、1項目目に検証の結果はという書き方をしております、これは検証が行われたことを前提とした聞き方になっておりますけれども、事前のヒヤリングでは検証はしていないということをお聞きしましたので、検証の必要があるのではないかという聞き方に変えたいと思います。

大きな制度変更を行ったわけですから、きちんと検証は行われなければならないと思うところです。今後2学期制導入の成果や対策の実施、関係者の評価、こうした検証を行うつもりがあられるかどうか、これが1項目目です。

2項目目は、全国的に2学期から3学期に戻す動きが始まった中で、大津町ではその検討を行うかというものでしたが、それをするとすれば、1項目目でお尋ねした検証がもともになるかと思えますので、もしその検証を行わないとすればという話になりますけれども、2学期制の継続あるいは3学期制に戻すといった検討をどのように行うのか。あるいは、そうした検討なしに2学期制を維持するかというお尋ねになります。

以上、一つ目の質問でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員の2学期制の今後についてのご質問にお答えをいたします。

本町におきましては、平成17年度より町内の全小中学校におきまして、一斉に2学期制を導入いたしました。この制度を大津町では、前期・後期制という名称で位置付けております。平成26年度末でちょうど導入後10年が経過したところでございます。この10年前、この制度導入のきっかけとなりましたのが、平成14年度の学習指導要領の改定でございます。この改定では、基礎的、基本的な学習内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考える力などの生きる力を育成することが重視されております。それにより、学習評価が目標に照らしあわせて到達状況を評価する絶対評価に改められ、一人一人の児童生徒とじっくりとかかわり、目標への到達状況を見極め、評価することが求められるようになりました。また、それに伴い、これまで以上に授業時数の確保が必要不可欠の状況となっておりまして。そのような中で、1年間を2つの学期にわけ、各学期が100日程度の長い学習期間が確保できる2学期制のほうが絶対評価の意義がより生かされ、じっくりと充実した特色ある教育活動が展開できること。また、学期が2つになることで、始業式、終業式、さらにこれまで授業をカットして行っていた、学期末の評価業務等の回数も削減され、その分の時間を授業に充てることで年間の授業時数を安定して確保できるなどの理由により、2学期制の導入が図られました。

このような流れの中で、本町においても、まず年間の授業時数の増加により、じっくりと学べる学習づくりに努めるとともに、教育計画を見直し、特色ある教育活動を展開すること。また、長い期間を生かした学習により、評価の制度を高め、指導と評価の一体化などを狙いとして、前期・後期制導入の検討を慎重に進めました。そして、平成16年度には、町内小中学校各1校に先行導入をし、その試行の結果を見極めた上で、平成17年度から全校に導入し、現在に至っております。

平成27年度現在、県下では、県北を中心に本町を含め12の自治体で小学校82校、中学校31校の計113校に2学期制が導入されております。ちなみに、菊池管内では、菊池市でも2学期制が導入されております。

さて、議員のご質問であります。前期・後期制の制度に対する町としての正式な検証・評価については、いまだ未実施の状況にあります。従いまして、現段階での町としての正式な見解として述べることはできませんが、前期・後期制導入から10年、各学校の教育活動の中で見えてきた成果等を幾つかあげてみたいと思います。

まず、長い期間を活かした学習づくりについてですが、それぞれ教科の特性はありますが、前期・後期制の導入により、より指導と評価がしやすくなったものがあります。例えば、水泳の授業ですが、ほとんどの学校で6月中旬にプール開きをし、この時期に集中して授業を行います。しかし、3学期制ですと7月には1学期末を迎えますので、わずか1カ月の間に指導をし、評価を出さなければなりません。しかし、前期・後期制ですと、夏休み前までにじっくりと水泳の基礎に取り組みせ、夏休み期間中に児童・生徒個々の力を伸ばすために、個人目標を設定するなどして自主練習に励ませ、夏休み明けの9月に評価するという、児童・生徒の個々の努力もしっかりと見極めることができるような指導・評価プランを立てることができます。これは前期・後期制だからこそできるのではないかと思います。

います。

また、特色ある教育活動の展開については、年間200日あまりの授業日数を有効活用し、幅広く教育活動が展開できるようになった部分もあります。例えば、これまで学期末の通知表作成に伴う評価業務に時間を取られていた長期休業前の7月と12月の評価業務が必要なくなった分、時間をフルに活用できるようになり、これまで考えられなかった長期休業前にも大きな学校行事等を計画することができるようになりました。ちなみに、本年度の町内の小中学校の年間計画を見ても、長期休業の直前に、小学校においては、陸上記録会や水泳記録会、中学校においては、修学旅行などが計画されておりまして、長期休業直前の空白となりがちな時期も学校行事等に有効活用されており、大きな特色となっております。

また、特に中学校においては、進路決定及び入試事務の始まる12月に通知表作成などの評価業務が必要なくなったことは、入試事務に集中できる環境をつくるという上では、メリットではないかと考えております。

次に、前期・後期制に対する課題についてですが、導入当初より通知表の回数が2回に減ることに対しての懸念があげられておりました。これについては、当初より児童・生徒個々の状況がより具体的に家庭にも伝わるよう、各学校の実態に応じて通知表にかわる日常的な学習状況を記した家庭連絡票等を作成し、配付したり、学級懇談会等の資料にするなどの工夫を行ってきました。また、長期休業中に教育相談を実施するなどして対応をしているところです。

さて、今後の状況についてですが、前期・後期制導入後10年経過を一つの節目と捉え、町としても制度の検証を行い、成果と課題を明確にする必要があるとの認識を持っています。特に、この間、学校そして教育を取り巻く状況にも大きな変化がっております。学習指導要領も改訂されています。授業時数の確保ひとつ取り上げても、現在では長期休業日の短縮化で対応する学校も増えてきました。そういった意味では、2学期制のメリットがやや薄れてきている現状は否めません。これを裏付けるように、熊本県におきましても、平成25年に125校あった2学期制導入校が平成26年には115校、そして先ほど申し上げました本年度は113校と減少傾向にあり、3学期制に戻す動きがあることも事実です。

このような現状を踏まえ、検証に当たっては、これからの時代を担う児童・生徒を育成するための最善の教育環境を提供するとの視点に立って、教育関係者をはじめ、保護者、児童・生徒、有識者等から幅広く意見を聴取するとともに、その検証に当たっては検証委員会等を立ち上げるなどして、組織的に行う必要があると考えております。

今後、以上のことを念頭におきまして、前期・後期制の成果と課題を明らかにし、慎重に検証を進めてまいりたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 検証のほうをきちんとやっていただけるということで、大変ありがたいことだと思いますけれども、一言ちょっと言わせていただきますと、平成21年の9月、今から4年前のこの9月の定例会で同じ趣旨の質問が行われております。その際の教育長の答弁の中でもですね、検証

をやりますというようなお答えがありながらの4年間でございますので、くどいようですが、ぜひ今回はきちんとお願いしたいなと思うところでございます。

今お返事いただきましたので、2番目の質問に入らせていただきたいと思います。

公共施設等の総合管理計画についてということでお尋ねいたします。

この質問ちょっと長くなりますので、あらかじめお断りしておきますのと、2番目の累計施設別の計画検討、記載内容は十分かというところについては、ちょっと長くなりすぎましたので割愛させていただきます。これは事前にお知らせしておりますとおりです。中身に入ります。

今年3月に公共施設等の管理計画が策定されました。この計画は、公共施設について、財政の状況や社会環境の変化を踏まえ、今後の維持管理や適正配置について検討するための基本計画という性格を持ったものです。しかし、実際にこの計画の中身を見ていくと、幾つもの疑問点、本当にこれでいいのかという点が幾つも出てきました。担当部署に確認して解消した疑問もありますけれども、幾つかは不備と言わざるを得ない点が出てきています。

例えば、町の施設がすべて分類網羅されているかという点です。これについては、2つ以上の機能を持つ施設、例えば、オックスは広場とセンターと2つの機能を持っておりますけれども、そういった施設が区分されずに一つの機能として分類されているもの。実際に存在しながら含まれていない施設というものもございました。また、それぞれの施設の状況を把握する中で、施設コストを算定するための人件費や指定管理費、運営費等の費用の算定基準が施設や部署によってばらばらとなり、基礎データとして利用できるものではないという点もあります。

さらに、施設の活用度という指標については、利用者、住民から見た施設の規模の適正を評価するという点で、その指標が示されておりますけれども、これ実際に利用者、住民から見たものではなく、所管部署の判断で評価されたものがかなり含まれていることもわかりました。所管部署の評価であれば、実際以上に高い評価、いわゆるお手盛りと言われるような恣意的な評価になってしまうということも考えられるかと思えます。こうした不十分な基礎データを基に積み上げられる計画が正しいものになるはずがありません。この計画はおかしい、もう一度やり直す必要があるのではないかと、そういう思いで今回の質問をさせていただきます。

質問項目1、1項目目ですね、現在予定されている施設建設・改修計画との整合性はどうかという点ですが、計画中の3施設についてちょっと確認をしたいと思います。あくまでこの計画との関係をお尋ねするものですから、施設整備を担当されている所管からの説明を求めるものではありません。

まず、防災備蓄倉庫です。これは旧若草児童学園南側の青年開発隊の跡地に約4千400平米で計画されているということです。この建設計画は急に話が出てきたもので、ちょっと唐突に出てきたなという印象と違和感があるんですけれども、3月議会でこの防災備蓄倉庫についての説明では、公共施設等総合管理計画に基づきと言われておりますので、違和感もこの計画での位置づけが定めれば解消するものかと期待しておりました。この総合管理計画の中でどうなっているかといいますと、計画の全体目標として、新規整備は原則として行わないとあり、新設が必要な場合は、中・長期的な総量

規制の範囲内で費用対効果を考慮して行うということになっております。しかし、計画の中を見ると中・長期的な総量規制というものはどこにも見当たりません。唯一そうした規制に関する記述は、今後40年間で更新費用を25%圧縮するという中・長期とは言えない、ものすごく長い超長期的な方針が示されているだけです。費用対効果という点についての考え方も示されておりません。とすれば、この防災備蓄倉庫の建設は総合管理計画とはリンクしないということになります。

次に、学校給食センターです。学校給食センターの更新の必要性、そしてその優先順位が高いというところは言うまでもありませんが、これについては、2月の全員協議会で説明がありました。しかし、ライフサイクルコストについては、さらに詳しく検討するとのことで、またPPP、PFIについては、返ってコスト高になるとのことでした。ところが、この総合管理計画を見ると、PPP、PFIなど民間活力を活用し、機能を維持向上化させつつ、改修更新コスト及び管理運営コストを縮減するとの記載があり、総務省が示した策定指針においてもPPP、PFIの積極的な活用を検討するようとの記載もあるところですが、そうすると、このギャップというのはどうやって埋められるのかと。その方策が示されなければならないところなのですが、それに関する記載というものもございません。

それからもう一つ、町営住宅の改修についてです。公共施設等総合管理計画では、公営住宅の維持管理の基本方針の中で、町の中部地区には、アパートやマンションもたくさんあるから、公営住宅を適切に維持管理しつつ、民間の共同住宅の借り上げや家賃補助の手法も検討していきますといったことが書かれております。総合管理計画の下部計画である、公営住宅長寿命化計画にも同様な記述があり、さらに踏み込んで、町営住宅としての意義と特徴をしっかりと継承しながら、近年増えつつある民間住宅とのバランスに配慮した公営住宅のストック数を再検討する必要がいずれ生じるという記述もあります。この前提で、今年度から始まっております、あけぼの団地の改修を例に考えてみますと、あけぼの団地は、公共施設長寿命化計画に基づき、今後6年、まあ7、8年かかるという話もありますが、で全棟を改修することになっております。今年度2棟で、2棟は2つの棟ですね、2棟で約4億円の予算ですから、全部やれば30億円程度が必要になってくるというものになります。あけぼの団地は、大津町の人口が減少から増加に転じた時期、若年労働者世帯の住居確保のためにつくられた団地です。しかし、現在では入居者の高齢化が進んできています。また、町全体の高齢化が進む中、町営住宅への入居希望者も高齢化してきています。総合管理計画は、社会環境の変化を踏まえた公共施設の今後を見据えるものです。高齢化という大きな社会変化の中で、エレベーターもない5階建てのあけぼの団地を現在の規模のまま維持管理していくという方向性は本当に正しいのか。代替手段として民間集合住宅の借り上げや家賃補助という手法の方向性も示されている中で、30億円を投じて町営住宅の需要層の多くを占める高齢者が住みにくい環境を整備するという矛盾を推し進めるのか。振り返る必要があるのではないのでしょうか。先ほど申しましたように、公営住宅長寿命化計画は、公共施設等総合管理計画の下に位置付けられた計画です。しかし、公営住宅の計画のほうが先に策定されたために、施設の縮減を打ち出すには至らなかったのかもしれない。しかし、上位計画である総合管理計画ができたわけですから、公営住宅の計画については、総合管理計画の方針に基づき、再度

見直す必要があると考えます。

これが1点目ですね、2点目は割愛いたしますので、3点目、町民への説明をどうするのかという点です。

計画の策定にあたって、総務省の指針では、議会や住民との情報共有という項目で当該団体における公共施設等の最適な配置を検討するにあたっては、まちづくりのあり方にかかわるものであることから、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階においてのみならず、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいとされております。この点につきましては、6月の一般質問でもお尋ねしましたのですが、結論としては、今回のホームページ等のやり方はまずかったという結論でございまして、いろいろと納得できない点もございましたが、ここではこれからのことについてお尋ねします。

6月にも指摘しましたとおり、公共施設のあり方は住民にとって大きな関心事です。今回の総合管理計画では施設個々の将来を記載したものではありませんが、今後、公共施設全体について社会環境の変化や財政によりこのまま維持管理し続けることが困難であること。つまり、縮減していく必要があるということを施設個々にいきなり話を切り出すのではなく、その背景としてきちんと説明しておく必要があるのではないかと考えます。これからどのように説明しながら住民との情報共有を進めていくのか、その点についてお尋ねします。

長くなりましたので質問を整理します。まず、現在、予定されている施設建設改修計画との整合性はという点につきましては、防災備蓄倉庫の例で申し上げました、中・長期計画、費用対効果という判断基準はどのように定められているのでしょうか。給食センターの例では、PPPやPFIを積極的に検討するという方針とそれがなされないギャップというのはどのように説明されるのでしょうか。それから、公営住宅の例では、長寿命化計画の上位計画である以上、その方針に基づき住宅のほうの計画を縮減の考え方も含め、見直す必要があるのではないのでしょうか。それから、町民への説明についてですが、この計画をこれから公共施設の縮減の方向性を含め、どのように町民に説明、情報共有していくのか。

以上、お尋ねいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 公共施設の管理計画等についてのご質問でございますけども、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっておりますが、大津町におきましても同様の状況であり、そのような中、国は地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化することともに、公共施設等の適切な配置を実現することが必要となっているという視点から、平成26年4月、地方公共団体に対して公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請を行い、また、公共施設等の総合管理計画の記載事項、類似事項等をまとめに、公共施設等の総合管理計画の策定にあたっての指針

を地方公共団体に対して通知されました。これを受けて、大津町におきましても、平成26年度におきまして、公共施設等総合管理計画を策定したところであります。

本計画は、公共施設の寿命が数十年におよび、中・長期的な視点での計画が不可欠であることから、平成26年から65年までの40年間の将来の推計に基づき、策定をいたしました。本町の上位計画である大津町振興総合計画を下支える計画であり、大津町行財政改革大綱と連動して各政策分野の中で公共政策面の取り組みに対して、横断的な指針を提示するものであり、また、これまでに策定しました大津町公共住宅等長寿命化計画、あるいは大津町建設物耐震化改修促進計画、大津町架橋長寿命化修繕計画などの個別の公共施設計画については、本計画を上位の計画と位置づけ、今後はこの計画に基づき、計画の進行管理、マネジメントを行っていくことが大きな大切なことであり、アクションプランの策定へとつなげていきたいと考えております。

それには、戦略的に行財政改革を推進し、安定した健全財政、質の高い行政サービスを実現していくため、行財政改革の取り組みの一つとして、公共施設の見直しと適正配置を検討していきたいという考えでおります。ご指摘の点についても、町営住宅あるいは防災倉庫、給食センター関連等についても、今しっかりとその施設関連等について検討をさせていただいております。あけぼの団地につきましては、入居者の関係につきまして、大津町全体の町営住宅関係等についてのご相談をしながら、その意見に基づいて現在のあけぼの団地の大規模改修を行わせていただいております。

詳しくは、担当部長より説明させます。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） こんにちは。それでは、佐藤議員のご質疑にお答えしたいと思います。

平成26年4月、国からの要請によりまして、大津町におきましても公共施設等総合計画を策定しました。策定した主な理由ですけれども、庁舎問題をはじめ、学校関係施設の整備等の問題もございましたので、町の公共施設の全体目標や整備の方針等を計画する必要性がですね、ありましたので、今回策定しました。また、策定にかかる費用についても、特別交付税の措置が平成26年度から3カ年の期間限定ということでございましたので、財政的に優位なことも関係したと思っております。

まず最初に、ご質問の現在予定しています施設の建設、改修計画との整合性についてですが、今回の計画では、中・長期的な総量規制は数値化はしておりませんが、全体目標としまして、公共施設については新規整備を抑制するとともに、施設の複合化等により、施設の総量を縮減し、将来の更新費用を削減するように計画していますので、現在、予定しています施設につきましては、この目標を目指して計画しているところでございます。

具体的にご質疑にありました、防災倉庫につきましては、まず引水のですよね、水防倉庫を解体しましたので、今後は面積的にちょっと違いますけれども、その建て替えという考え方でございます。今回の倉庫につきましては、総合防災倉庫として、通常のですよね、防災資機材の保管のほかに、例えば、冬場の路面凍結防止剤の保管やインフルエンザ対策備品の保管、それから環境保全関係の水質事故対策備品の保管とか、農政関係の伝染病ですね、対策関係の備品の保管など、総合機器管理倉庫として

計画している次第でございます。平成26年度地域防災減災計画をですね、起案しまして、その中で平成26年の基本構想、それから平成27年度実施設計、平成28年度建設を予定しているところでございます。

次、給食センターですかね、給食センターにつきましては、現在、建設スケジュール等はまったく未定でございます。全協のほうで概略等をご説明しているかと思えますけれども、まあPPPとかですかね、PFIについても今業者から見積もりをとっている状態でございます。

それから、あけぼの団地につきましては、公営住宅等の長寿命化計画との整合性ですけども、先ですね、アクションプラン的な計画ができてますので、その辺は随時見直していきたいというふうに思っております。

次に、町民への説明はどうするかということにつきましてですけども、今回の計画策定にあたりまして、計画の段階における中間報告やパブリックコメントなどの実施など、議会や住民の方への説明は不足していたものと十分認識しております。今後は、パブリックコメントの要綱整備をですね、行いまして、計画段階から住民の方への抽出徹底ができる体制を整えまして、町民の皆様に情報及び現状認識の共有を図りたいというふうに考えている次第でございます。

最期になりましたけども、策定にしました公共施設等管理計画は、平成26年度から平成65年度までの40年間の計画期間となっておりますので、計画の適時見直し、計画策定後のフォローアップや個別計画の策定が最も重要であると認識しておりますので、今後関係各課とも十分連携を取りながら目標達成に向けてアクションプランの設定に取り組みを進めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） まず1項目目の給食センターと公営住宅に関しては、給食センターはPFIも今は検討の対象となっているというふうな考え方で理解しました。

また、公営住宅についても、こちらのほうも順序が逆になっていたのも、それを改めてあわせていくというお考えだったかと思えますけれども、防災備蓄倉庫のところですね、ちょっと幾つかまああれっと思うお話があったんですけども、まずですね、この計画、計画期間40数年間というようなことを言われたんですけども、この計画の期間は平成27年から平成35年までの9年間をまず計画するというものではなかったかというふうに思うところです。そういった意味でですね、中・長期的な総量規制というものが記載されていましてと言われたんですけども、普通、中・長期という場合は、まあ中期というと3年から5年、長期というと5年から10年といったスパンになりますので、この最初の計画、第1期の計画の平成35年度までが中・長期的計画と言われるものであるかなと思うんです。そうしたときに、この第1期の目標値が示されていないというところですね、これがまずありまして、そこでこの防災備蓄倉庫のところに関係してくるのが新規の建設に当たっては、この中・長期的な総量規制と費用対効果の考え方に基づいて判断されなければならないのに、その説明が今の状態ではできないんじゃないだろうかということをお願いしているところです。

その点について、もう一度お願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 佐藤議員の再質疑にお答えしたいと思います。

防災倉庫につきましてはですね、平成26年度から計画してまして、この計画は平成27年度からということで、ちょっと一緒、同時並行なんですけども、引水の水防倉庫がなくなりましたので、代替をつくらないといけないということで、平成26年度計画してる中で複合施設みたいな形になったということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） すみません、それに何が変わったのかというのちょっとわからないところはありますけれども、ちょっと全体の話に戻したいと思います。

最初に申しましたように、この計画の中であげられているデータそのものがまずちょっとおかしいところがたくさんありますということ。それから、この計画と、その前にある計画との整合性ですね、まあ現在進んでいると言ってもいいですけども、これはこの計画が立った以上、そこを見直さなければいけないのではないのでしょうかということがですね、あるわけです。でなければ、もしそこがなかったら、この計画がそもそも成り立つのか、成り立たないのかということがわからない。計画にないデータを基にして考えていかなければいけないということになりますので、この第1期の平成35年度までの間に、何をどれだけ進めていくのかということ。まあこれはアクションプランに定めるということなのかもしれませんけれども、そのアクションプランがない以上は、新規の整備、あるいは新しいというかですね、大きな計画についてはちょっとペースを落としつつ、アクションプランを待っていくというような考え方というのが必要になってくるのではないかなと思います。

あけぼの団地の例で言いますと、あけぼの団地といいますのは、建物系施設というくくりをこの計画ではしておりますけれども、町全体ですね、約20%を占めております。20%を占めているところに手をつけずに、どうやって40年間で25%を削減するという目標が達成し得るのか、非常にそこが疑問に思えるところでございます。どうしてこういう結果になっているのかというところですね、この計画におかしなところがたくさんあるのかというふうに、なぜかなと考えてみますと、この担当部署にですね、いろいろヒヤリングを重ねる中で感じたことというのがありまして、この計画の策定がですね、全庁的な取り組みになっていないということなんですね。各施設を所管する部署からは正確なデータの提示がなされていないということ、うちの部署は関係ないとか、うちの施設は計画の対象ではないとかいうような言い方をされる担当の方もおられました。公共施設の今後のあり方は、町にとって非常に、最初に町長が言われましたとおり、重要な課題です。社会環境の変化や厳しい財政の中でどうやって公共施設を維持管理していくのかという、この危機感を共有すべきところであるにも関わらず、危機感どころか、その情報の共有さえもできていないというところに非常に危惧を感じまして、この計画というのがですね、本当にこのままでいいのかなというふうに思っているところでございます。これもう1回やり直してくださいとまでは申し上げませんが、そうした危機感の上で、もう1回この計画をまずは庁内で、役場内で共有していただいて、正確なデータでもう少し見直していただいたところで進めていただけるのかどうか、その決意についてお尋ねしたいと思います。

す。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 公共施設の改修関連等につきましては、教育関係施設関連等についても前々からいろいろと南小や東小関連等に、あるいは大津中学、その中で給食センターの人口増の、子どもたちの増の問題で新たに出てまいったのが給食センターでございます。そういうような中におきまして、今給食センターをどのような形でつくりあげるかというようなことを今検討をしっかりとさせていただいております。そういう中で、財政的な問題と、それから我々が計画して、すぐそれらが国の補助事業に載ってくるかというのは、文部省関係等に行きまして、この前相談したんですけども、全国でこういうようなのがたくさんありますので、順番的にですね、1年、2年でできるかというのは厳しゅうございますというお話でございます。もちろん、文部省については、例えば、給食センターつくるのについても1割ぐらいしか予算が来ないというような状況でもありますので、大変厳しい状況であると。

それから、防災倉庫等についても、先ほど担当が言いましたように、それぞれに小さいところが各部落にありますけども、大津町として、全体的に防災を考えるときに、その備品をしっかりと整えておかななくてはならないというような課題事項もありまして、今後検討する中で、補助のつく段階でつくろうかなというような形になっております。

それから、あけぼの団地についても、前々からいろいろと立石とか、いろんなところを相談しながら進めてくる中で、あけぼの団地の建替え関係とか、いろんな形でご相談をする中で、入居者の皆さんにご相談をしてアンケート調査した結果、現在のところ、改修していただければいいというような話が出てまいりました関係で、その計画関係についての案を地元の入居者の関係にご相談をしながら、今後1、2棟を計画的に今年手を付けましたけども、将来に10年ぐらいかかるんじゃないかなと、我々は計算しておりますけども、この計画もまだ先へ延びる可能性が出てくると。これはなぜかという、やっぱり国の財政的な問題もございまして、なかなか厳しい状況であるというような状況でございます。我々としては、あけぼの団地については、それなりの入居者からある程度の負担をいただいて改修を進めるというようなことで今ご相談の同意を得て、今現在改修に入っていくということで改修企業関連についても入札関連をお願いをしていきたいというふうに思っております。

そういう意味におきまして、大変大津町につきましても、議員おっしゃるように、いろいろ民間住宅がたくさんできてきております。しかし、やはり低所得関係の皆さんについて、町営住宅の役割をしっかりと果たしていこうというようなことで、今のままでは住宅としての機能ができるようなものにしてしようということで、今回計画をさせていただいております。これもやはり予算関係の国との制度関係もございますので、そういう形で今取り組みをさせていただいております。

先ほどちょっと役場の関係も出ましたけど、のちほどまた全協でもご相談をさせていただきますけど、いろんな形で今検討をさせていただいておりますし、多くの公共施設の建替え、改修、あるいは道路、あるいは下水道と、いろんな形で今それぞれの改修が必要になってくるということになれば、財政的な問題、歳入につきましては横ばいの状況でございますので、議員が心配されますように、縮

小するかどうかと。あるいは、民間活用でどうやっていくかということについてもしっかりと検討しながら公共施設の管理運営をやっぱりやっていかなくちやならないというふうに思っております。

議員の心配されるのはもちろんでございますので、やはり先立つ順番というのは、やっぱり年金、介護関連等の社会福祉関係の問題、これはどうしても必要なものでございますので、しかし、子どもたち、あるいは命にかかわるような生活関係等の施設については、町として残すべきもの、やるべきものはちゃんとその計画の中でやっていかなくてはならないというふうに思っております。もちろん、今回の計画については、今言ったような状況の中で即つくらせていただきまして、住民の皆さんとのご相談もまだ賅っていないところもございますけども、それぞれの関係部署で検討をしながら、そのたたき台をしっかりとつくりながら財政計画、あるいは行財政の中でしっかりと取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 最期まとめとなりますが、今お話いただきましたとおり、いろんな方面ですね、いろんな方向からご検討されるということで、確かにそれはもうお願いしなければならないことではございますけれども、この計画自体がですね、そもそもその財政負担というものをどうやって平準化させるのかという考え方でございますので、この考えに基づいたところでの、あるいはこの考え方を少しずらすならずらすというところの中・長期計画なりをきちんと示していただけるようなアクションプランが早期に策定されることを期待しまして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程を全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時59分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成27年第4回大津町議会定例会会議録

平成27年第4回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成27年9月17日(木曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
出席議員	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行		
	書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 中 野 正 継	
	副 町 長 德 永 保 則	総 務 部 課 長 羽 熊 幸 治	
	総 務 部 長 田 中 令 児	兼 合 政 策 課 長 兼 財 政 係 長	
	住 民 福 祉 部 長 杉 水 辰 則	総 務 部 長 白 石 浩 範	
	経 済 部 長 大 塚 義 郎	兼 主 幹 兼 総 務 課 行 政 係 長	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	教 育 部 長 齊 藤 公 拓	
	併 任 工 業 用 水 道 課 長	教 育 部 長 松 永 高 春	
	総 務 部 次 長 兼 課 長 德 永 太	農 業 委 員 会 事 務 局 長 坂 田 勝 德	
	兼 課 長	選 挙 管 理 委 員 会 長 本 郷 邦 之	
	総 務 部 総 務 課 長 本 郷 邦 之	兼 記 長	

日程第 1 諸般の報告

午前 9 時 5 9 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○ 1 3 番 (永田和彦君) 通告に従いまして、一般質問を行います。

まず 1 点目は、公共施設等総合管理計画について質問をいたします。昨日も同じ質問が出ておりますが、違った角度から質問をしていきたいと思っております。

今回、本年度ですね、3 月に公共施設等総合管理計画というこの冊子を我々受け取りました。で、中身を見てもみすれば、今後の公共施設の管理のあり方と取り扱い、そういったものを総務省の更新プログラム、公共施設等更新費用試算ソフトですね、この更新費用シミュレーション条件という形にあてはめまして計算がなされております。そして、出された結果を見てもみすれば、我々が今まで議員の立場でいろんな形でこの財政状況やそういった公共施設を見てきた中でと大きく乖離があるのではないかと。この公共施設等総合管理計画に基づいて今後の公共施設を更新並びにそういった費用をシミュレーションすれば多大な費用がかかるということが明らかにされました。ということは、我々議員に情報として送られてきたものと、こういった形で計算すれば別の形が見えてくるということで、この管理計画あたりを見るだけにおきましては、今までがいかにずさんな管理であったかと言わざるを得ないということです。この通告書におきまして、非常に厳しいことを私は書いております。その中でも、この町長の責任及び議員の責任ですね、議会の責任というものをあわせもって書いて、そして、今後の対応をどうするべきかというものをここで議論しなければならないということでもあります。ただ、こういった公共施設、町民の皆様のための施設というものをですね、大きな目を見た場合、じゃあ主役は誰かと。我々はそういった施設を立てて、そして、また管理して、更新して、整備して、そんな中で考えまするに、やはり株式会社に当てはめたら株主は町民の方々であると。多大な税金の責任を負っておられると。それがこういった形で将来の負担になる形で明らかにされたということは、非常に残念であります。ただ、この計算がまともに今後 4 0 年間いくかということそうではないとも考えられます。この計画書の中の 3 1 ページあたりを見てもみすれば、厳しく、年平均約 1 8 億 6 千万円ですので、この更新費用がですね、毎年 6 . 1 億円不足するというようなことを書いてあります。

6億1千万円ですね、これを40年間しますれば244億円です。現在、わが町の借金は100億円からあるわけですね。40年後に350億円ぐらいの膨らみを見せとったらどうなるでしょうか。そういったことを考えますれば、非常に末恐ろしいものを感じるわけであります。

ということで、私は、この公共施設等総合管理計画の信憑性というものが、まさにこの方針に従って今後の計画を変更していくようなことを昨日も言われました。例えば、新規整備は原則として行わない。施設を更新、建て替える場合には、複合施設を検討するとか、いろんなことをこの計画書の中に書いてあります。そう考えた場合に、我々の議員としての、私ももう18年になりますんで、長く議員生活をやっていてそんなの見抜けなかったのかというご指摘が多々あろうかと思えます。町民の皆様方に言い訳をするのならば、我々が渡された資料、そしてまた私が経験則でやってきた監査の立場、そういったものから考えますれば、平成26年度の監査報告が今議会でされました。その監査報告の中におきましては、財政の健全化審査意見書なり、平成26年度ですね、決算の状況あたりを渡されております。この地方公共団体の財政の健全化法に基づく健全化判断及び資金不足の比率の報告、こういったものを見てみますれば、何ら違反してないんです。違反していないどころか、周りの町村と比べますれば、逆に大津町はいい数字をこの中では出しているということです。

例えば、公債費比率や将来負担比率そういったものが、早期健全化基準よりも大きくクリアしているどころか、全然そういったことは心配ないよという数字が明示されているのが現実であります。ですから、監査報告を受けました。それとこの公共施設等総合管理計画には大きな開きがあるということです。いったいどちらを信じたらよろしいのでしょうか。町長が監査委員に対して辞令を渡して、そして、町の中の財政状況なり何なりをですね、きちんと監査していただく。そういったものと、今回この総務省からの更新プログラムに当てはめた場合というのは、ものすごく開きがあるわけですね。ですから、そこの解釈の仕方によって今後のまちづくりは大きく変わってくるものと感じられます。

ですから、まず最初の質問におきましては、その認識の仕方ですね。公共施設等総合管理計画書、これに明記されましたとおりに行くのであるならば、ものすごく厳しい将来像しか浮かび上がってこないということであります。ところが、今までどおり、この総合管理計画の上位にあたります大津町振興総合計画どおりに行くのならば、この監査報告のとおり、会計年度独立の原則において、出てきたそういった監査報告の数値をもとに運営されていく。ここは大きな方向の道しるべをですね、町長は示さなければならぬと思えます。

3月に渡されました、この公共施設等総合管理計画の中身は非常に厳しいものである。しかし、これは国でもその財務省や総務省の意見が食い違っているのかもしれませんが、ですから、まずこの認識からきちんとしなければ、今後のまちづくり、方向性というものがきちんとしたものが出てこない、私は考えます。

そういった点から1番目の質問をしますので、答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。永田議員の公共施設等の総合管理計画についてのご質疑でございます。

この計画は、高度経済成長期に集中的に建設されました道路などを含む、公共施設等の老朽化が進み、現在建て替えや修繕する時期にきているものの、昨今の厳しい財政状況の中、財政負担を軽減や平準化する必要があることから、平成26年4月に総務省より、地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、現状及び将来見通しを分析し、管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画の策定要請があり、今回、計画を策定したところです。

大津町の人口の動向と将来予測についてですが、国立社会保障・人口問題研究所が発表している将来推計人口予測で、この予測によりますと2040年までは微増していくことが予想されますが、生産年齢人口の伸びが鈍化し、老年人口が増加していくことが予想されております。

町の財政状況についてですが、歳入では、地方税が平成19年の62.6億円をピークに、現在は45億円まで減少しており、国への財源依存が高くなっています。ただし、国庫支出金の伸びは、子ども手当や臨時給付金、障害者福祉サービスの扶助費などの伸びが大きくなっていることから増加しているものですが、同じような理由から、歳出では、扶助費の伸びが最も大きく、この10年間で2.4倍となっています。また維持補修費や投資的経費については、まちづくり交付金事業等により、近年大きくなっている状況です。

施設の状況では、学校教育施設と公営住宅の整備面積が大きくなっており、築30年を超える施設は一般的に大規模改修が必要と言われておりますが、建築後30年を超える施設は、全体の44.8%を占めています。また、昭和56年の新耐震化基準以前に建築された施設は、全体の35%を占めています。

将来の更新費用の見通しですが、総務省の公共施設等更新費用試算ソフトを使い、推計をしたところです。推計の結果は、今後40年間で987億円、年平均で24億7千万円かかることがわかりました。また、投資的経費については、直近5カ年で計算すると、まちづくり交付金事業の影響により、年平均24億3千万円となっていますが、過去10年間の投資的経費では、毎年平均18億6千万円となり、毎年6.1億円が不足する計算になります。

公共施設総合管理計画の計画期間につきましては、毎年6.1億円不足するという試算結果について、今後どのようにしていくかということですが、町でやるべきもの、民間でできるもの、地域でやれるものなど、必要性を検討し、公共施設の延命を、また中・長期的な視点で考えながら、40年間の将来推計に基づき計画を策定したところです。計画期間は1期10年の4期に分けて具体的なアクションプランを策定して進め、計画は所管部局において進行管理・マネジメントを行い、10年間のローリングの中で計画的に見直しをしていくとして方針を定めております。推進体制としても、行財政改革の大きな柱として推進していきたいと考えております。

このような計画につきまして、十分反省はさせていただいておりますけれども、公共施設管理は、今までにおいて担当部での管理、運営をお願いし、その担当部署において考えに基づきましての修理関連等をやってきたわけがございますけれども、今後につきまして、30年以上の大型改修工事等がなくてはならない状況になってきておりますので、町全体として財政を考えながら、どのような順番でやっていくか、その見通しを立てるための計画を策定させていただいたわけがございます。

今後につきましても、少子高齢化社会、人口減少の社会を迎えるため、諸経費等や財源等の検討をしながら、今後の公共施設管理等の計画をしっかりと進めながら、必要なものはやっていかななくちゃならないのでありますので、今後ともそのような計画等の実行については、案ができ次第それぞれの箇所において説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

今回のですね、この管理計画を見てみますれば、私が思う点は、今町長も言われました、投資的経費の不足ですね。しかしながら、公共施設となるならば、投資的というよりも、公共、公で共に使用するということを考えますればですね、義務的経費のほうに入る部分もあるわけです。そしてまた、今までのですね、予算立てのやり方、そういった施設の作り方、そういったものの問題点をあげますれば、私が思うに、先ほど申しました会計年度独立の原則というとともにですね、いろんなものをつくるときに、有利な起債というものを求めまして、例えば、国が2分の1みます。すと、県と町が4分の1ずつと、25%で済むよとか、そういったものにかき回された節はなかったのかなというものは感じます。そして、またそれは将来の起債ですから、公債費として返還していかなければならない部分というものがあまして、これについては、国あたりもですね、畏をしかけてって、これ昔言っておりました財政投融资ですね。国がそういった形で国費を出すから、町も借金は必ずしなさいと。国から借りなさいと。そして金利を払いなさいというようなことを国もやってきたわけです。ですから、これをうのみにして、そしてまた、毎年の監査報告の中でですね、特に指摘する事項はないとまで今度の監査も出てるんですね。ですから、それにおいて、今度は逆に監査では何ら指標に基づいて計算すれば問題ありませんよというのに管理計画においては、投資的経費が不足するという形で、二重帳簿ですよ、これは。ですから、我々は毅然とした我々の考え方というものを持たなければならないのではないですかというのが、今度の質問の趣旨でもあるわけです。ですから、単年度あたりで決算をしていきますれば、そういった将来そういった補助金をですね、きちんと受け取れると。まあうちが不交付団体だったときもありましたけれども、国からの国費がですね、そういった形で、日本全国平準化するという形で、いろんな形で税金が降りてきますんで、それをそのあてがうという形をとってきたわけです。ですが、そういったことをやっとならば、いよいよもって今回、おいちよと話が違うぞと、そういったものもちりも積もれば、ちりと言ったらいかんですね、公共施設を。そういったものが積もり積もれば大きなものになるよというものが明らかにされたというふうに考えたらいいかないかなと思います。ですから、これはいよいよもってそれこそ地方の自治体も認識を変えなければならぬということで総務省が出してきたのかなというふうな、私は理解をしております。実際、スクラップ・アンド・ビルドですね、いろんな形、うちは緩やかにでも人口は増えておりますから、ある程度前進基調の予算立てというものができます。ですから、更新をしていかなければならない側なんです。ところが、スクラップする側、逆にもう人口が減ってきて、この施設は使わないと言ったやつだったならば撤去してしまっ、隣の町村と組んで、お互い2つを1つで使わせてくれないかというようなこともできるかもしれません。ですから、今までも何度も言いましたけれども、手を組むと

ころは手を組まんと今から先の自治体は建っていきませんよと。大津町に1つ、隣の町に1つ、2じゃだめなんです。2つで1つをつくって1.5でいきましょうというのは、そういった提案も今までしてきたところではありますが、ただ町長の今の答弁の中では、この計画を立てましたのこの計画に沿ってやっていくということです。しかしながら、町長の任期はあと1年半ということで、この計画というのは、今後40年を見通しております。40年間の間に町長が何人かわるかわかりませんが、これは経営手腕に関わってくる問題なんです。ですから、幾ら各執行部の方々が頑張ってもですね、やはりトップの方がこういった方向でいくんだということを示してですね、それを町民の皆様方にご理解いただいて進めていかなければ、何かおかしいぞと、昔あったのがなくなったじゃないかというふうになってくるんですね。実際、国自体ももう数年も前から国道とか、河川の整備とか、お金が足りない足りないと言ってきたわけです。それでも膨らませてきたしっぺ返しは今きているのではないかなと思う部分であります。

ただ町長の答弁の中で、この計画の中で非常に厳しいですね、将来像があって、先ほど言いました、もう新規の整備は原則として行わないと、新規ですね。建て替えも行わないとか、そういった形が出てきているんです。ですから、今後の計画の中に、この中では、計画の中では反省点のほうが多いと思います。しかしながら、今後ですね、例えばたくさんある施設をですよ、統合して、そして複合施設とするとか、そういった計画もこの中に書いてありますから、そういったものを進めるためには、これは町長が諮問委員会かなんかをつくってやるんですか。それとも、我々議員が政策立案的にいろんなものをこういった一般質問とかで言うんですけれども、そういったものに任せるんですか。そういったところをですね、きちんと位置付けておかないと、今後の公共施設のあり方、整備のあり方というものはですね、おぼつかないと思います。それにですね、下手な充て職みたいなものを持ってきてだめですよ。今度のオリンピックと一緒に。もうオリンピックがもう、まあ話はそれですけども、ああいった充て職的なものを持ってきたらああしかならないんですね。本当に世界的に恥ずかしいことがやっぱり起こっているんですね。ですから、我々は今後やらなければならないのは何かと考えたときには、きのう一般質問の中で出ました、立野ダムの問題とか、今審議されております、安保法案の問題、こういったものはですよ、ダムをつくったから、つくっとけばこういった事故は起きらなかったとかある可能性もあるし、つくらなかったからだめになったとか、いろんなパターンがあります。安保法案もですよ、言うならば。将来のことは誰もわからないわけです。あの安保法案が通ったとしても、通った場合、通らなかった場合、どういった世界が動きを見せるか。それで隣の北朝鮮とか中国は何もやらないのか。それとも南諸島の開発は中国がやめるのか、いろんな大きなもの、基地はつくったがいいのか、つくらない。これはですね、先のこと、TPP問題もですけども、現実には起こらないとわからないということがあります。しかし、我々はこの場でまだ審議をする余裕が実はあるんです。ですから、方向性を示すのは町長の任期、我々議員の任期は1年半しかもうないんですね、改選です。ですから、今やらなくてはならないのは、そういったものをきちんと審議して町民の皆様方に情報を流して、今回、この施設を1つのかしますと。そして、B施設でその役割をになってもらって複合施設といたします。しかしながら、こっちのB施設は、きちんとした整備を行いま

す。本来ならばA施設、B施設を整備しなければならないのに、A施設は撤去しましたから、B施設に2じゃなくて1.5をつぎ込むことができますというようなですね、こういった審議会なり、そういったものをですね、何らか町長は方向性を示すべきではないかなと、そういうふうに考えるわけがあります。

この点について、町長に質問を再度いたします。

それとあわせて、今回のですね、監査の健全化審査意見書あたりは、本当に、特に指摘すべき事項は認められないという形でくくってあるわけでありまして。ですから、今後不足すると言われた部分はどうするのかと、この計画書に基づくならば、毎年毎年6.1億円ですか、不足するというようなことは、この中から全く感じない。実質赤字比率についてもですね、良好な状態を示しているということです。連結実質赤字比率についても良好な状態を示している。実質公債費比率について、決して低い数字とは言えない。実質公債費比率、言うならば、今までの借金を返済していく、それが実質がつくことによって、総合的な借金は幾らなんだという指標にかわりました。しかしながら、それも決して低い数字とは言えません。早期健全化基準には大きくクリアしている数字ですよとっております。

一つだけ、将来負担比率について、これではですね、早期健全化基準の350%と比べれば大きく下回っておりますが、やはり今後ですね、今後のことはわかりませんと。だから楽観視しないで今後も注視してくださいというふうに書いてあります。ですから、町長はこの監査報告を受けて、また監査報告が今回、もう今の時期ですから、もう27年度よりも28年度に反映される可能性がありますね。26年度の監査は27年度に報告をして28年度に反映される可能性というものがあります。それとこの公共施設等総合管理計画をあわせてリーダーシップをもって町を経営していかなければならないわけです。ですから、その経営手腕を私は聞きたいから、その点についてですね、今後どういった形を、形をつくるじゃない、取り組んでいきたいとか、そう一生懸命考えますとか、そういったですね、もう何か掴みどころのないものじゃなくて、これをやらなければ町としても将来不安が残るんで、私は町長としてこういった経営理念に基づいてやりますというようなことをですね、これ宣言していただきたいんですね。じゃないと、我々は本当に議員としての立場もありませんし、何ば議員はしよったかという話になるわけですよ、言うならば。ですから、我々も立場は大切です。選挙を受けて、洗礼を受けてここにおられる皆様方ですから、きちんとした町民の代弁者としてここにおるわけです。ですから、町長にこういった形で町の方向性はこうやるんだというものを、この管理計画が出たからには、真摯に受け止めてこういった形でやりますというものを一言ほしいものであります。

以上、質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田委員のご質問にお答えしたいと思います。

公共施設の総合管理につきましては、本当に今までは単年度というか、その年年によりまして、各部署におきます管理しておるものについてご相談をしておったというような状況でございますし、し

かし、今現在におきまして、学校関係あるいは庁舎関係、いろんな道路関係、あるいは下水道関係と  
いろいろなものが30年を越したもの、関連等についてももう35%以上というような状況の中で、手  
直し、あるいはどうやっていくかというのが今課題として突き詰められております。単年度の中では、  
今言う状況ですので、別に財政的に食い込むような形はなくて、今までの町交事業とか、あるいは臨  
時対策事業でどうにか乗り越えてきておるといような状況でございます。もちろんそういう意味に  
おいて、まちづくりという意味におきまして、やっぱり大津町の駅周辺や中心地周辺についての開発  
をしておかなくちゃならないということで、今回ずっとやらしていただきまして、そのあと、今後に  
ついてのその庁舎建設とかいろんなものを考えまして、どういう形でやるかということは今検討させ  
ていただいております。例えば、庁舎については、4つぐらいの案をもって、その案を今コンサル関  
係等にたたき台の費用対効果関連を今つくらしていただいておりますので、それができればその原案  
について行政としてまた検討しながら議会のほうにその案の報告をしたいというふうに思っておりま  
す。もちろんその中で、議会のほうで特別委員会をつくってというような形になれば、議会のほうで  
そういう形の研修を進めていただければなというように思っておりますし、そういう中におきま  
して、ある程度案がまとまれば、町民の皆さんに提案の説明をしながら、意見交換をしていきたいと  
いうような形で考えております。もちろん庁舎だけでなく、給食センターの関係もございますけども、  
先の一般質問される予定でしたんですけども、時間の都合で止められておりますけども、このセンタ  
ー問題についても、中学校の体育館、武道館関連を含んだところでどうするかというように検討もさ  
していただいております。大変な財源が必要というように、我々としては県の支援学校の委  
託業務をやっておりますので、県とも相談しながら幾らかの建設資金の補助、支援はしてくれないか  
とか、あるいは菊陽の北小、南小の関係の学校と合同で給食センターをつくってはいかがかなとい  
うような菊陽の教育委員会に呼びかけをしておりますけども、菊陽としては単独でやられてお  
りますので、ちょっといきなり返事はできないというように、今検討を、できればお願いでけんかな  
というように、まあいろんな形を我々執行部として今検討をさせていただいております。そういう検  
討の案ができました中で、議会のほうにもご意見を伺いながら方向性をしっかりと決めていければ  
なというふうに思っております。いろんな形で、この振興計画の中で、まあ私の任期も1年半しか残  
っておりませんので、将来的な方向性をやっぱり決めなくちゃいけないというようにございま  
すので、その方向性については、今言ったような、執行部の今の段階での案をまとめながら調査・研究  
しながら実行できるような方向につきまして、議会とのご相談をしていきたいと、そういう中にお  
きまして、必要であれば議会での特別委員をつくってもらうとか、あるいは、町民募集した中での委員  
の皆さんに検討してもらうというようにお願いできればなというふうに思っております。その  
つくる、つくらんとか、そういうものの方向については、町執行部でしっかりと精査しながらその案  
を皆さんのほうに提案をしていながら、意見を伺いながらやっていきたいというふうに思ってお  
ります。今後のやはり扶助費関係等もどんどん膨らんでまいりますので、その辺のところも財政的  
なものと考えながら、民活でできるものは民活でというように、公共施設の管理運営について  
も、そのようなところも検討しながら案づくりをやっておるといような状況でございますので、ま

あ今2つの給食センターをはじめとする庁舎関係問題等については、案ができ次第、また任期中には皆さんのほうとご相談をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 1問目の質問におきましては、やらなければならないことを町長は認識化されているなど感じました。まさにですね、隣の給食センターの件あたりもですね、そういった呼びかけ、そういったお隣の菊陽町ですから、町長同志、首長さん同士が話す機会もたくさんありまして、将来像というものを話しておられると思います。実際、水道議会におきましては、企業長、副企業長という立場でおられますので、顔をあわせられるということで、そういったその事情なり何なりですね、共有はお互いされているのかと感じました。まさにですね、その自治体単独だけではなくて、そういった概念を取り払って、お互いウインウインでいよいよいきましょうというような呼びかけをですね、その町長が自らやる。言うならば、今度3期目の立候補、うちの知事、蒲島さんが表明されましたけれども、あの方なんでは本当はすごいなと思うのは、トップセールスをどんどんやるんですね。本当にあの方の何ていうか、姿勢というものは頭が下がるものがありまして、角があるようには見えないし、頭を下げるということを町民の代表としてですね、よろしくお願ひしますと言える方であり、そういった方がですね、やっぱりその県のトップにおられて、またその県のトップの方が大津町は選ばれた場所だよと、頑張りなさいと、空港ライナーも手伝うよというような方ですので、そういった町の事情というものに対しても深く知っておられる方ですので、そういった方を味方につけて、きちんと将来像の見通しを立てていただきたいと思います。そういった形を町長がリーダーシップを発揮されてですね、やれることに期待するものであります。

第2問目に移ります。

まちづくり基本条例の更新について質問したいと思います。

町長も今答弁の中で、つい扶助費の問題言われましたけれども、それ2問目の質問であります。実際、私はこの扶助費についてですね、非常に危惧しております。実際、今現在のですね、この日本全体を見てもすれば、少子高齢化、労働力不足、またこの社会保障、まあ扶助費ですね、そういったものが日本の構造的問題になってきておるといふことでもあります。ただ、ここでも1問目とリンクするものであります。その国や県をあてにしたらですね、もう本当にこの今度の公共施設の将来見通しを別の省庁が出してきて、そのちょっと将来危ないぞみたいなシミュレーションを組んできたりなんかする可能性さえもこれまたあるわけですね。ですから、国・県といえども、信じるなどとは言いません。ただ上位団体ですので、そういったものもいつもその正解を言うわけではないということです。そういったものをちゃんと感じながら、まちづくりをやっつけていかなければならないということで、やはり心配になるのは、そういった将来の義務的経費、今度ですね、1問目が投資的経費の不足というものを言われましたけれども、2問目は、どちらかという、義務的経費が膨らめばそちらにほとんどとられてしまう。ですから、1問目の公共施設の更新あたりも全然おぼつかなくなるわけです。今までの流れからどんどん将来もですね、膨れ上がっていくならば、もう義務的経費のほうが投資的経費を凌駕してしまうのは、もう分岐点はもうすぐ数年後に控えているのかなというふうな感

じであります。ですから、ここでやはり何に取り組むかということでは、1問目の答弁でもありましたけれども、自分でやることは自分でというのは、住民自治の基本でありますけれども、やはり何といても医療費は高いですね。皆さん何かあったらすぐ病院に行く。やはり心配ですから、わが身は。病院に行くなどとは言いません。ただその行かなくて済むような努力はしていただかないといけないということです。私も身長が177、8ぐらいあるんですが、BMIですか、あれの計算によりますと70キロぐらいが適当であるという数字が出るんですね、その計算式になると。それが健康体の一つの目安ですよ。ただ私その計算式でするならば、ちょっとオーバーしていると、体重が71、2キロありますんで、これでも私は自分でちょっと努力はしているつもりです。本当に夕ご飯なり何なり、もう食べたいのを半分にしとこかなとか、総量か考えればきちんとしたカロリー計算をしないけれども、ちょっとやっぱりオーバーしているよなというような感じで、その日ごろの努力が今の体重、ある程度維持につながっているのかな。それと毎朝のラジオ体操ですね。だから、その体内の言うならば、体内時計といいますか、そういったものをもう年を取ってくるきちんとあわせることができるように段々なってきたんですね。ですから、血圧の薬は飲んでます。けれども、ほかあんまり心配する、心配するといったならば、まあちょっとお酒がすぎるかなという部分かなと思います。たばこは吸いません。ですから、本人が自分自身を、町民の方々が自分を知って、自分を調整していただきたい。こういったものをですね、ぜひまちづくりの基本条例にもですね、明記していただきたいんです。これをですね、いや、それはもう本人の自由だからとか、それをやったらですね、ほかの人がその人のために保険料や税金やそういったものを使われるんです。ですから、国によっては、自己責任の国、アメリカとかは、その国民皆保険ができない国、いろんな民族の方々がおられますんで、ということで、日本はですね、国民皆保険でみんなが支え合って、助け合って、保険制度があって、また高額な医療費にならないようにそういった制度で高額医療をきちんと賄うように仕組みがなされておりますから、皆さん、きちんと医療は受けられるわけです。ところが、ご本人も受けて、じゃあ誰が負担しているんだいと言ったのまでは、やっぱり町民の方やその我々はどういった立場ですから、いろんな勉強しますけれども、国民の多くの方々がわかっておられないと思うんですよ。誰かが負担しているんですね。だから、その医療機関なり何なりがきちんとその料金を回収できて、運営ができています。その誰かがというのは、その被保険者の方々です。だから、この点については、私は何度も質問しましたよね。一般財源を何でその特別会計の国民健康保険にその打ち込むんですかって。これは二重払いになりますよ、私は社会保険ですからとかいろんなことを言いました。という形で、じゃあそれを是正するには何が一番いいかというならば、ご本人が健康であることです。この健康をですね、もうよいしょしなければならぬということですね。皆さん責任持ってください。その前にちょっと運動しましょうか。実際、今うちの母もきょうはグランドゴルフとか行っております。朝からやっぱり呼びかけあってですね、まあいいことだと思います。幸い膝が痛いとか、腰が痛いとか言ってますけれども、出て行って遊んできますから、ですから、朝昼晩もきちんと食います。ですから、そういったですね、日ごろから健康に従事されていることが、この町全体のために役に立つんですね。これが町の運営、1問目でも言いましたけれども、この町の経営で非常に重要なポイント

トだということです。ここを強く認識して経営にあたらないと、やはりおぼつかなくなりますよ。  
1問目のこういった公共施設等の総合管理計画あたりでは済まされないということです。こういった計画あたりでもですね、全て白紙になりますよ。

ですから、2問目の質問におきましては、うちの福祉課あたりがですね、いろんな形で、こういった形で運動しましょう、予防しましょうというぐらいではもう済まなくなっているんじゃないかなという危惧です。これからの自治体運営は、まさにこの部分にかかってきているといっても過言じゃないと、私は思っておりますので、この点について、町長に質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の2番目の質問でございますけども、議員の言われるように、健康が一番ですというようなことでありますので、私も同じように健康が一番であるというふうに思っております。町の発展及び町の活性化を図っていく上では、町民の健康が第一であり、どのように町全体を町民の健康運動につなげていくかが大きな課題としているところです。最近の情報化社会により、氾濫する健康に関する情報をどのように利用するか、自己決定の大切さが必要となってきています。年齢や経済的条件もありますし、個人の考え方も自分に取り入れる選択情報に様々な違いがあります。自分の意思決定以外による影響で疾病を余儀なくされる方にも配慮したところで、自分の意識改革により行動することこそが疾病予防や改善につながると思います。

健康への気づき、こころがけの意思向上に努めるための方法としましては、まず、健診受診後の説明会を住民にわかりやすくすることで、健康への関心を深め、体質や食生活改善のため、行動のきっかけとなり、疾病予防対策の気づきと動機づけとなるような内容に、今後さらに検討、研鑽してまいります。

併せまして、体を動かすイベントや教室、運動ができる施設、機会の情報提供など、健康運動に関する啓発など、気軽に住民が取り組むことができる環境整備にも心がけていきたいと思っております。

今後においては、主体的な取り組みの実施内容を模索しながら一人一人の健康への意識向上を図り、健康の輪が広がり、その結果、医療費や介護サービス給付費の抑制につながればと思っております。

現在のところでは、前回永田議員御質問の社会福祉基金活用等の意見を参考に、大津町町民の健康保持、増進のため、担当職員による健康づくりに関する協議を重ねているところです。

また、まちづくり基本条例には、町の役割と責務として、町長はこの条例の理念に従ってまちづくりを推進するとともに、効率的な行政運営に努めなければならないと定めております。先ほど述べましたように、行政としての施策はもちろん、住民の方が自らの健康づくりに努めていただくことが医療費や介護給付の抑制につながり、町の財政負担が軽減されて、財政運営の健全化につながるものと考えております。私も町の行財政運営の責任者として、また経営者の立場からも、町民の皆さんの健康づくりに関する様々な政策に特に力を入れて包括的に推進してまいります。

また、まちづくり基本条例の町民の責務の条項の中に、町民の皆さんが、自らの健康の保持及び増進に努めていただくことを加えるように条例を改正することについてでございますが、この条例は、社会情勢の変化などにより、必要に応じて条例の見直しや改正手続きをすることについて定められて

います。

もとより、環境が変化していくことを読み込んだ条例ではありますが、その一方で基本条例でもあります。まちづくり基本原則などの理念というのは普遍的に恒久性のあるものですから、町民の方の健康づくりにつきましても、全ての町民の方が健康であることは、町民一人一人の生活のみならず、町全体としての福祉の向上につながるものであり、そういう意味では、まちづくりの基本的な理念の一つであると思われます。

この条例の町民の役割と責務の条項に、町民は公共の福祉、次世代及び町の将来に配慮するように努めることが明記されております。

また、大津町町民憲章にも、「健康をたもち、しあわせな家庭をつくります」とありまして、住民に協力を求め、健康づくりは町、町民、事業者、関係団体がそれぞれの役割を理解し、相互に協力して地域全体で互助の心で推進されなければならないと認識しているところでございますので、この条例の理念を基に、地域における健康づくり活動を含めた住民活動の展開が将来に向けて進展していくように支援しながら、医療費や介護給付などの削減と健全な財政運営に今後も取り組んでまいります。

そういう意におきまして、大津町の健康づくり推進計画を平成26年の3月に策定しております。これに基づきまして、今後の大津町の長寿社会、あるいは健康スポーツ関係の推進を保健婦、あるいは栄養士や食改善の皆さん、あるいは運動体験指導士、あるいはそれに関わるクラブおおづの皆さんの活動をしっかりと支援しながら、町民の健康寿命をしっかりと取り組みをしていきたいというふうに考えております。今後とも町民の活動健康にしっかりと支援をやっていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

私、今まちづくり基本条例を見ておりますが、町民の権利と責務、役割、そういったものが明記されております。この中でですね、多くの言葉が出てくるのがまちづくりというやつです。ですから、財政的に破たんしたまちづくりというのはありえないですよと、私はご指摘をしておきたいんですね。そうならないためにも、町民の方々は努力をお願いしたいと。その一つのまちづくりや町民の方々のそういったこのまちづくり基本条例をですね、一つの理念として捉えないと、町長は言われました。理念と申しますれば、善悪正義をきちんと判断することですね。過去にも言ったことありますけれども、例えば、メタボとか、最近言われましたよね、あのうそれとかたばことかは、もう言うなら百害あって一利なし、また、その酒の飲みすぎ、そういった人はリーダーにはなれないんだよと、悪いとわかっていることをあなたはやっているじゃないかと。こういった文献も読んだことがありまして、やっぱりそのトップに立ってですね、健康を促す、実際、今町長は摂生してお酒を飲んでおられないという事実も知っております。そういった形でですね、努力をしておられる。それは逆に町長も、逆に出していいんじゃないでしょうか。そういったものを情報をですね、どんどん提供して、健康たるものがまちづくりの一義的なものであるということをきちんと把握すること。それとまた、まちづくりの参加していただくための基本条例の中で、やはりじゃあどういった形の情報を流すかというのが、

健康をお願いしますと、そんなことばかりじゃだめだと思うんですね。だから、実際のもう少し併せ持って、負の部分のアピールしていったらどうかなと思う部分です。ですから、行政は優しく伝えますので、もうこういった形の食べ方、飲み方をすると本当に体を壊しますよと、糖尿病になりますよとかいう形は言われますけれども、実際、そのあとじゃあ医療費はどれぐらいかかっているのかなとかいうのを、実際に私は町民の皆様方には示すべきだと思っております。

実際ですね、いろんな医療に詳しい社会保障の改革とかをですね、国レベルとかで話し合っておられる方は、その医療機関の再編ということまでもう言われているんですね。後期高齢者の医療費におきましては、高血圧症、糖尿病など予防ができて、高度な医療が必要のない病気が上位を占めている現実があるということです。また一方で、高度医療を提供する病院が多い地域は、1人の医療費も多いという現実です。それはそういった高度医療を施すためには、その病院の経営が成り立たないからだという指摘もされております。ですから、病院がたくさんあっていいようですが、病院は成り立たないぐらい病人がおらんほうがいいんですね。ただ人間は気を付けていてもけがをしたりとか病気にかかります。ですから、必要最低限はおります。ですから、そういった形で、うちの人口によりますれば、大体どれぐらいの医療機関で済むんだよというぐらいの目標を掲げてもおかしくないかもしれませんね。ですから、そういったものをきちんと把握して、まあ患者さんになられた方がですね、診察する一次医療、病状が深刻な人を対象にした二次、そして三次医療と、機能をやっぱり分けるべきではないかなというような意見も出てきております。要するに、もちろん健康が一番ではありますが、そういったものをきちんと町民の方々に意識を高めていただいて、そしてまた、それがまちづくりの基本なんだよということをですね、併せ持ってこの大津町の発展につなげればなと思い、この質問をしたものであります。

ぜひですね、町民の皆様方が健康で長生きをしていただいて、もう今ははっきり言いまして、70歳というのはですね、おじいちゃん、おばあちゃんじゃありませんよ。本当健康です。まあ80歳ぐらいになったらですね、やはりまあかなり弱られたかたなという例もみますけれども、70歳ですね、もうがんがん山に登ったりとか、いろんなスポーツしたりする方は多いんです。そういった方ですね、やっぱり見習い、続けですよ。そういったですね、健康的で明るいまちづくりになるように祈念いたしまして、質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前10時59分 休憩

△

午前11時09分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） おはようございます。坂本典光が一般質問いたします。今回は4問質問しますが、今回答弁を聞いてから、また次回以降の質問につなげるつもりであります。

第1問に関連していきますが、発展する大津町の礎を築かれた西岡元町長が亡くなられたというこ

とを聞き、ここに深い哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りいたします。

第1問に入ります。毎月発行される広報おおづは、町の歴史を知る上で貴重な資料です。西岡町長のときに、昭和25年の発刊から昭和63年12月号までを3冊の縮小版として発刊されました。発刊にあたり、西岡町長は、大津町は昭和31年8月1日に旧大津町、旧護川村、旧平真城村、旧陣内村、旧瀬田村、旧錦野村の1町5村が合併して誕生しました。それ以来、広報は町政の動きや地域の話題を届けてまいりました。町の歩みとともに発刊されてきた広報おおづは、合併以来の町の歴史を知る上で貴重な資料であると、発刊のあいさつをされて書かれております。今、広報おおづは、町のホームページから遡って検索できるようになっております。しかしながら、一定期間まとまった巻にしたほうが見やすいし、歴史的資料としての価値も高いのだと思いますが、町長、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の広報おおづの縮小版発行の件につきましてお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、大津町は昭和の合併によりまして再出発しておるわけですが、以来、町は農工商の均衡ある発展を目指して町政を進めてまいりました。この間、広報もまた町民の皆さんに愛読いただきながら町政の動きや地域の話題をお届けしてまいりました。広報おおづの縮刷版は、町の合併30周年の関連事業として、合併からの町の歩みのわかる資料として作られたものと聞いております。

来年度は、町村合併60周年の節目の年ということもあり、広報おおづ縮刷版も考えていきたい問題であると認識はしておりますが、製本費用等の関係もありますので、全体計画の中で考えていきたいと思っております。

詳しくは、担当次長のほうからご説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 坂本議員のご質疑にお答えしたいと思います。

広報おおづまち縮小版につきましては、町村合併30周年の記念関連事業として、当時の西岡町長の元でつくられたものでございます。議員ご指摘のとおり、昭和25年8月1日から昭和63年12月までを載せております。つくられました冊数は不明ですが、約500万円の事業費で、当時、2千円で販売されていましたが、最終的には、まつりなどで無料配布されたという経緯もあったようです。現在、役場の書庫に約300冊が保管されている状況でございます。

平成からの広報おおづを縮刷版として印刷しますと、平成元年1月号から平成25年12月号まで約8千ページございまして、このページ数を製本にしますと約8巻分にあたります。

また、現在は、ご承知のとおり、町ホームページで見ることができず、電子データとしては、発刊から現在まで残っておりますので、業者に委託をすれば調製の作業は可能でございます。

歴史的な資料として後世まで残すとなりますと、製本の方法もきちんとしたつくりにならなければなりません。そのために、現在の広報おおづまち縮刷版を参考にしてですね、100部をつくったとき

の積算では、モノクロ版で8巻の2千160万円、カラー版では8巻、3千542万円の金額の見込でございます。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員の広報おおづの縮小版発行についてのご質問にお答えをいたします。

広報おおづにつきましては、そのときそのときの大津町で起こった記録すべき事柄を残す、唯一残存する行政の姿を示すものでございます。これは現代を生きる私たちにもその時代を振り返り、懐かしむ記事となり、また、後世へ引き継がなければならない重要な文献であります。現在、発行しております広報おおづ、また生涯学習情報誌は、大津図書館において閲覧に供するもの、後世に保管するものとして現存する限りのものを古文書室に保管をいたしております。

さて、来年は大津町の合併60周年を迎える節目の年となります。生涯学習課では、以前作成された縮小版以降の大津町発展の記録や新しく形成され、変わりつつある街並みの風貌や風景写真等を残しておく作業を行うための計画、準備を進めようとしております。私たちが時代に生きた証として、子どもたちに残しておくべき資料と考え、取り組みを進めます。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 先ほど最初の西岡町長がつくられたときは、500万円かかったということで、私も調べてみたんですけど、これ3巻あるんですけど、1巻が大体1千ページぐらいになっていますね。それをもとにして、8千ページあるからというような計算だと思うんですけど、まあそれはごもっともなんですけど、しかしながら、この500万円かけたといっても、これはその無料で配布するわけではなく、販売するわけですから、そうしますと、非常にその町が使う費用というのでも抑えられてくるのかなと。それで今回のやつについては、そのまあ8巻ぐらいかかるだろう、8千ページだろうということなんですけど、しかしながら、これはものの考え方によるんですけども、これはやろうというんですね、まあ強い意志があるならば、不必要な部分は取り除くという、省くということも考えられるんですね。例えば、その住宅の募集だとかですね、まあその年間のスケジュール表だとかですね、その省けるところもあるんじゃないかなと、そういうところも検討してくれば、この費用というのはいくら抑えてくるんじゃないかなと思うんですけど、ちょっとその辺だけをちょっとお聞きします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部次長兼ねて総合政策課長徳永 太君。

○総務部次長兼ねて総合政策課長（徳永 太君） 坂本議員の再質問にお答えします。

その部分も含めて全体的に検討したいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 2問目に入ります。大津町はサッカー場、体育館、図書館など施設の建設を優先してきたために、生活道路のメンテナンスが遅れていた面がありましたが、それも解消しつつあります。さて、各地区で生活道路の老朽化とそれに付随する水路側溝の改修について、要望書あるいは口頭での要望として担当課に上がってきていると思いますが、適切に処理されているか、お尋ねするものです。

1 番、間違いなく担当課で検討されましたかと。

2 番、すぐ着手すべきもの、順番をつけて着手すべきもの、全く着手の必要がないものの区別をされましたかと。

3 番目に、要望書に理由をつけて回答されましたか。または回答していますかと。すぐにやり直すとか、2 年ぐらいちょっとお待ちくださいとか、無理ですとか、そういう回答ですね。

4 番目に、検討したか、してないかを含めて、内容を情報公開できる体制になっていますかと。これは要望や要望書を受け、確実に検討したか、書類に残しているかということでもあります。

5 番目、担当者が代わる時、引き継はなされておりますかと。

6 番、引き継ぎ書は情報公開できる体制になっていますか、お尋ねいたします。

こういう質問をするのは、要望や要望書が担当課まで届かないという町民の苦情があるからです。要望した方々は首を長くして役場の回答を待っているわけです。質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の道路の整備につきましても舗装面や側溝の老朽化した部分の復旧改修を含めた様々な要望が地区の区長さんから数多く要望が寄せられています。現在は、統一した様式で要望書を提出していただいております。また、大型の道路改良や道路新設の要望がありますが、担当課で整理を行い、振興計画や予算要求で審査を行い、事業化しているところです。

次に、区からの要望に対する回答についてですが、予算が成立しましたら、4 月に行います町と行政区嘱託員会議で箇所を示しながら、当該年度の整備事業を説明しているところです。また、今年の「町のしごと」でも同様に地域において説明を行っているところです。

議員のご指摘の当該年度にできない箇所についての回答ですが、いつまでかという回答はできていません。要望に対する返しは必要なことですので、時期を明記することは難しいところでもあります。順番としては何番ぐらいで概ね何年をめどに整備ができるなどの回答できるようなシステムをつくりたいと考えておりますが、次に、情報公開につきましても担当課で調査を行い、予算要望をしていますので、整理はできおりますが、よりわかりやすい情報の整理を進めさせていきたいと思っております。

各項目については、担当部長のほうからご説明をさせます。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 坂本議員の質問にお答え申し上げます。

現在、町では、道路や橋梁の老朽化対策としまして、国で定められました道路ストックの総点検事業に取り組んでおります。道路の舗装や橋梁の点検を行い、国の交付金事業を活用しながら老朽化した道路の復旧や橋梁の補修に取り組んでいるところでございます。

ご質問にありますように、行政区の区長さんから道路や側溝の改修の要望も多数提出されております。現在は統一した生活道路と整備要望書という様式を定めておまして、要望をもとに予算編成前に現地調査を行っております。要望で多いものは、道路の幅員が狭い、見通しが悪いなどの道路改良の要望や側溝がない、雨水が貯まる、ガードレールの設置などが多くございます。これらの要望事項

を内容ごとに分類しまして、必要性・緊急性などの項目を設けまして、評価をし、必要性では道路の利用状況、通学路、道路の種別など、緊急性では路面の状況、工事の復旧などで順番をつけているところがございます。そこから検討しながら高い順の順番から次年度の予算化をしているところがございます。新年度になりまして、4月の行政区嘱託員会議で予算化されました道路関係の整備などの事業を位置を示しながら説明しているところがございます。また、今年の「町のしごと」にも同様な説明を記載して、町民の皆様にお伝えしているところがございます。ただ、できないところにつきましては、の回答ができておりませんので、それをどのように地区に返すかは課題となっておりますので、十分町長にも質疑がありましたので、システムを検討していきたいと思っておりますところがございます。

次に、検討した内容を情報公開できる体制になっているかということでございますけれども、予算要望前に建設課で資料を作成して検討しています。要望事項の整理や評価の仕方につきましては、他の自治体の方法も参考にしながら、試行錯誤を繰り返しながら公平性を保ちながら、よりわかりやすいものに心がけて整理をしてきているところがございます。

引き継ぎはされているかとのことでございますけれども、要望書はファイルにしておきまして、先延ばしになった要望は、次の年度で再度検討することにしていきます。優先度の高いものは優先的に行うこととしています。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） この問題はもう再質問はいたしません。これちょっと状況を見守っていきたいと思います。

3番目に入ります。4年に1度のワールドカップバレーボール大会が8月20日から日本で開催されました。女子の部は、8月22日から27日が東京代々木の国立競技場、8月30日から9月1日が仙台、9月4日から6日が名古屋会場です。真鍋監督のもと、日本はロンドン五輪で銅メダルを取りました。あれから3年が経ちました。参加国のランキングは、1位アメリカ、2位ブラジル、3位中国、4位日本です。この大会で上位2位に入ればリオ五輪出場の切符が手に入ります。第1戦の相手はアルゼンチンでした。この大会を最後に現役引退がささやかれる木村沙織選手は、往年の調子を取り戻し、好調の出だしです。ここに新人古賀紗理那選手が出場しました。新旧揃い組の結果は、19歳の古賀選手がチーム最多得点14点をあげ、ストレートで日本が勝利しました。衝撃のデビューでした。試合後のインタビューで、古賀選手は、「ボールが遅く見えた」と答えております。第2戦、ロシアとの試合でも活躍、第3戦、キューバ線との闘いでも躍動しました。8月24日のニュースステーションでは、全日本バレーボール女子、古賀紗理那選手の活躍を全国に流しました。キャプスターは、「女子バレーボール4大会連続でのオリンピック出場をかけてワールドカップに挑んでいます。12チームが総当たりで戦って上位2チームのみがオリンピック出場権を獲得します。第3戦の相手はキューバ、日本チームはキャプテン木村を温存し、古賀が第1セットから出場、第1セット、その古賀躍動、古賀のスパイクで得点を重ね、第1セットを奪う。第2セットでは巧みなフェイント、第3セットではブロック、最後はサービスエース、19歳古賀の両チーム最多の19得点をあげる活躍

でキューバにストレート勝をおさめた」と報道いたしました。

古賀選手は、皆さんご存知のように、大津小、大津中、信愛女学院高校に進み、木村沙織選手の後を継ぐ将来のエースだとずっと言われてきました。しかし、こんなに早く現実のものになるとは私は思っておりませんでした。彼女が小学生のときは、私たち夜大津小学校の体育館でミニバレーをやっておりましたわけなんですけど、その体育館の半分を使いまして、ネットのカーテンを引いて、隣のコートで練習をしておりました。まあその吉川先生という校長先生という指導者がいいからでしょうが、彼女たちはレシーブもアタックも力強く、スピードがありました。真剣で集中していました。バレーボールでは身長が高いほうが有利です。みんな身長が伸びてくれと、私は心の中で祈っておりました。幸い古賀選手は小学校でも大きく身長が伸びました。そして、信愛女学院高校では、春高バレー、インターハイ、国体で活躍しました。私も春高バレーでの彼女の活躍見たさにテレビのスカパーに加入いたしました。おいしいところで白井美沙紀を要する神奈川代表の大和南に2年連続で敗れ、日本一にはなれませんでした。卒業してからNECバレー部に籍を置いております。今年Jリーグで活躍しましたが、まさかこんなに早く全日本のエースアタッカーになり、茶の間のヒロインになり、国民を釘づけにするなんてうれしい限りであります。セッターの宮下選手とともに、東京オリンピックでの活躍が期待されます。

そこで、すぐにできることといたしまして、広報おおづでの彼女の特集を組もうではありませんか。

2番目に、大津町のホームページの応援コーナーを設けてはいかがでしょうか。

これはとりあえずそのお金をかけないでという意味の策であります。

町長にお尋ねいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の古賀紗理那選手の応援体制についてのご質問でございますけども、本当にオリンピックに出るとい選手は、きのうも教育長申しましたように、宮崎栄喜君がオリンピック、ソウルとバルセロナの大会に出場されて、今帰ってこられて、地元の翔陽高校でのコーチをやっておられるということで、その成果がまた翔陽高校が馬術部で県民体育祭で優勝するというような実績が、これから全国大会あるいはオリンピックへの後継者が育つんじゃないかなと、そういうような思いから古賀紗理那選手もぜひオリンピックの選手になっていただければなというような思いをしております。

彼女につきましては、中学のとき全国大会に出場されておる中で、大津中学校のコーチの先生からもいろいろお話聞きますと、もう中学1年で十何センチというか、そういうふうにとどんどん大きくなって、バレーの選手になるために生まれてきたんじゃないかと言われるように、全国の高校からの誘いを断られて信愛女学院のほうに行かれたということで、本当に熊本県のバレーボール協会も喜んでおられたというようなお話を聞いております。そういう選手が、今議員言われるように、オリンピック出場を目指して日本の女子バレー界を担うような存在の選手になっておられるということでございますので、ぜひ木村沙織選手みたいに日本のエースアタッカーとして頑張ってくださいと、やっぱり町民一緒になって応援をしていきたいと、そういう素晴らしい選手が大津町からどんどん

生まれてくれればなというような思いをしております。

その辺につきましては、先の世界マラソン大会においても前田彩里選手が出場しまして、残念ながら13位ということでオリンピックの枠には入れなかったけども、今後のあと2、3回ある大会において、ぜひオリンピック選手の選手として出場できることを願っておるところでもあります。そういう選手の願いをとともに、大津町町民の皆さんの願いが一緒になって、大津町の体育協会、あるいは陸上協会の皆さん方によりまして、大津町の文化ホールにおきまして、パブリックビューイングというような呼びかけで応援をやったわけございまして、多くの町民の皆さんにしっかりと応援はしていただいたものと思っております。

それにおきまして、今後についても、町としましても広報おおづ等の特集や町のホームページにお知らせなどを活用しながら、世界で活躍する選手の応援をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

前田選手につきましても、9月の24日の日に、世界マラソン出場関係の報告会が大津町のエアポートホールで関係者の皆さんで行われると聞いております。本当に大津の出身の選手として、大津との絆を深くするために町民総上げての応援が選手の心。あるいは選手の勇気とチャレンジ精神をどんどんと盛り上げていくんじゃないかなと思いますので、ぜひオリンピック選手になっていただくことを町民すべての願いとして、しっかりと応援をしていければなというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） バレーボールのテレビ中継というのは、まあその皆さんがご存知のように、エースアタッカーを集中的に何度も何度もその映像に出し、クローズアップして映すわけです。今やその大津だけでなく、熊本、いや日本を代表する選手として育っていつてもらいたい。そしてまた、私たちが精一杯応援していきたいと思っているところでございます。

何かとんとん拍子にいきまして、第4問目に入ります。

大阪市教育委員会は、いじめ防止対策推進法を受けて、「いじめを受けた可能性があれば確認前でも被害者として扱い、事実を隠匿した教職員について懲戒処分を含む厳正な対処、また犯罪行為はすべて警察に通報する」といういじめ対策基本方針をまとめました。

いじめは、大津町の学校でもあっております。大津町の現況と対策をもとにして、大阪教育委員会がまとめた、いじめ対策基本方針について、どのように思うか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、国のほうで、いじめ防止対策推進法というものが制定されました。これを受けまして、地方公共団体には、対策のための対策ではない本気の取り組みが求められております。本年7月に岩手県で発生しました中学生の自殺事案は、そうした取り組みの重要性を私たちに再認識をさせるものでありました。

熊本県におきましては、これまでも県の教育委員会が中心となり、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生徒を必ず守り通すという強い姿

勢で、その解消に向けて取り組んできました。しかしながら、毎年多くのいじめが認知され、その中には深刻な事態に至ったものもごございます。

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでこれに対峙しなければなりません。

熊本県いじめ防止基本方針は、法の第12条の規定に基づき、国のいじめの防止等のための基本的な方針を踏まえ、県、市町村、学校、家庭、地域、その他の関係者間の連携等により、いじめの防止等のための対策をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにすると、このようにしております。

そこで、各学校では、国の方針及び県あるいは市町村が策定する地域基本方針を参考にして、自らの学校におけるいじめ防止等の取り組みについて、基本的な方向や取り組みの内容などを学校いじめ防止基本方針として定めることとなっております。

この基本方針は、いじめの防止のための取り組み、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要とされています。

既に、大津町の全小・中学校では、平成25年度中に策定済みであります。ここで参考のために、大津小学校いじめ防止基本方針の中の、いじめ対応マニュアルについてご紹介をいたします。

まず、基本的には、いじめはどの児童にも起こり得ること。状況によっては、生命にも関わる重大な事象を引き起こし得ることとして十分に認識することとしております。

次に、いじめられた児童の立場に立ち、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢で臨む。

このことを基本に、具体的には3つのパターンに分けて対応するとしてしております。

そして、具体的ケースとして、まず、いじめの訴えがあった場合、それから、いじめに該当すると判断した場合、そういう場合には、臨時対策委員会で、今後の対応について協議をいたします。その際には、いじめられた児童へのケア、つまり寄り添い支えるということ。それから、いじめた児童への指導を行い、本人にその行為の責任等を自覚させるということ。そして、学級全体への指導を行い、自らの問題として捉えさせる。また、保護者との連携を行い、事実の説明と協力依頼をします。そして最後に、教育委員会へ報告を行い、最終的には報告を終了するということになっております。

また、重大事態対応としては、いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い、例えば、児童が自殺を企図した場合とかですね、こういうものがあたるわけでごございますけれども、それからもう一つは、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い、まあこれは年間30日の欠席を目安といたしております。こういうときにはですね、迅速に調査に着手をいたしまして、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、ただちに教育委員会へ報告を行い、教育委員会の指導・助言のもとで、重大事態の調査組織を設置するというふうになっております。

以上、大津小学校のいじめ防止基本方針の一部を紹介いたしましたが、学校基本方針に基づく取り組みは、年間を通じて計画的に行われるべきものであり、何よりも日ごろから児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、併せて、定期的なアンケート調査や随時の教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組み、情報を職員間で共有し、組織として早期対応、早期解消に結び付けることが何よりも大切であると認識をいたしております。

なお、大阪市教育委員会が示しました、いじめの事実を隠蔽した教職員について、懲戒処分を含む厳正な対処という点に関しましては、懲戒は、県教育委員会が行いますので、町としては、校長会等を通じて、教職員への指導を強く行っていきたいと思います。

また、犯罪行為はすべて、必ず警察へ通報ということに関しましては、いじめの疑いのある案件の中で、刑法に規定する犯罪行為、例えば、暴行、傷害、窃盗、脅迫、強要など、こういったものの行為は当然犯罪行為に該当いたしますので、その際は、警察への相談、通報をするということは、当然ではないかというふうに、私は認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 教育委員会は、教育委員会及び学校は親から子ども預かり、教育を施しているところですけども、預かった以上、その本人に肉体的にも精神的にも危害が加えられたり、生命を脅かされたりすることがあってはなりません。こういうのはすべて学校と教育委員会の責任になってくると思います。それを十分認識していただきたいと思います。

終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午前11時47分 休憩

△

午後0時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松田純子さん。

○4番（松田純子さん） こんにちは。通告順番7番、4番議員、松田純子が通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、今回鬼怒川などの水害被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。また、台風15号より被害を受けられた方々にもお見舞い申し上げますとともに、早期の復興を心からお祈り申し上げます。では、一般質問をいたします。

1つ目、平成27年度大津町地域防災計画と運用状況について質問いたします。

2011年3月11日の震災から4年半を経過し、一時の防災意識の盛り上がりは今薄れてきているように思いますが、今回、鬼怒川での水害、また、昨年の広島での災害を聞くにつけ、大津町ではどうなるだろうかと心配になります。大津町では、しばらく平穏に過ごせていたようですが、この台

風15号の襲来で、また新たに防災の大切さ、必要性を感じた方も多かったと思います。台風15号、人的被害はなかったものの建物被害、樹木の倒壊、停電など日常生活を脅かしていきました。台風が去ったあとは、町の職員や消防団が被害確認に走り回っており、ご苦労さまでした。

防災は、平穏なときにこそ準備をしなくてはいけないと思います。今回の台風襲来により、計画が問題なく運用されたか。また、不備はないかなどの検証について質問をいたします。

その中の一つ、各家庭への周知・徹底について。本年度の計画において、水防計画書に示す。警戒区域ごと具体的な避難場所、避難経路を地域の防災マップに明記し、避難行動要支援者を含めた、避難訓練を実施するものとする。非常用糧食の備蓄に関して、家庭内備蓄については3日分を推進し、常に持ち出し可能にしておくものとする。計画普及の方法として、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者への対応や男女双方の視点にも十分に配慮し、1、行政防災無線、2、町広報紙、その他の印刷物、3、広報車の巡回、4、その他講習会等の開催とあります。3つの点は、ともに各家庭への周知・徹底についてをうたっております。それぞれ防災マップへの明記や非常糧食の備蓄。普及の方法などに具体的な行動について、どのように周知・徹底するのかをお聞きします。

2つ目、自主防災組織の現状と今後の計画についてです。

自主防災組織の立ち上げは、100%を目指す必要があると思います。大津町では、菊陽町、合志市、菊池市が60%台であるのに対し、76.1%であるとされていますが、あとの23.9%について、指導体制はどのようになっていますか。防災指導員の活用において、自主防災組織の育成、強化に関して必要な助言及び指導を行うものとすると思いますが、現在の状況はどうなっているのでしょうか。

昨日、同僚議員からタイムラインの質問の中で、防災士の訓練後の意見で、行動が遅い、ボランティアの活動がない、各署との連絡がない、高齢者への対応の不備などがあがっていましたが、どのように受け止められていますか。

3つ目に、避難行動要支援者や要援護者の把握と支援状況についてです。要支援者作成リストの作成状況はどのようになっていますか。また、今回、リストによる支援ができたのでしょうか。リストの作成に関しましては、26年度に災害時避難行動要支援者事業として480万円6千円が執行されましたが、内容は、避難支援等を的確に行うために名簿を作成、更新を行い、要支援者の情報を関係者が共有することにより、大規模災害時における避難支援体制や避難後のケアを適切に行う体制を整備するとあり、その対象者は、高齢者、75歳以上の一人暮らしや75歳以上のみの世帯、2つ目に、要介護認定3から5を受けている人、3番目に、身体障害者手帳1、2級を所持するもの。4番目、療育手帳Aを所持する知的障がい者、5、精神障がい者保健福祉手帳1、2級を所持する精神障がい者、6、町の生活支援を受けている難病支援者、7、その他とあります。システムの説明等すでに把握が完了しているもの、出来ないものについて、今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

避難計画において、住民への伝達方法であらかじめ特性に応じた伝達方法を講じておく必要がありますが、高齢者、障がい者、外国人、これ旅行者を含む外国人です。要介護者などの把握はどのようにするのでしょうか。

台風15号のあとの新聞の投稿欄に1人暮らしの方からの投稿がありました。台風襲来時は怖かったが、翌日、民生委員さんが大丈夫でしたかと声をかけてもらって、訪ねてきてくれて、自分は1人ではなかったと感激したとありました。大津町では、今回、どうだったんでしょうか。

最後に、民間団体活用計画についての質問をします。災害時は、民間団体の協力を得ることが必要になります。その中で、活用方法の活動内容の中で、①成年男子は、主に罹災者救出等の応急処置、②成年女子は、作業に従事している者に対する炊き出しに従事するとあります。また、活動範囲も活動期間も男女において差があります。3.11の災害復旧時にこの男女の差が男女共同参画会議において問題となりました。なぜならば、民間団体を活用した場合、経費は応援を要請した市町村が負担しますが、炊き出しに関しては経費の計上はありません。がれきの片づけ、救出等の応急処置に対して成年男子は日給として支払われるものに対し、成年女子は最初から炊き出しとされています。頭から男子は外で、女子は炊き出しという固定観念により作成されたものであるならばいかなるものでしょうか。男女共同参画社会構築の時、速やかにこの内容の変更、または削除をしていただきたいと思います。

以上、4点、各家庭の周知・徹底について。2つ目、自主防災組織の現状と今後の計画について。3つ目、避難行動要支援者や要援護者の把握と支援状況について。4つ目、民間団体活用計画についての質問をいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 松田議員の質問にお答えいたします。

先般の台風15号において、大津町では人的被害は軽傷者が1名、建物等においては、商業用施設や小中学校の体育館等の屋根の被害や農業用ハウスや牛舎等の被害が発生いたしました。また、倒木や停電の被害で町民の皆さんの生活に支障があったものと思います。お見舞いを申し上げます。

町においても、学校や公民館、町営住宅、公園などの公共施設の破損部分の復旧、町道、農道等の生活道路や河川、農業用水路への倒木の処理などを進めているところです。また、それぞれの地域において、台風による枝葉やその他のゴミをボランティアで実施頂いており、大変感謝を申し上げます。

防災は、備えあれば憂いなしが基本であり、いろいろな場面を想定して、各種の準備を整えておくことが大事だと思います。そのために、毎年見直しを行いながら、地域防災計画、水防計画、避難行動要支援者支援計画などを策定し、災害発生時のとるべき口頭等の指針を定めているところです。

また、併せて、総合防災訓練を毎年実施し、体験を通して、いざというときに対応ができるよう、防災意識の啓発を行っているところでありますし、本年も25日に予定をしておるところでありますし、9月29日には、防災訓練会議を開催したいというふうに予定をしております。

さらに、過去の大災害の教訓から、公助だけでは限界があることから、自分の命は自分で守る、自分たちの地域は自分たちで守るを合言葉に、自主防災組織の設立や育成を進めております。

今後は、これらの自主防災組織と防災指導員が協力しながら、各地域の実情にあったきめ細やかな防災対策の充実に繋げていければと考えております。

避難行動要支援者関係の支援状況についてですが、災害時避難行動要支援者の全体名簿につきましては、作成ができておりますが、活用のためには、本人の同意が必要となっており、同意確認に時間がかかっている状況であります。

また、要支援者の方たちは、一人一人車いすの方や寝たきりの方など、障がいの程度などに差があり、避難行動にも注意が必要であり、個別の支援計画の作成も必要になってきております。

今後は、民生委員さんによる戸別訪問などを通じて意向の確認を急いで行い、個別支援計画についても。民生委員さんや消防や地域の方たちのご協力を得ながら、作成を急ぎ、災害時に利用できる体制をとっていきたいと考えております。

ご質問の個別の項目については、各担当部長よりご説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 松田議員の地域防災計画関連についてお答えをいたします。

町の地域防災計画は、国の防災基本計画や県地域防災計画と連携した構成となっております。町地域防災会議で策定をされることになっておりますけれども、委員は、各機関の代表者で構成されており、ホームページには掲載をしておりますけれども、住民の皆さんに地域防災計画の内容がなかなか伝わっていないのも事実だと認識をしております。わかりやすいガイドブックやパンフレットなどの作成も必要だと考えております。

平成27年度の計画に新たに水防計画書に示す土砂災害警戒区域ごとに具体的な避難場所及び避難経路を地域の防災マップ等に明記するとともに、地域ごとの避難行動要支援者を含めた訓練を実施するものとする。また、非常用糧食の備蓄については、町内被災者1万人×1日分を基準に備蓄するものとし、家庭内備蓄については3日分を推進し、常に持ち出しを可能にしておくものとするを追加をいたしております。平成22年に町全体の洪水土砂災害マップを全世帯に配布をしておりますが、掲載しております避難所は、広域避難場所17カ所で、避難経路も詳細に記載をしているものではないです。平成24年の九州北部豪雨災害の反省も踏まえて、各行政区や自主防災組織で一時避難所、一時避難所を設置し、そこで安否確認等を行い、広域避難所への避難をお願いしているところです。それぞれの地区から約85カ所の一時避難所が届けられておりますけれども、この避難所がその地域の皆さんにどれだけ認知されているかは、地区における防災への意識や活動で大きく異なっております。毎年自主防災組織で避難訓練や安否確認訓練を行っておられる地区もございますけれども、何もされていない地区も見受けられます。ミニ特区事業からの自主防災組織の結成率は76%としておりますけれども、昨年度から自主防災組織の活性化や再結成をして防災用品を揃えたり、地域の防災マップ作製などを行っていただきたいと、地域防災力活動支援事業として10万円の補助を行っております。そして、その活動を支援していただく防災指導員や防災士の育成も行ってきました。防災士の皆さんは、今年度防災士連絡協議会を設立され、防災指導員とともに町の防災に協力できる体制ができましたので、まずはすべての行政区で防災訓練等が実施できるよう取り組んでいきたいと考えております。また、先ほど申しました、補助金も充実させておりますので、自主防災組織の活性化に向けて防災指導員や防災地区担当職員と連携して取り組んでいきたいと考えております。

また、災害が発生して、公的な支援体制が整うまでに約3日間かかると言われております。その間、自力で乗り切っていただくため、防災袋に備蓄食品を備えておくことを進めております。このこともパンフレットや防災訓練などを通じて周知をしていきたいと考えております。

ご指摘の民間団体活用計画につきましては、災害時に日赤などの防災ボランティア団体の活用について定めているもので、災害発生直後から緊急対応、復興などに活用するもので、県の計画も修正されておりますので、町の計画のほうも早急に訂正を行いたいと思います。

併せまして、男女共同参画の視点を取り入れ、文言の修正も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 松田議員の質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿の作成状況についてでございますけれども、名簿につきましては、大津町に居住している方で、先ほど松田議員さんからご説明がありましたように、75歳以上の一人暮らしの方や要介護3以上の認定を受けている方、心身に障害をお持ちの方などを抽出して整備しております。その数は平成27年5月26日現在で2千243人となっております。

平常時から民生委員や区長さんなど避難支援等関係者に名簿を提供するためには、今申し上げました名簿に載っている方たちを対象に、意向確認を行い、同意された方のみ情報提供を行う予定にしております。

なお、災害発生時においては、避難支援の実施に必要な限度で全体の名簿情報を提供することになっております。現時点では、同意された方が595人、同意されない方が824人、未回答の方が824人となっております。

先ほど町長が申し上げましたように、未回答の方が数多く残っていることから、意向確認作業を急いで行っていきたいと考えているところでございます。

また、今回の台風15号においては、個別支援計画について情報が不足する部分も多いため、まだまだ活用できる段階ではありませんでしたので、今後は、要支援者の方たち一人一人の状況等に応じた個別支援計画を民生委員さんや区長さんなど地域の方たちの協力をいただきながら、要支援者の方を交えて話し合いながら作成を進めていきたいというふうに考えております。

なお、回答をいただいた方の中で、同意された方の中の内訳でございますけれども、こちらの方でも支援者があると、災害時に支援があるというふうに答えた方が約3割ということで、あと残りの7割の方につきましては、支援者の方の名前が載っていないというような状況でございます。

また、不同意ということで出された方の約7割がですね、自力で避難できるから、または家族がいるので登録なしでも避難に困らないという方でございます。そして、2割強の方が施設に入所しているということで、まあほとんどの方がですね、やっぱり家族にいるか、施設に入居しているというような形で、不同意というような回答が出ているというような状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 防災マップですけれども、平成22年に全世帯に渡されているのは存じてお

りますけれども、それ以後のたくさん変わっているところ。例えば、避難所の変更になったところとかもありますよね。そういったところとか、水防計画においてはですね、平成24年の災害を受けて随分変わっているということを聞いていますけれども、その方々、変わったところ、白川の周辺のお住まいの方であれば随分変わってしまったというようなところもあると思うんですけれども、そういった方々というのは、今回知らされているとか、そういったはっきり知らされているというような情報があるのでしょうか。その水防計画で計画はできたけれども、その実際に避難の必要な方々がどれだけの情報をご自身たちが持っておられるか。そういったことというのは大事なことになってくると思うんです。

それと全世帯に対して、やはり新しくきちんとした防災マップ、それをきちんとした防災マップをつくって、それを皆さんに配付する必要もあるかと思えますし、備蓄に関しても、家庭内3日分というのは、今度新しく平成27年度に追加された条項ですけれども、インターネットのそういったものを見ればわかると言われればそれまでですけれども、インターネットで見られてそういう情報を得る方というのは、町の中で何パーセントぐらいの方かという、少ないと私は思います。特に高齢者とか、そういった方々は、インターネットというのはほとんどの方は使えないし、見られないし、持っていない。高齢者の方にはスマホとかも使われる方も少ないですし、情報を得るというのは、やはり文章とかそういったものだと思います。

そういったところで、水防計画書に変更された方々に対するそういった周知、そういうのはどういうふうになっているのかお聞きしたいことと。今後、パンフレットをどのようにつくってどのように配付するか、そういった考えもおききたい。それと避難行動要支援者の方々に関してはですね、視覚障がい者とか聴覚障がい者の方々、そういった方々には、緊急連絡カードの送付というのを考えられているということ載っておりましたけれども、そういった緊急連絡カードの送付の準備とか考えておられるか。また、災害時要援護者支援班のプロジェクトチームを立ち上げるというふうな計画にはなっておりますが、その活動状況についても聞かせていただければと思います。聴覚障がいの方に関しては、音声が届かないということがありますので、そういった方々にはどのように避難誘導、または危険をお知らせするか。そういったことの計画もお願いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 防災マップ関連でございますけれども、平成22年度につくりましたときには、浸水区域50センチ、1メートル、最大で5メートル浸水すると、まあそういう色分けしたマップでございます。そのときの数値的なデータというのは、県のほうからいただいたのを基準に大津町全体に落とし込んでつくったものでございます。ご指摘のとおり、白川の護岸の工事も進んでおりますし、また、新たに平成26年度に県のほうが土砂災害特別計画区域と、そういうのも指定しておりますので、そこら辺もあわせて、実を言いますと、今年度作り直すという計画もしてたんだけれども、そもそもの県のデータのほうがまだ以前の平成22年度につくったときのデータからまだ変わっていないということでございましたので、町のほうでその新たにそういうデータを取るのはなかなか難しいということで、県のほうの新たなデータが出た時点できちんとしたまた防災マップを

作成したいなと思っております。

ただその間どういうふうな形でやるかという点もあるんですけども、やはりホームページとか広報とかに載せてもなかなかその伝わりにくいというのはもう事実だと考えております。そこで、先ほど言いましたとおり、やっぱりもうそれぞれの地域で防災訓練、避難訓練を実際やっていると、その中で子どもたちとか、高齢者の方も含めてそういう訓練をしていただければ、自分たちの地区はまずここに避難をして、安否確認をして、次の小学校に行くとか、そういう公的なところに避難をするというのが周知されると思いますので、先ほど申しました、防災マップも全世帯に配ったんですけども、そのあと北部豪雨のときのあとに、いつそういうものを配ったのかという意見もたくさんございましたので、そういう反省も踏まえて、先ほど防災指導員とか、防災士の皆さんの協力をいただきながらと申しましたのは、そういう形でそれぞれの地区でやっぱりやっただかないとなかなか周知ができないというふうに思っておりますので、今後はそこらへんに十分力を注いでいきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉杉水辰則君。

○住民福祉部長（杉水辰則君） 松田議員の再質問のほうにお答えいたします。

緊急連絡カードや支援班の整備などはどうなっているかということでございますけれども、こちらにつきましても、今支援者名簿のほうを作成途中でございまして、こちらのほうについては、また体制のほうを整ってないのが現状でございます。おっしゃるように、こちらのほうにつきましてもですね、早急にどのような形でやっていくのかということについてもですね、努めていかなければいけないというふうに考えております。

また、聴覚障がい者、聴覚障がい者だけに限らず、視覚障がい者あるいは知的障がい者、いろんなその障がいの程度によってその辺のその避難の行動の仕方が変わってくるかと思えます。基本的に災害時の要援護者の避難支援につきましても、地域での支え合いが基本になるのではないかなというふうに考えております。そういったようなことから、基本的にはやっぱり地域の実情に応じて、地域の皆さん方が協力、連携するような体制をつくっていくのが一番大事ではないかなというふうに考えております。そういった意味合いから、先ほど総務部長が説明しましたようにですね、地域でのやっぱりその防災訓練、こういったのが一番大事になるのではないかなということで考えております。今後とも、ただ行政としましてもですね、そういった緊急連絡カードや支援班、こちらについてもどのような形でつくっていったらいいか、こういったものにつきましても、十分研究をしながらですね、地域に情報を流していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） まずは地域での何ていうんですか、活動ということが一番になってくるということですので、防災指導員の方々へのその指導方法とか、そういったことも考えていただきまして、地域の防災体制というのを整えていただければと思います。

避難訓練ですけれども、9月の25日に予定されているということですのでけれども、今まで避難訓練見ておりますと、各地区の参加者はとても少ないと思うんですね。意識の違いとか、訓練を監督する

人がいないとか、防災士さんとかが今後は活躍されるとは思いますが、訓練当日にはですね、PTAの活動があったり、いろんな団体のイベントがあったり、様々なイベントのときと重なった日に防災訓練もすることが多いですね。ですから、参加される方もやはりそういったところに行ってしまうので、少ないということが多にしてあると思うんです。一度何もかもですね、整理された上で、準備万端を整えて、各種イベント、その日は全部自粛してもらって、事業所とか、学校とか、保育所、そういったものとの連携をとった訓練というのを一度されてはいかがかと思うんです。そのときに町の機能がどれほど機能不全を起こすんだろうとか、昼まであれば子どもさん、保育所への引き取りだとか、学校への引き取り、それとか高齢者への対応がどういうふうな具合になるのかとか、外国人とかにもこういう言葉が出てきますね。防災計画書の中には。そういった外国人に対応することというの、どういったことなのかということも考えられますので、一度避難訓練を町一体となってやれるような、そういう状況をつくるということは不可能なんではないでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 町の総合防災訓練につきましては、今年度は10月の25日に一応予定をしております。場所は中央公園で、展示型と参加型という形で地震の震度6を想定したところで行う予定をしております。また、これは今後実行委員会等で詳細に煮詰めていくこととなりますけれども、その前に、やはりそれぞれの地域でも先ほど申しました、避難訓練等も実施していただきたいなというところで、今担当課には話をしているところでございます。議員おっしゃるとおり、やっぱりもうその日は、大津町はその防災訓練一色になるんだぞというぐらいのやっぱり取り組みが必要だろうと思っておりますので、まあ年に1回、防災訓練の日という形でもう10月の第何週の日曜日はこういうふうにするんだというのを周知徹底させて、もうそのときは防災訓練の日ですよという形で、今後そういう形が取れないかなと、そこら辺は考えていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 一度そういった大々的に町全体でやるというような避難訓練があればいいと常々思っておりましたので、今後計画していただければと思います。

また、防災士さんたちを今後とも、言い方は悪いですけど、上手に使っていただいて、地域防災を高めていく、そういった方向にしていただきたいと思います。

また、男女共同参画社会の構築というのは難しいものですが、公式文書の中には、まだまだ固定観念に基づいた文書が存在するかと思います、一つずつ丹念に修正されなければいけないと思います。今後とも固定観念に基づく資料等の作成には十分注意をしていただくとともに、私たちも注意を払わないといけないと思っております。

次に、質問の2に行きます。

18歳選挙権に対する今後の取り組みについての質問ですが、昨日、同僚議員からの質問もありましたので、重複するところは省略いたします。

総務省の選挙に関する調査報告の中で、投票参加促進広告への媒体別接触度というのが公表されております。全体的には、テレビのスポット広告、それから新聞広告が40代から60代までは4、5

0%あります。では、20代とか30代では、そのポイントが10ポイントほど低くなります。20代、30代はどのような媒体に接触するかといいますと、交通広告、インターネット広告、街頭イベントが高いです。ともに行動範囲ということに由来しているのではないのでしょうか。また、棄権する理由を問うところでは、適当な人がいない、関心がない、よくわからない、1人ぐらいいいだろう、選挙しても政治は変わらないと考えている人が多いようです。

次の理由で多いのが、体調不良、病気、面倒、仕事といった個体的な問題です。投票所が遠い、天候が悪い、住んでいるところに選挙権がないという理由は割合に低いようでした。

全体として政治、選挙に対して関心が低いという分析結果が考えられます。18歳選挙権が可決成立したあとで、熊大教授の主催する新聞カフェというのに参加する機会がありました。内容は、18歳選挙権を考えるとということで、学園大学で催されまして、参加者は18歳高校生、大学生、社会人、教師、大学講師、議員、総勢50数名の中で活発な意見の応酬がありました。その中で、高校生は、政治についてはほとんどわからないというのが現状であると言いました。大学生は、選挙期間になると名前の連呼がうるさいと言います。一般社会人の中で高齢である方ほど政治について無関心な若者に対する批判が出ました。要は、若い人は政治についての関心が薄いということです。これは今初めてわかることではなく、以前からわかっているということであるとも思います。そのような現状の中で、急に18歳選挙権というのは、戸惑うのはあたりまえです。そこで大切なのは、投票所に行ってもらおうということを進めるかというだけではなく、また、投票所に行ってくださいという啓発ではなく、投票に行くという行為がなぜ大切であるか理解してもらおうことが重要だと思えます。

世の中に平等という言葉がありますが、では、平等と言い切れるものは見渡りますかという問いに対して、平等というのは、命の尊さとしか思い当たることはありません。しかし、日本国民であれば有権者の1票は平等です。これほどの平等はありません。18歳でも100歳でも、男でも女でも有権者1人の1票は平等です。その平等を行使することがいかに大切かということを考えてもらうにはどうしたらいいか。どう伝えるか。若い世代に教えていくには、今回の18歳選挙権は大変よい機会であるとも思えます。投票に行くだけを指導するのではなく、投票の意義、政治への関心を持ってもらうこと。それらのことを踏まえた上で、18歳、19歳への有権者の周知をどのように取り組むかを質問します。

しかし、昨日の答弁で、啓発活動として町広報紙、防災無線による啓発、大型商業施設へのポスター掲示、あらゆる機会を利用して啓発していくということがありましたので、それ以外の答弁を求めたいと思います。

その1つ目に、総務省より、今週、副教材の配布、模擬投票の実施が予定されていると思いますが、町としては、スケジュールはできているのでしょうか。

また、準備はされているのでしょうか。副教材は配布のみとするのでしょうか。

また、卒業後の有権者、通学していない有権者などに対してどのような対応を考えておられますか。

2つ目に、高校生の集団に対する説明会を開催するという考えはありませんか。お伺いします。

○議長（大塚龍一郎君） 選挙管理委員会書記長本郷邦之君。

○選挙管理委員会書記長（本郷邦之君） 松田議員さんの選挙権年齢の18歳引き下げ関連のご質問にお答えいたします。

本町では、本年4月の県議選で投票区の再編を行っております。投票所の新設や移設、またはバリアフリー化など取り組んだところでございます。再編によりまして、投票における利便性につきましては、ある程度向上したものと考えておりますが、それでもなお、再編前の衆議院選、それから単純に比較してみますと投票率が下がっているような状況でございます。全国的にみましても、投票率下降の傾向が見受けられまして、若年層を中心とした政治的無関心層の増加や、先ほど言われておりましたように、自分の1票では選挙結果は変わらないといったような心理が投票行動の低下につながっているのではないかと考えているところでございます。

以上のことから、投票率を上げるためには政治や選挙に対する意識の向上に取り組む必要があると考えているところでございます。

来年夏の参院選から18歳選挙権が適用され、本町では、新たに約700名の方々が有権者となる予定でございます。議員のご質問にありました、模擬投票の実施や中高生への選挙管理委員会による選挙出前講座につきましては、最も選挙を身近に感じることのできる機会ではないかと考えております。さらに生徒会選挙などとあわせて行うことによって、より有効なものになるのではないかと考えているところでございます。

さらに、本町には県立の高校が2校、それから支援学校が1校ございますので、来年の参院選前にですね、できますれば高校や支援学校の高等部での模擬投票などの実施ができれば、投票率向上に繋がるのではないかと考えているところでございます。

今後、関係の先生方と協議をさせていただければと考えております。

選挙管理委員会では、このような模擬投票などの実施は、啓発活動としては非常に有効な手段であると考えておりますので、来月に実施いたします選挙管理委員の研修で、先進地であります広島県や愛媛県の松山市にお伺いし、模擬投票、それから出前講座のノウハウを学ばせていただく予定としているところでございます。松山市では、大学生を選挙コンシェルジュとして任命をされて、いわゆるその若い大学生が考えて、18歳、19歳の有権者にいかに投票に出席してもらうかということ、その若い大学生らが一緒になって考えるといった取り組みでございますけれども、そのような活動をすることで、啓発活動を進められておりますので、こちらあたりも参考にさせていただきたいと考えております。

また、先ほど情報を得る手段ということで、若い方については、新聞、広報等による場合よりもいわゆる街頭だとか、インターネットというような話が出ておりましたけれども、そういったインターネットを活用した若者に対する啓発や投票時間や投票場所など、選挙に関する情報を発信することも有効であると考えますので、他自治体の先進的な事例も参考にしながら投票率向上を目指す取り組みを行ってまいりたいと考えております。

併せまして、意識向上に向けまして、高校卒業された方や成人式での新有権者向けの啓発物品の配布、また、住民の皆様には、これまで行っておりました町広報紙による事前の告知、投票期間中の防

災無線、それから大型店舗における啓発活動等につきましても引き続き実施していく予定でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） はい、ありがとうございます。700名というのは、18歳、19歳あわせた数ということでよろしいでしょうか。

高校の出前講座とか、そういったことというのは大変有効であると思っております。では、行ってない方、在学されていない方とかそういった方に対するケアと申しますか、そういったことは特に考えてはおられないでしょうか。それが1つと、住所はあっても本人がいないということというのも多いにしてあるということで、総務省のほうから県外の大学に行っているけれども、住所はまあ親のところにあるとか、そういった問題は何とかしてほしいというような内容が新聞に載っていたと思うんですけども、そういったことの把握とかはできるのでしょうか。数にすると700名ということで少ないかと思っておりますけれども、少しずつ少しずつ若い世代からそういった政治への関心を持つこと、選挙権の重要性、そういったことを教えていかなくちゃいけないと私たちは思っているんですけども、まんべんなく、それ漏れることなく、そういった方々に通知が行き届くようにされているかどうか、お伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 選挙管理委員会書記長本郷邦之君。

○選挙管理委員会書記長（本郷邦之君） 松田議員さんの再質問にお答えいたします。

まずは19歳とか、いわゆる高校に行ってらっしゃらない方とか、そういった方々に対する啓発はというようなことでございますけれども、先ほど先進事例で申し上げました、松山市あたりですね、選挙コンシェルジュの話を上申しましたけれども、いわゆるその選挙コンシェルジュのいろんな活動をなさっておりますけれども、その中で、例えば、小中学生を対象にしたイベントですね。いわゆる高校生のときだけでなく、小学校、中学校それぞれの過程に応じて選挙の啓発を行っていくと。投票に行ってくださいような考え方を持っていただくというようなことで、例えば、小中学生の場合はですね、イベント、例えば、バーベキューならバーベキューのイベントを開くと。そのときに、予算割を考えるわけでございますけれども、これを政治、選挙の仕組みにあわせて楽しく考えるというようなイベントということで、いわゆる、その日の晩御飯の献立を自分の政策ということで2人立候補者がおられて、今晚のおかずは、私は幾らをかけてこのような料理を提供しますと。それを政策的な立場でですね、お話をされると。それに対して、子どもたちが模擬投票をすると。すると、その選挙の結果が結果的に自分のきょうの晩飯、夕食のおかずをですね、決めることができるということで、自分の入れた1票が最終的に結果となって返ってくるといった、そういった取り組みをですね、なされておりますので、そのような各年代に応じたですね、取り組み等を進めていけるような考え方をですね、進めていければなということで思っているところでございます。

また、住民票は置いたまま大学とか、専門学校とか行かれている方について、その辺の把握なり啓発ができるかということでございますけれども、住民票置いたままにされている場合であれば、なかなか住所を特定をするというのは難しゅうございますので、一般的な通常の広報でですね、親御さん

あたりを通じてその辺の啓発ができるようなことを呼びかけるような広報のやり方等しかちょっと考えられないなど、考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 私も議員になる前はあまり政治に関心がなかったことを今いかに反省しておりますけれども、なった途端に、やはりたくさんの方が政治なり、町の行政とかそういったことに興味を持っていただくことの大切さというのを改めて身にかけておりますので、そういったことを若いうちから教育していただいて、皆様の意識を普及させていただければと思います。今後とも若い方への啓発、そういったものに力を尽くしていただきたいと思います。質問をおえます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後1時47分 休憩

△

午後1時56分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 皆さんこんにちは。お許しをいただきましたので、通告に従い、議席番号1番、金田英樹が一般質問をいたします。

今回は、通告書に記載のとおり、鳥獣被害対策、駅から役場周辺の活性化に向けた取り組みについての2点になります。

それでは、早速、最初の鳥獣被害対策についての質問を行います。

大津町では、有害鳥獣として指定されるイノシシ・シカ・サル等が増加傾向にあり、農作物被害が広域化するとともに、対策を含め、個別農家の負担も総じて増加傾向にあります。その被害対策としては、大きくわけて2つのアプローチがあります。1つ目が、主に農地に入らせないための侵入防止策で、広域のワイヤーを張ることや個別農地に電気柵を設置すること。あるいは、政策環境管理として、区別されることもありますが、鳥獣が生活圏に踏み入らないように餌場や隠れ場所の除去をすることや緩衝帯の整備等を行うことも広義でも侵入防止策と言えます。

2つ目が、頭数を減らすための個体数管理策であり、罠な猟銃による捕獲や駆除がこれにあたります。大津町の取り組みをみると、侵入防止策としては、一部で広域ワイヤーの設置を行っていますが、エリアが限定的であることはもちろん、シカなどはワイヤーを飛び越えてしまうケースもあるために、多くの農家は町からの補助制度も活用して、農地に電気柵を設置しております。

一方で、個体数の管理策としては、主に猟友会員を国が推進する鳥獣被害対策実施隊として委嘱し、狩猟環境を整えることで効果の向上を図っているところです。

以上のとおり、一定の取り組みは町として行っていると言えますが、そうした対策にも関わらず、状況が悪化しているという点を踏まえれば、新たな対策を検討する時期にきているのではないかと考えております。

なお、全国的には、野生鳥獣が人を襲ったり、自動車と衝突したりと人身被害につながる事例も少

なからずあり、大津町内でも農村地帯はもちろん、例えば、新興住宅エリアである美咲野でもイノシシの目撃情報が複数出ております。そうした点を勘案すれば、野生鳥獣対策は農家だけの問題に留まらず、町民の安全・安心な生活にも関わる全町的な課題でもあると考えております。

以上踏まえまして、通告書に記載の5つの観点から補足を加えながら質問いたします。

まず1点目に、町内での被害状況、捕獲数とその推移及び生息数の把握状況をイノシシ、シカ、サルなどの種類別で伺います。

2点目に、先ほど私のほうからも事例として簡単にあげましたが、町としての侵入防止、駆除に向けたそれぞれの施策、取り組みについて伺います。

なお、駆除以外の個体数管理に向けた何かしらの取り組みがあれば、あわせてご紹介いただければと思います。

次に、3点目に関しては、懸案を兼ねての質問になります。猟友会、鳥獣被害対策実施隊の方々には、駆除活動に大いに貢献していただいております、大変ありがたく感謝すべきではありますが、狩猟は、あくまでも駆除のための数ある方策の一つです。頭数が増加しているという現状を踏まえれば、町として駆除をそちらにお願いするだけではなく、地域住民や農協、農業法人などと具体的な協議、相談の場をもち、ともに対策を練ることはできないかと考えています。例えば、町単独や農家単独で囲い罠などを設置、管理することは難しいかもしれませんが、協働で地域に担い手を見いだせば実施も可能ではないかと思っております。

同様に、個体数管理策としては、住民への啓発等を行っている自治体もありますが、そういった取り組みも考えられるのではないかと考えております。

いずれにしても、相手方となる住民や団体の参画が前提にはなりますが、農業振興及び住民の安心・安全向上の観点からも、まずは町のほうから協議、意見交換の場を積極的に呼びかける考えはないかを伺います。

次に、4点目の進入防止策について、こちらは財源確保が前提となるため難しいところではあると思いますが、鳥獣被害防止総合対策交付金などの国の助成制度もより研究、活用しながら、広域なワイヤー設置個所の拡大や個体数増を踏まえた助成の見直しなどはできないか伺います。

最後の5点目に関しては、全体を総括する内容にもなりますが、鳥獣被害に対する自治体のスタンスはそれぞれであり、基本的には農家の自助努力に委ねている自治体も少なくありません。しかしながら、一方で、町をあげての駆除や捕獲に取り組みつつ、さらには、当然リスクも伴いますが、イノシシやシカの加工によって食肉や革製品等の資源化に取り組んで、実際に成果を出している自治体もごございます。そうした点も踏まえまして、今後の鳥獣対策における町のスタンス及びビジョンを伺います。

以上、1点目の質問について、町長の答弁を求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の鳥獣被害対策等のご質問と提言がございましたけども、本当に、近年、シカなどの一部の鳥獣においては、急激な生息数の増加や生息地の拡大が生じており、農林業

への被害が深刻な状況となっております。一方、鳥獣捕獲の中心的役割を果たしている狩猟者については、高齢化、あるいは狩猟者の減少につながり、鳥獣捕獲の担い手の育成、確保が大きな課題となってきております。

こうした事態に対応するために、国は鳥獣の保護を基本とする政策から、積極的に鳥獣の捕獲を行う鳥獣の管理へ政策の転換が行われております。国は、10年で個体数を半減させるとしてはいますが、現状の2倍以上の捕獲を進めていく必要がありますが、狩猟者が激減している中で、誰がどのように実行してくのかまでは示しておられません。

大津町だけでなく、熊本県内でイノシシやシカの生息数の増加や分布域の拡大により、農林産業への被害が深刻化しており、大津町としては、農家による農作物被害の未然防止や被害軽減のために電気柵の設置補助による被害防止対策や捕獲隊による有害鳥獣捕獲対策を実施しており、成果が出ているものと思われます。また、一部地域では、有害鳥獣の侵入防止策としてワイヤーメッシュの設置も取り組んでおりますが、設置箇所の範囲の広さや設置後の維持管理など、地域の負担が増えています。

また、固体数管理を進めていくためには、イノシシやシカの肉を地域の資源として活用する仕組みづくりが欠かせませんが、九州でも実施している自治体もあり、将来的には必要と思われますが、まずは農作物被害をできるだけ未然に防止し、農業経営の安定とさらなる向上を図ることが必要と考えております。

議員おっしゃるように、街中、325号沿い等についても、サルやイノシシが出ておるといような危険な状況になってきておるような状況でございますので、しっかりとその辺について対策を検討していかなくちゃならないというふうに思っております。

議員のいろいろご提案もあっておる中につきましては、細部については、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 熊本県内の有害鳥獣による農作物被害額は平成17年度以降急増して。平成22年度には、過去最高の約8億5千万円まで増加し、それ以降は減少に転じ、平成25年度には約4億5千万円まで減少したものの、イノシシによる被害は獣害金額の8割を占めていると県が発表しています。

大津町においては、北部と南部で甘藷や水稻などの被害が出ており。県に報告します野生鳥獣による農作物被害状況調査によりますと、平成24年度が25万円、平成25年度が105万円、平成26年度が80万円となっております。

捕獲数は、平成23年度がイノシシ25頭、シカ4頭の計29頭、平成24年度がイノシシ38頭、シカ2頭、計40頭、平成25年度がイノシシ30頭、シカ0、計33頭、平成26年度がイノシシ56頭、シカ12頭、計68頭と捕獲頭数は増加しています。

生息数については、県に確認しましたところ、イノシシの生息する生息数を推定する方法が確立していないため、詳細は不明ですが、シカは熊本県内に推定で3万2千756頭、玉名菊池山鹿地域に151頭生息していると聞いております。

次に、町の取り組みについてですが、現在、有害鳥獣による農作物被害を未然に防止し、農業経営の安定を図るため、農家の方が自己防衛として設置される電気牧柵や防護柵の設備費2分の1、上限が5万円の補助を行っており、平成24年度8件、平成25年度10件、平成26年度13件、平成27年度も現時点で11件ありまして、今回、予算の補正増額をお願いしているところでございます。

また、有害鳥獣捕獲隊による駆除では、現在、イノシシ、シカの捕獲許可を出しており、農家からの被害報告があった場合は、電気牧柵などの自己防衛対策のお願いと併せて、捕獲隊にも被害箇所を伝え、出動していただいております。暑さが厳しい夏場にも実施していただいております。捕獲頭数も、先ほど述べましたように増加しています。

町は、イノシシ1頭の捕獲に対し、5千円を補助しております。また、今年度は、後で述べます大津町有害鳥獣対策協議会に、国が1頭当たり8千円を補助しますので、当協議会から8千円が支給される予定です。

有害鳥獣捕獲隊には、頭数あたりの補助も含めて、平成26年度で64万円ほど財政的な支援をになっております。

有害鳥獣の駆除について具体的な協議の場ということですが、まちは有害鳥獣による被害防止計画をつくっており、その中で事業の実施体制や鳥獣対策実施隊について整備しております。平成25年、7月に大津町有害鳥獣対策協議会を設立し、構成機関に、町、農業委員会、県、JA、農業共済組合、森林組合、有害鳥獣捕獲隊、被害地域の代表者が構成委員となっておりますので、本協議会で今後の対策について協議を進めてまいりたいと考えております。

有害鳥獣による被害、特にイノシシによる被害は、収穫間際の農作物が壊滅的な被害を受けることで生産者の意欲が減退し、耕作放棄地を増加させる要因の一つとなっており、また、耕作放棄地の増加により、イノシシが生息しやすい環境となり、被害を増加させるといった悪循環を全国的に招いているため、大津町では28組織が取り組んでいる多面的機能支払交付金事業により、耕作放棄地の解消に取り組んでおり、この事業も有害鳥獣被害対策の一つとなります。

また、広域的な侵入防止策は、地元と協議を重ね、一昨年、内牧地区で実施しておりますが、効果を高めるためには設置が広範囲となり、地元で施工し、また設置後の維持管理など地域の負担が大きくなり、地域の地形や形状等により状況も変わりますことから、地域のボトムアップされた要望等に応じて対応策を考えていきたいと思っております。

鳥獣害対策の順序は、まず地域でみんなが勉強し、2番目が、守れる集落、守れる畑、3番目が自分でやる囲いや追払い、4番目が、最後に捕獲と大規模柵と言われております。

次に、イノシシやシカの肉を活用した取り組みとして、ジビエ料理が注目されてきていますが、去年1月に佐賀県武雄市地域鳥獣加工処理センターで開催された研修会に、町の担当者も参加しておりますが、イノシシが取れるから加工処理場を作るという有害鳥獣駆除のための捕獲から、消費者に提供するための捕獲に切り替えることが重要とのことでありました。年間捕獲頭数や搬入できる頭数、さらに肉として使える頭数がどれくらいあるかなど、安定的な供給、処理したあとの肉の販売や産業廃棄物の処理などクリアすべき課題があります。イノシシの肉は、地域の資源として地域の活性化や

環境学習、食育の展開など可能性もあると考えられますが、当面、農作物被害をできるだけ未然に防止し、農業経営の安定とさらなる向上を図ることが必要と考えています。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 詳しくご説明いただきましたが、再度質問をさせていただきます。

地域住民との協働・協力のところと、この鳥獣被害防止総合対策交付金をちょっと絡めたところなんですけども、こちら交付金の中身をちょっと読みますと、例えば、捕獲器台の導入だとか、侵入防止柵、特に侵入防止柵の場合は、自力施工を行う場合には、材料費相当の定額補助が可能というところであったりとか、こちらですね、先ほどは国に要望して1頭当たり8千円以内のお金をというお話あったんですけど、この計画で実は26、25とかもありまして、そのときもし明示されていないんで、もしかしたらこれ使えないような詳細項目になったのかもしれないんですけども、そこは検討状況だとか、検討の経緯、調査、活用状況のところを教えてくださいと思います。

あわせてお話ししたいのが、先ほど協議会のほうといろいろ協議しているというお話がありました。その中で、さらに住民の側からのボトムアップで受け止めるという話がありました。こういう情報というのは、逆にこちらからこういったものがあるよというのを積極的に提示してあげて、その中で住民の方のほうから、じゃあこういう使い方できるねというふうに持っていったほうが合理的じゃないかと思うんですね。

少し話は変わるんですけども、先日、里モンプロジェクトのほうで、町のほうでかなり告知PRしてもらって、今まで2年間0件だったものが住民の方が16件、県内で2番目に多い申請がありまして、そういったふうに、必要な情報の必要なふうに落としていけば住民側で、場合によってはうまく活用して、活気あふれる町だとか、あるいは、あまり町の財源使わずによりよい方向に持っていけると思うんですけども、その辺を統括して答弁いただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） おっしゃるように、里モンプロジェクトについては、金田委員が段取りしていただいて、大津町で25団体かな、30近い団体が里モンプロジェクトに取り組んでおりまして、800万円ぐらいのですね、県からの助成金に基づいて取り組んでいる、地域づくりに取り組んでいるところでございますけれども、この事業は、国が鳥獣被害防止総合対策事業ということで、多分平成25年度あたりから取り組んで、国が打ち出してきた事業でございます。その先ほど協働という部分につきましては、先ほど申し上げましたように、鳥獣被害対策協議会というものをこの事業によりまして設立しておりますので、その協議会の中でですね、各団体が、それぞれ先ほど申し上げましたように、町から、農業委員会から県、JA、農業共済組合、森林組合、捕獲隊、また被害地域の代表者という形ですね、メンバーに入っておりますので、その組織の中でですね、有効な対策を打ち出していきたいというふうに考えております。

今おっしゃいましたように、この事業については、ほぼ自力施工が基本で、それだけ業者に委託すればそれだけ事業費が嵩みますので地域でやってもらうと。平成25年度の年度末にですね、内牧地区でワイヤーメッシュの設置を数キロにわたって設置しております。当初はまた別の地域ですね、

電気牧柵のですね、話がありましたけども、やはり山というと複数の地域が混同して、必ずしも一行政区だけでは対応できないということで、なかなかそちらのほうでですね、話がまとまらなかったものですから、自力施工がなかなかできないということでしたので、内牧地区でですね、別に手を上げていただきましたので取り組んで経緯があります。

そして、また平成25、26年度で先ほど申し上げましたように、国から8千円協議会のほうに対して交付されるとありましたけども、平成26年度は何でしなかったかと、平成25年度はまず話がですね、事業自体が平成25年度ぐらいから国が立ち上げましたので、その辺の情報が十分うちのほうにはなかったと。平成26年度につきましてはですね、担当の話によると、その1頭当たり現場を確認せんとだめと、行政がいちいちその都度行ってですね、その捕獲したイノシシなりの現場を確認して、行政が確認するという話をしておりましたので、それはもうちょっと現実的で取り組みが難しいということで平成26年度は取り組まなかった経緯があります。平成27年度に関してはそういうことではなくて、もうその辺がもうちょっと緩やかになりまして、写真でもいいとか、今町の5千円については、イノシシのしっぽを持って来てもらってますけども、その辺で対応できるということで、平成27年度については、その辺がちょっと緩和されましたので、現在、要望しているところです。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 今経緯のほうをご説明いただきましたが、平成25年度に関しては情報掴めてなくて、平成26年は状況等踏まえてそういう判断だったというお話だったんですけども、これ先ほどお話のように、いろいろパッケージがございます。その檻だとか、侵入防止柵だとか、例えば電気牧柵とかもですね、今現状は町の一般財源のほうで出していますが、ここもちょっともっと調べてみないとわからないことだと思うんですけども、受け皿がこれ地域協議会だとか、地域の民間団体になっておりますので、例えば、一旦そういうところと協力して、電気柵とかもうまく国のお金で使えないか等を考えていければ、またもしかしたらもう少したくさん補助ができたりだとか、町の負担が減ったりだとかにつながるのかもしれないので、そういったところも今後より一層検討していきつつ、ちょっと繰り返しになりますが、地域住民の方々にそういう情報をしっかりと発信して行って、行政だけで考えるのではなくて、まあこっちから発信して、向こうに考えてもらう。現場一番知っている方々に考えてもらうというふうにもっていけばいいのかなと思うところです。

では、答弁をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 国のこの事業についても総合対策事業について、ワイヤーメッシュとか、電気牧柵とか、囲い箱穴とかいう形で補助対象になっておりますので、最初これを聞いたときには、25年度ぐらいに聞いたときにはですね、それはうちもやっているからこれの財源に振り替えたいいなということで思っておりましたが、いざ取り組もうとすると、町が既に実施している分については、その財源の振り替えはだめだと、新たにやるものでないとこの交付金の対象にはならないという

ことでしたので、平成25年度につきましては、ワイヤーメッシュとですね、箱罟を12基か13基つくりまして、今有害鳥獣の捕獲隊の方と、また町のストックとしてちょっと持っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） しっかり検討いただいているようで少し安心しましたが、先ほどの8千円の1頭当たりの補助と同じように、その助成金の内容とかも動きがあると思うので、今後も継続してそういったところを見ていきつつ、先ほどおっしゃったように、その協力隊だけではなく、地域住民の方と協力してできるような形に持っていけば、今現在、既に捕獲隊の方は頑張っているにもかかわらず頭数が増えていると、そういった課題の解消にもつながってくると思うので、そういったところをぜひお願いして、次の質問に移ります。

では、2つ目の質問は、駅から役場周辺の活性化に向けた取り組みについてです。

具体的には、駅南口周辺から旧道商店街及び上井手沿いにかけてのエリアをイメージしてもらえればと思います。当該エリアは、駅前楽善線の開通、肥後大津駅の周辺整備、まちづくり交流センターやビジターセンターの新設など、ハード面においては大きな変革がなされています。このエリアの整備については、景観や利便性の向上による人の流入増によって活性化を図り、最終的な目的としては、商店街をはじめとした広く町内での経済効果の創生も意図していると理解しています。そうした中で、その目的を達するためには大きく分けて2つの要素が必要になると考えています。

一つ目が、現在のインフラを通して町に人が流れる具体的な仕組みをつくること。二つ目が、流れ込んだ人が、その商業圏で継続的に消費活動をするための仕組みや使い先を設けることです。しかしながら、現在のところは、インフラの整備によって利便性は向上しましたが、当該エリアを通過するだけではなく、実際に人が歩き、消費活動を誘発するということにはまだまだつながっていないように感じております。

現状をみれば、需要面においては、光の森等の大規模商業エリアの出現等によって、町内で買い物をする町民は減少し、供給面においては、飲食関係では新たな出店も見られるものの、担い手の高齢化等によって商店街には空き店舗も見られます。なお、これにはこれまで大津町の商業施設で買い物をしていた阿蘇をはじめとした近隣自治体住民の多くも大津町から少し足を伸ばして、より店舗の充実した光の森などで買い物をするようになったことも影響しているようですが、今後はそうした現状を打破するために、構築したハードを活かす具体的な方策、つまりソフト面の施策を充実させて、大津町内において経済を循環させる必要があると考えております。

それを担う主体としては、商店の組合である繁栄会が果たす役割も大きいのですが、担い手の減少もあり、資金的な課題に加えて、例えば、国からの活性化に資する助成などがあっても人員的に新たな取り組みを行うのが難しい側面もあります。一方で、本年は、駅南口に新たな繁栄会が設立されており、具体的な活動はこれからですが、ソフト面の取り組みを行うにあたって、絶好の好機であると考えています。また、商店街の活性化を図るためには、街並みの整備やイベントによる人の呼び込みに加えて、特色のある常設店舗の充実も重要です。それがなければ、一度行けば十分、イベントのと

きだけ行けば十分ということになりかねません。店舗が充実してくれば、流入する人も増加し、人が増えればそこに新店を出店したいという店舗も増え、そうすればさらに流入する人も増加します。既存の顧客層だけではなく、町内外の消費者が増加すれば、既存の店舗においても売り上げの増加が期待できます。近隣では、まさに光の森がそういった状況にあると感じておりますが、大津町においてもそうした流れを計画的に構築していくことが町の商業の活性化、町全体の活性化にもつながると考えています。

一つ先進事例を紹介させていただきたいのですが、徳島県の神山町では、NPO法人が母体となって空き家や空き店舗物件を用意し、将来町にとって必要な働き手や起業家を受け入れ側から逆指名するというワーク・イン・レジデンスという仕組みを設けています。具体的には、例えば、その地域にパン屋がなければ空き店舗への入居条件をパン屋に限定し、一定期間の賃貸料の優遇措置等を設けます。そうすることで、住民にとっての地域における利便性が増し、わざわざ遠方に行かずに住み暮らす地域で消費を行うことができます。また、商店街としても潜在顧客を地域に留められることはもちろん、近隣自治体からの新たな顧客層の流入も期待でき、業種が重ならないので競合もしにくくなります。これはほんの一例ですが、こうした仕組みを本町にも構築できれば、さらにおもしろく活気のある町ができるのではないかと思うところです。

しかしながら、いずれのケースにおいても共通するのが実際に各種取り込みを指導する、あるいは事務的にサポートする人材が必要であるということです。さらに、その人材には、本町だけの視点だけでは捕らわれない新しい発想やアドバイスができる知識、経験があればより理想的です。

従って、地方への移住就業希望の都市住民を受け入れる地域おこし協力隊を新たに募集し、関連団体とも協力、連携しながら、独立遊軍的に活動してもらうことで、主に駅から役場周辺にかけてのエリアの活性化を図りつつ、広く町の商業の発展に寄与するシステムを構築できないかと考えています。

具体的なプランのベースは通告書にも概要の記載がありますが、まずは本町でも、本年より3名を採用している任期が最長3年の地域おこし協力隊を、さらに別途3から5名ほど募集します。隊員1人当たり報酬活動費としてそれぞれ200万円ずつの計400万円が地方交付税の算定対象となり、国から全額補助されますので、基本的には町の資金は使わずに外部から財源を確保できます。また、先ほど商店街活性化のための助成制度があっても現在の体制では活用することが難しいという話をしましたが、協力隊が受けたら、あるいはサポート役になることでそうした助成制度も有効に活用していくだけの仕組みを整えることもできると考えています。

ここで協力隊の具体的な職務、役割を整理させていただきますと、大きく4点あります。

第一に、採用した協力隊は、駅から役場周辺の空き店舗や空き家を事務所として活用、常駐し、ときには繁栄会等の事務局的な役割も果たしてもらいます。

第二に、繁栄会、飲食組合、観光協会や商工会などとも調整をとりながら駅周辺の活性化に向けた独自の集客イベントやチャレンジショップ、あるいは、先ほど述べたワーク・イン・レジデンスやシェアオフィス等の企画の立案・実施を担ってもらいます。

第三に、駅周辺はもちろん町内全域での空き店舗や空き家の管理、斡旋、あるいは町内での起業希

望者への支援、既存事業主のサポートや勉強会なども行ってまいります。

第四に、任期を終了した協力隊員には、起業に要する経費として国から最大100万円の助成もありますので、当該活動を通して得た人脈、知識、スキルを高めながら自らが町内での起業することを目指してもらおう。あるいは、3年間でしっかりと協力隊を主体とした当該スキルを起動に乗せて、それを事業として成立させ、生業とすることを目指してもらいます。

以上が概要になりますが、当該取り組みは、駅周辺をはじめとした町全体の活性化や空き家、空き店舗の解消を目指す町、新規顧客獲得や売り上げ増などを目指す既存事業主や町内での起業を考える潜在的な起業家等の住民、地方に新たな可能性を求める移住希望者の都市住民、その三者それぞれにとって有益な取り組みです。さらに、このサイクルがうまくまわれば、商店街を中心に町にさらに活気があふれることとなり、全町民にとって有意義な取り組みになると考えております。

最後に誤解がないように付け加えますと、国からの助成金も同じく貴重な税金ですので、慎重かつ計画的に利用する必要があることには何ら変わりありませんが、地方創生の流れにうまく乗り、かつ本町で成功モデルをつくるのが、大津町はもちろん、国にとっても有益であると考えます。

当該取り組みについて、担当課内はもちろん、繁栄会などとも協議、調整しつつ、まずは有効性の検討からはじめる考えはないか伺います。

なお、理想的なタイミングとしては、既に従事していただいている協力隊の方々の動向や働き方面での課題も確認しながら計画の詳細を固め、来年4月から動き出せるように方向付けができないかと考えております。

以上、町長の答弁を求めます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員のご質問にお答えします。

大津駅から役場周辺エリアにかけての活性化につきまして、町としましても非常に重要な問題であると認識しております。

そのため駅周辺と中心地市街地の再開発を考えてまちづくり交付金事業のソフト事業として、平成19年10月に、地域住民による地域の声を活かすことで、まちづくり推進協議会を設立させていただいております。この協議会によりまして、毎年年度末に活動経過報告と提言が行われ、平成23年度に活動が終了しております。

当協議会では、5年間の総括として、まちづくりの交流センター建設における基本的方向性の提言や中心市街地活性化のための方向性と照明灯設置における提言、あるいはまちづくり交付金事業の後期実施に向けて上井手沿いの景観整備における基本的方向性の提言や南駅舎建設・駅前広場における基本的な方向性の提言が行われてきております。町は、これらの提言を尊重しつつ、国の交付金事業を最大限に活用いたしまして、駅周辺と中心市街地のまちづくりを進めてきたところであります。

このことにより、駅南改札口、ビジターセンターの開設や駅北口の駐輪場、まちづくり交流センターの整備や町中心地の歴史文化伝承館、あるいは包括支援センター、駅前楽善線の整備などのハードの事業を実施してまいりまして、本年度の予算にも街灯整備等の予算を計上しているところでもあり

ます。

前々から議員のご提案のとおり、ハード面を生かすためのソフト面を取り組むため、国の人口減少と地域おこし支援として取り組む自治体支援で地域おこし協力隊制度を提言をいただいております。本年度、大津町におきましても、地域おこし協力隊隊員を3名採用したところであります。この3名の方につきましては、特産品開発のための6次産業化や物産展の活性化、観光協会の運営管理やイベント振興を主な目的に募集しておりますが、大津大好きな人、大津PRに努めるとともに、地域の活性化と起業等の推進を図り、地域人材の活力を活かし、協力隊員自ら起業を興し、定住し、地域と連携を図っており、人材育成につながればと考えております。

また、県のほうから職員を派遣していただいております。この職員によりまして、まちおこし大学等においての推進をお願いしながら、大津町町内における空き店舗関連等についての活用方法等について、現在、それぞれの取り組みをやられておるところでございます。今後、そのような形で地域の人材育成を進めていただけるものと確信しております。

細部につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長大塚義郎君。

○経済部長（大塚義郎君） 駅から役場周辺にかけての商店街の状況につきましては、店舗経営者の高齢化や空き店舗が見られるなど、今後、町の経済を維持し、さらに賑わいを生み出していくためには、何らかの手段を講じていく必要があるものと考えております。

そのため、今年度は地方創生の交付金を利用し、全町的な空き家、空き店舗の調査を実施する予定で、現在、国に対して事業申請を行っており、9月中には事業の採否が決定されます。

現在の商店街の空き店舗の状況として、商工会のホームページの空き店舗では9店舗紹介してありますが、その内4店舗には店舗が創業されている状況です。

さらに、本事業において空き家、空き店舗を活用するためのスキーム検討などのために、地域住民主体の実行委員会を立ち上げる予定にもしております。

今後、取り組みを進めていくにあたっては、商店会や住民の方々との協議、協力しながら進めていくとともに、中心となって活動する人材の確保も重要となってまいります。どのような内容を実施すると効果があるのか、そのためのマンパワーをどう確保していくのか、ご提案いただいた街中イノベーションのプラン、地域おこし協力隊の活用方法も含め、将来のまちづくりの参考にしながら考えてまいります。

次に、ハード面の肥後大津駅の整備については、先ほど町長が申しました通り、平成23年10月に大津駅南口の機能を有する大津町ビジターセンターがオープンし、駅周辺の整備が行われてきました。そして、大津駅100周年記念事業が今年3月15日に南口広場にて行われるなど、駅周辺のハード面については整備が進んでおります。

議員ご指摘のとおり、今後は、ハード面を生かすためのソフト面の推進が必要と考えております。その一つとして、ふれあい散歩道商店街は、駅南にある商店街が中心になって、賛助会員を含め37件の商工業の皆様により組織され、「ふれあいとにぎわいを創出し、地域活性化と地域経済発展のた

め老若男女が楽しめる地域に根ざした心の通う商店街の育成」を目的に、自主的に活動されています。これからは、既存の商店街と切磋琢磨して自主性を伸ばしていただきたいと思います。11月には肥後おおづ観光協会と共同でイベントの開催を計画されており、町の発展に大いに貢献していただきたいと思います。

次に、地域おこし協力隊の状況ですが、国では、平成21年度から地域おこし協力隊を支援しており、平成26年度末では444団体1千629名となっており、平成28年度までに全国で3千名を目標としております。

町では、現在3名を雇用し、町内の観光振興販路拡大、特産品開発6次産業の振興、むらおこしのイベント振興にそれぞれ1名配置し、本年度が1年目ですが、積極的に事業に取り組んでいただいております。

町としては、現在の地域おこし協力隊を活用し、それぞれの商店街の活性化につながるものがないのか商店会の方々と話し合いを行いながら商店街の活性化を考えていきたいと思っており、議員ご提案の地域おこし協力隊を雇用し、活用することも活性化の一つであり、町内の起業にもつながるものと考えます。

今後は、現在の地域おこし協力隊の3名の活動状況と商店街の状況を見ながら、地域の核となる人材の育成と地域おこし協力隊のさらなる活用を行いたいと思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 全体像のビジョンと将来像についてのご答弁だったと思います。確かにですね、今の話を聞くと、ビジョンとしてはすごい確におっしゃるとおりなんですよ、しっかり固められて。ただ、実際は誰がそれを担っていくのかという話と、実現性があるかどうかの話なんです。例えば、先ほど観光協会のほうと協力して商店街のほうともお話ありましたが、例えば、観光協会、今現状、着地型観光だとか、ホテル等への誘致だとかいろんなこう取り組んでいる中で、人が足りないという話もかなり聞いております。協力隊のほうも伺ったところによると新たに3名が配属のはずだったけども、1名が町の全体見ることになって、結局、現場にいるのは協力隊の方、事務局長ともう1人という形だと伺っております。あと、例えば、空き家の方の話もありましたが、住民主体というお話になってきましたが、基本的にそこってボランティアみたいな形ですよ。そうなってくると、やっぱりそういったものを補助していく、ある意味仕事的にも取り組んでいって、はまれる方がいないことには、絵に書いた餅にしかならないと思っているんですよ。そういった中で、今回、この地域おこし協力隊というものを配置して、協力隊の方にも頑張ってもらって、かつ、将来的にも自分のやりたいことを生かせるようなスキルだとか、人脈だとか、経験を持っていただいて、そういった中で中・長期的には町として発展できる。町としてもそういったことをやってもらって助かる。そういった動きにつなげていければと思うんですけども、もう少しその、実際誰が担うのかと、現実性のところ踏まえてなかなか難しいと思うんですけども、ご答弁いただければと思います。

あともう1点だけ、ちょっとふれあい散歩道のほうもできあがったばかりということで、おっしゃるような話ではないんですけども、何名か構成委員の方お話聞く中で、やはり自分の仕事もある中

でやっていくのはなかなか難しい側面もあるというお話もすごいわかっております。そういったところも踏まえた上での提案ですので、それも踏まえた上でのご答弁をいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の今後の実効性と方向というようなことをどうやっていくかと、そのリーダーを誰がやっていくかというようなご質問かと思えますけども、先ほどちょっと申しましたけども、今県のほうから2年間、今派遣していただいております。政策課のほうの審議員として頑張っておりますけども、彼が今まちおこし大学の裏方でしっかりとやっております、農業関係の大津町の後継者の優秀な人がおられます。7、8名ぐらいおられますけども、その人たちがからいも大学で、1年目が研修期間、2年目が実行に移すというようなことで、本年がもう実行に移す段階というようなことで、今彼が彼たちと夜なべ談義というか、そういう形の中で一生懸命どう6次産業とかいろいろなものを作り上げるとか、いろんな形で振興を図っておる中で、先ほど担当部長が申しましたように、空き店舗の中でその店舗の利活用、関連等についてどうしていくかということで、募集、町外からの希望者、そういう人を募集して、地元の空き店舗の地主さんや大家さん関係との連携がなかなか大家さん関係がなかなか貸してくれないというような状況でございますので、そういう中で、彼が何取り持って、役場が中に入ってその両方の信頼を得るような形で役場がその辺の契約の立ち合いとか、そういうことでやっていかなくちやならないというような方向でやっております。これは立地店舗関係でいろいろ今までやってきておりますけども、なかなか1、2年でその店舗が解散するとか、倒産していくとか、大津町から去っていくようなことが多かったものですから、やっぱり末永く、そういう形の中で、そういう起業的な、起業、自分でもやっていこうというような人たちをしっかりと確保していければなということで、今この街中の空き店舗関連等の活用関係もそういう形でやらせていただいておりますので、彼が2年間おりますので、その間、しっかりとやっていただく中におきまして、観光協会の連携を取りながら、そういう関係の支援をしっかりとっていけるような町全体での振興を観光協会がしっかりと取り組んでいただければなというふうに思っておりますので、3名の中に、2名は主に観光協会の今までのあれをみまして、もう少し力を入れなとというような思いで支援を2名向こうのほうにやっておりますけども、1人は、役場のほうにおいて、彼の下でそのまちづくりの基本的な支援をですね、しっかりとやっていければなというようなことで、今そういう形で9月から協力隊の方来ていただいておりますので、今後について、彼らの支援についても十分相談にのりながら推進を図っていければなというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問をいたします。

町長の考えは、今空き家、空き店舗に関してはわかったんですけども、今回ですね、ちょっと話を戻したいんです、申し訳ないですが、町の空き店舗等だけではなく、駅から役場周辺全体の活性化に向けた取り組み、商業等も含めてのところをご提案させていただいております。その中の一つの手法として、例えば、地域おこし協力隊のほうをここで提案しているんですけども、例えば、ちょっと個別の話等も含めてさせていただきますと、これまでは同僚議員等からもご指摘ありましたが、今回、

例えば公共施設の整備計画があって、その中でお金の話もあれば、活用率とか、活用数の話もある。そうした中で、例えば、歴史文化伝承館の活用がまだまだ少ないだとか、あるいはビジターセンター等も一部の指摘では、ただの待合所みたいな形になっているだとか、あるいはまちづくり交流センターも、例えば住民団体等が自由に集まって会議、会合等もできるというお話だったと伺っていますが、例えば、今活用率伸ばすために会議として貸し出しているじゃないですか。我々もそのまちづくり会議のためにたまに使おうとするんですが、使おうと思ったときにそういう定型の会議で埋まって使えないような状況とか生まれて、当初と違うような使われ方もされてきて、そういったところも含めて考えていかないと、あるいは何か変えていって方策を打っていかないと、現状の改善てなかなか見込めないと思うんです。先ほど県の職員の派遣のお話もありましたが、まあおっしゃったとおり、2年間だけであると。その次、じゃあどうして誰が担っていくのかということ、もちろん方向付けしないといけないですし、その方1人ですべてができるのかということ、まあもちろんそうではない。私先ほど言った空き店舗の方々とか、まちおこし大学で関わっている方々とかかなりの方と関わりもあって話も実際にしていますが、当人たちもなかなか方向性としてはこれからでどうしていいかわからない部分もあると。それで本当にうまくいくのかというのがものすごく気になっております。

すみません、また答弁ものすごく難しいかもしれませんが、今の全体感を踏まえて、今後の駅前、駅役場周辺の活性化に向けてどういったビジョン、全体像をですね、思っているかを、最後に町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 駅前あるいは中心市街地の活性につきましては、当初、ハード面をまずやっておこうということで、町交事業でそれぞれやらせていただいております。もちろん、問題はものをつくったからそこに今入れております、歴史文化伝承館、あるいは交流館、それぞれの建物をどう利用していくかというようなことで、これについてはやっぱりしっかりと計画の中でやっていかなきゃならん。基本的には、先ほどまちづくり協議会の皆さんの意見を取り入れてハード面やってきたんですけども、一番初めをお願いするときも、この地域をどう皆さん地域の方がお考えでどうしたいかというのを皆さんで考えてくださいというようなことで、委員募集してやった中で、私としての思いとしては、宿場町の上井手の開発というか、開発というのは、例えば哲学通りとか何とかというような上井手の散策道路、日吉神社から大松山までのその辺の散策道路とか、あるいは駅前楽善線は、上から下へのお客の誘い込む道路とか、あるいはその伝承館は、その観光ルートの散策道路を通るときの大津の歴史を知ってもらうというところでの伝承文書館をつくと、で、交流館については、それぞれの交流のグループの皆さんの交流をあそこで図りながら、あるいは食改関係の何かをやって勉強したいというようなことであそこに厨房もつくらせていただいておりますけども、そういうそれぞれの団体の活用を今後どうその持っていくかというようなことが今後の課題でございますので、そういう課題を捉えながら、まちづくり大学の中で、そういう人の募集をしながら、その中で頑張っていたらなというようなことで、今後の箱物の活用とこの周辺の活性化を図っていきなと、そ

ういう意味におきまして、観光協会がやはり町の商工会、農協、それぞれの間に入って指導的な立場  
とか、そういう中で引っ張っていかればなというような思いを持っておりますので、そういう  
人材育成が一番でございますので、それぞれの人材、特に若い人たちの今芽生えてきておるその人た  
ちをしっかりと育てていければなというような思いをしておりますし、地元でなく、町外からもそう  
いう人たちが、若い人が入ってこれるようなまちづくりをしっかりと作り上げていければなと、そう  
いう人材をつくりながら、ホームページ等はじめ、多くの皆さんに募集なり何なりをしながら、この  
町の活性化、中心地の活性化をやっていければなというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 先ほどまさに町長のほうから人材の重要性ということは何度もおっしゃって  
おりましたが、住民の方から提言を受けてそれでやっていく、つくっていくというのはまあ当然のこと  
で。問題は、誰が実行するのかというのが今問われていると思います。そこでもちろんおっしゃると  
おり、ボランティア等の方々育てていって担ってもら。そして地域を愛する人を育てて担って  
もらうというのは大事なんですけども、それプラス仕事としてはまって実際に動ける方々がいるとまた  
それがより一層機能するようになると思いますので、そういった面も含めてこの協力隊の提案、もち  
ろん素案なんですけども、前向きに検討いただければと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時52分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

# 平成27年第4回大津町議会定例会会議録

平成27年第4回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成27年9月18日(金曜日)

出席議員	1番 金田 英樹      2番 豊瀬 和久      3番 佐藤 真二 4番 松田 純子      5番 桐原 則雄      7番 本田 省生 8番 府内 隆博      9番 吉永 弘則      10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光      12番 手嶋 靖隆      13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦      16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 豊住 浩行 書記 佐藤 佳子
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲      会計管理課長 中野 正継 副町長 徳永 保則      兼 総合政策課長 羽熊 幸治 総務部長 田中 令児      兼 総務課長 白石 浩範 住民福祉部長 杉水 辰則      兼 総務課長 白石 浩範 経済部長 大塚 義郎      兼 教育課長 齊藤 公拓 土木部長 大塚 敏弘      兼 教育課長 松永 高春 併任工業用水道課長 兼 徳永 太      兼 農業委員会事務局長 坂田 勝徳 兼 総務課長 本郷 邦之

## 会 議 に 付 し た 事 件

発議第 6号	大津町議会会議規則の一部を改正する規則について
発議第 7号	I C T利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書の提出について
議案第 59号	あけぼの団地1号棟改修工事（建築）請負契約の締結について
同意第 2号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 4 号) 平成 27 年 9 月 18 日 (金) 午前 10 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 選任第 1 号 議会広報編集特別委員会委員の補欠選任について

日程第 3 選挙第 1 号 大津菊陽水道企業団議会議員の補欠選挙について

日程第 4 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 6 発議第 6 号 大津町議会会議規則の一部を改正する規則について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 7 発議第 7 号 I C T 利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進

を求める意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 8 議案第 59 号 あけぼの団地 1 号棟改修工事 (建築) 請負契約の締結について

日程第 9 同意第 2 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 59 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 選任第 1 号 議会広報編集特別委員会委員の補欠選任について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2、選任第 1 号、議会広報編集特別委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りします。議会広報編集特別委員会委員の補欠選挙については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によって、桐原則雄君を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 (大塚龍一郎君) 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集特別委員会委員の補欠選任については、桐原則雄君を選任することに決定いたしました。

ご連絡いたします。委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって、副委員長の内選を願います。委員会

の会議室ご案内いたします。委員会A室です。しばらく休憩いたします。

午前10時00分 休憩

△

午前10時02分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。委員会の条例第8条第2項の規定によって、議会広報編集特別委員会の副委員長に松田純子さんが互選されました。これで報告を終わります。

### 日程第3 選挙第1号 大津菊陽水道企業団議会議員の補欠選挙について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3、選挙第1号 大津菊陽水道企業団議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。選考の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。大津菊陽水道企業団議会議員に松田純子さんを指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました松田純子さんを当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました松田純子さんが大津菊陽水道企業団議会議員に当選されました。ただいま当選されました松田純子さんが議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

### 日程第4 各常任委員会の審査報告について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第51号、52号、54号、55号、57号、認定1号関連、3号、4号、6号、8号、の10件であります。当委員会は審議に先立ちまして、9月9日、10日午前中に関係する25カ所の現地調査を行いまして、11日、14日に委員会C室で執行部より

説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約して報告いたします。

議案第51号、大津町外四ヶ市町村共有財産の処分について、さしたる意見もなく、採決の結果、議案第51号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号関連、平成27年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

農業委員会につきまして、委員より、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金について、対象が2件となっているが、対象者は町内在住かという問いに対しまして、執行部より、1件が阿蘇市波野の方で、もう1件が町内に事業所をもつキングラン南国農園という農業生産法人ですと答弁がありました。

経済部農政課におきましては、委員より、樹木粉碎機導入補助金について、粉碎後のチップは補助でたい肥化することのだが、薪ストーブなど燃料などに有効利用はできないかとの質疑に、執行部より、粉碎処理後のチップは補助でたい肥化で計画しております。木質チップをペレット化し、薪ストーブ燃料として使用している事例が小国町などがあります。また、施設園芸ボイラーの木質燃料として活用する場合の補助制度もございますが、原料単価が高い現状であり普及までには至っておりませんと答弁がありました。

委員より、農事組合法人大津白川への機械導入補助金について、現在の機械保有状況、経営状況はどのようになっているのかとの質疑に、執行部より、経営面積は91.8ヘクタールで、米、麦、大豆、WCSなどの作付けを行っております。現在の保有機械はコンバイン4台、管理機1台となっており、今回の田植機1台、トラクター1台で土地利用型水田農業の機械体系としては整備できると考えております。また、機械格納庫も本年度整備予定ですと答弁がありました。

委員より、電気牧柵及び箱わな導入補助で5件分計上しているが、5件分に対応できるのかとの質疑に、執行部より、本年度既に11件の実績があり、問い合わせも多くあっておりますが、収穫時期や昨年度の実績も踏まえて補助をお願いするものでありますと答弁がありました。

委員より、鳥獣害防止対応については、柔軟な対応をして、問い合わせを外さないよう予備費充用での対応を検討してほしい。また、シカが増えていると聞くが原因は何があるのかとの質疑に、執行部より、国も保護から保護及び管理として個体数のコントロールを始めましたが、出荷できない作物を畑に放置するなど集落で知らないうちに餌付けをしていることがありますので、集落単位で餌付けをなくすことも大切だと答弁がありました。

委員より、狩猟者を増やす必要があるのではないのかとの質疑に、執行部より、警察や自衛隊OBに猟友会の方が相談したが、難しいという話を聞いておりますと答弁がありました。

委員より、今回の台風被害はどのような状況だったのかとの質疑に、執行部より、上井手、下井手で倒木による被害があり、堰の流木撤去等に約280万円程度の予備費を充用し対応しました。農作物につきましては、概算ですが、メロン680万円、栗1千600万円を県に報告しております。このほかハウスなど破損がありますが、自己補修ができる部分もあり、金額の算定が難しい状況であります。ある程度の金額がかかるということであれば見舞金などで対応できないか検討しているところだと答弁がありました。

委員より、農業共済の加入状況もあるが、町の支援策は考えているのかとの問いに、執行部より、

現時点で町独自の支援策はございませんが、今後、県の対応策が示されると思われますので、県と協議しながら対応していきたいと思っておりますと答弁がありました。

続きまして、土木部下水道課におきまして、さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第52号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第54号、平成27年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてであります。さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第54号においては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてであります。さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第55号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号、平成27年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてであります。さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第57号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定に移りました。

認定第1号関連、平成26年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

農業委員会につきまして、委員より、研修に行っておられるが、得るものがなければ意味がありません。研修の成果は何だったのか。また、農業委員の研修先ですね。農業委員の活動で大津町との違いは何があったのかとの問いにつきまして、執行部より、えびの市は山間部で一次産業の割合も高く、農家も多い。農業委員会の数も19人と少ない。えびの市はローテーションで現地視察等を行っております。えびの市は耕作放棄地の非農地化を積極的に行っていると答弁がありました。

委員より、農地利用の集積面積が目標値よりかなり多めに達成できているがなぜなのかとの質疑に対しまして、執行部より、主に株式会社ネットワーク大津などによる集積結果でありますと答弁がありました。

続いて、経済部農政課関係で、歳出から入りました。

委員より、畜産業費の防疫対策に使用する動力噴霧機購入は1台で町としての体制整備は十分なのか。平成26年度の県南の鳥インフルエンザ対応は、県の初期防疫対応により早期に終息したのではないかと質疑に対しまして、執行部より、鳥インフルエンザ等の法定家畜伝染病が発生した場合、消毒ポイントを設置し、動力噴霧機で消毒を行う必要があります。大津町での大きな消毒ポイントは3カ所ですが、実際発生した場合は、ほかのポイントも必要になり、1台では十分と言えない状況であります。今後、県による市町村防疫体制の見直しが検討されていますので、これをもとに防疫体制を整えたいと考えておりますと答弁がありました。

委員より、農業振興費で3本の補助事業が繰越明許となっているがどのような理由によるものかとの質疑に、執行部より、経営体育成事業補助金と6次産業化ネットワーク活動交付金の2本については、国の経済対策に伴い3月補正で予算化したもので、繰越を前提とした補助事業となっております。阿蘇火山活動降灰地域茶対策緊急支援事業補助金は、阿蘇の噴火に伴うお茶の降灰対策として3月に緊急に事業化されたため繰越となっておりますと答弁がありました。

委員より、降灰対策はお茶だけでよいのかとの質疑に、執行部より、現在の被害はお茶が主になっておりますが、除灰ブラシで完全に火山灰が除去できるわけではありませんと答弁がありました。

委員より、監査委員から報告のあった財政援助団体監査決算審査意見書に関する指摘についての対応についてはどのようになっているのかとの質疑に、執行部より、財政援助団体における指摘事項につきましては、各団体を招集し、指摘内容について説明を行っております。補助金交付規則及び交付基準の確認を行い、交付金の重要性について再認識いただいております。また、実績報告書についても担当課での事業内容の確認をさらに強化しますと答弁がありました。

委員より、岩戸の里の温泉施設は現在休止となっているが、地域説明会などの厳しい意見も踏まえ、今後の活用方法についての考え方はどのようになっているのかとの質疑に、執行部より、温泉施設については休止としていますが、大広間、研修室などの一部の施設については空調など未改修部分はあるものの開放しているところであります。今後は、田んぼの学校の稲刈り体験や社会福祉協議会の事業、保育園や福祉施設のイベント会場としての活用も検討しております。広報等でも周知し、活用を促していきたいと考えておりますと答弁がありました。

委員より、平成27年度工事の現在までの経過はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、5月末の経済建設委員会及び議会全員協議会では、4本の工事を一時中止とし、今後、出来高払いや損害賠償請求について協議を行うと説明しておりました。4本の工事のうち、調整池等復旧工事につきましては、災害復旧であることから調整池の整地と法面復旧を完了し、検査・支払いまで終了しております。事業費は692万7千円であります。ほかの3本につきましては、契約業者と損害賠償を含め協議を行いました結果、源泉ポンプの改修工事は設計を減額変更しポンプ引き上げ、清掃のみを実施し、検査・支払いまで終了しております。当初契約額162万円、変更後の事業費は96万5千円であります。畳及びタイルカーペット張替工事は、未発注であったため契約解除を行いましたので支払いはございません。浴場等改修工事は、着工後の諸問題で工事が中止した経緯があったことから、出来高部分を精算するため設計を減額変更し、検査・支払いまで終了しております。当初契約額2千332万8千円、変更契約後の事業費は622万6千円であります。3本の工事につきましては、各業者と協議の結果、損害賠償は求めないこととなりました。

委員より、圃場整備事業における効率的な圃場面積の指針や基準といったものはあるのか。

また、近年の農業機械の大型化を見たとき、機械を基準として圃場の面積を考えることなどはないのかとの質疑に、執行部より、当初は3千平米を基準とし整備を行いました。その後機械の大型化に伴いまして圃場も大区画化しております。作業効率コスト削減のために、国も圃場の大区画化を考えているものと思われまます。大型農業機械の導入では、1台の機械がどれだけの面積で作業を行えるかということが規模決定の根拠となります。1区画の面積より耕作面積が重要視されまますと答弁がありました。

委員より、株式会社ネットワーク大津のような農地集積による効率化が必要となるのかとの質疑に、執行部より、12の集落営農組織を再編し、法人化したネットワーク大津には町も出資しております。今後は将来計画に基づく農地集積や必要機械の整理、更新等に取り組む予定であります。今年度は初の出資配当が予定されております。組織や決算なども公表されておりました。このような取り組みが水田農業のモデルとなりますので、今後も町も支援を行っていきたくて考えておりましたと答弁がありました。

委員より、矢護川地区補助整備事業の推進を行っていると思うが、現状はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、平成20年から推進を行い、平成21年度に推進委員会を設立しております。受益面積は100ヘクタールで、地形は川に沿って細長くなっており、上流地域と下流地域の意見を一つにまとめるのが難しい状況であります。このような状況から、真木地区、矢護川の上流地区、同下流地区の3つ分けて考える必要があると思われまます。真木地区は担い手としての法人が設立され、その法人で農地の集積を行いながら補助整備を進める計画であります。矢護川地区の上流側では同意率が高いため、集落営農組織設立を検討しながら事業推進を行う計画であります。下流側は同意率が低い状況となっております。全体で100%の同意は難しい状況となっておりますので、真木地区と矢護川の上流地区である程度意見がまとまれば、できることから事業に取り組むことを考えております。ただし、そのまま事業を行った場合、残された下流側の補助整備が実施できないということも想定されまますので、様々な検討を行い、下流地域の同意を高めながら取り組むこととしております。同意率については、真木地区が76.1%となっております。矢護川地区で同意率が一番高いのが上中地区で94.7%、一番低くなっておりますのが片俣地区で66.7%となっておりますと答弁がありました。

続いて、経済部商業観光課におきまして、委員より、ビジターセンターと交流センターは、シルバー人材センターにお願いされているが、販売などの歳入の工夫が必要だと思われる。PRだけでなく、販売などを検討しているのかとの問い合わせに、執行部より、ビジターセンターは駅の改札と観光案内をシルバー人材センターにお願いしております。収入がないので販売所が必要だと思われまます。観光協会がやりたいと言っておりますが、場所が狭いので、授乳室などを作り変えないとできないと思われまます。補助金の絡みがあるので難しいと思われまます。特産品など売れるようなものをやりたいと思われまますと答弁がありました。

委員の意見といたしまして、ビジターセンターの中だけでなく、敷地全体の工夫はできないか。いろいろな工夫を行ってほしい。駐車場について、毎年課題となっているが、分岐点

を打ち出さないといけない。プラスマイナスゼロにならないので赤字が続いているのではないか。ビジターセンターの南側の駐車場をカフェテラスなどにして雨がしのげるようにして、外でコーヒーでも飲めたりできないのか。またバイクをアピールしているので、大津っていいなと学生が集うようなことでもできれば収益が上がり、町の宣伝効果も上がるのではないか。ふれあい散歩道商店街などにも投げかけてもいいと思うなど様々な意見が出ております。

委員より、総合政策課で地方創生の補助事業をやっているが、行政同士の連携を取り合っているのか。地方創生では、商工会やいろいろな人がやったりしているので情報を整理していただきたいとの質疑に、執行部より、総合政策からの相談よりも、商業観光課からの話が多く出ております。観光協会と商工会の連携も取れていて、海外販路拡大等推進事業についても一緒に行っておりますと答弁がありました。

委員より、地域活性化事業補助金は観光協会に出しているが、成果はどうだったのかとの質疑に、執行部より、観光協会には、日本一祭りに250万円を駅前イベントの時に支出しております。また、つつじの苗の植栽に50万円を出しております。日本一祭りにつきましては、寒い時期での開催でしたのでお客が少なかったため、時期などを考える必要があると思っておりますと答弁がありました。

続きまして、経済部の企業誘致課におきまして、委員より、町は現場の声を聞いて、社会資本の整備を行っていくべきではないかとの質疑に、執行部より、企業からは中九州高規格道路の要望が強く出ております。現在物流の中心は鳥栖市であります。これができることによつて熊本県大津町のポテンシャルが上がってくると考えておりますと答弁がありました。

委員より、工業団地は造ったほうがいいのかとの質疑に、執行部より、新規の工業団地は厳しいと思われま。今のところ、既存企業の要望に協力していくことと、新規企業の誘致に協力していくことを行っておりますと答弁がありました。

委員より、新設増設の割合はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、新設は1件、7件が増設になりますと答弁がありました。

土木部建設課関連におきましては、委員より、繰越しの路線があるが、その後の進捗はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、町道杉水水迫線は用地関係で相続があり繰り越しましたが、相続が完了され契約し、現在工事中であります。町道美咲野大津線は交渉相手が2人死亡され相続が発生しましたが、現在1人は完了、もう1人は相続手続きの手続き中のため少し遅れております。河川改修は工事完了しております。また、町道下森線は先月相続が完了されましたので、今後事業を進めていきますと答弁がありました。

委員より、用地交渉が難航する理由は土地の単価ですか、それともほかに理由がありますか。難航した場合はどのように対応しておりますかとの質疑に対し、執行部より、土地の単価で難航することは少なく、先祖代々の土地だからなどの理由が多いようであります。また、遠方の方などが難航する場合があります。難航した場合は誠心誠意何度もお願いに伺っておりますと答弁がありました。

委員より、道路台帳整備は全線整備するのですか。また、路線ごとの延長や幅員はわかりませんか。また、全線整備ということは全線測量するのですかとこの質疑に、執行部より、今回は、航空写真と現在の道路台帳を比較し、差異が大きいところのみ測量を実施します。最終的には国土調査の成果とも照合し調整しますと答弁がありました。

委員より、楽善線の法面のことでほかの議員から質疑が挙がっていたがどう対応しているのかとの質疑に、執行部より、勾配があるのでスピードが出るというご意見と上井手沿いの交差点で今までと主従道路が違うので飛び出す人がいるというご意見が出ておりました。そのため「カーブ注意」「スピード注意」「飛び出し注意」の看板を設置しております。法面のコンクリートのボードは安定勾配で法面を切ったあとに防草用としてボードを設置しておりますと答弁がありました。

委員より、室住宅は撤去をお願いしているが期限をきって完了させるべきではないか。台風で被災しても十分な修繕はできないのではないかと。若い人はいるのですか。空き地の利用計画はありますかとの質疑に、執行部より、平成15年度のストック活用計画から用途廃止にして撤去をお願いしております。住居権があるため移転または撤去をお願いしても撤去されません。住民課で対応しておりますが、今後も移転退去のお願いは続けていきます。台風災害は風があたりないところなので今回も被害がないようでありました。一番若い人は50代ぐらいです。空き地は町長よりつつじの植栽などについて検討するよう各部署に指示されておりますと答弁がありました。

採決の結果、認定第1号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号、平成26年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第3号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号、平成26年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、上水道使用量徴収との連携で効率化できているのかとの質疑に、執行部より、上水道は未納に対して止水ができるので、連携により大いに効率的でありますと答弁がありました。

委員より、企業会計移行への進捗状況は、体制を含めどのようになっているのかとの質疑に、執行部より、平成28年度からの実質的な作業に向け準備を進めております。職員の異動及び退職により大変厳しい状況にありますと答弁がありました。

採決の結果、認定第4号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第6号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてであります。

委員より、分担金未納については分割などにして徴収しているのかとの質疑に、執行部より、分割で支払いがなされ、訪問徴収を実施しております。分担金の未納者については、使用料も滞りがちですが、併せて徴収に努力しているところでありますと答弁がありました。

委員より、人口減少などの課題に対し、事業実施に新しい展開はないのかとの質疑に、執行部より、畜産廃棄物処理など将来構想についてより具体的に今後も検討を行っていくと答弁がありました。

採決の結果、認定第6号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第8号、平成26年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

委員より、工業用水道の利益は、放っておくのはもったいないので、利益の処分の仕方を広範囲に考えることはできないのですかとの質疑に、執行部より、来年度から4本目の井戸を新設しなければならないような状況になっておりますが、それを行いましても残高についてはおよそ3分の1程度の金額が残るのではないかと見込んでおります。その分について今後処分の方法を検討していきたいと考えておりますと答弁がありました。

委員より、井戸を掘る際に水脈がどこにあるかわかるのですかとの質疑に、執行部より、井戸を掘る前に電子探査を行います。電子探査では地下に水があるだろうということを判定することはできますが、水がどのように流れているのか判定することはできませんので、水脈を把握するのは非常に難しいと思われましてと答弁がありました。

採決の結果、認定第8号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に賛同をいただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。10時45分から再開いたします。

午前10時37分 休憩

△

午前10時44分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆様、おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第50号関連、第52号関連、53号、議案第56号、議案第58号、そして認定1号関連、認定第2号、認定5号、認定7号の9件でございます。当委員会は審議に先立ちまして、9月9日に関係する15カ所の現地調査を行い、引き続

き、大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第50号関連、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

住民福祉部住民課関係では、委員より、通知カードはどのように送付されるのか。また、個人番号カード交付申請書はどのような方法で返送するのか。個人情報部分に保護シールなど貼るのかという質問に対しまして、執行部より、送付されるのは通知カード、個人番号カード、交付申請書、説明書及び返信用封筒です。顔写真を添付した個人番号カード交付申請書は返信用封筒に入れて返送することになりますので、特に保護シールは貼りませんという答弁がありました。

採決の結果、議案第50号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号関連、平成26年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

住民福祉部住民課関係では、委員より、マイナンバー制度導入に伴うシステムと住基ネットシステムの関連付けはどうかという質問に対しまして、執行部より、住民票のある住民に個人番号が付番されるため、マイナンバーの付番には住基ネットが利用されておりますが、平成29年7月から始まる情報連携には総合行政ネットワークが利用されますという答弁がありました。

さらに、委員より、住基ネット用タッチパネルディスプレイは、制度導入当初は、個人番号カード交付で2台必要かもしれないが、その後交付者数が少なくなったとき、その他の利用ができるのかという質問に対しまして、執行部より、住基ネット用タッチパネルディスプレイは、個人番号カードへ暗証番号入力のために必要なものです。制度導入当初の交付時の混雑が解消したとしても、今後、家族など2名以上での交付や転入等の際には2台とも利用したいと考えておりますという答弁ございました。

次に、住民福祉部福祉課関係では、委員より、難聴児補聴器購入費助成事業について、補聴器の耐用年数は何年か。過失等によって壊れた場合はどうなるのかという質問に対しまして、執行部より、耐用年数は原則として5年となっております。耐用年数経過前に壊れた場合は、災害等の事情により壊れた場合以外は補償の対象にはなりませんという答弁がございました。

住民福祉部健康保険課関係では質疑はありませんでした。

教育部学校教育課関係では、委員より、水俣に学ぶ肥後っ子教室は県が進めた事業であったと思うが、事業費への県からの補助は2分の1なのか。補助率は2分の1ですという答弁がありました。

委員より、水俣に学ぶ肥後っ子教室には町から何人ほど参加しているのかという質問に対しまして、執行部より、町内7校の5年生約330人が参加していますと答弁がございました。

次に、教育部生涯学習課関係では、委員より、弓道場射場の折り戸が故障した時期はいつな

のか。本当に経年劣化による故障なのかという質問に対しまして、執行部より、昨年度の改修工事の頃は開閉できていましたので、故障したのは利用者から連絡があった7月上旬と思われます。メーカーと故障調査で原因究明を行いました。扉が吊り戸で折り戸式になっておりますので、強風や毎日の開閉で徐々に歪みが生じ、経年劣化によるひっかかりができ、故障につながったものと思われるとの見解で、ひっかかりが生じた時に強めに押すと故障する場合がありますとのことでした。弓道場は、竣工から15年が経過しておりますので、今回の故障は経年劣化による故障と考えられます。この弓道場については、県産材木利用促進事業補助金を活用し、木のぬくもりや優しさのある公共施設として建設いたしました。木を生かした射場は20メートルの開口がある梁ですので、途中で中柱を立てないように集積材を使用しております。強度を考え、負担があまりかからない扉にしようということで板戸やシャッター等も検討いたしましたが、県内のほとんどの弓道場が採用している現在の扉にした経緯がありますという答弁がございました。

次に、教育部子育て支援課関係では、委員より、要保護児童はどのくらい増えているのかという質問に対しまして、執行部より、平成27年度の上半期が終わってない現在で、支援や見守りを行っているケースが、要保護児童は109件、終結しておらず継続して見守りが必要な件数が91件、合計200件を把握しております。平成26年度は全体で188件でしたので、半年が経過した時点で既に前年度より12件増えております。今年については、新規のケースが増加している状況です。

これは就学前だけなのかという委員の質問に対しまして、執行部より、就学前だけでなく、小学校や中学校も含めた件数です。詳しいことは個人情報があるため説明できませんが、4月から8月まで通告など命に関わる児童相談所絡みのケースが数件あり、どうしても夕方以降に訪問せざるを得ないケースが多々あり、現在も継続して支援を行っておりますという答弁がございました。

採決の結果、議案第52号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

委員より、当初予算で法定外繰入の1億7千万円はだいぶん問題になった。それに対し、一般会計に7千万円戻せるということによかったと思うが、繰越金も結構な額が出ており、予備費もなくて困っていると言っていたのが、5千万円以上予備費に積んでいる。これだけあればもう少し戻せるのではないかという話も当然出てくると思う。1億円で切りがいいとかいろいろあると思うが、少しでも一般会計に戻せれば国保特別会計に対する負担感も弱くなると思う。予備費がこれだけ必要だという判断だったのか。そのあたりの検討経過を聞かせてほしいという質問に対しまして、執行部より、当初法定外繰入1億7千万円で予算を立ててもらいましたが、その時は繰越金を6千500万円と見込んでおりました。この時は平成26年12月から

平成27年2月診療分までの医療費の見込みを考慮して6千500万円という数字を出しましたが、実績として、12月から2月診療分までの医療費の伸びといたしましては、見込みほど伸びがなかったというのが正直なところです。今回なかなか見込めなかった前期高齢者交付金の歳入が確定して今回の補正となりました。今後の国保の運営を考えた時に1億7千万円のままということも考えましたが、そうすると予備費が今以上に大きくなります。国保会計が黒字であれば筋は通りますが、繰り越しでお金が残ったというよりは、一般会計から補てんした上で残額が出たものですので好ましいことではないと考えております。7千万円にするか1億円にするか担当課でも考えましたが、今年の4月から7月までの給付実績を考えると1億円を戻すというのは医療費の増額も見据えた先の見通しとしては、再度一般会計から繰り入れをお願いすることに至るのではないかという懸念があったため、今回は5千800万円を基準として、それにプラスの繰越額を加えたところで7千万円の減額が一番適当ではないかと判断したところですという答弁がございました。

採決の結果、議案第53号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、今回地域支援事業と任意事業の組み替えがされておるが、これはどうしてか。組み替えをして事業が減ったということはないかという質問に対しまして、執行部より、包括支援事業と任意事業にぶら下がっている事業です。補助金申請におきましては、事業名を変える必要がありましたので、今回組み替えを行いました。事業そのものは変わりません。昨年度と今年度の事業では今年度の事業が増えておりますという答弁がございました。

採決の結果、議案第56号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。これは特に質疑はございませんでした。

採決の結果、議案第58号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号関連、平成26年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、主要な施策の成果（43ページ）の環境衛生事業の意図・目的に「騒音・振動・悪臭」の防止とある。そのうち悪臭についてだが、以前から言っている家畜排せつ物が上井手に流れ、町中の水路に悪臭がしている件について、まだ解決していないのではないか。苦情を聞くだけ、あるいは保健所に報告するだけで終わりではない。解決すべきではないかという質問に対しまして、執行部より、水質汚濁防止法に基づき、規制値を超えるようであれば権限を持つ県に指導をお願いしています。町では通報があればすぐに現地に出

向き状況に応じて保健所とも連携して対応していきます。今後も必要に応じて県や関係部署と連携し、解決に向けて対応していきますという答えがありました。

委員より、確実な成果を出してもらいたい。町が県を動かす意気込みで対応してもらいたいという意見がございました。

次に、住民福祉部住民課関係では、委員より、主要な施策の成果の町営住宅管理事業で、口座振替の推進が目標値に対して下回っているが、自治体にとっては80%台のところから30%台のところまであたりかなりばらつきがあるようだが、先進地の調査研修は行っているかという質問に対しまして、執行部より、口座振替の推進に関しては研修等を行っていません。入居者で若い世代は口座振替が多いのですが、高齢の世代は納付書での支払い希望が比較的多く、町営住宅への入居者の高齢化も影響しているものと考えられますという答弁がございました。

次に、住民福祉部福祉課関係では、委員より、災害時避難行動要支援者事業について、システム改修などもう少し詳しく説明してほしい。今後はどんな費用がかかってくるのかという質問に対しまして、執行部より、避難行動の際の要支援者の名簿を作成するもので、対象者は75歳以上の高齢者世帯や要介護3以上の認定を受けている方、身体障害者手帳1・2級所持の方、療育手帳A所持の方などになります。名簿配布にあたっては同意が必要となりますので、対象者2千243人の方に同意書等を送付し、現在のところ1千419人の回答があり、うち595人が同意、不同意が824人となっております。整備したシステムは、避難行動要支援者の名簿を管理する従来のシステムと、これまでバラバラだった住民基本台帳、そして地図情報と連動させたシステムになります。今後については、名簿の更新や新規の方へ同意取得のために郵便代などの費用がかかってくることになります。

委員より、同意が得られなかった人もかなりいるようだが、これも何らかの行動はしていくのかという質問に対しまして、執行部より、災害時など提供できる名簿はあくまで同意が得られた方のみになります。同意が得られなかった人たちの多くはほかに同居家族がいたり、自分自身がまだ健康で支援を必要としないといった方々でした。民生委員さんなどの協力もいただきながら、引き続き同意が得られるように取り組んでいきますという答弁がございました。

委員より、臨時福祉給付金について、どのような事業の流れだったのかを説明してほしい。委託料から流用ができていたがどの段階で発生したのかという質問に対しまして、執行部より、臨時福祉給付事業については、申請受付期間は菊池圏域で話し合い、7月10日から6カ月間を受付期間といたしました。委託料については、当初は受付開始から2カ月間は人材派遣委託を想定しておりましたが、臨時職員で対応できる見込みが立ったため、その期間については臨時職員を追加対応することにいたしました。6月議会以降の段階で時期的に救急でしたので委託料から賃金へと流用いたしましたという答弁がございました。

次に、住民福祉部健康保険課関係では、委員より、主要な施策の成果の子ども医療費助成事業で、子ども医療費助成と1人当たり助成が前年度と比べてどちらも伸びているように見える。

一方で、受診の仕方の啓発が必要とある。増えた要因をどう考えているのかという質問に対しまして、執行部より、平成25年度と26年度の比較ですが、25年度については、年度途中で医療費の無償化が中学生まで拡充されたことから、平成25年12月と平成26年1月の2カ月の診療分だけ中学生が含まれております。医療費の請求が翌々月請求となることから、この2カ月分だけが平成25年度の支出に計上されたものであります。1人当たりの助成額については、全体の助成額を年度末の受給対象者で割っております。平成25年度については、年度末の受給対象者には中学生が入っておりませんが、全体の助成額には中学生が実質2カ月分しか入っていないので、1人当たりの助成額に大きな差が出てきています。ちなみに年齢別でいきますと、平成25年度と26年度を比較して4歳未満同士では500円ほど増えております。4歳以上小学生までについては若干26年度が減っているという状況です。それから、受診の仕方の啓発については無料ということで保護者が病院へ連れて行きやすいということは安心して子育てができるよい制度だとは思いますが、お金を払わないということになりますと調査をしたわけではございませんが、診療時間や土日の受診などにも行きやすいということも見受けられますので、乳幼児健診等において、子ども医療費の助成を含めた適正受診の啓発をしておりますという答弁がございました。

委員より、個別通知の回数は増やしたのかという質問に対しまして、執行部より、以前は1年間の全部の申し込みで4月当初に出しておりましたが、一昨年からは4月に1回、6月の健診分を出し、その後10月の健診分を8月に未受診者を対象に出し、2月に特定健診の未受診の対象の方に申し込み通知を出し、合計3回に分けて通知を出しました。なお、がん健診については、7月と10月の2回の通知になるのでその分については若干の増減になったと考えておりますという答弁がございました。

続きまして、学校教育課関係では、委員より、特定の方の相談が多いとかどの年代が多いとかそういうものはわからないのかという質問に対しまして、執行部より、実施人数ではなく件数でカウントしているため、例えば、同じ方が何度も相談をされるというケースはあります。平成26年度の集計では544件の相談件数のうち、307件が中学生、小学生が75件、高校生が21件、学校の先生が52件、それから保護者が78件、卒業した生徒と考えられますが、その他が11件となっております。また、相談内容については、いじめ的なものが10件、不登校が108件、学校不適合が368件、その他が58件となっております。

委員より、今後の方針として支援が必要な児童生徒の早期発見と早期対応に努めるが、相談していない方も数多く存在していると思う。それも含め、相談内容、相談の年代の層の推移等を見ることにより、隠れた悩み等の把握ができると思うので、その分析等も検討する必要があるのではないだろうかという質問に対しまして、執行部より、教育支援センターの周知については、本年度からPTAの総会等に出向き、保護者への周知も行っておりますので、本年度の相談件数は増加傾向にあるようでございますという答弁がございました。

それからですね、委員より、大津北中学の整備の中で監査委員からの指摘があり、現地調査

の際に説明を受けたがバラバラに説明を聞いているところがあり、認識のズレがあるようだ。認識を統一させたいので説明を求めたいという問いに対しまして、執行部より、監査委員から決算の現地調査において確かにご指摘がありました。時系列で申し上げますと、7月12日に決算の現地調査が実施され、実際に増築校舎に上がっていただき指摘いただいた渡り廊下のところで隙間が空いているのではないかというお話がありましたが、その時点で隙間を埋める工事を本年度の武道場の排煙窓、時計棟スピーカー修理、体育館の南北の入り口の庇の修理とともにアクリルボードを入れるだけの簡単な工事でしたので一緒に発注したところです。その発注が6月29日の契約で、6月30日から8月28日までの工期で夏休み期間中には完了するというので工事を実施し、9月2日に検査を実施しましたが、監査委員にご指摘いただいたときは既に契約も完了し、受注者も決まっております、これら工事を実施するとの説明を行いました。ちょうど夏休みに入るところだったので、作業そのものは夏休みを実施すると認識していたところです。アクリルボードを入れる工事に関しては、4月になって学校から話があり、増築校舎供用開始後初めて雨が降った時に雨が降り込み、渡り廊下を渡れないということでした。教育委員会としては、増築等の工期が3月27日、外構工事の一部を4月中旬までに繰り越して実施しておりましたが、実際には始業式が始まる前に作業自体は完了しており、その前に気付けばよかったです。4月に入り学校からの指摘があつてから気が付き、別途アクリルボードを入れる工事を発注したところです。本来であればいち早く気付く前年度の外構工事の中で一緒にやるべきだったと深く反省しております。

委員より、監査委員の話では設計の段階できちんと見ておかなければいけないと言われたと思うがという質問に対しまして、執行部より、渡り廊下の2階部分については監査委員から屋根の高さの相違については、設計段階では話が上がらなかったとのご意見いただきました。図面を見た際に検討すべきだったと考えておりますという答弁がございました。

それからもう一つ、委員より、監査委員からの説明を聞き、議場では議員の皆さんは屋根のずれではなく、地面がずれて地面の下のほうに水がたまっていると理解しているようだが、そうではないと理解してよいかという質問に対しまして、執行部より、結論から申しますと、指摘は屋根のずれのことで地面のことではありません。元々屋根がなかったところに屋根を設け、その屋根の部分に段差ができたものです。しかしながら、そういった地面のずれの話もありましたので学校に確認したところ、台風の際、落ち葉が排水溝に溜まり、水が溢れていた事実は確認できました。元々増築校舎建設前の渡り廊下は屋根がありませんでしたので、雨が降った場合にはそのまま濡れていましたが、それが原因で水がたまつたということは聞いておりませんという答弁がございました。

それから、学校教育課の学校給食センター関係では、委員より、残滓の量が順調に減っているが何か対策を行っているのかという質問に対しまして、執行部より、平成21年度から栄養教諭等が各学校を訪問し、生徒と一緒に給食を食べながら食に関する教育を行い、食事の大切さを指導しています。また、各学校にも給食担当の先生がおられるので、栄養教諭と協力しな

がら指導していくことも残滓の量の減少につながっているという答弁がございました。

それから、生涯学習課関係では、委員より、弓道場射場に雨の降り込み対策がしてあるが、庇の強度は大丈夫なのか。また、庇に降った雨が下の砂利に落ち雨だれ跡として残っていたがそれでいいのかという質問に対しまして、執行部より、現地では庇の下から見えませんでした。庇の上段の屋根の部分と壁をパイプで支えていますので、設計上の強度はあると考えております。雨だれ跡については、大屋根の既存の雨どいがついていますので、屋根に降った雨はそこで受け止めます。下に落ちても多くは量ではありません。庇に雨どいをつけることを検討いたしました。射場から弓を射る際に雨どいが視角に入るため、利用団体と協議した結果、設置しておりませんという答弁がございました。

次に、生涯学習課図書館関係では、委員より、主要な施策の成果の図書備品等購入事業のところでは今後の方針が書いてあるが、限られた狭いスペースの中で古い本をどうしていくのか。執行部より、年間約7万点が発刊される新刊図書のうち約6千点を購入しております。現在17万1千点となっておりますが、古くなった図書については6月と10月、年2回リサイクル図書頒布を実施しております。雑誌が一番多いのですが、利用者に渡して再利用を図っております。また、古くなった辞書などどうしても再利用ができないものについては廃棄しております。今後も図書の購入と保管のあり方については検討していきたいと考えておりますという答弁がございました。

それから、委員より、伊万里図書館のように雑誌のスペースが確保してあり、ぜひ残しておきたいものについては近隣の図書館同士で分担して保存していくような取り組みはできないのかという質問に対しまして、執行部より、先般熊本学園大の図書館に行く機会がありましたが、大きなスペースを必要とする新聞の保管については縮刷版で保存してありました。おおづ図書館では、熊日新聞は開館以来保存しておりますが、保存の方法について検討していく必要があります。雑誌については、広域連携の組織はできておりませんので、せめて菊池郡市、2市2町だけでも連絡がとれないか協議をしているところです。今後連携の組織を作っていく中で、それぞれの図書館で分担していければと考えておりますという答弁がございました。

次に、生涯学習課の公民館関係では、公民館の講座から自主講座に移行された場合、1カ月前からしか予約ができなくて不便であるため検討するとなっていたと思うが、その後、施設利用申し込みと料金はどのようになっているのか。執行部より、施設の利用申し込みについては、他の公民館講座と同様に3カ月前まで申し込みを受付いたします。また、自主講座に移行された施設使用料は6カ月間の減免を行っていますという答弁がございました。

次に、子育て支援課関係では、委員より、以前から待機児童については問題になっているが、大津町は特殊な事情があり町外から来られている人が多いということ。人口が増えているということが問題になっている。新設保育所をつくるには建設費が一番の問題であり、そこを町民に理解してもらわなくてはならない。私立で建設してもらおうと国の補助が3分の2あるものの、私立は自分たちで経営していかなければいけないし、将来どうなるかわからないという厳しい

状況の中で、それでもよろこび保育園が立ち上がり、今回、風の子保育園が立ち上げるということは大いに評価しないといけない。しかしながら、平成26年10月1日の待機児童数が72人ということは一般的に考えたら、この風の子保育園の定員が120人であれば解決しなければならないところだが解決していないという理由はなんだろう。子ども・子育て新支援制度に移行し、4月からの待機児童の基準が変わったということなのか。この部分を住民に説明しないと誤解を招くので説明してほしいという質問に対しまして、執行部より、従来の待機児童のカウントについては各自治体でばらつきがあり、昨年国が待機児童の定義の見直しを行い、仕事を探している求職中の方、または育児休業を延長した方も含めるという扱いに変更しております。よって、国の示した新しい定義に基づくと、今年の待機児童は4月1日現在38人です。その中に仕事を探している求職中の方が28人含まれておりますので、従来の定義であれば10人となります。待機児童の傾向としては、新規申込によるものが多い状況にあります。各保育園に対し、5月以降の途中入所をお願いしており、9月1日現在では待機児童は33人となっております。なお、国の示した新定義によらない従来の定義の待機児童は13人ですという答弁がございました。

委員より、主要な施策の成果の子育て支援総合コーディネート事業で相談支援件数が去年は360件で、今年は目標が400件に対し、実績は1千784件となっているが大幅に増加した理由は何かという質問に対しまして、執行部より、委託をしている法人に確認したところ、カウント数の方法を細かく変えたため件数が増加しております。項目は生活習慣、身体の発達等と細分化しており、こういった細分化により相談件数が計上されているところですよという答弁がございました。

次に、子育て支援課の天津幼稚園・陣内幼稚園関係では、委員より、子ども・子育て支援制度移行に伴い、保育料が上がることについて保護者と対話していくということが前年度の課題であったがどうなっているのか。また、保育料が上がることに伴ったサービスの向上についてはどう考えているのかという質問に対しまして、執行部より、子育て支援課と話し合い、保護者への説明会を10月に予定しております。今後、天津幼稚園・陣内幼稚園で近隣の熊本市と益城町の状況を研修し、今後どのように進めるかを確認していく予定です。平成29年度までに保育料が段階的に上がることに伴ったサービスについては、現在午後4時までの預かり保育を午後5時まで延長したいと考えておりますが、予算も伴いますので、関係者と話し合いながら対応していく予定です。夏季保育も検討しなければならないと考えているところですよという答弁がございました。

続きまして、子育て支援課、天津保育園関係では、主要な施策の成果で一時保育は利用者が伸びているが、その理由として考えられることは何か。また、休日保育は減少しているが、単に需要が少なかったということなのかという質問に対しまして、一時保育については、年度途中就労された方が固定して利用されたため実績が増えております。園の受け入れについては、3歳児と1歳児クラスだったため職員対応が可能でした。休日保育については、保護者の就労

状況の改善等で日曜日の利用が減り、祝日の利用が中心になっており、需要が少なかったと推測されますという答弁でございました。

採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で議案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、平成26年度の法定外繰入の1億6千300万円と実質収支等を見比べると、大体符号する。時期によって資金が不足する問題はあると思うが、最終的にはこれが概ね合うのであれば今回7千万円を一般会計に返しているが、平成27年度当初予算の繰入金1億7千万円は見込み過ぎだったのではないかと感じることもある。考え方として、繰入金の額をどう算定しているのかという質問に対しまして、執行部より、予算作成時には、当然医療給付費の確定は出ていませんので見込んで立てておりますが、医療給付については、必ず期限内に支払う必要があります。基金がそのくらいあれば減らすこともできるかもしれませんが、少し多めになっている部分もあるかもしれません。特別会計については、歳入歳出ときちんと合わせる必要があります。療養給付費については、前年度を参考に翌年度の見込みを立てますがなかなか難しい部分もあります。給付額の見込みを立てた上で、国、県からの歳入も見込みを立てます。国、県からの負担金については、給付額だけでなく給付の中身によっても変わりますので、なかなか出しづらい部分もあります。その上で実際に算出した時に足りない部分が出てきます。26年度の決算はほぼ同額の数字となりましたが、繰越金を含めて考える必要があります。それを含めたところの決算では、実質的にはマイナスで推移しているところですよという答弁がございました。

採決の結果、認定第2号については、全員賛成で議案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第5号、平成26年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、当初予定されていた基金の繰り入れをせずに済み、実質の収支差が約7千万だったということで、平成26年度全体の運営としては概ねよかったと理解しておるが、現在の基金が4千700万円であり会計全体の規模から考えたときに基金として不足しているのではないかと考える。今回の繰り越し分が基金として積み立てられなかったがどう考えるのかという質問に対しまして、執行部より、第5期計画の最終年度ということで3年間の事業推計により保険料を設定して事業を行いますが、計画の初年度は少し余裕があり、2年目、3年目で計画どおりに推移していけばちょうどよく事業が行えるということでやってきた結果、繰越分があったということです。当然基金への積み立てを行う考えもありましたが、前回も同程度の繰り越し分があり、基金への積み立てを行わなかったことで第6期計画で施設整備等行いますので、その影響等を考え、繰り越したほうが事業として使いやすいことから基金への積み立ては行いませんでしたという答弁がございました。

採決の結果、認定第5号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。  
次に、認定第7号、平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料の過誤納金還付未済額8万2千400円は何か。事務処理のミスとかではないか確認したいという質問に対しまして、執行部より、事務処理ミスとかではありません。これは亡くなられた方の保険料で、年金からの特別徴収分になります。正常は現年度で返しますが、遺族に返していいのか、年金機構に返さなければならぬのか、年金機構からの通知で確認する必要があります。出納閉鎖期間内に判断がつかなければ返せませんので、還付未済みとなります。翌年度歳出還付ということできちんと還付いたしますという答弁がございました。

採決の結果、認定第7号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。当委員会に付託されました案件は以上でございます。

それから、最後にですね、当委員会は、閉会中の継続審査といたしまして去る5月13日に日帰りで佐賀県の武雄市の図書館と伊万里市市民図書館のまったく異なった両方の運営の仕方をとということで、先進地事例調査を行いました。その結果を踏まえて、今月の初めに9月1日、大津町立図書館協議会の委員の方々と意見交換を行いました。意見交換の中では、学校図書室も含め、蔵書数はかなり多いものの図書の除籍が進んでいないといった現状や根本的な司書不足といった課題を確認しあうとともに、おおづ図書館に関わるボランティアの皆さんの活動内容などを伺い、多くの意見を交わしました。

以上、継続調査の報告を申し添えましたが、議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第48号、49号、第50号、第52号関連、認定第1号関連の5件であります。

委員会は審議に先立ちまして、関係する9カ所の現地調査を行い、10日から14日の3日間、委員会A室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その概要と結果について、要約してご報告申し上げます。

最初に、議案第48号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、条例の48条の11の規定の説明にウェブサイトマイポータルによる開示を認めるとあるがどういう内容かとの質疑に、執行部より、番号法ではマイポータルによる開示のほうが利便性が高い場合が想定される。ほかの法令等による開示との調整を行わず、重複して開示を認めるものであるとの答弁でした。

委員より、番号法はより厳格な個人情報の保護措置を講ずることとしており、地方公共団体に対し必要な措置を講ずることを求めているとあるが、町で保護委員会等を設置をするのかとの質疑に、執行部より、町には個人情報保護審査会があり、国も特定個人情報保護委員会を設置しており、そこで番号法に関わる特定個人情報の適正な取り扱いについて監視・監督を行うことになっているとの答弁でした。

委員より、誰に対して何を監視・監督するのかとの質疑に、執行部より、番号法には罰則規定があり、マイナンバーを取り扱う国や地方公共団体の職員及び民間事業者や個人に対して、個人番号の情報漏えいや職権を乱用した不正収集等に対して、監視・監督を行うものでありますとの答弁でした。

委員より、特定個人情報について任意代理人による開示・訂正・利用停止請求を認めるとは何かとの質疑に、執行部より、番号法では、本人参加の権利をより一層保護するために、法定代理人に加え、任意の代理人に対しても請求を認めているとの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第48号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、給与また報酬の額はどのように決定するかとの質疑に、執行部より、本年度4月に改定を行っているが、高卒程度の一般職の職員の初任給の月額を基準に、予算の範囲内において熊本県の最低賃金との間で時間給を定めているとの答弁でした。

委員より、条例では、ほかの一般職の職員との均衡を考慮するとなっているが、常勤の職員の給料を基準として説明ができるように定めてもらいたいとの意見でした。

委員より、決算統計上、臨時職員の賃金及び非常勤職員の報酬の歳出性質は人件費に計上されないのかとの質疑に、執行部より、臨時職員の賃金は物件費、非常勤職員の報酬は人件費となるとの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第49号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号関連、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、字図の写しを法務局で請求する場合、手数料はいくらか。また、ほかの市町村でも同じ手数料の金額かとの質疑に、執行部より、法務局では1筆450円です。菊池郡市をはじめ、多くの市町村で手数料は300円となっていますとの答弁でした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第50号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号関連、平成27年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

総務部総務課関係で、委員より、財産管理費の修繕費の明細はどうか。また、転落防止柵設置工事の内容についての質疑があり、執行部より、現在予定している修繕は図書館車の修繕、給食センターの配送車のリフト修繕、また庁舎東側入口の天井修繕などがある。転落防止柵は大津町社会福祉協議

会へ下りるスロープに転落防止柵を新設するものと答弁でした。

総務部総合政策課関係では、委員より、企画費の地方創生補助金でからいもを使った特産品開発などに200万円の宣伝料を使うということだがどういう内容かの質疑に、執行部より、地元のテレビ局に取り組みの様子を随時取材をしてもらい、年度末くらいに特集番組のような形で作成をしたり、雑誌あるいはタウン誌などに掲載したりするなどの宣伝料と考えているとの答弁でした。

委員より、実行委員会の構成メンバーはどうなっているか。また、からいもフェスティバルとの連携は考えているか。そして、実行委員会の人件費はどうなっているかとの質疑に、執行部より、6月に行ったワークショップのメンバーで積極的な方々や公募で募集を行っている。今後の進め方については、商工会、JAにも相談をしながら進めたい。メンバーは町内の方々を考えているが、県立大からもサポートしていただくようにしている。基本的には参加メンバーの主体性を大事にしながら、からいもフェスティバルまでに試作品などができれば試食をしてもらうなど考えられる。参加者の意向、主体性を大事にするためメンバーは無報酬であるとの答弁でした。

委員より、空き家調査は実行委員会の構成メンバー、委託先、期限などはどのように考えているかとの質疑に、執行部より、実行委員会は5人から10人で6月のワークショップに参加された方やリノベーションされている方、実際空き家を持っておられる方々にも参加してもらいたい。委託先は入札をした業者の方に依頼し、年度内に町内全域の現状調査を考えているとの答弁でした。

委員より、空き家調査は業者ではなく実行委員会のメンバーで調べたらどうかの質疑に、執行部より、今年度は期限が限られており、実行委員会のメンバーで町内全域を調査するのは厳しい。実行委員会としては、今後どのような空き家をリノベーションしていくのか。貸主、借主の意向をどう調整するのかなどのスキームを検討していくとの答弁でした。

委員より、実際の調査の方法はどうか。消防団も空き家情報を把握しているのでスムーズに調査ができるのではないかと。また、計画年数と地域おこし協力隊を利用したやり方ができないかとの質疑に、執行部より、最初の取り掛かり情報として地元の区長さん方に協力をいただき、消防団にも相談しながら進めていきたい。国に3年間の計画で申請をしている。地域おこし協力隊は、現在町に3人の方がおられるが、今後話を進めていく中で人材活用策の一方策としての可能性はあると考えるとの答弁でした。

委員より、3年後にいわゆる商売として、また、雇用の拡大につなげることができないかとの質疑に、執行部より、今後実行委員会のメンバーが何を求めていくのか。やり方によっては不動産業のような商売になることも考えられるが、今回はどのような制度、しくみをつくっていくのか。また貸主、借主双方にとってよい仕組みとなることを検討していきたいと考えている。貸し借りや売買が決定した後、改装などを行う過程になれば民間同士の契約になるので、関わる業者は商売として実施することにつながるかと思うとの答弁でした。

委員より、電子計算費でのシステム整備委託で、日本年金機構と同様に標的型メールでサイバー攻撃を受け、ウイルスに感染した場合の対応はどうかとの質疑に、執行部より、大津町では情報セキュリティポリシーを定めており、副町長を最高情報統括責任者とする情報セキュリティ管理体制を

とっている。仮にウイルスに感染した場合、LANケーブルを抜くなどして感染の拡大防止を図るとともに、上司等に報告して指示を仰ぐことにしているとの答弁でした。

委員より、日本年金機構では基幹システムと情報システムは回線上では連携していなかったようだが、大津町の回線はどのようになっているかとの質疑に、執行部より、現在、大津町では住民異動や福祉関係業務などを扱う基幹系とインターネットにアクセスできる情報系があり、どちらも1つの端末で見ることが出来る回線になっている。国は10月から施行のマイナンバー制度運用にあたり、リスク回避の観点から外部から攻撃される可能性のあるインターネット回線を基幹系回線から切り離す方向で検討を進めており、町としては、その検討結果にそった対応を予定しているとの答弁でありました。

委員より、職員が外部にメールを送信する際、セキュリティー面を考慮しているかとの質疑に、執行部より、添付ファイルに個人情報が含まれる場合などは暗号化ソフトを使って送信するように指導をしているとの答弁でした。

総務部人権推進課関係は、質疑ありませんでした。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第52号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号関連、平成26年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

最初に、議会事務局関係で、委員より、議会事務局職員3名のうち、次長が監査と兼務になっているが、その場合、職員給与は議会費から2.5人、監査委員費から0.5人分支払われるのかとの質疑に、執行部より、主な業務の監査委員費からのみ支払いをしているとの答弁でした。

会計課関係で、委員より、公課費の源泉所得税加算税等について、予備費から充用したことについての説明を求め、執行部より、昨年菊池税務署から町が個人の建築士や土地家屋調査士等に支払った報酬で、源泉徴収が適切に行われているか自己点検を行ってくださいとの依頼があり、調査を行った結果、2件の源泉徴収漏れが発見され、源泉所得税加算税として予備費から充用して支払ったものであるとの答弁でした。

委員より、2件の事業主は所得税を税務署に支払われたということかとの質疑に、執行部より、2件とも源泉徴収義務者である大津町のほうに所得税を支払っていただき、その後、大津町が菊池税務署に徴収した所得税と不納付加算税及び延滞税を支払っているとの答弁でした。

総務部総務課関係で、委員より、コミュニティ保険の対象や制度の周知方法について質疑があり、執行部より、地域での美化作業やスポーツ、レクリエーション等でけがをした場合に対象になり、制度については、毎年2回の行政区嘱託員会議で説明し資料も配布している。また、町のホームページにも掲載をしているとの答弁でした。

委員より、申請手続きや期限はあるのか。そして、保険料の支払い実績と今まで掛金を上回るような支払いはあったのかの質疑に対し、執行部より、申請は区長さんの証明が必要となり、申請期限は事故があってから原則14日以内に申請することになっている。26年度の保険料の支払い件数は5件で合計34万4千960円だった。いずれも区の行事等の際のケガであり、保険料はこれまで最高

で1件100万円を支払ったケースがあるとの答弁でした。

委員より、財産管理費でエレベーター保守点検業務についての説明を求めるとの質疑があり、執行部より、町内には13カ所のエレベーターのうち12カ所のエレベーターが三菱製であり、一括して契約している。契約の内容は、消耗品の交換は保守業務に含んでいるが修繕は別料金になるとの答弁でした。

委員より、1カ月4万から5万円で委託しているが10階建ての高層ビルでも同じ金額でできている。独立系の委託業者のほうが安くできるのではないかとの質疑に、執行部より、一括契約する以前は各施設で契約していて、一括で見積りをすることで約25%ほど安くなったが、独立系についてはシンドラ社のエレベーター事故もあり比較検討はしていきたいとの答弁でした。

委員より、老人ホーム跡地の建物解体によって、跡地の活用計画はどうかとの質疑に、執行部より、当初は防災公園を予定していたが、現在は南側の一部を地元の公民館として整備したいとの要望がある。また、残りの土地については、民間へ売却を検討した経緯もあるが、現時点では決まっておらず、引き続き活用計画を模索をしているとの答弁でした。

委員より、普通財産などの土地売却の議会の議決は5千平米以上かつ700万円以上だそうだが、それ以外はどのように売却をしているのかとの質疑に、執行部より、基本的には一般競争入札による公売ですが、土地の形状、面積、買い取り見込みなどの条件によって随意契約により売却する場合もあるとの答弁でした。

委員より、防犯灯、街灯の調査をすることになっていたが結果はどうか。また、LED化の全体計画はどうなっているかとの質疑に対し、執行部より、町内には約5千500基の防犯灯、街灯があり、その位置を図面に種類、電柱番号等を調査して表示をしている。LED化は町中心部を社会資本整備事業交付金で対応している。また、27年度予算で町内約5千500基のうち、3千万円で500基から600基程度をLED化する。残りの約5千基は、社会資本整備事業交付金での対応が困難であるので、当面は通学路などを優先し、玉換え時に順次交換をしていきたいと考えている。

次に、選挙関係で、委員より、危険なポスター設置場所が見受けられるが見直しが必要ではないかとの質疑に、執行部より、近くに移設可能な場所があれば検討したいとの答弁がありました。

委員より、地域防災力活動支援事業について、26年度の実績、そして限度額が10万円では少ないのではないかと質疑に対して、執行部より、26年度実績で3件で29万9千102円であり、まず全行政区に自主防災組織を設立していただきたい。幅広く補助を受けられるように設定をしている。高額な備品などはコミュニティ助成事業や地域づくり支援事業等を利用していただければと考えているとの答弁でした。

次に、総務部総合政策課関係で、委員より、ふるさと寄付金の現状はどうか。また、寄付金の額によってはお礼の品は変わるか。全国的に実績が上がっている自治体はどこかとの質疑に対し、執行部より、26年度のふるさと寄附の状況は106件で123万7千円の実績があった。寄付金の額に応じてお礼の品を変えることはやっていない。全国的な事例では、長崎県平戸市がふるさと寄附ランキング上位であり、平戸市はお礼の品として豊富な海産物が用意されておりそれが好評のようであると

の答弁でした。

委員より、総合情報メールサービスからいもくん便りに、最近、熊本県警の配信するゆっぴー安心メールが転送されてくるが、大津町に直接関係ない情報が一日に複数回届くことがあり、情報が多すぎる感がある。このような状況が続くと必要な情報とそうでない情報の区別が難しくなり、情報の価値の低下に繋がると思われるが、転送範囲を絞ることはできないかとの質疑に、執行部より、からいもくん便りへの情報転送については、当初県が出す大雨洪水警報などの防災情報を住民にタイムリーに届けるための手段として検討してきた。総務課と協議する中で、ゆっぴー安心メールも転送対象に加え、熊本県警とも協議した結果、転送範囲を大津署管内に絞り、県警側で重要、県民に周知したほうがよいと判断した情報は、エリア設定に関係なく県内全域に配信されることになっており、最近そのメールが頻繁に転送されているようである。県警側で県内全域に配信するメールを転送しないことが可能かどうか検討していきたいとの答弁でした。

委員より、地域づくり推進費の地域通貨「水水」について、平成26年度主要な施策の成果の中で、今後新たな制度を検討する必要があるとなっている。具体的な検討はどうかとの質疑に、執行部より、この制度はボランティア活動などの元気づくり活動制度と地域通貨制度を組み合わせた二面的な制度ですが、元気づくり活動のほうは登録者も年々増加傾向にある。しかし、地域通貨としてあまり流通が見られないという現状がある。昨年度から健康づくりを活動対象にしたが、分析をした結果、健康増進活動が対象活動全体の約4割を超えており一番多かった。この健康づくり活動を軸にした制度を検討し、通貨としての部分は見直す方向で現在検討を進めているとの答弁でした。

委員より、元気づくり活動の対象がボランティア活動と健康づくり活動では活動の内容が違うような気がするが実際はどうかとの質疑に、執行部より、新たに対象に追加した健康増進活動の割合が一番多かったが、実際には同じ1人の方が健康づくり活動のみをするのではなく、地域の美化作業や地域安全活動などのボランティア的な活動も一緒にされているケースが多いので、これは複数の組み合わせで報告されている方がほとんどであるとの答弁でした。

委員より、健康増進活動を追加して何か目に見える効果はあるのかとの質疑に、また、制度に係る経費はどのくらいかとの質疑がありまして、執行部より、この制度を活用して健康づくりに努めていただき、健康で長生きをしていただくことで医療費の抑制につながっていくのではないかと考えている。経費については、印刷費や消耗品、団体寄附の換金交付金であり寄附換金が一番多く、その年度で変動があるが、およそ年間30万円から50万円の経費がかかり、そのほかに職員の人件費がかかっていますとの答弁でした。

委員より、経費について1年しか使えないカードを毎年郵送しているのは無駄が多いと思う。今は年度ごとに報告書を発行されていてポイントもその年度分だけだが2、3年続けて使えるようにしたらどうか。そのほうが手間も人件費も軽減される。それから、簡単に組み合わせてメリットがわかりやすく、喜ばれるような仕組みにしてもらいたいとの意見があり、執行部より、制度について今年度見直しを進めていきたいとの答弁でした。

委員より、諸費の中で乗合タクシーの利用状況はどうかの質疑に、執行部より、26年度の1年間

の延べ利用者は7千578人であり、毎年利用者が増加しており、昨年度比15%の増加となっている。特に南杉水区と真木区の利用が多い状況であるとの答弁でした。

委員より、乗合タクシーは半径500メートルの設定により、バス停まで500メートル以内の方は利用地域にならないのでバス停まで歩く必要がある。足腰が弱い高齢者にとっては厳しい条件設定になっていないか。例えば、半径200メートルでもいいのではないかと質疑に、執行部より、乗合タクシーについては、路線バスに変わる公共交通として位置付けており、半径500メートルを基準として位置付けをしている。足腰が弱い高齢者の方などについては介護タクシーの制度もあるが、現在町で進めている公共交通会議において検討を進めていきたいとの答弁でした。

総務部人権推進課関係について、委員より、男女共同参画推進条例の中身の充実について進捗状況はどうかとの質疑に、執行部より、現在、男女共同参画推進審議会の会議を2回開催し、条例の内容について協議を進めているとの答弁でした。

委員より、財政援助団体に関する監査報告書の中で、部落解放同盟大津支部に対する助成金について指摘がなされている。その中で、会計処理全般について不十分な点が多いことや経理書類の内訳明細の整理等について、内訳がわかるような明細をしっかりと残すべきとの指摘がある。これに対して、執行部より、運動体の会計担当者が交代したばかりで事務に不慣れな点もあり、領収書はあるが一部明細が不備なところが指摘されている。平成27年について、引き続き人権推進課から指導していきたい。また、活動費は運動体の規定により、1日5千円、半日3千円、夜間2千200円を支給されている。平成26年度支出額は175万円になっているとの答弁でした。

委員より、人権対策の目的での事業で整備した農業施設などで、現在使われていないものについてはどのようにしているか。実態に合った財産管理を総務部が指導するべきではないかと質疑に、執行部より、それらの施設は行政財産のため農政課で管理しているが、所管課において、現在の利用状況等の実態把握や利用組合との協議を行っている。その結果、もし普通財産に移行することになった場合は総務課で管理していきたいとの答弁でした。

委員より、同和対策事業で整備した施設で、同和地区の名称が規程等にまだ残っている。名称の変更をしなくていいのかとの質疑に、執行部より、同和対策事業で整備した施設なので、規程に同和地区の名称が残っている。今後検討の結果、普通財産に移行した施設について例規の整理をしていきたいとの答弁でした。

総務部税務課関係では、委員より、国土調査修正業務委託として支出しているが、個人からの申し出があれば国土調査の成果を修正できるのかとの質疑に、執行部より、大津町の国土調査は昭和41年から平成2年にかけて実施したが、個人からの申し出などにより国土調査の成果と現状との大きな錯誤が判明した場合には調査の実施主体である町が修正する場合がある。今回は法務局からの指示により修正したものであるとの答弁でした。

委員より、普通旅費について、使途の説明を求めるとの質疑があり、執行部より、旅費の使途はすべて税の徴収、県外への旅費であります。県外徴収に関わる収納実績の合計額は26年度61万7千809円となっているとの答弁でした。

委員より、町税について、近隣や類似町村の収納状況はどうかの質疑に対して、執行部より、現年度、過年度分を合算した収納率について県平均の収納率は93.96%、それに対し、大津町は収納率95.11%で県内45市町村のうち上から13位である。菊陽町は95.51%で11位、合志市は95.48%で12位、菊池市は86.93%で43位となっているとの答弁でした。

以上で、質疑が終了し、討論はありませんでした。

採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、お願いを申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午前12時02分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今回の討論は、認定第1号、平成26年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

平成26年度の一般会計についてであります。この中でとりわけ1点だけ反対の意見を述べておかなければならないと思って討論を行います。平成26年度の一般会計の中でマイナンバー制度導入に向けてのシステムづくり予算が執行され、ご承知のとおり、マイナンバー制度導入は国から強制されてくるものであります。政府による強制とはいえ私たち国民やまた中小企業業者にとっては耐え難いものであり、反対の声を上げざるを得ないと思うわけです。マイナンバー制度は、日本国民1億2千689万人、赤ちゃんから高齢者にいたるまで一人一人に番号をつけて、いわば国家が国民を管理をする制度であります。国民の個人情報であります。税、医療、年金、福祉、介護、労働保険などの情報を収集して、この制度ができあがればその先には金融や保険などの民間にも拡大されかねない状況であります。政府は、このマイナンバーカードが身分証明書にも使える。だから国民には便利になると言っておりますが、顔写真の撮影や照合などなりすまし犯罪の危険が常につきまとうわけです。また、子どもたちにとってはまったく利用価値はありません。とりわけ高齢者にとっては大きな負担となるだけで、これが悪用されればいわゆるオレオレ詐欺の被害どころではないと言わなければなりません。また、消費税増税に合わせて軽減税率の代わりにマイナンバーカードを国民に作らせて使わせて税納還付をするというとんでもない方針が出てきて大変な批判が出ているのはご承知のとおりで

す。またマイナンバーは、中小企業や医療や介護、こうした各地の施設など本人はもちろん家族のナンバーも収集をし、それを管理していかなければなりません。この負担も本当に中小業者にとっては耐え難いものとなることは言われております。さらに、膨大な個人情報流出する危険が常につきまといまいます。日本年金機構の情報が流出して判明しただけでも125万件の情報が漏えいしました。いわゆるコンピュータのセキュリティーをいくら高めようと100%防ぐことは不可能と政府自身が認めているところです。また、仮に完璧にシステムを立ち上げたとしてもこうした情報を取り扱うのは人間であり、人の操作ミスやあるいは故意に情報を盗むそういう人間がおればたちまち大量の情報が流出し、いくら罰則を強化しても情報漏えいの被害を、一度情報が流れ出してから後で修復をすることは不可能であるわけです。既にこうした制度を導入している世界の国々では、情報の漏えい、あるいはなりすまし犯罪などが多発し、制度の見直しや廃止をした国もあるわけです。国民の利便性を高めるというのでありますならば、マイナンバーという共通番号を使わなくてもほかに手段はあるわけです。実際、ドイツあたりではそういう方式をとっているそうでもあります。そういう意味で、国民の利益を守り、中小企業等の不利益を回避するためにもマイナンバー制度は百害あって一利なしだと言わなければなりません。私はこうしたマイナンバー制度の中止を求めて自治体や議会は声を上げるべきであると考えます。そういう意味から平成26年度の一般会計決算の中、マイナンバー関係の決算に反対を表明するものであります。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 認定第1号について、賛成の立場から討論をいたします。

ただいま反対の討論を聞きましたけれども、マイナンバー導入に対するシステムづくりの予算は認めたくないということでありましたけれども、私はこのマイナンバー制度について考えることは、まず一番に考えるのは、我が日本は法治国家でありまして、その国家の成り立ちというものを税でまかなって国を治めているという形がとられています。この税金の徴収につきまして、マイナンバー制度導入による公平で公正なるそういった形が確立されるのではないかなというふうな期待を私は持っております。非常にこのマイナンバー制度によるそういった税制の明確できちんと不平不満がない国家が望ましいものだと思います。そしてまた、このマイナンバーというものが私たちもう既に年金なり何なりです、本当は番号は割り振られているんですね。ただそれを全体統括して一つにすることで誤解が生まれたりとかするかもしれませんけれども、そしてまた、この番号の認証制度というものはあくまでも今後の将来を考えた時にまず第一義的な布石でしかないと思っております。番号はすべての日本国民の方々まったく違う番号を割り振られるかもしれません。そしてまた、氏名、我々の名前、氏名ではどうしても同姓同名がある。そういったものを解消したいということで、整合性はそういった形で別もんじゃないからとやはりその統括できないということがあるかもしれません。今後はですね、顔認証、そしてまた指紋の認証、そういったものに、おそらく高度なものになっていくものと考えられます。ですから、指紋あたりにしましても、それこそ同じものはないというぐらいでありますから、もう既に指紋認証制度というものが実際はいろんな形で使われ初めておりますから、そういったセキュリティーの問題に対しましてもいろんなハッカーがおりましたとしてもですね、や

やはりそれに何もしない手はない。やはり今現在できることをまずやって、そしてどんどん更新していったりよりよきものにしていくべきではないでしょうか。そしてまた、マイナンバー制度の負の部分ばかりでなく、おそらく今後のですね、医療の重なっている部分でそういったものを削除していく。例えばA病院でレントゲンを撮って、B病院に行ってもまたレントゲンを撮るような、そういったものが段々簡素化されて、カルテのですね、共有化が進むとか、そういったことも望まれております。ですから、今後のこの日本をつくっていくためには、そういった技術をどんどん活用するためにもですね、こういったマイナンバー制度は必要になってくると思います。そしてまた、そのマイナンバー制度に対するセキュリティーの強化及び防衛策というものも、国民みんなでいろんな形をとりながら高めていかなければならないと考えます。ですから、何もしない、現状のままやっていったらばいろんなそういったほころびが見えてきているのが現状でありますから、まずは税の公平性というものを高めて、そして国家のそういった土台というものをきちんとする。そして皆様がその土台の上で自由闊達に国民の活動、いろんな仕事なり勉学なりやっていただく。そして、世界に冠たる日本が作り上げられていくというものがやはり望ましいのではないかなと思います。決してハッカーやそういった悪のそういった資質を持った人もおられるかもしれませんが、それに負けてはいけません。それ以上の正義がとおるようにこのマイナンバー制度を通して、そしてより良き制度を構築していったら、世界に冠たる日本が成功の事例をつくるのも一つ期待される場所ではないかなと思います。

以上をもちまして、認定第1号につきましては、賛成の立場を表明いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第48号、大津町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第48号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、大津町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。この採

決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第50号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、大津町外四ヶ市町村共有財産の処分についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成27年度大津町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第52号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成27年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成27年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成27年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成27年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成26年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第1号は各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号、平成26年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、平成26年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定する

ことに決定されました。

次に、認定第4号、平成26年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、平成26年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成26年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、平成26年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第8号、平成26年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

#### 日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

## 日程第 6 発議第 6 号 大津町議会会議規則の一部を改正する規則について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第 6、発議第 6 号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第 6 号提出者津田桂伸君。

○14番（津田桂伸君） 発議第 6 号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則についての趣旨説明を行います。

発議第 6 号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び大津町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

提出者は、議会運営委員会となっています。

提出の理由は、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢を勘案し、出産の場合の欠席届について新たに規定するものです。第 2 条に次の 1 項を加えるものです。議員が出産のため出席できないときは、日数を定め、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

なお、附則で、この規則は、公布の日から施行することといたします。

以上で趣旨説明といたします。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 6 号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第 6 号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって発議第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第7号 ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を  
求める意見書の提出について  
上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第7、発議第7号、ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。発議第7号提出者豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書につきまして、趣旨説明を行わせていただきます。

まず最初に、その案文を拝読いたします。

都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しており、政府機関の調査では東京在住者の40.7%が地方への移住を「検討している」または「今後検討したい」と回答している一方で、「仕事がない」「子育て環境が不十分」「生活施設が少ない」「交通手段が不便」「医療機関が少ない」など多くの問題点も存在しています。

その問題点を解決し、地方への人の流れを作るには、地方においても大都市と同様に働き、学び、安心して暮らせる環境を確保する大きな可能性を持つICT情報通信技術の利活用が不可欠です。また、ICT環境の充実によって、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出による地域の活性化を図ることも可能になります。

そこで、企業や雇用の地方への流れを促進し地方創生を実現するため、どこにいてもいつもと同じ仕事ができるふるさとテレワークを一層促進し、観光など地方への訪問者増加につなげることができる高速情報通信回線網の充実、中でもWi-Fi環境の整備が必要になります。よって以下の事項について要望します。

記

1、ICT環境の充実には、Wi-Fi環境の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線LAN環境の整備促進を図ること。

2、平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。

3、テレワークを活用して新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰するとともにセミナーの開催などテレワーク普及啓発策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

熊本県菊池郡大津町議会議長大塚龍一郎。

提出先は内閣総理大臣をはじめ、記載のとおりです。

引き続き申し上げます。

地域活性化に向け、安心して働き暮らせる環境を確保することが不可欠です。企業や雇用の地方へ

の流れを促進し、地方創生を実現するためにふるさとテレワークを一層促進し、またそれと同時に、地方への観光客や訪問者増加につながるWi-Fi環境の整備などを促進することも合わせて強く求めたいと思います。

議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議7号、ICT利活用による地域活性化とふるさとテレワークの推進を求める意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第59号 あげぼの団地1号棟改修工事（建築）請負契約の締結について

日程第9 同意第2号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長（大塚龍一郎君） 日程第8、議案第59号、あげぼの団地1号棟改修工事（建築）請負契約の締結について及び日程第9、同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。議案第59号及び同意第2号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号及び同意第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご議決、ご認定をいただき誠にありがとうございました。

続きまして、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、あげぼの団地1号棟改修工事（建築）請負契約の締結についてでございます。

この物件は、7月2日に条件付き一般競争入札の公告を行い、8月21日に入札を実施いたしました。入札の結果、議案第59号、あけぼの団地1号棟改修工事請負契約の締結については、肥後木村・恵建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字大林310番地、肥後木村組株式会社代表取締役、澤村奈古様と1億1千664万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございます。

議案第59号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、委員の首藤誠治様が平成27年9月24日をもって任期満了となられますが、引き続き、菊池郡大津町大字大津263番地の13、首藤誠治様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。

首藤誠治様は、平成23年9月から大津町教育委員として、平成26年3月からは委員長職務代理者として教育委員会活動の充実に努められております。また、地域における児童生徒の交通安全街頭指導ボランティア楽善区防犯パトロール隊長、楽善自治会副会長としても活躍しておられ、人格は高潔で、教育、学術、文化に関する高い見識を持っておられ、引き続き、教育委員会の委員として適任と存じます。

教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、人事案件以外につきましては、所管部長をして詳細説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 議案第59号、あけぼの団地1号棟改修工事（建築）請負契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

追加議案集の1ページと2ページ、追加議案説明資料集は1ページから2ページになります。

今回の工事請負契約案件はあけぼの団地の改修工事ですが、工事の概要等につきましては後ほど土木部長が説明をいたしますので、私からは入札関係について説明をいたします。

大津町一般競争入札等に係る事務手続き処理要領に基づきまして、条件付き一般競争入札により実施をいたしました。

説明資料集の1ページをお願いいたします。建設工事の種類は建築一式で特定建設工事共同企業体への発注工事とし、大津町特定建設工事共同企業体事務取扱規定に基づきまして、共同企業体への構成員数は2者もしくは3者としております。代表構成員は町格付建築Aとし、構成員2及び3はそれぞれ町格付建築BまたはCとしております。

営業所の所在地は、代表構成員、構成員2、3とも町内に主たる営業所、本社を有することとしております。

施行実績に関する事項では、代表構成員は平成17年度以降、元請けとして日本国内において完成したRC造りの建築一式工事で、請負金額が3千万以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有することとしております。また、配置予定技術者に関する事項で、その資格要件として代表構成員は①左記の「施工実績に関する事項」同等以上の実績を満たす工事で監理技術者、主任技術者または現場代理人としての施行経験を有すること。②建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するもの。③当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が連続して3カ月以上ある者。このすべての条件を満たす技術者を選任で配置できることとしております。

平成27年7月2日に条件付一般競争入札の公告を行い、入札参加資格を確認し、8月21日に入札を行いました。

2ページをお願いいたします。入札結果についてご説明をいたします。

入札参加者は5者で入札参加者及び出資割合、入札金額、入札比率につきましては記載のとおりでございます。

入札の結果、肥後木村・恵建設工事共同企業体、代表者、菊池郡大津町大字大林310番地、肥後木村組株式会社代表取締役澤村奈古様が1億8百万円で落札され、契約金額は1億1千664万円となっております。工期は議会議決承認を経て、町長が契約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から、平成28年3月15日までとしております。なお、予定価格につきましては、左下に記載のとおりです。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長大塚敏弘君。

○土木部長（大塚敏弘君） 皆さん、こんにちは。あけぼの団地工事改修工事の概要についてご説明申し上げます。改修内容についての説明を行います。

追加議案説明資料の3ページをお願いいたします。まず、内部改修についてでございますけども、左側が改修前、右側が改修後になります。浴室のユニットバス化、トイレ床のバリアフリー化、南側サッシの2重ガラス化を行い居住性の向上を目指します。また、トイレ及び浴室には手すりの設置を計画しております。床の改修範囲は青色の部分でございます。この床下部分で給排水管及びガス管の更新を行う予定でございます。

外部改修についてご説明申し上げます。4ページ、5ページをご覧くださいませ。4ページが北側の面でございます。5ページが南面の改修ということになります。外壁の劣化が進んできているため、今回の工事において劣化部分の補修を行います。また、結露がある内部からも躯体の劣化が進んでいる状態です。この内部の結露の原因は建物全体の断熱性能の不足がひとつの要因として挙げられておるため、今回の工事に置いて屋根面、東西面及び北面に断熱材の施行を行います。南面は窓の面積が大きいため、壁の断熱より窓の断熱を行ったほうが効率が良いため、窓を2重ガラス化する方法を選択いたしましたところでございます。断熱材の施工を行うことにより、室内の温熱環境も改善され、省エネへの貢献も期待できるところでございます。さらに、外壁に断熱材を施工する外断熱工法を採用しており、外壁が断熱材によりカバーされるので、これ以上の外壁の劣化は進行しません。

ベランダの改修内容でございますが、現在、ベランダの表面から雨水が浸透してベランダ床内部の

劣化が始まっております。このため、劣化の補修及び樹脂防水の施行を行います。ベランダ側の壁面は防水塗装工事を行う予定でございます。

以上が建築工事の改修の内容となりますが、別工事で電気設備工事、機械設備工事は発注予定です。給排水管及びガス管の更新、3点給湯の実施、電気幹線の改修等を予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ただいま説明を受けました、議案第59号、あけぼの団地の件についてでありますけれども、質疑いたします。

公共施設等総合管理計画、一般質問しましたけれども、この中を今見ております。その中で公営住宅の状況が示されておまして、あけぼの団地につきましてはですね、既設コストあたりが非常に高くなっております。たくさん公営住宅はありますが、この工事によってですね、今後の言うなら管理コストが新しく更新することによって下がってくる見込みだということが言えるのかですね。結局、今年の3月に出されました公共施設等総合管理計画書の中においては、そういった更新を進めながらコスト削減をやっていくということが明記されているんですね。ですから、この59号関係のですね、工事をするによって、この管理計画に沿った内容になっているかということを確認いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長大塚敏弘君。

○土木部長（大塚敏弘君） 永田議員の質疑にお答え申し上げます。

今回、あけぼの団地の改修計画でございますけれども、あけぼの団地は基本としては一応50年という形態をもっているところでございます。今回この長寿命化計画に基づきまして、外壁、一部内装等々の工事を行いますので、長寿命化計画に基づきまして、これから約20年を伸ばすというかたちで計画、約70年を目標としてますので、その部分の劣化の部分については今まで補修として修繕料として今まで相当の量の予算を費やしておりますけれども、今後その分についての修繕の予算的なものは必要なくなるということで今後20年間の長寿命化にマッチするという形で今回計画したところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） ただいま答弁いただきまして、今部長、これ持っておられます。ないですか。104ページちょっと見ていただきたいんですが。ない。

再度質疑いたしますけれども、この管理計画書の中をよく見てみますればですね、皆さん持っておられないということだったんで、104ページあたりですね、公営住宅施設コスト比較という表があるんです。この棒グラフにしてありますけれども。実はですね、突出してあけぼの団地というのは高いんです。ですから、そういったことを考えますれば、こういったですね、修理計画というものも平準化を目指さなければならぬ。ただ、最初建てたときから鉄筋コンクリートですか。ああいったものは逆にコストがかかるよという表ではないかなと。そういったものをやっばきちんと管理してですね、例えば、今度このコストがかかったとしてもこの工事によって収入増が見込める。それに収

入増が見込めるならばコスト下がりますよね。もちろんその収入が入ってくるんで。そういったことについての資金の流れ的なものっていうものはコスト減につながるのか。再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長大塚敏弘君。

○土木部長（大塚敏弘君） 資金の流れについてご説明申し上げます。

今回機械設備等々も入れまして約1億7千万円の1棟あたりする計画でございますけれども、今回これは事業自体は前回も説明したように、国の補助金等、一般財源等でやりますけれども、今後の歳入計画でございますけれども、約大体3千円から4千円程度の収入増と。一戸当たりですね。大体約20年間換算しますと大体起債も含めましてですね、大体1億7千万円でいきますと、大体トントンぐらいの収入増をしておりますので、トータルバランスからしますと20年間のコストパフォーマンスとしてはプライマイゼロということになりますので、それにつきましては修繕代がその分になりますので、その分については長寿命化になるという形の判断をしているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 私のほうからは、今回条件付のですね、入札の契約でございます。その技術者の専任のことでちょっと伺いたいと思います。これはもちろん建設法に従ってということであったと思うんですが、資格審査を受けられてからですね、配置予定技術者の条件付でされたということで確認をされているかと思えます。その契約後ですね、施工中もしも、こういうことはないと思えますけれども、監理技術者もしもですね、障害があられたりとか、亡くなられたりとか、退職したとかいうような不在が起きた場合に、途中でですね、交代することができることでしょうか。それとそういう基準の中でどのように対処されるのかということ、2点お伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長田中令児君。

○総務部長（田中令児君） 配置予定技術者に関する件でございますけれども、入札参加資格のときに配置を予定する技術者の名前、またその資格者証等については事前に出していただいておりますので、確認をしておるところでございます。そのあと入札をしまして、実際契約をされたところのこの技術者の方が病気をされたりとか、そういう部分になれば、もう当然継続してこの方ができないというはっきりした理由があれば、次の同じような技術資格を持った方が配置をしていただけて続けると。原則はこれでやるということで入札を受けられておりますので、この原則は当然なんですけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり、どうしても不可抗力で病気とかケガとかそういうことで続けることができないという場合については、同様の資格をもった方が引き継ぎされるということを考えております。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） あけぼの団地の5階建ての建物で外壁工事なんですけど、いわゆる外断熱工事で内部の劣化を防止するということですが、どういう工法なのかちょっと詳しく説明を願いたい。

また近隣にですね、こうした事例があるのかどうか。2点お尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長大塚敏弘君。

○土木部長（大塚敏弘君） 荒木議員の質疑にお答えします。

外壁につきましては、透湿性式外断熱システムと言いましてですね、外壁の断熱性の不足により室内の結露が問題となっているところでございますので、今回の改修では外側から断熱材の施工を行う工法を選択しておるところでございます。室内から行う断熱改修に比べて入居者の負担が少ないこと、また接着工法のため施工時の騒音が少ないことがメリットでございます。施工箇所は東西面及び北側の外壁です。ベランダ側はサッシ部分の面積が大きく、窓面が少ないことから外壁の断熱よりもサッシの断熱性の向上をさせたほうがよいということで判断したところでございます。このため南への断熱改修は行わず防水塗装改修ということになります。いわゆる内壁は透湿性式外断熱システムということで、これは福岡のほうで使われている工法でございまして、今回この工法がですね、国のですね、この事業がモデル事業ということになりましてですね、これが相当進んでるということで今回この外壁のシステムを取り入れることにつきましてですね、国のほうのモデルということですね、事業のほうで歳入のほうが少しちょっと大幅にくるということでございます。以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 実際の事例をご覧になられたのか、それから寿命を20年延ばすということではありますが、私もそういう工法はまだ見たことがないんで20年本当にもつのか、途中で壊れちゃったという場合の保証があるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長大塚敏弘君。

○土木部長（大塚敏弘君） この外壁塗装につきましては福岡の先進事例がございましたので、うちの担当係長と担当者をですね、2人そちらのほうに出張させましてですね、現地を見まして、施工業者及びそちらのほうの市の担当者とも協議させましてですね、十分耐え得るということの判断をもらいましてですね、その結果を国のほうに送ってですね、国のほうからモデル化事業ということの結果をもらいましたので、十分20年耐えうると考えておるところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号、あけぼの団地1号棟改修工事（建築）請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第59号は原案とおり可決されました。

次に、同意第2号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第4回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後1時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年9月18日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 佐藤 真二

大津町議会議員 松田 純子